

第41集

日本労働年鑑

1971年版

THE LABOUR YEAR BOOK OF JAPAN 1971
VOL. XXXI

法政大原社会問題研究所

COMPILED BY

OHARA INSTITUTE FOR SOCIAL RESEARCH

HOSEI UNIVERSITY, TOKYO, JAPAN

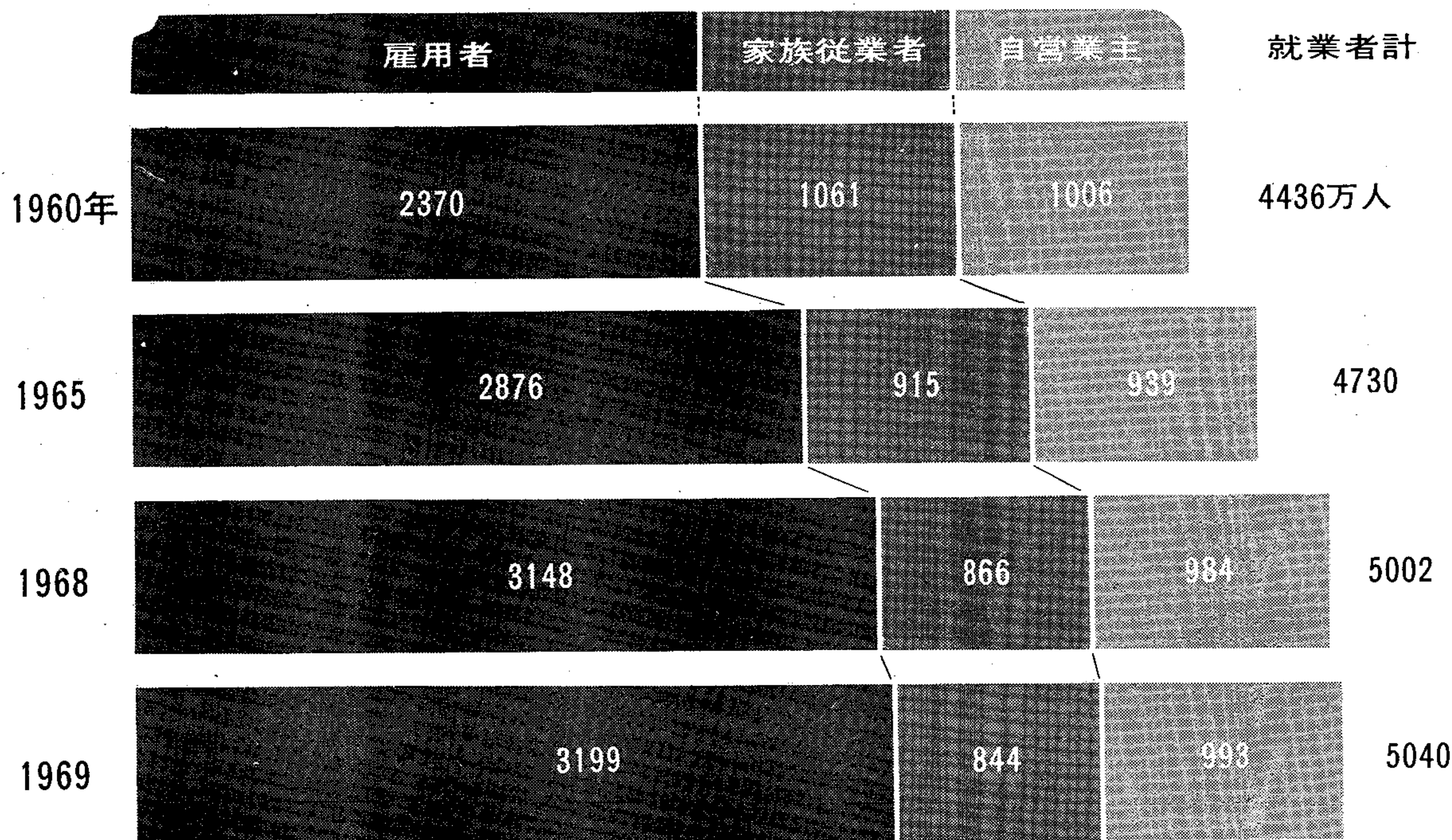
労働旬報社

山村書文庫
1976

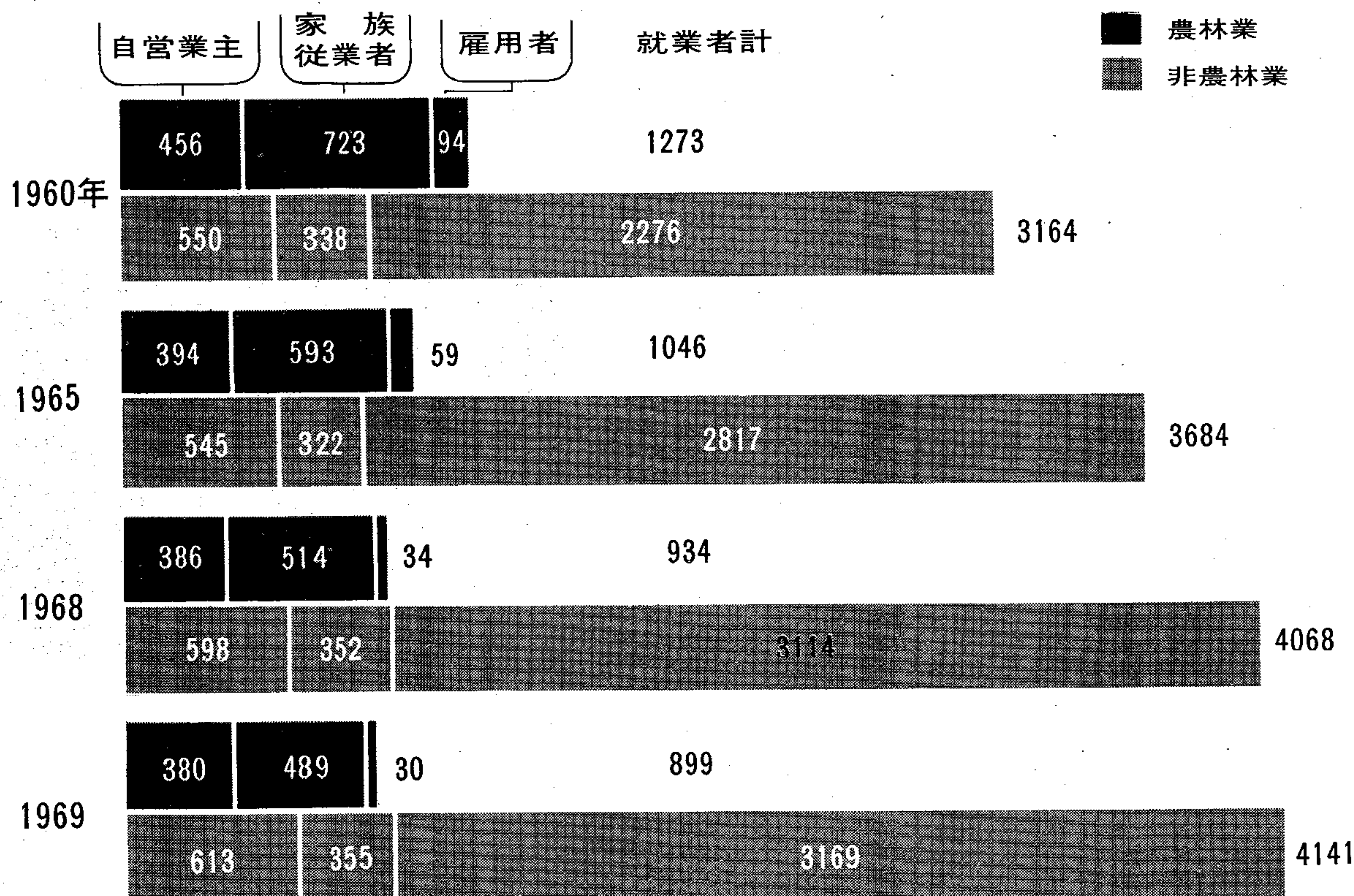


●増大する賃金労働者

(A) 就業者構成



(B) 農林業、非農林業就業者構成

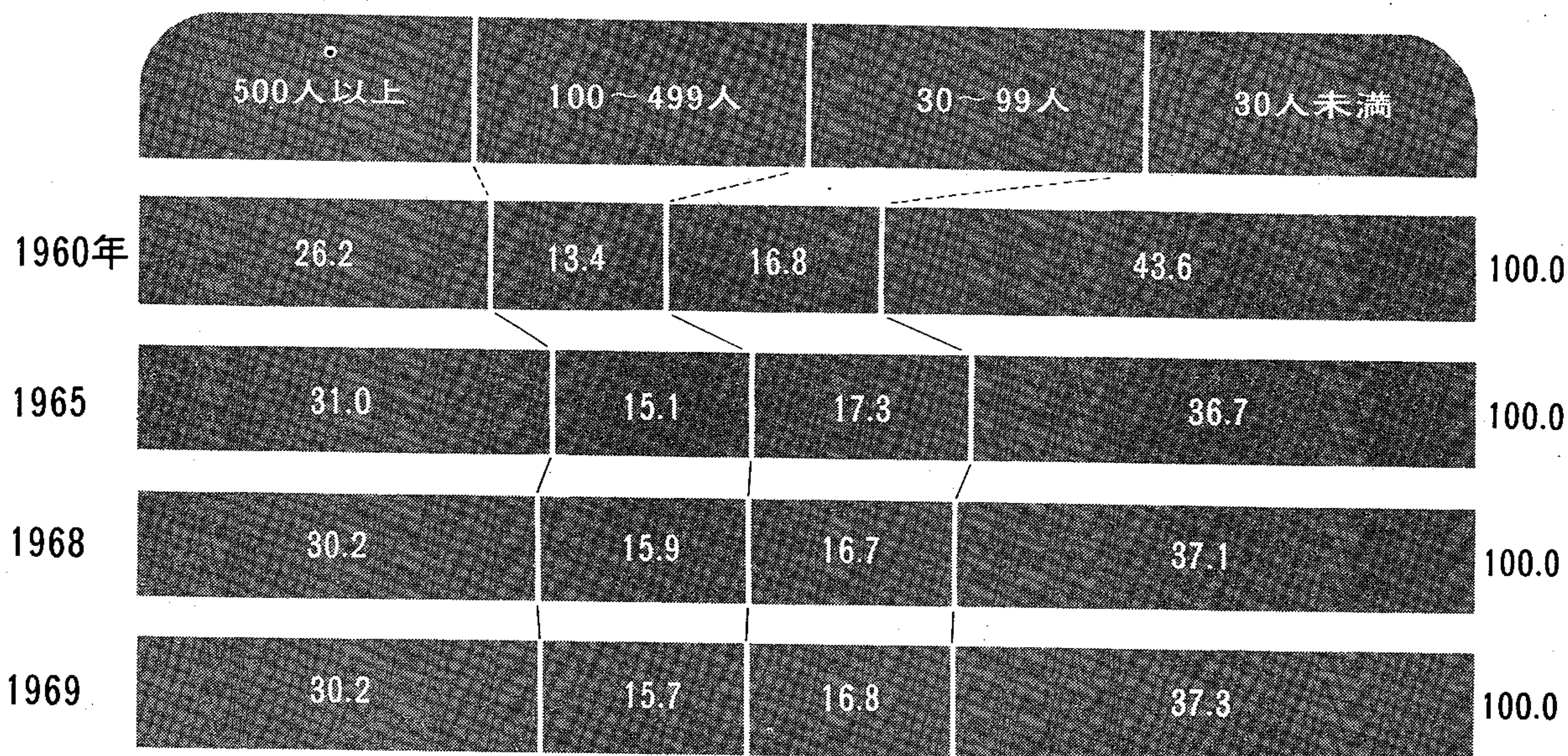


〔備考〕 総理府統計局「労働力調査」による。

●賃金労働者は近年いちじるしく増大している。1960年には全就業者のうち約53%を占めたにすぎなかったのが、1969年には63%以上を占めるにいたった。

●労働者の大多数は中小零細企業で働いている

雇用者の企業規模別構成（非農林業）

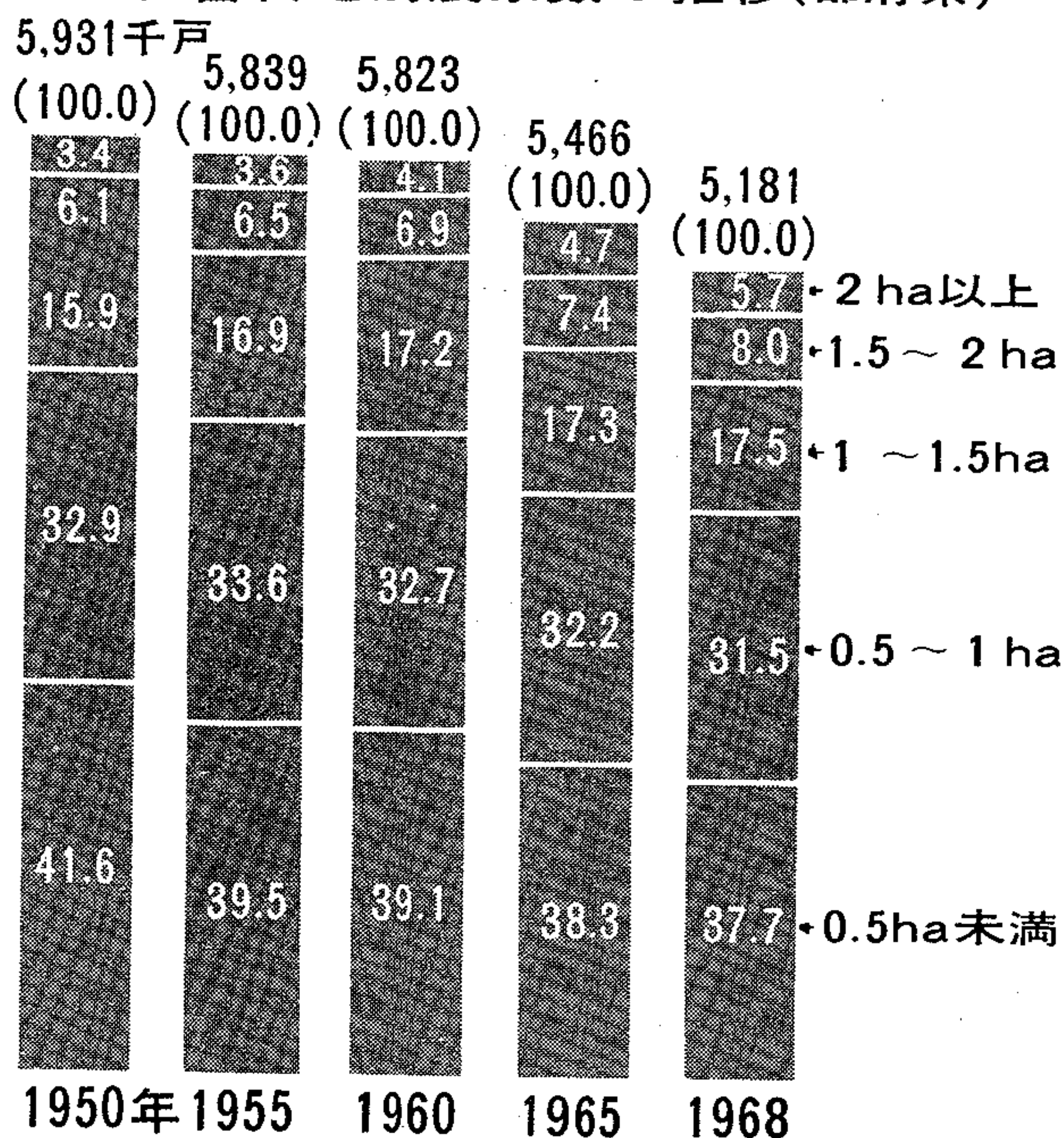


〔備考〕 1) 民間企業雇用者の規模別構成。

2) 総理府統計局「労働力調査」による。

●減少する農家

経営耕地別農家数の推移(都府県)

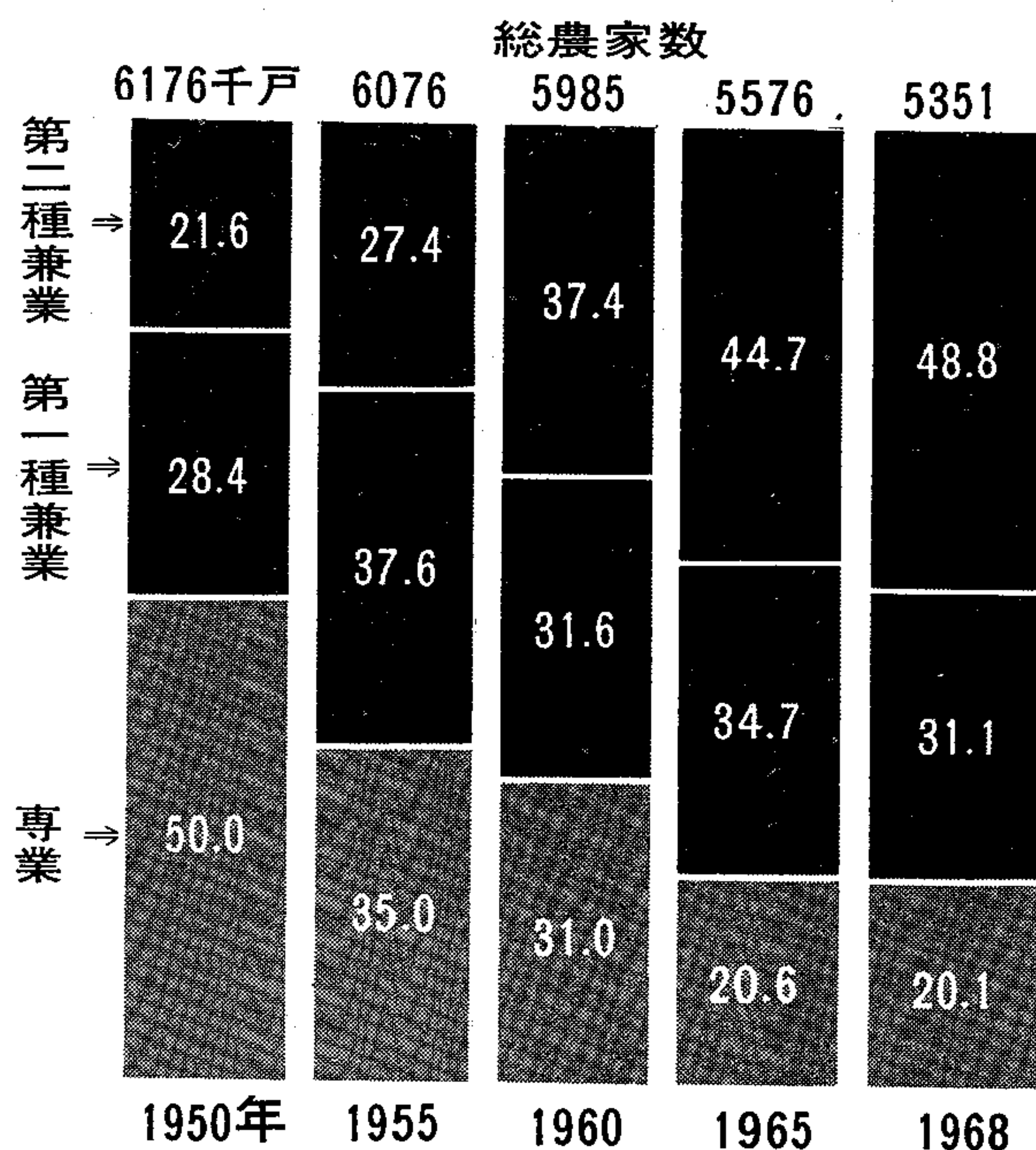


〔備考〕 1) 1968年は12月1日現在、他の各年は2月1日現在。
2) 農林省統計調査部「農業調査結果報告書」により作成。

●農民層は急速に分化しつつある。農家数、農家人口は全体として減少し、2ヘクタール以上の経営規模をもつ農家だけが一貫して増加する傾向にある。

●兼業化する農家

専兼業別農家数の推移(全国)

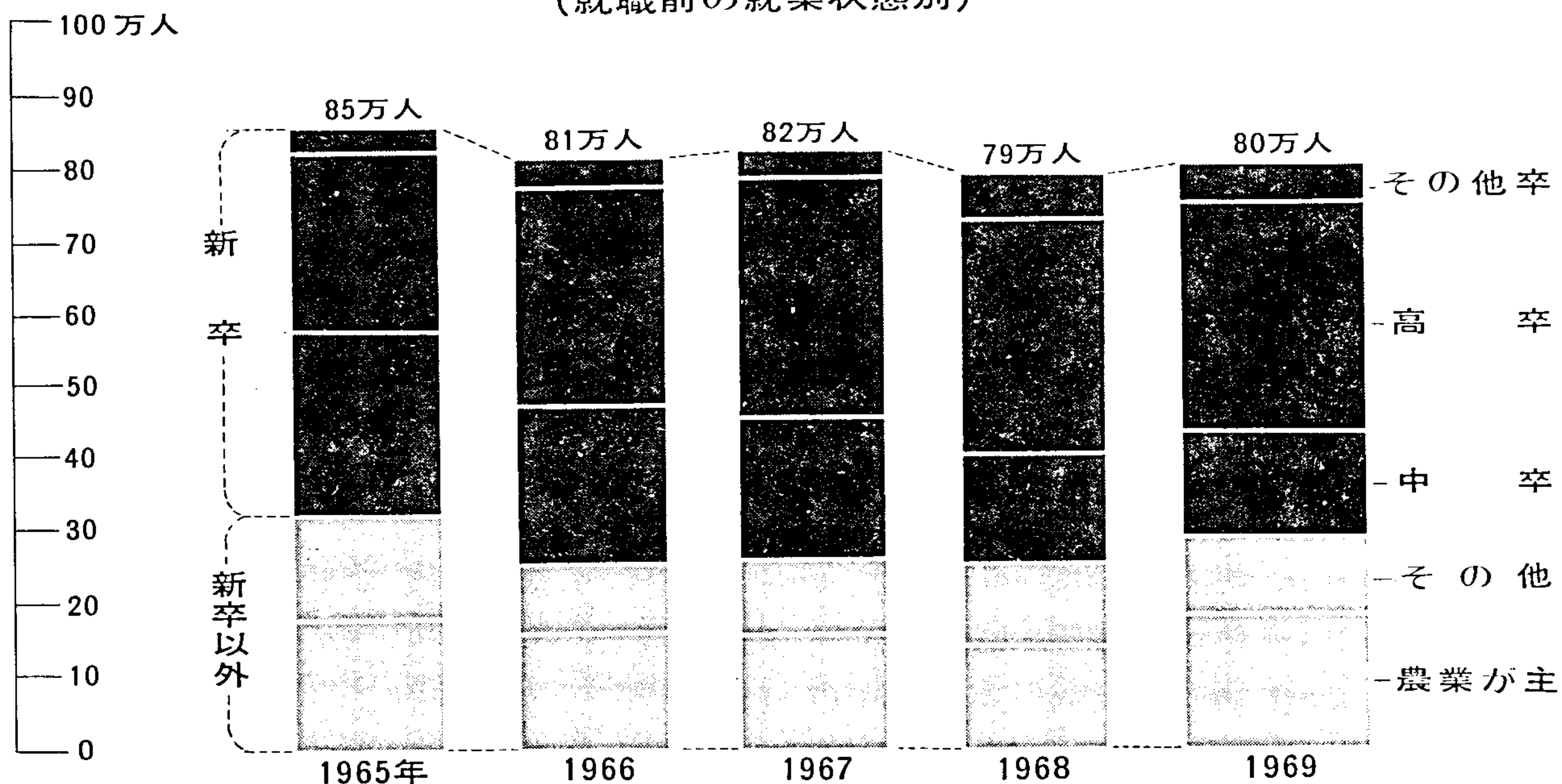


〔備考〕 1) 1950年は2月1日現在、他の各年は12月1日現在。
2) 農林省統計調査部「農業調査結果報告書」により作成。

●1950年には農家の5割が農業に専念していたが、68年末には、専業農家はわずか2割となり、賃労働収入を主とする第二種兼業農家が5割近くに達している

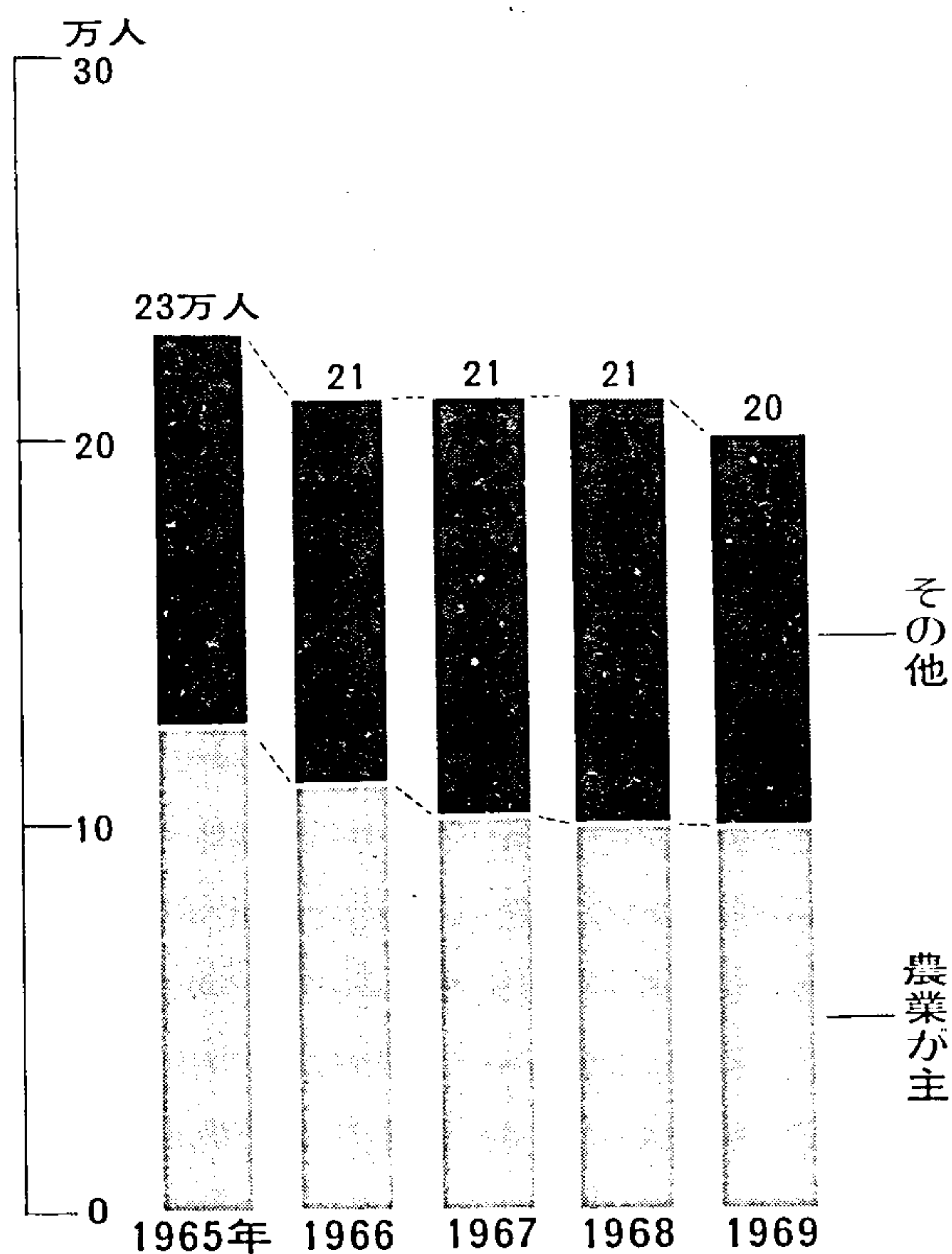
● 涸渇する労働力源としての農村

他産業へ就職した農家世帯員
(就職前の就業状態別)



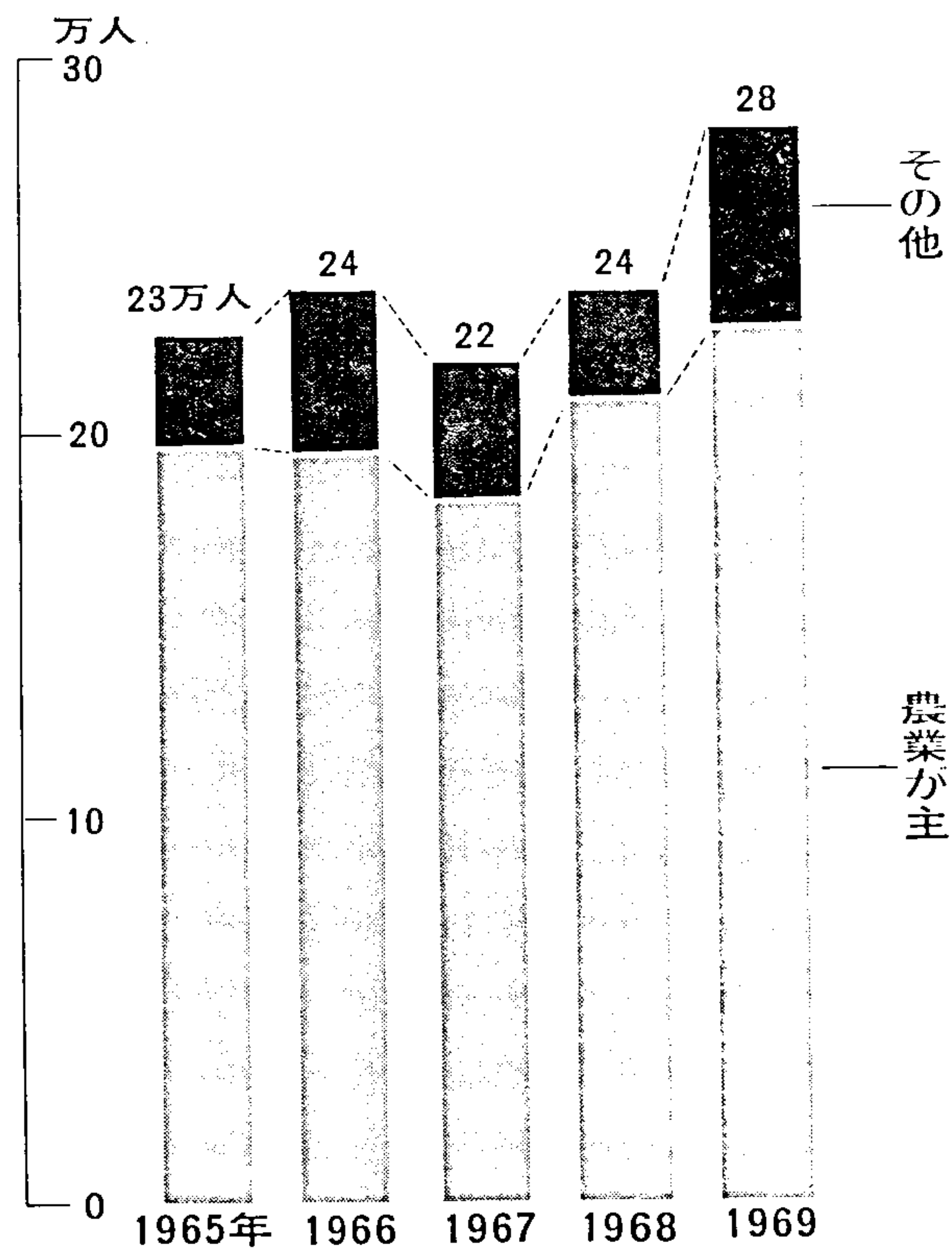
● 他産業から離職した農家世帯員

(離職後の就業状態別)



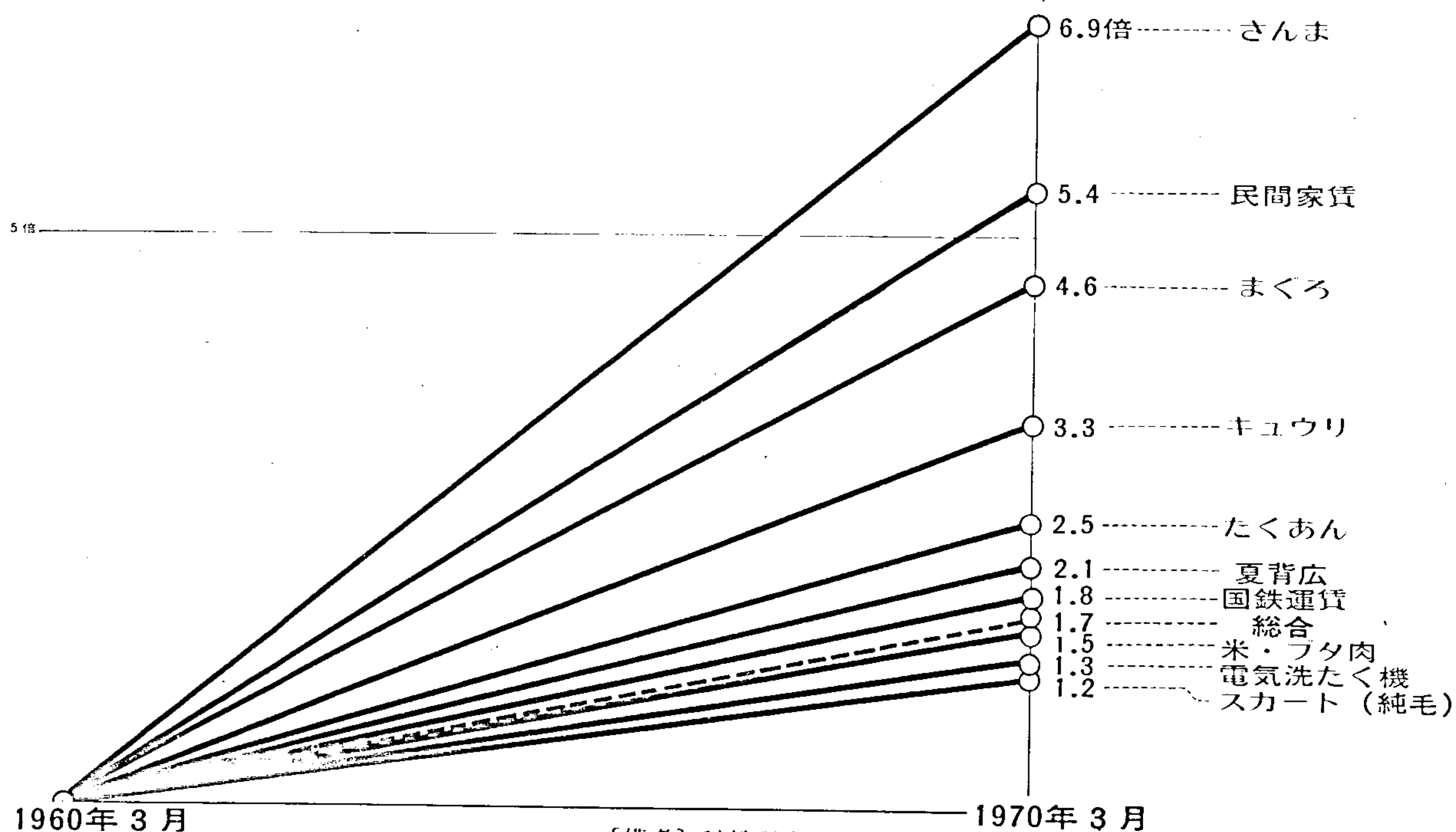
● 出かせぎに出た農家世帯員

(出る前の就業状態別)



● 農村からの労働力流出量は1965年をピークに、その後減少・停滞している。しかし、労働条件の劣悪な出かせぎは最近増加している。

○10年間ににおける物価の急騰



〔備考〕 1) 総理府統計局調べ

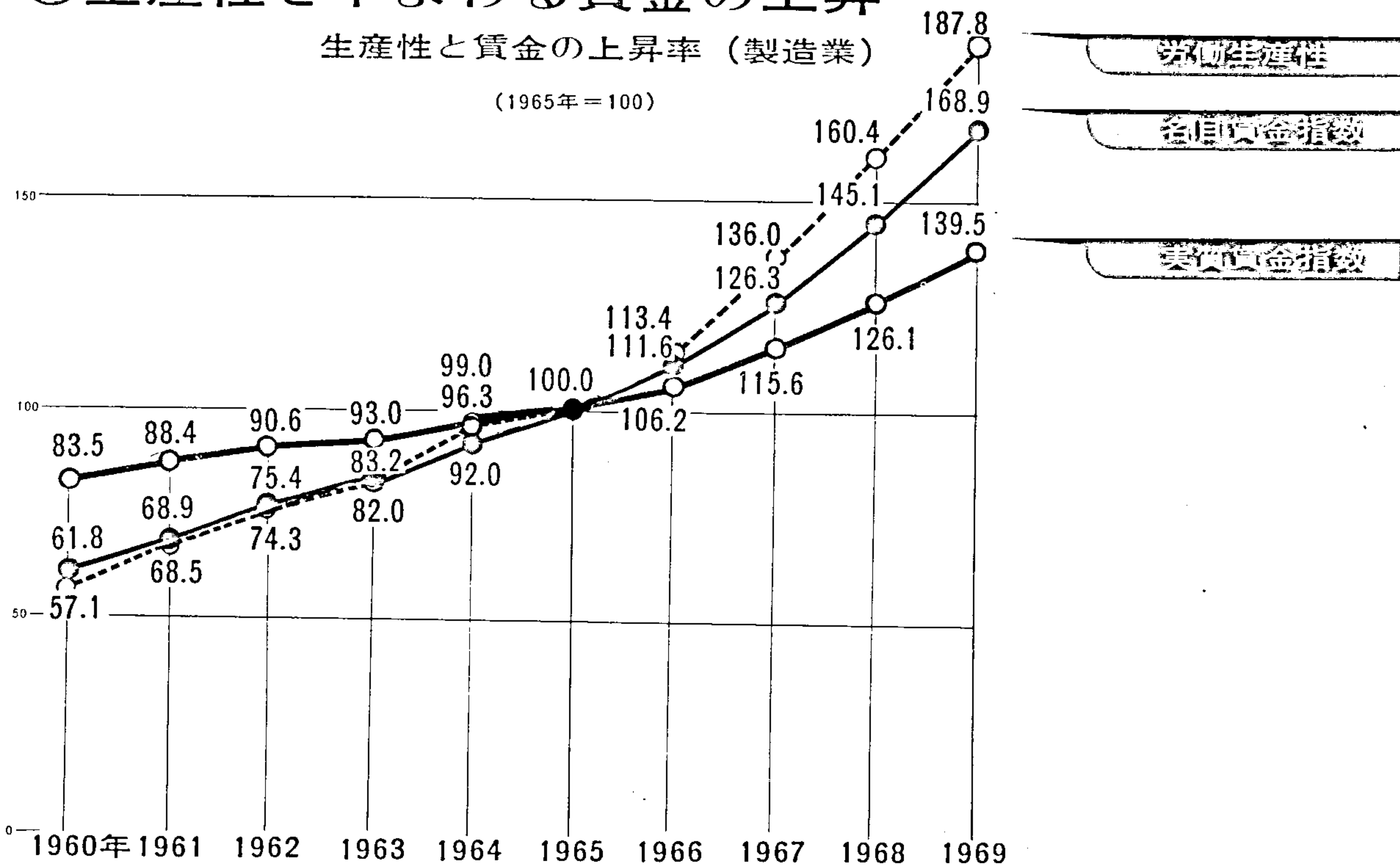
2) 東京都内における60年3月と70年3月の価格を比較したもの。

○総合物価指数はこの10年間に1.7倍になったにすぎないといわれるが、消費者の実感はこれをはるかに上回るものがある。

○生産性を下まわる賃金の上昇

生産性と賃金の上昇率（製造業）

（1965年＝100）



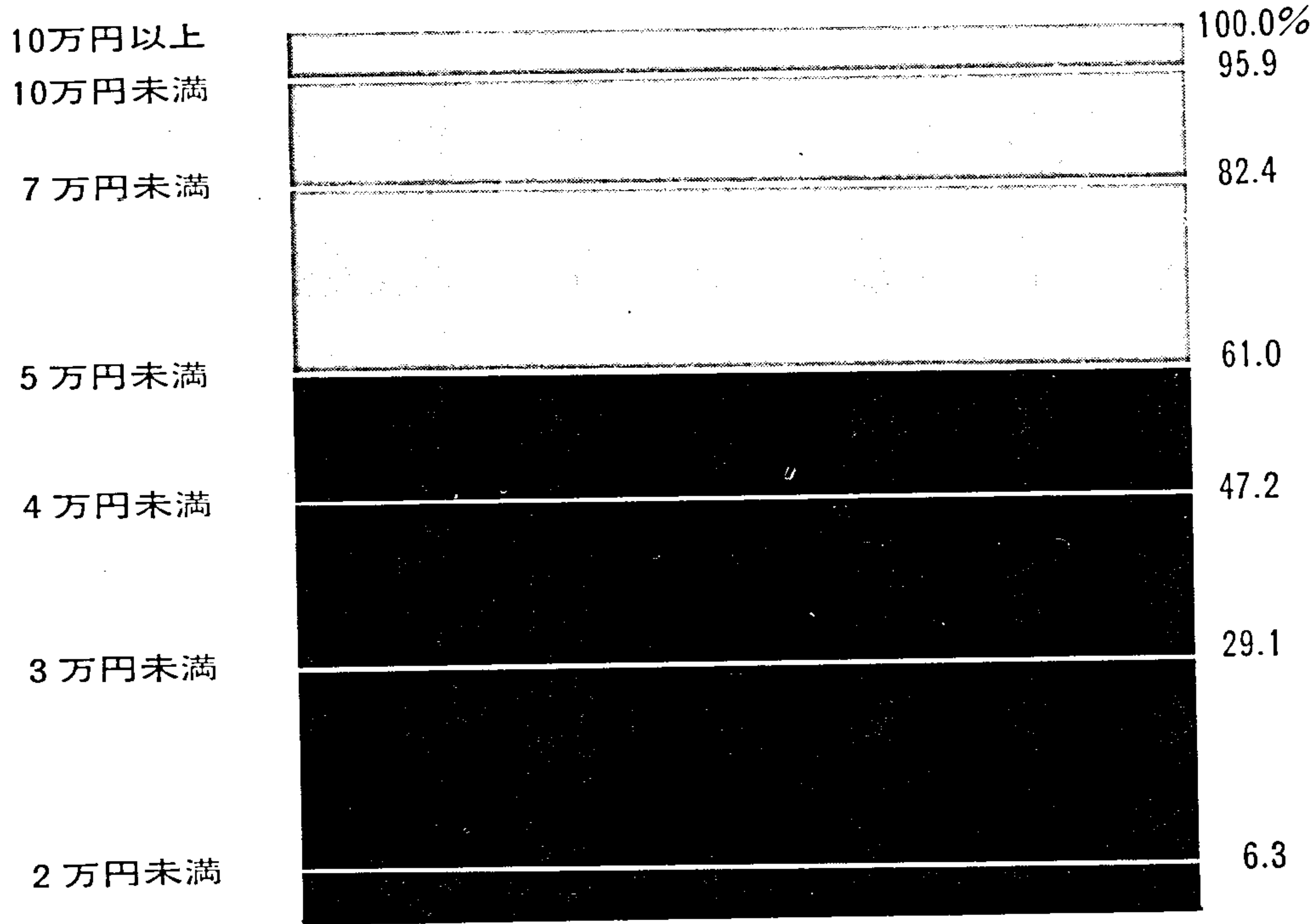
〔備考〕 1) 生産性指数は日本生産性本部算定指数。

2) 賃金指数は「毎月勤労統計」の常用労働者1人平均月間現金給与総額を指数化したもの。

○一時期、生産性を上まわって賃金が上昇しているかのようにいわれた。たしかに名目賃金については統計上、そういえた時もある。だがこの数年、実質賃金はもちろん名目賃金でさえ生産性の上昇に追いついていない。

○製造業労働者の61%が月収 5 万円以下

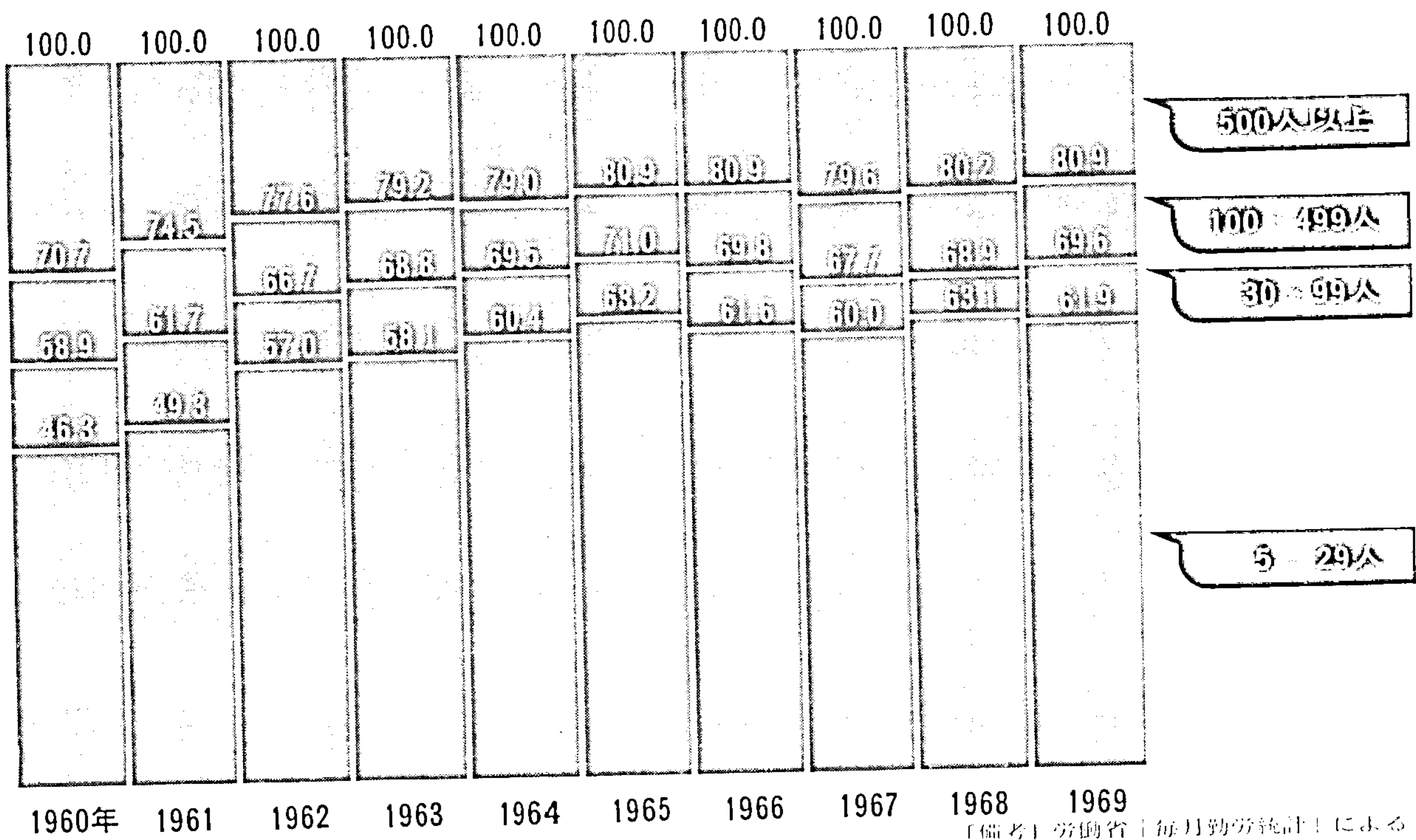
賃金階級別労働者構成比（累積）



〔備考〕労働省「賃金構造基本統計」による。

○製造業労働者は、1969年に、その約30%までが月収3万円以下であり、61%までが月収5万円以下であった。

○製造業における企業規模別賃金格差の動き

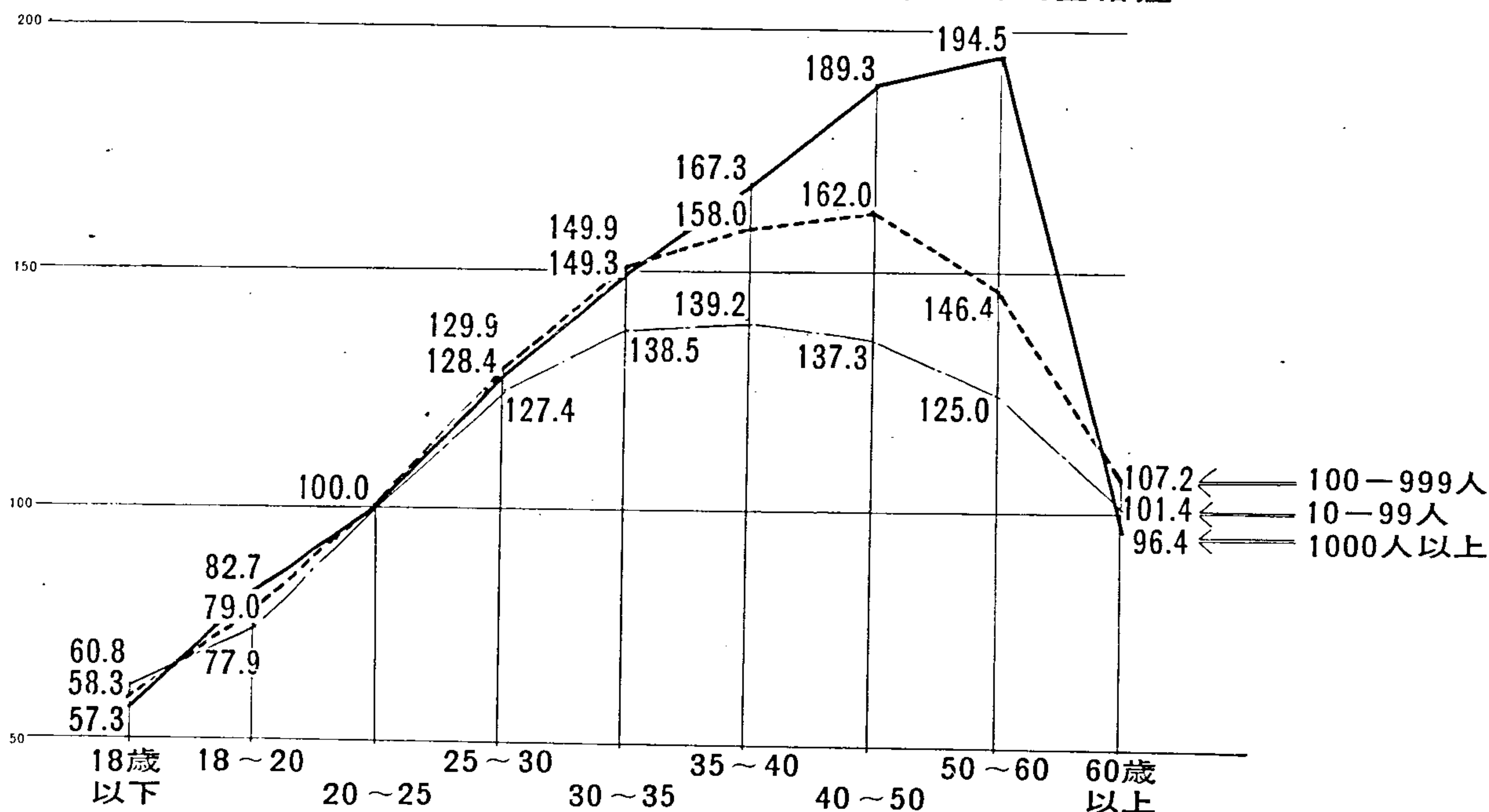


〔備考〕労働省「毎月勤労統計」による

○企業規模別賃金格差は、この10年間に縮小傾向を示してきたが、99人以下の零細企業ではこのところ頭打ちの傾向がみえてきたように思われる。

●縮小する年齢別賃金格差

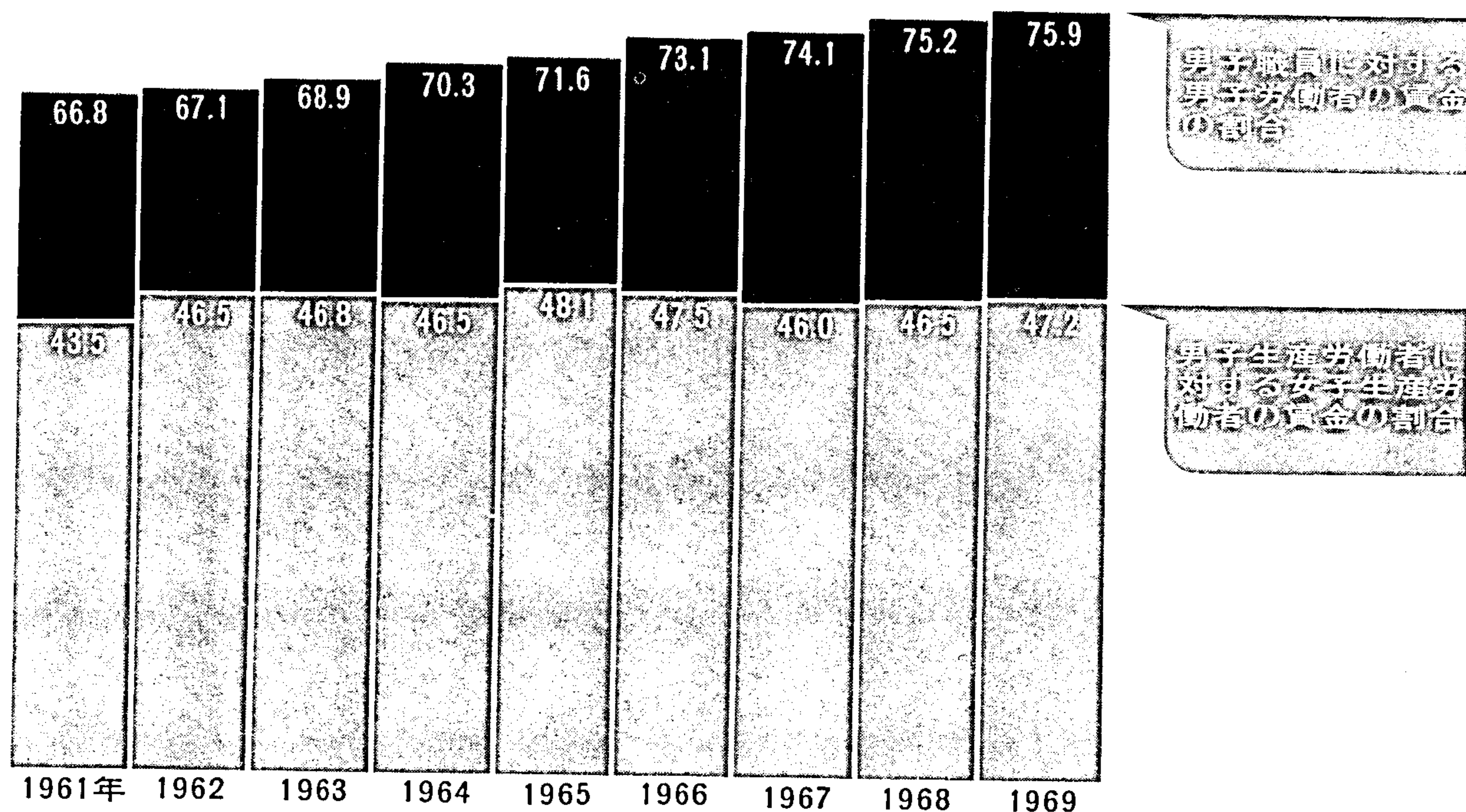
企業規模別にみた製造業における年齢別賃金格差



〔備考〕労働省「賃金構造基本統計調査」による。

●初任給の上昇にともなってこのところ大企業・中小企業ともに年齢別の賃金格差は縮小傾向をしめしてきた。だが1000人以上の規模では35歳をすぎてもなお賃金は上昇するのに、99人以下の規模では、35歳をすぎれば賃金の上昇がほとんどストップするという従来の企業規模別特徴は、そっくり残っている。

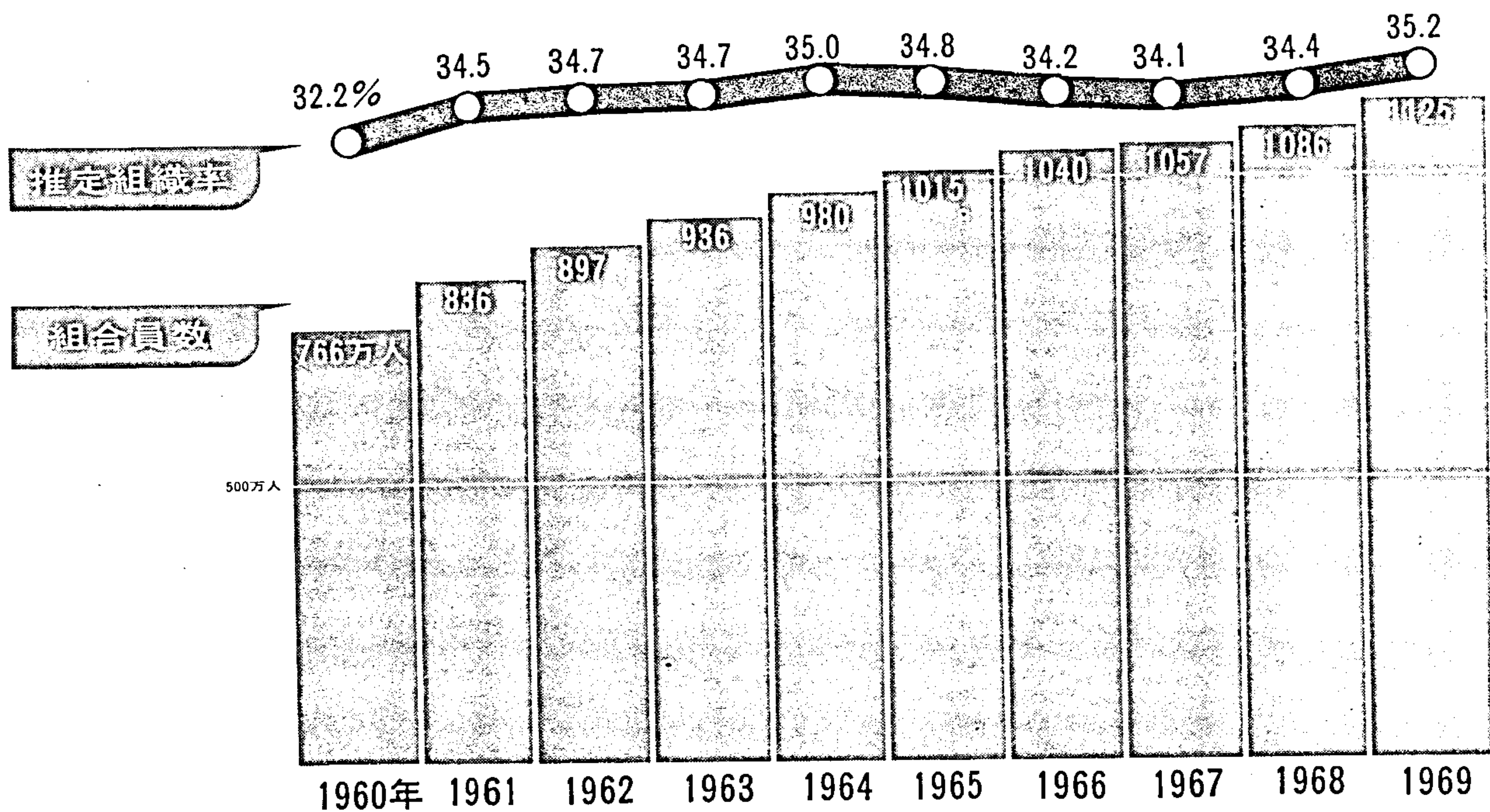
●製造業における労職・男女別賃金格差の推移



〔備考〕労働省「毎月勤労統計」による。

●労職別賃金格差は、近年明らかに縮小傾向をたどっている。生産労働者のうちの男女別格差も、一進一退をしめしつつ縮小している。

●労働組合員数と組織率

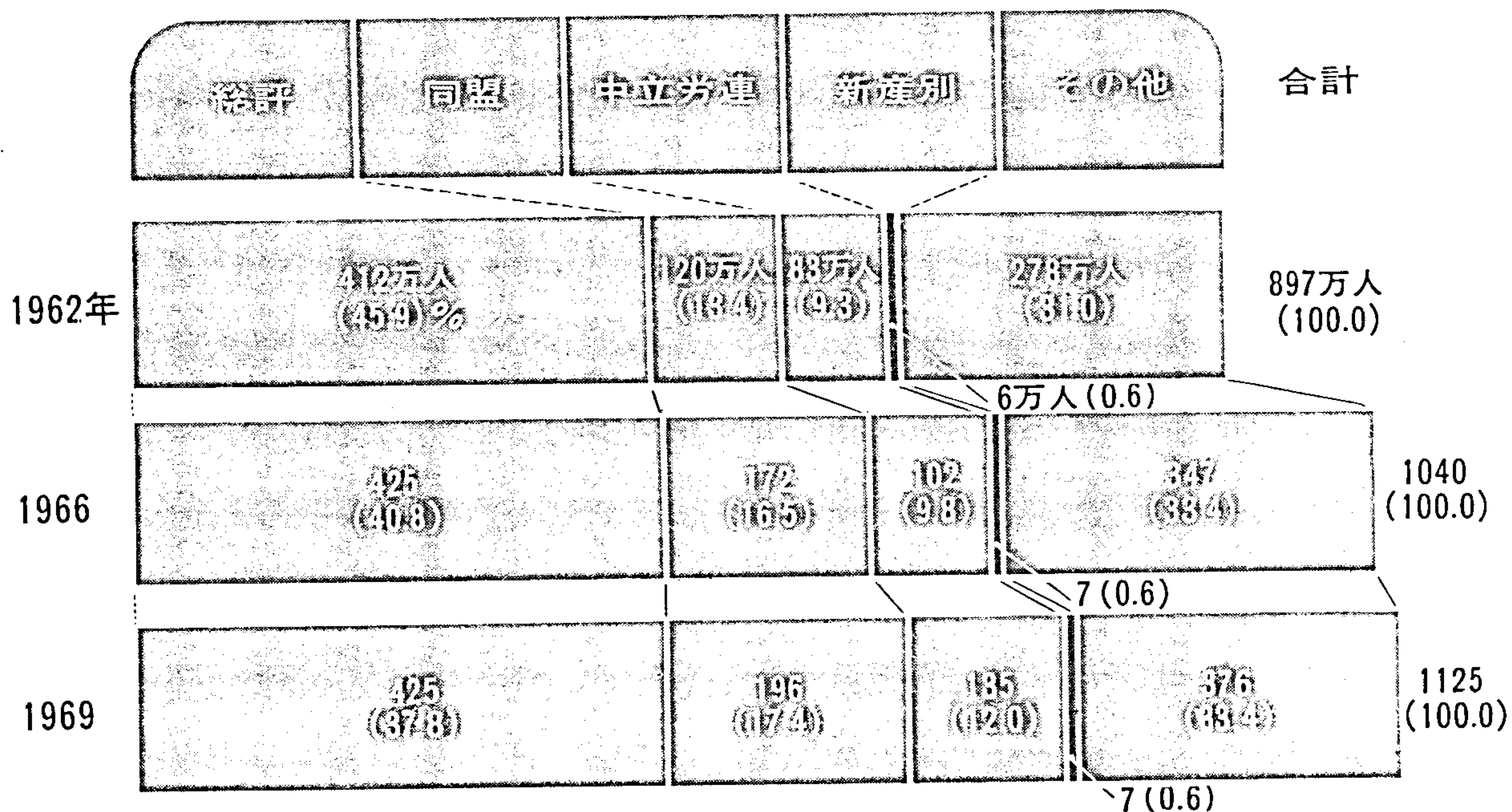


〔備考〕 1) 労働省「労働組合基本調査報告」による。

2) 推定組織率の数字が本年鑑第40集の巻頭図表のそれと異なることについては本年鑑Ⅱ-Iの1を参照のこと。

●わが国の労働組合員数は1965年に1000万人をこえ、1969年6月末現在で約1125万人に達した。これは資本主義国ではアメリカにつぐ数である。組織率の35.2%も、イギリスに及ばないまでも西ドイツに匹敵し、アメリカをはるかにしのいでいる。

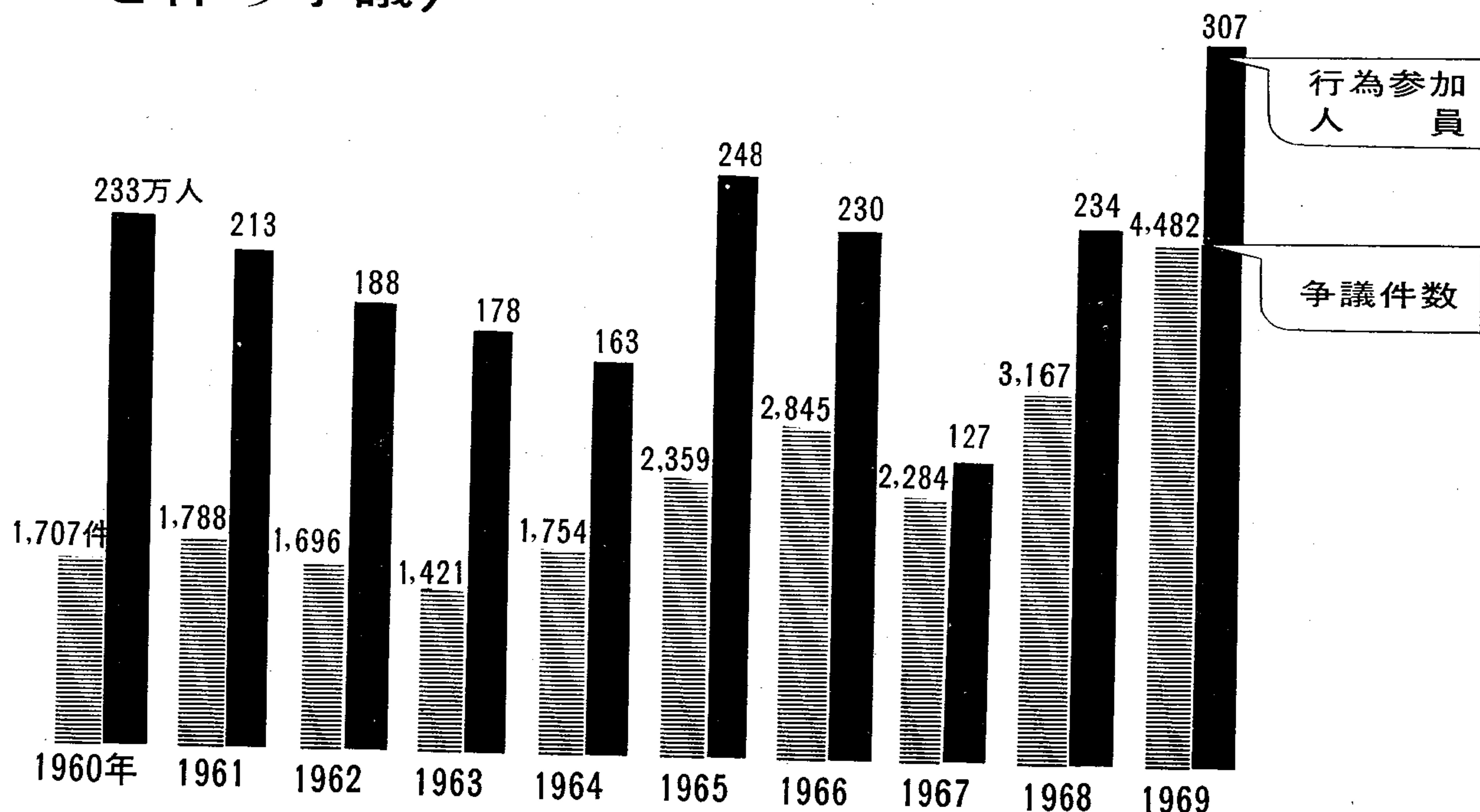
●労働組合全国中央組織の組織状況



〔備考〕 労働省「労働組合基本調査報告」による。

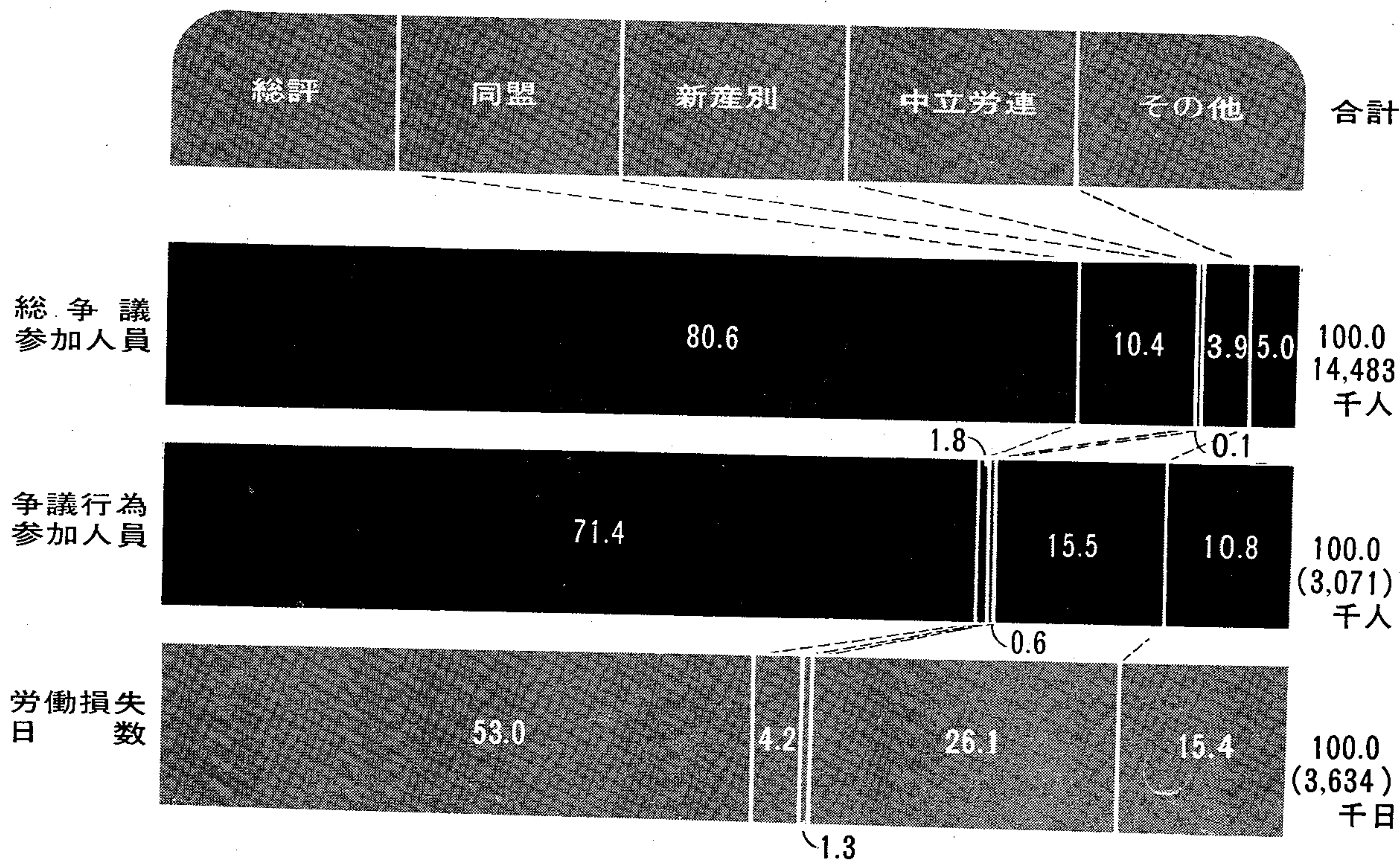
●1969年6月末現在で、わが国労働組合員数約1125万人のうち67.8%にあたる約763万人が、総評・同盟・新産別・中立労連のいずれかに加盟している。最大の全国中央組織は総評であるが、民間企業組合員に関しては、67年以来、同盟のほうが総評より多数を組織するようになった。

●増大する労働争議件数と行為参加人員(争議行為を伴う争議)



●1969年には経済要求と政治要求を結合してのストライキが多発し、争議行為を伴う争議は、件数でも行為参加人員でも、安保改定反対闘争のもりあがった1960年や、その後に争議の多発した年である1965年を、はるかに上まわった。

●労働争議参加人員と労働損失日数に占める各労働組合中央組織の割合(1969年)



●このところ労働争議に占める総評の割合がいちじるしく高まり、同盟のそれが低下している。

はしがき

本書の取り扱った時期は、戦後のわが国の歴史においてひとつの画期をなす「一九七〇年」である。この年の六月に自衛隊の編制が改定され、安保条約に反対して、わが国の労働者がどのようにたたかたかを記録することが、本書を貫くひとつの主題となっている。しかしこのように重大な政治的課題をかかえた労働者の経済的條件は、これまたわが国の歴史上かつて例をみない大幅な賃金上昇を享受しうる有利なものであったことも否定できない。労働者にとって有利な経済的條件は、一九六九年一二月の総選挙における社会党の敗北にみられる脱革新的ムードを生みだす一つの根拠にもなり、安保闘争の盛り上がりをおさえる要因になった。以上のような政治闘争と経済闘争との関連も、本書がとくに注目した問題であった。

一九七〇年における労働者の政治闘争と経済闘争は、一九六五年一月から五〇ヵ月以上も上昇をつづけた空前の大型景気を背景としたものであった。大型景気が労働経済に与えた影響は、なによりも労働力の需給逼迫である。すなわち、戦後のベビー・ブームに生まれた人々が労働市場に登場する時期は、ほぼ一九六七年で終わりを告げたため、新規学卒の需給はいちじるしく逼迫し、七〇年における求人倍率は中学卒六・二倍、高校卒六・五倍にも及んだ。また新規学卒を除いた一般求人（中高年層の求人）の求人倍率は、六九年に一・三倍になり、求人超過の度合いがいちだんと強まっている。このような労働力不足の進展と好況の継続にもとづく企業経営の好調を背景に、賃金上昇は加速化する傾向が強まり、一九七〇年の春闘においてはついに五ケタ賃上げ（一万円以上の賃上げ）さえも実現するにいたった。七〇年においてこのような大幅賃上げが実現したことは、まさにわが国が本格的な労働力不足時代に突入する前ぶれであったと考えてよい。経済審議会の労働力研究委員会の報告によると、最近における急激な出生率の低下にもとづいて生産年齢人口（一五歳以

上人口の増加率が減少し、本格的な労働力不足を招来することが示唆されている。すなわち、増加率は、一九六〇～六五年度の二・三％から、六五～六八年度一・七％、六八～七五年度一・二％といちじるしく低下する。このことは当然労働力人口（生産年齢人口のなかで労働力化するもの）の増加率を低下させ、一九六五～六八年の一・八％から六八～七五年の一・一％になることが予想されている。いいかえれば、労働力の供給条件は非常に悪化し、とくに労働力増加の新しい給源である新規学卒者の供給は、六八～七五年で八三〇万人にすぎないといわれている。

一方労働力の需要は、交替補充が死亡者一五八万、離職者（定年退職その他）一一五八万であり、経済規模の拡大にもなう需要の純増加分四一一万、合計一七四七万人に及ぶとされており、したがって前述のように労働力の新規供給が八三〇万人にすぎないとすれば、供給不足は八九七万人に及び、労働力不足は極端に深刻化することになる。

このような労働力不足の本格化と合わせて無視することのできない問題は、労働力供給構造の大幅な変化である。すなわち一九六八～七五年の七年間に、一五～二四歳の青少年の労働力は約二七〇万人減少するのにたいして、四〇～六四歳の中高年労働力は四九〇万人増加することが見込まれ、一五～二四歳層の労働力は六八年度の二二％から七五年度の一五％に低下する一方、四〇～六四歳の中高年労働力は四九〇万人増加することが見込まれ、一五～二四歳層の労働力は六八年度の二二％から五〇年度の一五％に低下、遂に四〇～六五歳層は三六％から四三％に増加する。このような労働力構成の高齢化は、従来新規学卒労働力の供給源として重要な役割を果たしていた新規学卒労働力の急激な低下となってあらわれる。すなわち一九六八年においては、中卒・高卒・大卒を合計して一四三万であったものが七五年には一一四万に低下し、とくに中卒（三九万から一四万に）、高卒（八四万から六八万に）の減少がいちじるしい。

以上のような本格的な労働力不足時代の到来と、労働力供給構造の急激な変化は、わが国の社会・経済に大きな構造的変化をもたらす一要因となることは間違いないところである。労働力不足の解決策として起こるであろう低生産性部門

から高生産性部門への労働力の移動は、同時に中小企業の倒産と産業再編成の過程でもあり、また労働力供給構造の変化は、従来の新規学卒依存の雇用体制のもとで成立していた年功的労使関係を大きく変容させる条件になるものと思われる。そのうえに、高度経済成長の必然的産物である消費者物価の上昇、労働者にとって耐えがたい負担となっている住宅、教育費、さらには労働者の生活環境そのものを破壊する公害問題など、資本主義社会の生み出す社会的諸矛盾が労働者の肩に重くのしかかろうとしている。一九七〇年の労働運動は、まさに以上のような七〇年代において登場する諸問題にたいするたたかいの萌芽のあらわれつつある時期である。たとえば労働戦線統一の動きもその一つと考えることができるが、それが果たして七〇年代における労働者階級に課せられた課題を解決しうる方向であるかどうかをたしかめることも、本書がとくに注目した問題点の一つであった。

本書は、一九六九年七月から一九七〇年六月までの一年間を対象とし、これを労働者の状態（第一部）、労働運動その他の社会運動（第二部）、政府・自民党・日経連の労働政策および労働運動対策（第三部）に大別し、それぞれの各項についておよぶかぎり信頼しうる資料を広く収集整理し、それらにもとづいて客観的立場に立って忠実に記録するという従来からの一貫した方針によって編集された。労働運動あるいは労働経済に関する年鑑的な書物は、官庁その他の団体からも刊行されているが、本書のように三部構成をとっているものはほかに見当らない。労働者状態、労働運動、労働政策はもと密接に関連したものであり、したがってこれらを総合的に把握することは不可欠である。その意味において本書が大方の役にたちうることを期待して、あわせて今後多大のご援助をたまわることをお願いするものである。

一九七〇年十一月

目次

総目次

労働日誌……………(一)

序章 この時期の概観……………(一九)

第一部 労働者状態

I 労働人口の構成……………(四)

II 雇用構造と労働市場……………(六〇)

III 賃金と労働時間……………(八七)

IV 合理化の現状とその特質……………(一二〇)

V 労働者の生活……………(一二九)

VI 農家の状態と農民の生活……………(一五五)

第二部 労働運動

I 労働組合の組織現状と組織運動……………(一九)

II 総評、同盟、新産別の大会……………(三九)

III 労働争議……………(五二)

IV 公務員組合の賃金闘争……………(六七)

V 民間・公労協の賃金闘争と六九年一時金闘争……………(八〇)

VI 合理化反対闘争……………(一一一)

第三部 労働政策

付録

5

総目次

はしがき

労働日誌……………(一)

序章 この時期の概観……………(一九)

1 国際・国内情勢の特徴……………(二〇)

2 労働力不足の進展と労働政策の重点……………(二三)

3 賃金上昇と合理化の進展……………(二七)

4 労働争議の年間動向と賃金・合理化反対闘争……………(三一)

5 安保廃棄・沖縄返還闘争と戦線統一の動向……………(三七)

第一部 労働者状態

I 労働人口の構成……………(四)

1 最近の人口移動と自然増加率……………(四五)

都市と農村における人口自然増加率の逆転——地域的人口移動と年齢階層

2 人口の社会的構成……………(四八)

人口構成変化の概観——産業構成と労働者階級——労働者階級の動向——

新たな下級管理労働者群

1 賃金水準と分配率

名目賃金の上昇——春季賃上げ率——実質賃金——分配率の動向

2 企業間賃金構造……………(一九)

産業別賃金格差——規模別賃金格差——地域別賃金格差

3 企業内賃金構造……………(一九)

労働者種別賃金格差——男女別賃金格差——年齢別賃金格差

4 賃金支払形態……………(二〇)

給与構成比率——規模別賃金支払形態

5 定期給与と臨時給与および賃金不払の状況……………(二〇)

定期給与と臨時給与——賃金不払の状況

2 労働時間……………(二〇)

労働時間の動向——交替制の実情

IV 合理化の現状とその特質……………(二一)

1 長期好況下の合理化……………(二二)

好況の長期化と生産性の向上——六九～七〇年合理化の特徴

2 産業別「合理化」の実態……………(二三)

鉄鋼業——造船・機械工業——電機工業——化学工業——繊維工業——非
鉄金属鉱業——石炭鉱業——国有鉄道——郵政事業——たばこ専売——地
方自治体

3 労働災害と職業病……………(二四)

1 概 況……………(二四)

2 労働災害……………	(二七)
産業別——建設業——交通・運輸業——企業規模別——石炭鉱業——おもな重大災害	
3 職業病……………	(二五)
発生件数——産業別発生状況——化学工業	
V 労働者の生活……………	(三九)
1 物価の動向……………	(四一)
卸売・消費者物価の連騰——消費者物価指数——物価上昇と家計	
2 政府の物価見通しと国会論議……………	(四八)
物価抑制をめぐる論議——政府の物価見通し	
3 労働者家計の収入と支出……………	(五〇)
家計収支の概況——生活に関連する諸調査の結果——栄養	
4 主要産業部門の労働者生活……………	(五九)
私鉄労働者の生活——国鉄労働者の生活——化学労働者の生活	
5 標準生計費……………	(六七)
人事院の標準生計費——総評の理論生計費——厚生省の生活保護基準	
6 国民生活と都市公害……………	(七〇)
VI 農家の状態と農民の生活……………	(七五)
1 農家と農業従事者……………	(七六)

1 農家・農家人口および農業従事者	(一七六)
農家人口と農家数——経営規模別農家数——専兼業別農家構成——農家兼業の種類——農業従事者	
2 農家人口の移動	(一八〇)
農家人口の社会的移動——男女別・年齢別・移動形態別農家人口の増減——農家人口の職業移動——出かせぎ移動	
3 農家子弟学卒者の動向	(一八七)
農家子弟学卒者の進学・就業状況——農家子弟学卒者の就職状況	
2 農家経済と農民生活	(一八八)
1 農家の生計費	(一八八)
資料——農家経済と所得——農林業賃金——農家生計費の推移——農家と都市勤労者の生計費——農家の食生活——農家の保有する耐久消費財	
2 農民の栄養状態	(一九三)
農民の栄養摂取量——食品群別農民栄養構成——所得階層別農民栄養状態	
第二部 労働運動	
I 労働組合の組織現状と組織運動	(一九六)
1 労働組合の組織状況	(一九九)
1 わが国の組織水準	(一九九)
組合員数——組織率——国際比較	

2 産業別組織状況……………	(101)
3 企業規模別組織状況……………	(103)
4 組合員数変動の諸要因……………	(104)
既設組合における増加——新設・解散による増減	
5 主要連合体の組織状況……………	(110)
日本労働組合総評議会(総評)——全日本労働総同盟(同盟)——全国産 業別労働組合連合(新産別)——中立労働組合連絡会議(中立労連)	
6 主要連合体の産業別・適用法規別組織状況……………	(111)
7 都道府県別組織状況……………	(113)
2 組織運動……………	(114)
1 全国中央組織の組織方針……………	(114)
総評の組織方針——同盟の組織方針——新産別の組織方針	
2 産業別組織の動向……………	(118)
金属・機械——造船——紙パルプ——百貨店——生命保険——教員——林 野——国鉄——セメント——自治体——駐留軍関係	
3 労働戦線の「再編・統一」の動き……………	(121)
問題の経緯——総評第三八回定期大会と戦線統一問題——滝田同盟会長の 発言——大阪地方民間労組連絡協議会(大阪民労協)の結成——宝樹論文 ——全国主要民間労組委員長懇話会(全民懇)——新産別再開大会と戦線 統一問題——同盟第六回定期大会と再編・統一問題——全民懇第二回会合	

——同盟、再編・結集の呼びかけ準備——総評の戦線統一四原則——全民
懇第三回会合——公明党の民主労働協議会

II 総評、同盟、新産別の大会……………(二二九)

1 総評の大会……………(二三〇)

1 総評第三八回定期大会……………(二三〇)

第一日目の議長・来賓あいさつ——六九年度運動方針案の提案・説明——
分科会の討論——運動方針についての総括討論——岩井事務局長の答弁
——各種支援決議、大会スローガンの確認

2 総評第三九回臨時大会……………(二三七)

闘争経過報告と七〇年春闘方針——春闘方針にたいする質疑討論・答弁

2 同盟第六回定期大会……………(二四三)

滝田会長あいさつ——活動報告と質疑討論——七〇年度運動方針——運動
方針案をめぐる質疑討論——方針の成立・大会宣言

3 新産別第二一回定期大会……………(二四七)

一〇月大会——再開大会

III 労働争議……………(二五一)

1 争議の概況と形態別の動き……………(二五二)

争議統計——一九六九～七〇年の争議の特徴——総争議——争議行為を伴
う争議——同盟罷業と労働損失日数——争議の月別推移

2 産業別・規模別の動き……………(二五七)

産業別の動き——企業規模別の動き

3	主要団体別にみた争議	(二六一)
4	要求事項別にみた争議	(二六五)

IV	公務員組合の賃金闘争	(二六七)
----	------------	-------

1	第十次賃金闘争の方針	(二六八)
---	------------	-------

闘争の基本方針——具体的な闘争方針

2	第十次賃金闘争の経過と総括	(二七二)
	勧告までの闘争経過——勧告後の闘争——総評の秋季闘争と公務員共闘——閣議決定以降——一一・一三以降——六〇年代賃闘の総括	

V	民間・公労協の賃金闘争と六九年一時金闘争	(二八〇)
---	----------------------	-------

1	七〇年春闘（春闘共闘委員会）	(二八一)
---	----------------	-------

七〇年春闘構想——七〇年春闘の発足——春闘共闘委の賃金白書——七〇年春闘と諸要求——総評臨時大会と春闘——春闘の経過——公労協の賃闘——春闘の総括

2	同盟の賃金闘争	(三〇一)
---	---------	-------

同盟の賃金白書——同盟系主要単産の要求状況——同盟の賃闘経過と総括

3	IMF・JCの賃金闘争	(三〇五)
---	-------------	-------

4	六九年一時金闘争	(三〇八)
---	----------	-------

要求内容——夏季一時金妥結額の特徴——年末一時金

VI 合理化反対闘争……………(三二)

- 1 労働組合中央組織の反「合理化」闘争方針……………(三三)
総評——同盟

- 2 民間産業における反「合理化」闘争……………(三六)

鉄鋼労連——全造船機械——合化労連——私鉄総連——全鉱——炭労

- 3 公共産業における反「合理化」闘争……………(三六)
国労・動力車——全通——全専売——全駐労

VII 権利闘争……………(三五)

- 1 官公労における懲戒罰からの解放のたたかい……………(三六)

官公労のスト権・労働基本権奪還のたたかい——全通・日教組の懲戒処分
にたいする方針——国労の確認

- 2 公務員制度審議会でのたたかい……………(三八)

- 3 ILO公務員合同委員会の開催……………(三九)

- 4 私鉄総連の協約闘争……………(三九)

総連の合理化反対闘争の方針——統一協約闘争の成果

- 5 日教組の時短・賃金闘争……………(四二)

- 6 総評第五回春闘権利確立討論集会……………(四五)

VIII 社会保障闘争……………(四六)

1 健保法改正、医療保険改革をめぐる闘争 …………… (三四七)

概況——健保特例法延長法案の撤廃と健保改正法の強行成立——健保闘争についての中央社保協の総括——厚生省の医療保険改革要綱試案とその影響——政管健保の財政悪化にともない答申促進——市町村国保で老人医療の一〇割化すすむ——東京都の老人医療無料化——日雇健保改悪阻止と報復的擬制適用廃止——健保組合民主化のたたかい——「保助看法」改悪反対闘争について

2 老齡年金、老齡保障のたたかい …………… (三五七)

概況——二つの全国高齢者集会——国労、日教組の退職者の組織化

3 労働災害・職業病のたたかい …………… (三六一)

概況——労働災害補償闘争で企業内上積み——職業病とのたたかい

4 その他の社会保障闘争 …………… (三六三)

中央社保協と第八回社会保障討論集会——失対打切りと全日自労のたたかい——公害闘争について

IX 政治的大衆行動と平和運動 …………… (三六六)

1 「一九七〇年」の共闘をめぐる情勢 …………… (三六七)

1 「安保改定・民主主義を守る会」の結成 …………… (三六七)

2 反戦青年委員会の動向と「全国全共闘連合」の結成 …………… (三六七)

3 三八単産がよびかけた「全民主勢力の統一のためのアピール」 …………… (三六八)

2 ベトナム戦争反対、インドシナ全域への侵略拡大反対の運動 …………… (三七〇)

1 「一〇・二一」統一行動	(三七〇)
2 「ベトナムに関するストックホルム会議」	(三七二)
3 インドシナ全域への侵略拡大反対の運動	(三七二)
総評その他労働組合の反対運動——中央実行委員会の行動	
3 佐藤首相訪米抗議、日米共同声明反対の運動	(三七三)
4 沖縄返還要求運動	(三七四)
1 毒ガス兵器の配備・貯蔵問題	(三七四)
2 「四・二八」統一行動	(三七五)
「四・二八」をめぐる共闘問題——代々木公園での中央集会——各地の動き	
3 第八回沖縄返還要求海上大会	(三七六)
5 一九七〇年安保闘争	(三七七)
1 同盟、新産別の方針	(三七七)
同盟——新産別	
2 青年・婦人の運動	(三七八)
学生、青年労働者の統一行動——婦人の反対運動	
3 反安保全国実行委員会の第八次統一行動	(三七九)
4 六月二二日の沖縄県民総決起大会	(三八〇)
5 六月二三日の二七単産ストライキ	(三八一)
6 「六・二三」統一行動	(三八二)
六・二三全国統一行動中央集会——その他の団体・各地の反応状況	

7 研究者・教育者五五団体の声明	(三八三)
6 原水爆禁止運動	(三八四)
第一五回原水爆禁止世界大会——被爆二四週年原水爆禁止世界大会—— 三・一ビキニデー	
7 メーデー	(三八九)
中央メーデーの分裂回避——第四一回メーデーの概況	
X 沖縄の労働運動	(三九二)
1 全軍労第二波一二〇時間スト	(三九三)
第一波から第二波へ——基地労働者の数——全軍労の要求——課題と展望 ——暫定協定	
2 春闘と沖縄の「四・二八」	(四〇一)
沖縄の春闘——四・二八大会宣言・決議——四・二八の特徴	
3 女子高校生刺傷事件抗議闘争	(四〇三)
補 小笠原帰島促進、民主的・平和的復興、六・二八八丈島集会	(四〇六)
XI 国際労働組合運動と日本	(四〇八)
1 国際労働組合組織	(四〇九)
国際労働組合の組織の諸形態——世界労連・国際自由労連・国際労働組合 連合	
2 戦後における国際労働組合組織とわが国労働組合運動	(四二〇)

第一期——第二期——第三期——第四期——第五期

3 一九六九～七〇年の国際組織の動向とわが国の労働組合……………(四三)

1 一九六九年七月～七〇年六月における国際組織の動向……………(四三)

世界労連とチェコスロバキア問題——国際自由労連からのAFL・CIO
脱退の問題

2 総評・中立労連の国際連帯活動……………(四四)

総評の国際連帯活動方針——第四回日ソ労働組合交流委員会——自由ド
イツ労働総同盟との共同声明——日ソ友好と平和のための横浜集会——一〇
・二二国際反戦統一行動——世界労連と総評——西欧に労働基本権調査団
——岩井総評事務局長にレーニン平和賞

3 同盟の国際連帯活動……………(四六)

国際自由労連と同盟——国際自由労連アジア地域組織と同盟——AFL・
CIOとの第二回定期会合

4 国際産業別組織とわが国労働組合……………(四八)

5 労働組合の国際交流と海外渡航者数……………(四八)

4 国際労働組合の諸会議……………(四九)

1 世界労連系の諸会議……………(四九)

第七回世界労働組合大会——一九四五年のロンドン会議の教訓を学ぶ国際
労働組合集会——第五回世界教員会議

2 国際自由労連系の諸会議……………(四七)

国際自由労連第四七回執行委員会——国際郵便電信電話労連PTTI第二

XII 人権擁護運動……………(四三五)

○回大会——国際自由労連第九回世界大会ならびに第四八回執行委員会
——アジア公務員労働組合会議——国際自由労連第九回アジア地域会議
——国際食品労連IUFL第二回アジア地域会議——国際自由労連第四九回
執行委員会——国際自由労連第五〇回執行委員会

1 仙台警官スパイ事件……………(四三六)

経過——地裁判決

2 ビラはり事件……………(四三七)

大阪簡易が無罪判決——ビラはり者に実刑——判決にたいする抗議

3 八海事件……………(四三八)

広がる救援活動——運動方針——無罪確定

4 国民救援会の活動……………(四四一)

5 大須事件……………(四四三)

6 メーデー事件……………(四四四)

判決引延しへの抗議——東京地裁判決

7 白鳥事件……………(四四六)

XIII 農民運動……………(四四八)

1 農業情勢と農民運動の動向……………(四四九)

1 農業情勢と農政の動向……………(四四九)

農産物の過剰生産と農業所得の減少——総合農政の実施

2 農民運動の推移……………(四五〇)

農民運動の一般的特徴——自由化反対闘争の活発化と土地闘争の激化

2 主要な農民闘争……………(四五二)

1 米価闘争……………(四五二)

全日農の米価闘争——米価審議会への要請行動——農協の米価運動——地方における米価運動

2 食糧制度をめぐる運動……………(四五四)

(1) 自主流通米反対闘争……………(四五四)

自主流通米と全日農——自主流通米阻止全国農民総決起大会——食糧連の運動——自主流通米粉砕大会

(2) 米減産反対闘争……………(四五六)

米一割減産目標決定——全日農の米減産反対闘争——全農総連の米生産調整反対運動——農協の生産調整奨励金運動——地方における米減産反対運動

(3) 農産物輸入自由化反対闘争……………(四五九)

グレープフルーツ自由化反対運動——西日本みかん農民大集会——東海みかん農民要求貫徹大集会——全国かんきつ対策連絡会議の結成——リンゴ作農民の運動——農畜産物貿易自由化阻止全国農協代表者会議

3 乳価その他の価格闘争……………(四六一)

(1) 乳価闘争……………(四六一)

消費者乳価値上げ決定——成果上がらぬ乳価運動——地方における乳価運動

(2) 葉たばこ価格闘争……………(四六二)

たばこ専売合理化反対運動——葉たばこ価格要求全国総決起大会

(3) いも・でんぶん価格闘争……………(四六三)

農協と全日農のいも・でんぶん価格要求運動

4 土地取上げ反対闘争……………(四六四)

(1) 三里塚空港建設反対闘争……………(四六四)

長期化する空港反対闘争——御料牧場閉場式乱入事件——公団、強制収用決定——強制立入り測量阻止行動——土地収用裁決反対運動

(2) その他の空港・基地反対闘争……………(四六七)

北富士演習場抗議運動——松山空港拡張反対運動——長沼ナイキ基地反対運動——日本原自衛隊演習場撤去運動——その他の基地反対運動

(3) 高速道路・ダム建設反対運動……………(四六九)

縦貫道路反対運動——八ッ場ダム・沼田ダム反対運動——滝沢ダム・川治ダム反対運動——ニュータウン・団地造成反対運動

5 出かせぎ農民の運動その他……………(四七一)

失業保険法改正反対運動——第六回全国出稼者大会——農村労連第六回大会

3 農民団体……………(四七三)

1 全日本農民組合連合会（全日農）……………(四七三)

第一二回全国大会——大会討議の要点——新都市計画法反対その他の土地
闘争

2 全国農民総連盟（全農総連）……………（四七七）

農業危機突破全国農民集会——全国書記長・事務局長会議——第二次農民
代表者集会——第八回代議員総会

3 全国農民同盟……………（四七八）

XIV 政 党……………（四七九）

1 日本社会党……………（四八〇）

1 概 況……………（四八〇）

“存亡の境”——再建論議——財政危機

2 選挙活動……………（四八一）

都議選で大敗——総選挙対策——総選挙綱領——総選挙政策——総選挙総
括——中間地方選

3 路線問題……………（四八六）

路線問題——共闘問題——反戦青年委問題

4 大会・中央委員会……………（四八八）

第45回中央委——第46回拡大中央委——第47回拡大中央委——評論借用問
題——七〇年度運動方針——第33回全国大会

5 組織・財政・機関紙……………（四九三）

党員数三万に減少——党財政の危機——機関紙問題——派閥の現況

6 国際活動……………	(四九四)
ソ連共産党と交流——その他の国際交流	
2 民 社 党……………	(四九六)
1 概況——政界再編に期待……………	(四九六)
2 政界再編成問題と政権構想……………	(四九六)
西村論文——社会党への統一よびかけ——対公明党方針	
3 選挙活動……………	(四九九)
都議選の敗北——総選挙対策——総選挙政策——総選挙結果	
4 大 会……………	(五〇一)
第一二回大会——七〇年度運動方針——第一三回定期大会——新役員人事	
3 日本共産党……………	(五〇四)
1 概況——あいつぐ躍進……………	(五〇四)
2 選挙活動……………	(五〇五)
都議選で議席倍増——総選挙準備——五大基本政策——総選挙の総括——	
京都府知事選	
3 大会・中央委員会総会……………	(五〇九)
中央委員会総会——大会決議案——第一一回党大会——規約改正——役員	
人事	
4 党勢拡大・党建設……………	(五一三)
党勢拡大のおくれ——党員三〇万人を突破——党建設計画	
5 国際共産主義運動との関係……………	(五一五)

ソ連共産党との対立激化——外国党との交流

4 選 挙……………	(五二七)
------------	-------

1 第三二回総選挙……………	(五二七)
----------------	-------

安保・沖縄選挙——得票率・得票数——労組出身候補

2 中間選挙……………	(五二〇)
-------------	-------

東京都議選——京都府知事選

第三部 労働政策

I 政府・自民党の労働政策……………	(五四)
--------------------	------

1 自民党大会宣言と経団連総会の決議……………	(五六)
-------------------------	------

2 労働行政の重点施策と労相の所信表明……………	(五八)
--------------------------	------

3 昭和四四年労働白書の公刊……………	(五四)
---------------------	------

4 家内労働法等の法律制定……………	(五七)
--------------------	------

II 政府の賃金政策……………	(五四)
-----------------	------

1 人事院の公務員給与勧告……………	(五四)
--------------------	------

2 所得政策についての報告……………	(五四)
--------------------	------

3 改正最低賃金法の施行状況……………	(五〇)
---------------------	------

4 公労委の仲裁裁定……………	(五六)
-----------------	------

Ⅲ 雇用政策 …………… (五八)

1 雇用政策の基本方針 …………… (五九)

職業安定行政の基本方針——新・職業訓練法の成立——経済審議会労働力
研究委員会「労働力需給の展望と政策の動向」

2 失業保険対策 …………… (五六)

失業保険制度の運営方針——失業保険についての企業の要望——失業保険
法の改正

3 失業対策事業 …………… (五七)

失対「正常化」の推進——日雇労働者雇用奨励制度の運営——失対就労者
の動き

4 炭鉱離職者対策 …………… (五七五)

Ⅳ 社会保障 …………… (五七九)

1 健康保険政策と医療政策 …………… (五八一)

健保特例法の延長と自民党の修正——医療保険制度の抜本改正——国民健
康保険制度の改革構想——前途多難な抜本改正——医師会の医療制度改革
案——日雇健康保険法改正案の廃案と「擬制適法」のとりやめ——医療費
値上げ問題と中医協の審議経過

2 年金保険および福祉年金政策 …………… (五九七)

社会保障制度の充実と年金制度——“二万円年金”——福祉年金の引上げ
——一律方式による年金改訂と恩給増額——農業者年金制度要綱——老齡

年金の夫婦減額違憲訴訟

3	児童手当制度と老人医療費の無料化	(六〇六)
---	------------------	-------

児童手当制度——老人医療費の無料化

4	生活保護政策	(六〇八)
---	--------	-------

生活保護世帯の保護基準——保護の実施要領の改訂——収入認定に関する厚生省の方針

V	経営者団体の労働政策	(六一三)
---	------------	-------

1	七〇年前夜の経営者団体	(六一四)
---	-------------	-------

日経連臨時総会——経営トップ・セミナー——経営法曹会議の発足——七〇年の日経連

2	「生産性基準原理」の提唱	(六一八)
---	--------------	-------

経営者の春闘観——「生産性基準原理」の確立へ——七〇年春闘

3	大学問題・教育制度改革と財界	(六二三)
---	----------------	-------

東大紛争——教育制度改革——産学協同

VI	I L O	(六二九)
----	-------	-------

1	I L Oの活動	(六三〇)
---	----------	-------

2	総会および重要会議の審議とその結果	(六三一)
---	-------------------	-------

第五三回I L O総会——第七回化学工業委員会——同一労働同一賃金に関する報告——第八回鉄鋼委員会——対スペイン調査団の最終報告書——皮

革産業三者構成技術会議

3	ILOと日本……………	(六四五)
---	-------------	-------

ILO五〇周年記念東京大会と記念講演——ILOと日本の関係五〇年——ILO事務局長補に大野雄二郎氏就任

付録

付1	労働判例……………	(六五三)
----	-----------	-------

鶴岡市職職場大会事件——桂川精螺賃金請求事件——東北銀行ネームプレート着用拒否懲戒事件——シンガミシン退職金請求事件——北陸鉄道労組国家賠償事件——丸島水門ロックアウト事件——尾州紡績事件——神戸税関懲戒免職事件——日本航空乗務員指名スト事件——東京新聞指名処分事件——明治乳業山猫スト事件——全通名古屋第一中郵事件——時事通信労組除名事件——高知県教組団交事件——光洋精工配転事件——東急横浜自動車休職事件——福島県高教組賃金請求事件——幸袋工作所事件——日中旅行社解雇事件——セントラル硝子政治活動妨害禁止仮処分事件——滲透工業労基法違反事件——高知県教組転任処分事件——秋田相互銀行転勤事件——旭相互銀行能率給査定差別事件——国鉄功績章団交事件——寿電友社事件——三井鉱山専従休暇事件——川岸工業全員解雇事件——国鉄大分駅不当労働行為事件——日本電信電話公社反戦プレート着用事件——和歌山ダイハツ販売不当労働行為事件——国際ピー・アール社暴行解雇事件——鹿児島食糧事務所起訴休職事件——青松社配転事件——全通不当労働行為事件——三井三池鉱業所職場闘争事件

付2 主要な労働組合の現状 (七〇八)

付3 労働組合名簿 (七六)

統計表索引 (七二〇)

事項索引 (七二九)

労働日誌

1969年

7月

- 1 全通時短闘争、超勤拒否強化を指令
- 2 大学法案反対・教育と民主主義を守る7・1中央大集会
- 3 山梨県忍草母の会、北富士演習場返還を要求、すわり込み
- 4 運輸労連第二回定期大会(14日) 全交運加盟、運動方針決定
- 5 沖縄原水協第一四回定期大会、佐藤訪米阻止など運動方針
- 6 国際自由労連第九回大会(18日・ブラッセル) 沖縄復帰決議など決定、AFL・CIOの脱退問題はタナ上げ
- 7 東大事件分割公判、欠席裁判で実質審議に入るも混乱続く
- 8 全専売、合理化粉碎決起大会
- 9 全駐労第二四回定期大会(16日) 運動方針を決定
- 10 大洋漁業、指名解雇を撤回
- 11 国民生活白書の内容に閣議で異議が出、見送らるも、この措置に批判が集中したため、8日言葉の訂正程度で閣議了承
- 12 全織同盟賃闘妥結
- 13 全農林勤評反対闘争妥結
- 14 総評主婦の会第一〇回定期大会(18日)
- 15 全電通第二二回定期大会(12日)
- 16 日)第二次長期運動方針および六九年度運動方針を決定
- 17 本州製紙労組臨時大会、紙パ労連脱退を可決
- 18 総評、反合理化闘争組織方針案をまとめる
- 19 総評7・10統一行動、公務員共闘・民間の一部で時限スト、都内では大学立法反対デモ三〇波
- 20 国鉄当局、機関助手廃止反対闘争第二次処分と春闘処分を通告
- 21 動労順法闘争で抗議(16日) 全日通第二四回定期大会(15日) 合理化対策など運動方針
- 22 国公立大学長四六人連名で大学立法反対共同声明を発表
- 23 総評、権利憲章第一次草案発表
- 24 革新都政下初の都議会議員選、社会党は第一党から第三党に
- 25 合化労連第四一回定期大会(17日) 運動方針を決定、時短闘争などについてスト権を確立
- 26 全農林第一二回定期大会(17日) 運動方針を決定
- 27 衆院本会議、健保特例法修正案を強行採決、ために審議がストップ、15日正副議長とも辞任
- 28 炭労第五八回定期大会(18日) 国有化闘争を総括、閉山・合理化に対処する運動方針を決定
- 29 全専売第二三回定期大会(18日) 合理化反対の全日ストを設定するなど運動方針を決定
- 30 紙パ労連第四四回定期大会(18日) 運動方針を決定
- 31 沖縄全軍労臨時大会、処分撤回要求第二波ストを設定
- 32 衆院新正副議長選任
- 33 沖縄での神経ガス事故が米紙に報道され、ガス兵器の沖縄配備が国会等で問題化
- 34 国鉄当局、動労の機関助手廃止反対闘争に対し第三次処分通告
- 35 総評第三八回定期大会(24日) 人間性の回復を基調に七〇年に向けての新運動方針を決定
- 36 自動車産業労使懇談会
- 37 私鉄総連、堀井委員長の総評議長辞退を総評に申入れ
- 38 アポロ11号月面着陸、人類初めて月面に立つ
- 39 総評単産委員長会議、堀井議長の前任撤回を私鉄総連に要請、23日私鉄中執も了承
- 40 全電線第二三回定期大会(24日) 運動方針を決定
- 41 同盟・民社党・民社研などで、安保改定・民主主義を守る会結成大会、駐留なき安保への改定などの運動方針を決定



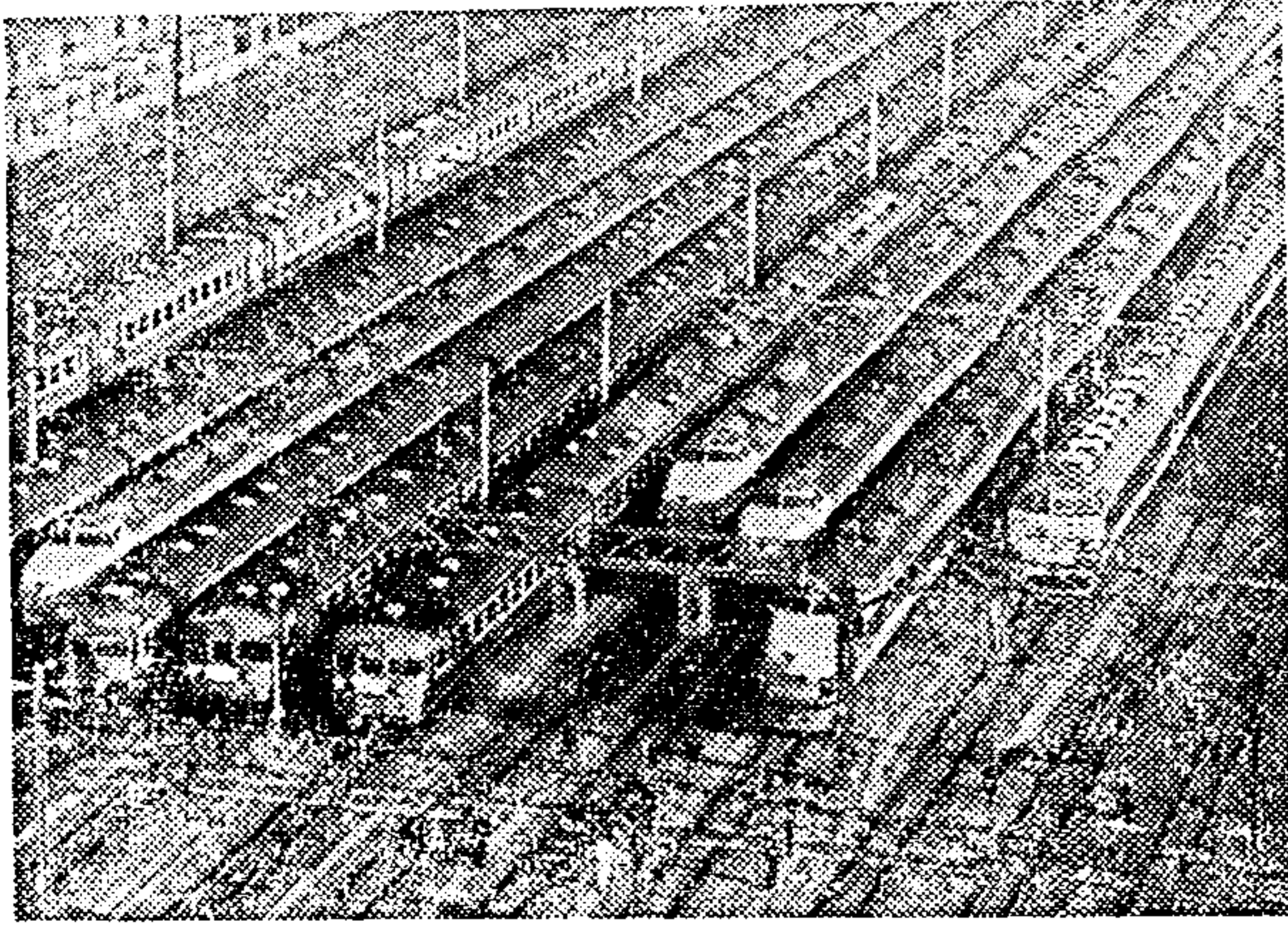
大学法案強行採決で緊急決起集会（清水谷公園）

25	全機金第二〇回定期大会（126日）運動方針を決定	26	全通、郵便機械化反対超勤拒否闘争中止、年末まで持越し	27	同盟全紙パ第四回定期大会（127日）運動方針、労使会議の提唱、七〇年方針など決定	28	国鉄当局、動労に対し第四次処分通告、通算合計六〇一四三人に解雇通告、三池労組二四時間ストで抗議	29	共産党第一〇回中央委総会（131日）都議選総括を採択、第一回党大会の延期を決める	30	鉄鋼労連第四一回定期大会（131日）運動方針で総評の方針とは異なった方向を打ち出す	31	私鉄総連第三三回定期大会（131日）運動方針を決定、反安保統一スト権を確立	1	全石油第二四回定期大会（131日）春闘総括、運動方針	2	全印刷第三四回定期大会（131日）運動方針を決定	3	新化学第一九回定期大会（131日）運動方針を決定	4	全労働第一二回定期大会（131日）運動方針を決定	5	野党四党、内閣不信任を提出す	6	民放労連第二七回定期大会（127日）運動方針を決定	7	全国セメント第二四回定期大会（126日）運動方針を決定	8	大学法案強行採決抗議デモ、全国七一カ所で開催	9	日林労第一一回定期大会（127日）運動方針を決定	10	大学法案とその強行採決に抗議する社共一日共闘による緊急決起集会	11	第六一通常国会閉幕、五〇件の法案が審議未了で廃案	12	総評民間単産会議総会、一年間の活動総括、今後の活動方針	13	全倉連第二二回定期大会（129日）運動方針を決定	14	全財務第一七回定期大会（1210日）運動方針を決定	15	新教組第二回定期大会（129日）全官公加盟を決定	16	フランシー・一％切下げ	17	日本婦人会議、今年の母親大会への不参加を声明	18	全化同盟第一八回定期大会（1213日）明年単一化の方向決定	19	金融共闘第一八次統一行動、全証労協が野村・実業不当弾圧粉砕総決起集会	20	総評幹事会、全国一千カ所討論
----	--------------------------	----	----------------------------	----	--	----	---	----	--	----	---	----	---------------------------------------	---	----------------------------	---	--------------------------	---	--------------------------	---	--------------------------	---	----------------	---	---------------------------	---	-----------------------------	---	------------------------	---	--------------------------	----	---------------------------------	----	--------------------------	----	-----------------------------	----	--------------------------	----	---------------------------	----	--------------------------	----	-------------	----	------------------------	----	-------------------------------	----	------------------------------------	----	----------------



ホー・チ・ミン大統領死去

- | | |
|----|---|
| 15 | 集会の実施要綱を決める
総評、ベトナム反戦10・21国際
統一行動アピールを世界一五〇
の労働団体に向け発表
人事院、公務員賃金の一〇・二
%（五六六〇円）と5月1日実
施を勧告 |
| 17 | 第一五回日本母親大会（18日）
IMF・JC外資系労組連絡会
議結成総会 |
| 18 | 全鉱第五七回定期大会（21日）
運動方針を決定 |
| 19 | 公務員共闘、人事院勧告の分析
と批判、秋闘方針大綱を決める
全商工第三三回定期大会（22
日）運動方針を決定
三菱重工労組第六回定期大会
（22日）自動車部門の分離、
運動方針を決定
電労連第一六回定期大会（21
日）活動方針を決定
全金同盟第一九回定期大会（23
日）運動方針を決定
全国税第二五回定期大会（26
日）秋季年末闘争方針を決定
全日自労第二七回定期大会（29
日）運動方針を決定、年間ス
ト権を確立
第二次公制審、警察職員の団結
権についての論点まとめる |
| 20 | |
| 21 | |
| 23 | |
| 25 | |
| 26 | 全専売半日スト延期
自治労第一九回定期大会（29
日）運動方針、組織強化第四次
長期計画を決定
全国ガス第二五回定期大会（27
日）運動方針を決定
全交運第二六回定期委員会（28
日）交運共闘を全交運に一本
化するとの運動方針を決定
三菱製紙労組定期大会、紙バ
連脱退を決定
全電通、電気通信政策委員会を
設立
総評全国一般第一七回定期大会
（29日）運動方針を決定
車輛労連第一八回定期大会（30
日）運動方針を決定
全日農、自主流通米阻止・農業
危機突破全国農民総決起大会
部落解放同盟、中央行動に五〇
〇〇人動員
全学連（民青系）第二〇回定期
大会（31日）
総評、合理化反対共闘委発足、
当面の合理化闘争方針を決定
日建協第二八回定期大会（30
日）運動方針を決定
社会党第四五回中央委（30日）
佐藤訪米阻止闘争、反戦青年委
改組問題などで意思結集はかる |
| 27 | |
| 28 | |
| 29 | |
| 1 | 9月
春闘共闘委第八回賃金専門委総
会（2日）
全造船機械第三二回定期大会
（4日）運動方針を決定
日教組全国委員長・書記長会議
（2日）11月佐藤訪米期に一
時間半のスト方針を決定
全水道第一一回定期大会（5
日）運動方針、反合闘争方針
炭労、災害弔慰金三〇〇万を要
求、大手五社二四時間ストに入
るも二五〇万円で妥結
造船総連代表者会議（4日）
造船産業労使会議の設置、秋闘
方針など決定
動労千葉支部四組合員、夏季輸
送闘争の公務執行妨害で逮捕
労災・職業病中央討論集会（4
日）
ホー・チ・ミン北ベトナム大統
領死去
総評幹事会・単産委員長会議、
佐藤訪米抗議スト実施を決定
公務員共闘、人勧完全実施と佐
藤訪米抗議で統一スト中合せ
健保改悪反対全国連絡会議Ⅱ社
会保障闘争活動者会議（6日）
全国全共闘連合結成大会、議長
山本東大全共闘代表逮捕さる |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |



機関助士廃止反対でスト——滞車する長距離列車

- | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 7 | 全国自動車第八回定期大会（10日）運動方針、賃金政策、協約闘争方針など決定
八幡製鉄労組、反安保実行委への不参加決める | 8 | 東京地裁、来年1月にメーデー事件第一審判決を行なうと発表
ゴム労連第五回定期大会（10日）運動方針、秋季年末闘争方針を決定 | 9 | 全港湾第二四回定期大会（11日）運動方針、秋季闘争方針
総評第一回評議員会（11日）
秋季年末闘争行動方針を決定
日放労第五〇回定期大会（12日）運動方針、団結権闘争特別闘争方針を決定 | 10 | 国鉄機関助士廃止問題国民安全調査委員会、大島委員会報告書に対する批判書を発表
IMF・JC第八回総会、むこう一年間の活動方針を決定
食品労連第五回定期大会（13日）運動方針を決定
関経協臨時総会、労働情勢報告国労、18・19両日の二五〇拠点順法闘争を指令
総評・社保協、第三回高齢者集会（14日）
総評幹事会、反戦青年委改組、 | 11 | 12 | 13 | 16 |
| 17 | 三派全学連など排除を確認
建設連合第二回定期大会（17日）運動方針を決定
総評、反安保全国一千万所討論集会始まる
国労、27日半日スト指令
中立労連拡大全体会議（19日）
春闘共闘と10・21統一行動への参加を決定、新議長に阿部万亀四郎を選出
国労二五〇拠点、動労五〇拠点で順法闘争（19日）
全自連第二八回定期大会（20日）運動方針、10・21スト権
全損保第二六回定期大会（20日）運動方針を決定
損保労連第四回全国大会、運動方針を決定 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 24 | 25 | 26 | 28 | 29 |
| 10月 | 1 | 2 | 4 | 6 | 1 | 10月 | 1 | 2 | 4 | 6 | 10月 |
| 沖縄復帰協、佐藤訪米反対全県民抗議ストを決定
全官公第一一回定期大会、運動方針を決定
自動車労協第五回協議委員会、運動方針を決定
動労臨時中央委（17日）助士廃止反対長時間スト方針決定
公務員共闘第七次統一行動（7日）人勧完全実施要求行動
日高教一三県派第三一回臨時大会（17日）秋闘方針を決定
アジア公務員労働組合会議（1 | 岩井・江田会談で反戦青年委の改組を確認
国労順法闘争に突入（26日）
国鉄労使トップ会談で助士廃止実施延期を了解、一時休戦、順法闘争と27日半日スト中止
出版労協第二〇回定期大会（29日）運動方針を決定
全国金属第二四回定期大会（1日）運動方針、統一スト権
日教組第三七回臨時大会（30日）11・13統一スト突入方針
郵政省、全通の郵便番号自動読取り区分機搬入阻止闘争に対する二八〇人の処分を通告 | 沖縄復帰協、佐藤訪米反対全県民抗議ストを決定
全官公第一一回定期大会、運動方針を決定
自動車労協第五回協議委員会、運動方針を決定
動労臨時中央委（17日）助士廃止反対長時間スト方針決定
公務員共闘第七次統一行動（7日）人勧完全実施要求行動
日高教一三県派第三一回臨時大会（17日）秋闘方針を決定
アジア公務員労働組合会議（1 | 沖縄復帰協、佐藤訪米反対全県民抗議ストを決定
全官公第一一回定期大会、運動方針を決定
自動車労協第五回協議委員会、運動方針を決定
動労臨時中央委（17日）助士廃止反対長時間スト方針決定
公務員共闘第七次統一行動（7日）人勧完全実施要求行動
日高教一三県派第三一回臨時大会（17日）秋闘方針を決定
アジア公務員労働組合会議（1 | 沖縄復帰協、佐藤訪米反対全県民抗議ストを決定
全官公第一一回定期大会、運動方針を決定
自動車労協第五回協議委員会、運動方針を決定
動労臨時中央委（17日）助士廃止反対長時間スト方針決定
公務員共闘第七次統一行動（7日）人勧完全実施要求行動
日高教一三県派第三一回臨時大会（17日）秋闘方針を決定
アジア公務員労働組合会議（1 | 沖縄復帰協、佐藤訪米反対全県民抗議ストを決定
全官公第一一回定期大会、運動方針を決定
自動車労協第五回協議委員会、運動方針を決定
動労臨時中央委（17日）助士廃止反対長時間スト方針決定
公務員共闘第七次統一行動（7日）人勧完全実施要求行動
日高教一三県派第三一回臨時大会（17日）秋闘方針を決定
アジア公務員労働組合会議（1 | 沖縄復帰協、佐藤訪米反対全県民抗議ストを決定
全官公第一一回定期大会、運動方針を決定
自動車労協第五回協議委員会、運動方針を決定
動労臨時中央委（17日）助士廃止反対長時間スト方針決定
公務員共闘第七次統一行動（7日）人勧完全実施要求行動
日高教一三県派第三一回臨時大会（17日）秋闘方針を決定
アジア公務員労働組合会議（1 | 沖縄復帰協、佐藤訪米反対全県民抗議ストを決定
全官公第一一回定期大会、運動方針を決定
自動車労協第五回協議委員会、運動方針を決定
動労臨時中央委（17日）助士廃止反対長時間スト方針決定
公務員共闘第七次統一行動（7日）人勧完全実施要求行動
日高教一三県派第三一回臨時大会（17日）秋闘方針を決定
アジア公務員労働組合会議（1 | 沖縄復帰協、佐藤訪米反対全県民抗議ストを決定
全官公第一一回定期大会、運動方針を決定
自動車労協第五回協議委員会、運動方針を決定
動労臨時中央委（17日）助士廃止反対長時間スト方針決定
公務員共闘第七次統一行動（7日）人勧完全実施要求行動
日高教一三県派第三一回臨時大会（17日）秋闘方針を決定
アジア公務員労働組合会議（1 | 沖縄復帰協、佐藤訪米反対全県民抗議ストを決定
全官公第一一回定期大会、運動方針を決定
自動車労協第五回協議委員会、運動方針を決定
動労臨時中央委（17日）助士廃止反対長時間スト方針決定
公務員共闘第七次統一行動（7日）人勧完全実施要求行動
日高教一三県派第三一回臨時大会（17日）秋闘方針を決定
アジア公務員労働組合会議（1 | 沖縄復帰協、佐藤訪米反対全県民抗議ストを決定
全官公第一一回定期大会、運動方針を決定
自動車労協第五回協議委員会、運動方針を決定
動労臨時中央委（17日）助士廃止反対長時間スト方針決定
公務員共闘第七次統一行動（7日）人勧完全実施要求行動
日高教一三県派第三一回臨時大会（17日）秋闘方針を決定
アジア公務員労働組合会議（1 | 沖縄復帰協、佐藤訪米反対全県民抗議ストを決定
全官公第一一回定期大会、運動方針を決定
自動車労協第五回協議委員会、運動方針を決定
動労臨時中央委（17日）助士廃止反対長時間スト方針決定
公務員共闘第七次統一行動（7日）人勧完全実施要求行動
日高教一三県派第三一回臨時大会（17日）秋闘方針を決定
アジア公務員労働組合会議（1 |



雨中の10・21中央大集会会場

9日・東京

8 国労中央委（19日）助士廃止

反対10月末決戦期闘争方針決定

日本医労協の全日赤などスト

鉄鋼大手三社、四組三交替制の

新勤務制度を提案

9 大阪民労協結成発起人総会、各

系二三民間労組が参加

10 ベ平連・全共闘・反戦青年連など、10・21統一集会

11 社会党・共産党・総評・日本平

和会、10・21統一行動の条件つ

き一日共闘を確認

浅沼記念中央集会

12 総評単産委員長会議、政府提唱

の新協議機関参加決定持越し

13 七〇年の春闘共闘委員会発足

14 海員第二八回定期大会（19日）

新年度活動の重点を決定

15 日経連常任理事会、一四年ぶり

日本ILO協会復帰を決定

16 新産別第二一回定期大会（18

日）全機金の組織方針修正要求

で対立、明年1月まで休会

金属共闘中央討論集会（17日）

沖縄県労協定期大会、佐藤訪米

抗議行動を中心に運動方針決定

日経連臨時総会、当面の労働情

勢について意思統一はかる

10・21国際反戦統一行動実行委

員会結成大会

17 国労・動労・総評・全交運、E

L・DL助士廃止反対共闘闘争

委員会発足

生保労連結成大会（18日）全

生・上全外連が統合

員会結成大会

17 国労・動労・総評・全交運、E

L・DL助士廃止反対共闘闘争

委員会発足

生保労連結成大会（18日）全

生・上全外連が統合

全国電労協第一回定時総会、活

動方針を決定

世界労連第七回世界大会（26

日・ブダペスト）世界労連の役

割とその任務など四議題を討議

18 総評単産代表者会議、10・21国

際反戦デー一日共闘を再確認、

共闘持続の可能性は否定

首相官邸、自民党本部などに過

激派学生乱入

19 創価学会系の新学生同盟（新学

同）結成大会、一二万人組織

20 鉄労第二回定期大会（24日）

助士廃止反対ストに対決し、国

鉄を守る会」結成提案を承認

安保廃棄・沖縄の即時無条件全

面返還・佐藤首相訪米抗議・国

会解散・ベトナム侵略反対統一

行動集会、社共一日共闘で全国

六〇〇カ所に八六万人参加

学生・反戦青年委など街頭ゲリ

ラ活動

造船産業労使会議の設置発表

公労委制度創設二〇周年記念式

典

23 公務員共闘第一〇次賃金闘争ス

トライキ宣言集会

石播労連定期大会（25日）I

MF・JCへの一括加盟決定

25 商業労連結成大会、大手百貨店

の一部など小売関係の四三単組

五万人

全海連第三二回定期大会（26

日）運動方針を決定

総評医療共闘会議、働くものの

生命と健康を守る医療危機突破

中央集会

27 全鉱緊急中央委、松尾閉山対策

で闘争支援と訴え

全国化労協、七〇年春闘の化学

共闘委を発足さす

全造幣第一八回定期大会（29

日）明年1月に継続大会

28 総評、ILO五〇周年記念集会

政労協一三組合半日スト

29 国労・動労、助士廃止反対の順

法闘争に突入

名古屋高裁、名古屋中郵便事件控

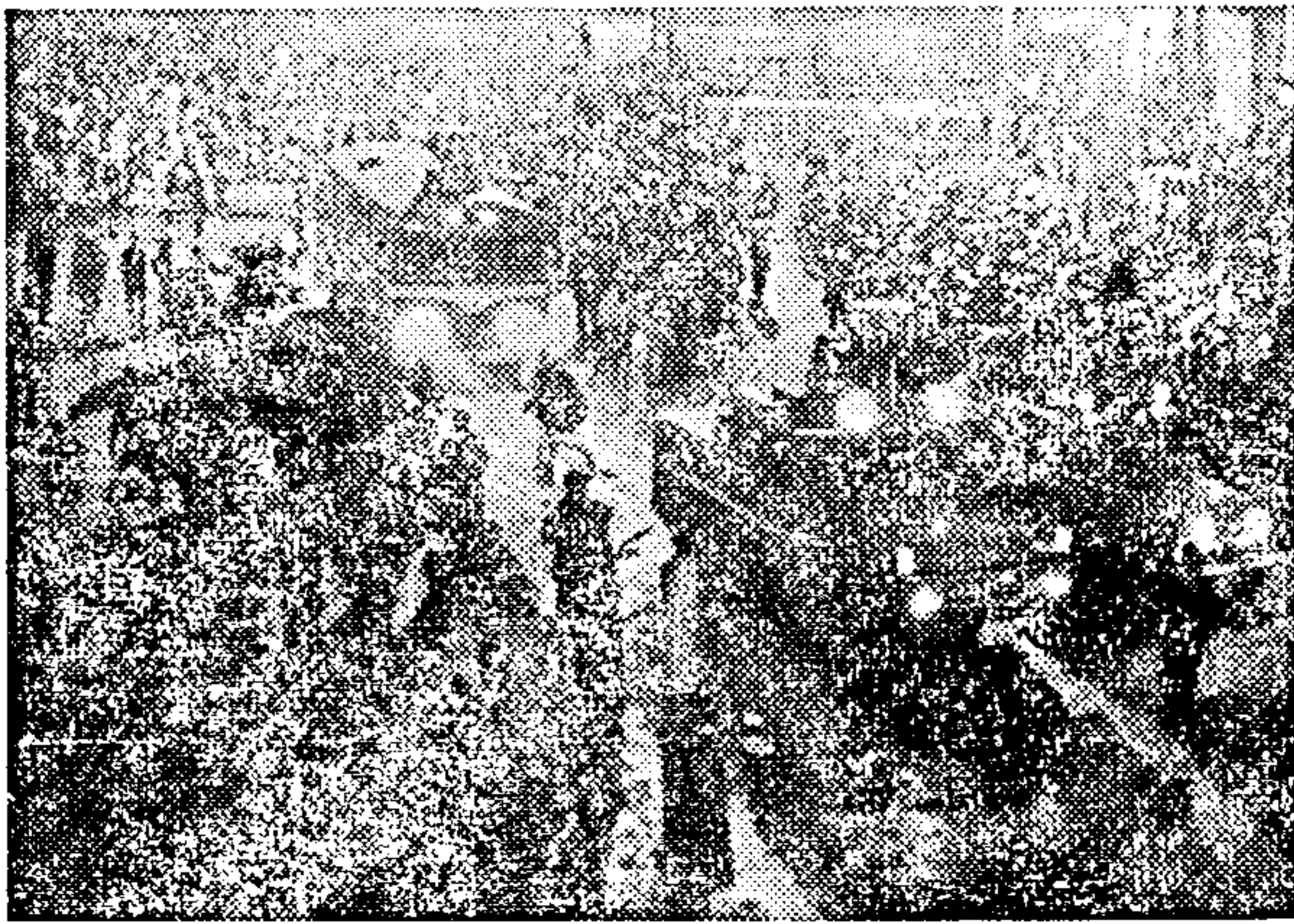
訴審で全員無罪を言い渡す

30 公務員共闘第八次統一行動、総

決起集会で11・13スト宣言

31 国労、動労、主要幹線のストに

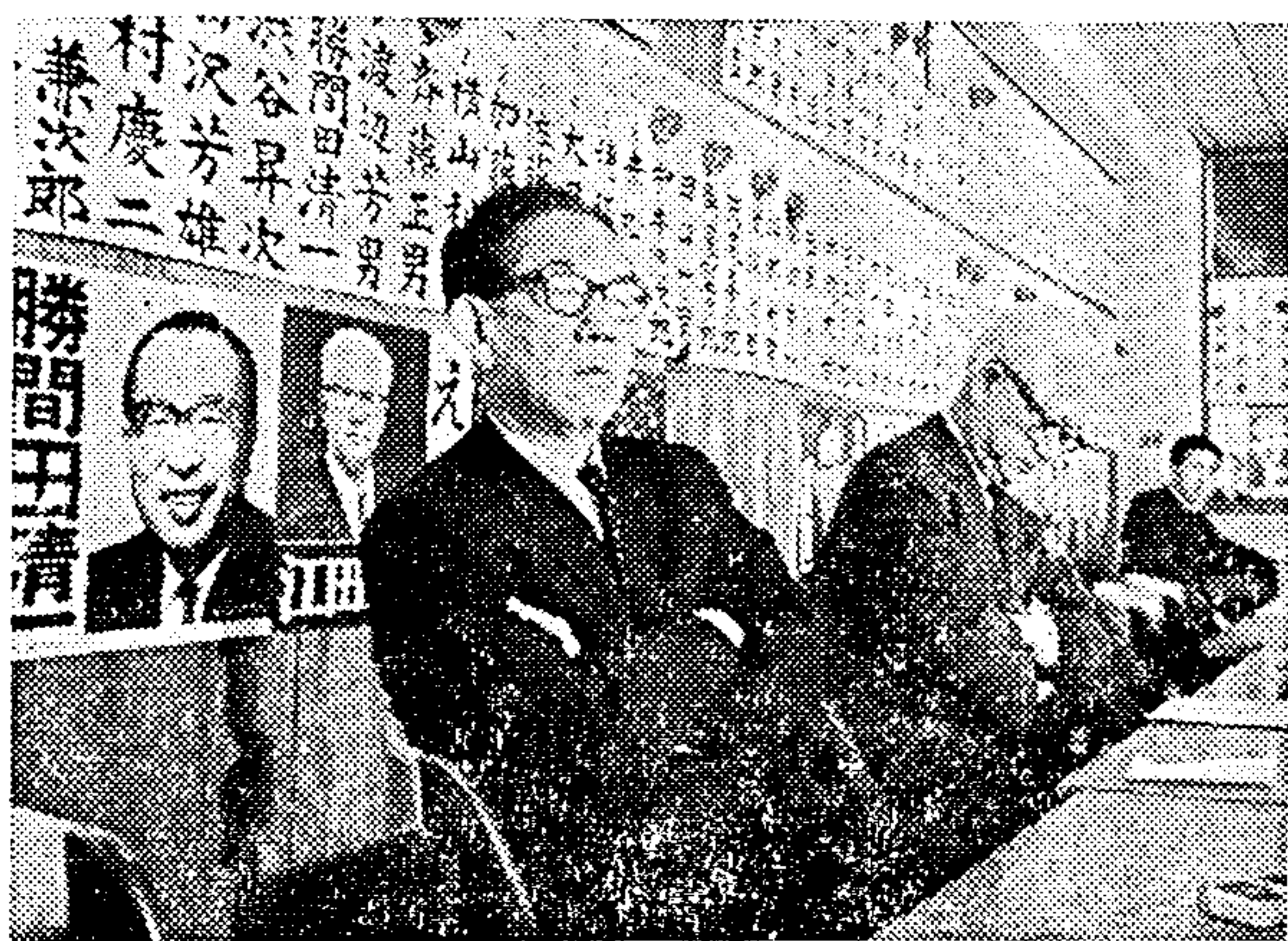
突入



佐藤訪米抗議——混乱する蒲田駅周辺

11月

- 1 国労・動労、前日からの一三時間半のストの結果、EL・DL助士三五〇〇人を残すなどの成果を挙げスト中止
- 2 日教組、高校生の自主的・民主的活動を發展させる見解を發表
- 3 大阪民労協結成総会、一三七六組合四六万七六二〇人で発足
- 4 護憲連合、憲法改悪反対・平和と民主主義を守る第六回国民大会
- 5 民社党第一二回臨時大会、総選挙体制確立のための方針決定
- 6 総評民間単産委員長懇談会、総評の体質改善について提言を行なうことを決める
- 7 日放労、団結権闘争など三スト権を確立
- 8 総評・中立労連代表、政府に対し一五大要求にもとづく統一要求を申入れ
- 9 炭労第五九回臨時大会（16日）
- 10 秋季年末闘争方針を決定
- 11 都市交通第三〇回臨時大会、13スト参加を決定
- 12 全日自労など三八組合、全民主勢力の統一のためのアピールを發表、社共の持続的共闘訴える
- 13 同盟・民社党、沖縄返還要求中
- 14 央国民大集会
- 15 第九回国際自由労連アジア地域会議（17日・シンガポール）
- 16 大菩薩峠で武闘合宿訓練中の赤軍派学生五三人逮捕さる
- 17 国鉄東海道新幹線支社、9月末の順法闘争に対する処分通告
- 18 動労幹部二五人、解雇無効の民事訴訟起こす
- 19 全自交第二五回定期大会（18日）
- 20 総評、労基法改正対策委発足
- 21 総評・生協連など、第八回全国消費者大会（18日）
- 22 国際食品労連第二回アジア地域会議（13日・シンガポール）
- 23 全鉱・松尾鉱山労組の通産省との折衝、一応の解決点に達す
- 24 全交運、11・13交運統一スト宣言中央総決起大会
- 25 労働省、産業労働懇話会の主旨とメンバーを發表
- 26 政府、人事院勧告どおり一〇・二%引上げ実施、時期は6月からと閣議決定、総評など抗議声明
- 27 交通労連第六回定期大会（13日）
- 28 同盟交運協結成の方向示す
- 29 全国労働委員会連絡協議会第二四回総会（12日）
- 30 名古屋地裁、大須事件に騒乱罪成立を認め、有罪判決
- 31 総評、佐藤訪米抗議11・13統一スト、六七単産が実力行使や職場集会、公務員共闘は人勧完全実施要求第八次統一行動としてスト、総規模では六〇年の6・4ストを上回る
- 32 同盟化学協設立総会
- 33 新産別中執委（15日）休会大会の前後措置を協議
- 34 日本鋼管の浅野・清水両分会、全造船機械を脱退
- 35 白鳥事件で服役中の村上国治氏仮釈放で一七年ぶり出所
- 36 佐藤首相訪米を前に各所で市民や学生の抗議集会デモ
- 37 アメリカ全土の反戦統一行動は三〇四〇万人の人波となりワシントン広場を埋めつくす
- 38 社会党、七〇年闘争勝利総決起大会
- 39 反安保全国実行委・沖縄連、佐藤訪米抗議集会、全国一二〇カ所七二万人参加
- 40 蒲田駅周辺で火炎ビン騒ぎなど学生や反戦委のゲリラ活動で全国で二〇〇〇人以上逮捕
- 41 全通、時短と反合理化を要求して超勤拒否闘争に入る



年末総選挙——社会党敗北

- | | | | | | |
|----|--|-----|---|---|---|
| 17 | 佐藤首相、沖縄施政権返還交渉決着のため訪米、三回にわたるニクソン大統領との会談を経て22日共同声明を発表 | 26 | 全通の超勤拒否闘争で郵便滞留二〇〇万通を越える | 2 | の順法闘争と、期末手当要求の超勤拒否闘争に入る |
| 19 | 同盟第一九回中央評議会、中央賃闘委の設置を決定 | | 反安保全国実行委、安保廃棄中央実行委、またべ平連系諸団体など、それぞれに日米共同声明に抗議する集会開く | | 2 国労・動労の新幹線合理化と年末諸要求の闘争妥結 |
| 20 | 春闘共闘委、一九七〇年賃金白書を発表 | | 民主青年同盟第一回全国大会（一28日） | | 全通の時短・年末手当要求の超勤拒否闘争妥結 |
| 21 | 総評第二回拡大評議員会（一21日）総選挙闘争・七〇年春闘方針を決定 | 27 | 公害被害者全国大会（一27日）郵政省、全通11・13スト処分 | | 全日農第一二回定期大会（一3日）運動方針を決定 |
| 22 | 全専売、工場統廃合合理化に反対、三工場二時間部門スト | | 共産党中央委、総選挙の争点と五大基本政策を発表 | | 鉱業政策推進会議第四回総会、政府への要請活動内容を確認 |
| 24 | マスコミ共闘、マスコミ批判中央討論集会 | 28 | 国際自由労連、AFL・CIOに再統一の話し合いを申入れ | | 東京地裁、護憲都連の起こした行政訴訟に対して、デモコース変更命令は違憲と、都に慰謝料支払を命ず |
| 25 | 総評、日米共同声明に対する抗議声明 | | 日本医労協、日赤などスト実施政労協九労組半日スト、一労組七二時間スト | 3 | 衆議院解散 |
| | 国労・動労、米軍弾薬輸送反対順法闘争を指令 | | 横田基地に弾薬列車到着、阻止を叫んだ学生ら逮捕 | | 社会党、人間優先・憲法完全実施の七〇年代計画（長期経済社会計画）を発表 |
| | 新日本婦人の会第五回大会（一25日） | | 東京地裁、東大事件分割公判で実刑の欠席判決 | 4 | 同盟、減税・税制改革要求総決起中央大集会 |
| 25 | 国労、新幹線合理化反対12・3スト指令 | 29 | 社会党拡大中央委、成田委員長が総選挙へ全党の決起呼びかけ | | 総評単産委員長会議、沖縄基地解雇反対闘争支援など決める |
| | 動労第二三回臨時大会（一27日）機関助士廃止反対闘争を総括、協定案締結を承認 | 30 | 第六二臨時国会召集 | 8 | 沖縄米軍、基地労働者四〇五名の解雇を通告、また4月までの解雇予定を発表 |
| | 地銀連第一六回全国大会（一26日）運動方針を決定 | | 私鉄総連の時短・労災二四時間スト、東武と中小五七組合が突入、大半は午後妥結 | | 労働組合の選挙闘争を交流する懇談会（全日自労など一九単産）七項目の共同要求を訴え |
| | 全建総連第一〇回定期大会（一27日）運動方針を決定 | 12月 | | 9 | 全駐労と沖縄全軍労の駐労共闘会議、組織統一の方向確認 |
| | | 1 | 国労・動労、新幹線人員増要求 | | |

14 郵政省、全通
11・13 ストに対す



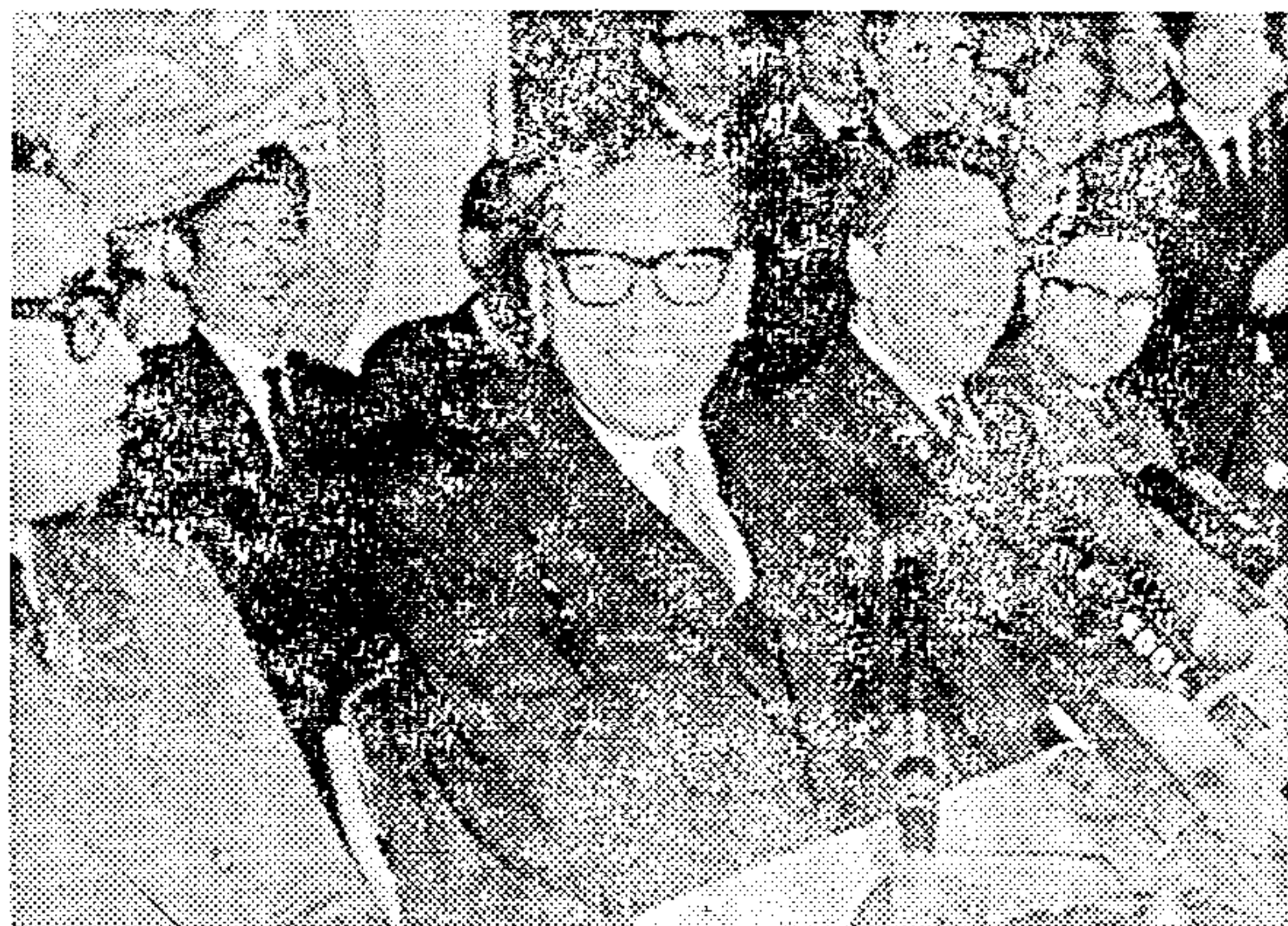
全民懇ひらかる（第3回）

- る処分を発表
- 第六三特別国会召集、佐藤首班指名、第三次佐藤内閣発足
- 欧州共産党会議（15日・モスクワ）全欧州安全保障を討議
- 総評単産委員長会議、総選挙総括、全軍労支援など協議
- 新産別中執委、運動方針案を修正、縮小して新決定
- 19 沖縄全軍労、第二波一二〇時間全面スト（23日）各地で武装米兵との対立みらる
- 日経連常任理事会、賃金白書（副題―生産性基準原理の確立と高能力経営化）を了承
- 21 総評、中立労連、沖縄全軍労スト支援労働者総決起大会
- 日放労スト一三波に及ぶも新回答で妥結
- 全駐労、三ヵ月以上の解雇予告期間設定という新回答で27日のストを延期
- 22 全造幣第一八回定期大会（23日）前年10月大会の継続で運動方針を決定
- 全国主要民間労組委員長懇話会（全民懇）結成、一一大企業から参加、労働戦線の再編統一を提唱
- 同盟、沖縄全軍労の解雇問題で
- 日米両政府に申入れ
- 第一三回中央社会保障推進協議会総会（24日）
- 社会党中執委、党再建をめぐる基本路線論議の取組み方についての統一見解を発表
- 23 札幌高裁、長沼ナイキ基地訴訟の原決定を取消し、農民側の申立て却下の決定下す
- 24 岩井総評事務局長、労働戦線統一問題について私案を発表
- 26 国労中央委（27日）春闘・安保など当面の闘争方針を決定
- 在日米軍、三七四一人の人員整理計画を防衛施設庁に通告
- 28 総評民間単産会議、総評の体質改善に関する提言をまとめる
- 東京地裁、メーデー事件統一公判判決、騒乱罪は第二次衝突から成立と九三人に有罪
- 社会党再建大会準備小委員会の中間報告まとまる
- 29 総評第三回拡大評議員会（30日）春闘方針案、労働戦線統一問題などで大筋の一致点確認
- 新聞労連第三四回春闘臨時大会（30日）春闘方針を決定
- アメリカGE社スト九六日ぶりに仮協約成立
- 31 商業労連第一回定期大会、運動方針を決定、国際商業事務技術労連加盟を決定
- 全駐労第一回臨時大会（1日）生活防衛闘争方針を決定
- 第一一回青年労働者研究集会（1日）
- 2月
- 2 金属共闘全国代表者会議（3日）春闘方針を決定
- 沖縄米軍、第三次解雇通告
- 全国労働組合生産性会議中央討論集会（3日）
- 経済審議会生活水準小委員会の報告書「経済発展と生活水準」まとまる
- 共産党第一一回中央委総会（5日）「総選挙の結果とわが党の当面の任務」を採択
- 3 公明党・創価学会の妨害に反対する言論・出版の自由にかんする大集会
- 4 同盟新役員人事を内定
- 沖縄米軍、第三波スト処分発表
- 5 新産別第二一回定期大会再開大会（6日）当面の運動課題と基調、春闘方針を決定
- 炭労春闘第一次中央動員行動
- 社会党第四七回拡大中央委（6日）党再建の方向を論議、さらに討議を深めることとなる



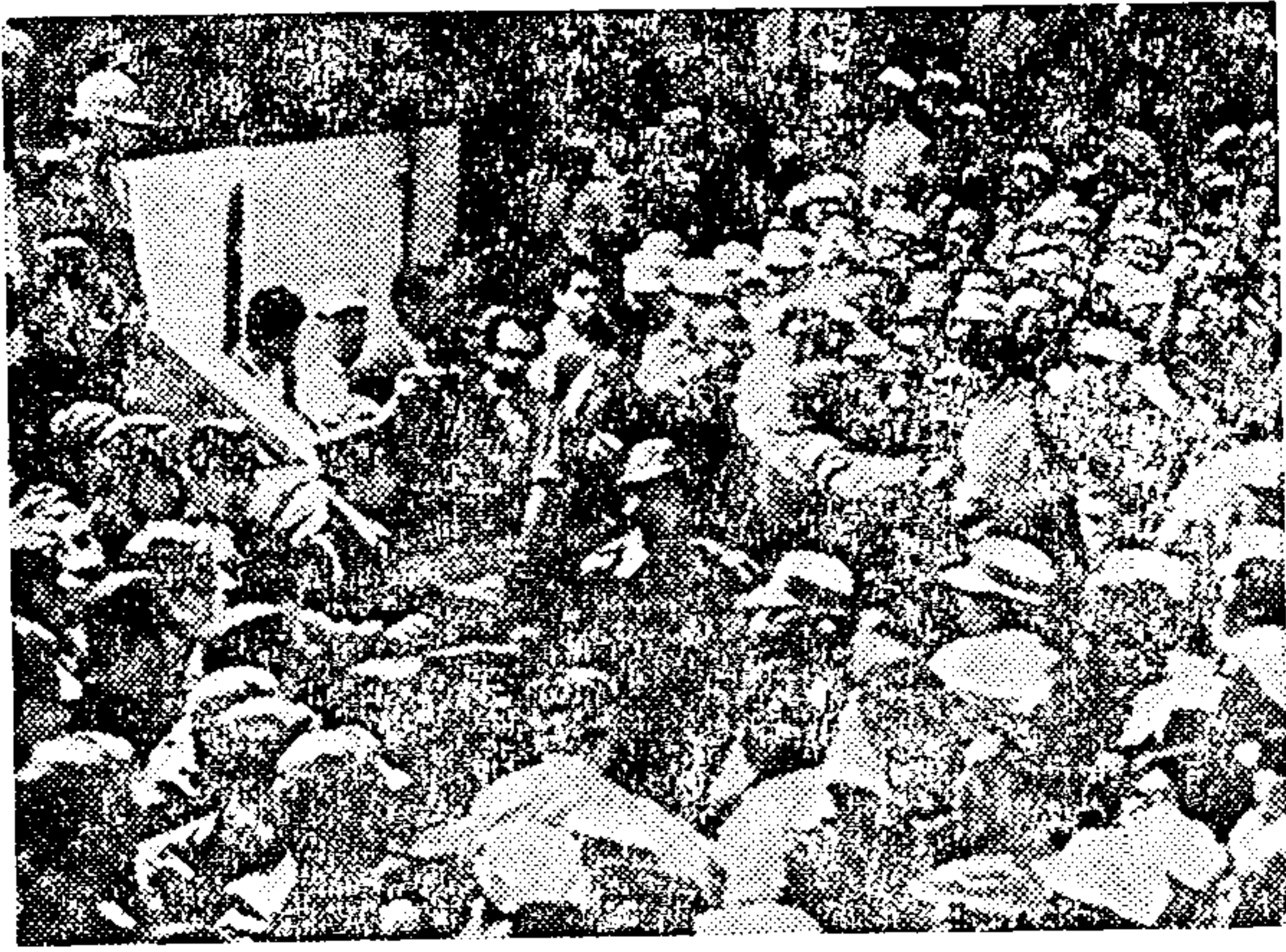
沖縄全軍労スト

- | | | | |
|---|---|--|---|
| <p>13 合化労連第四二回臨時大会（13日）春闘方針を決定</p> <p>12 同盟第六回定期大会（14日）七〇年度運動方針を決定</p> <p>11 戦争準備の思想攻撃に反対する2・11中央集会</p> <p>9 総評、全軍労支援二〇〇〇万円カンパを送る</p> <p>8 化学同盟第二五回臨時大会（10日）春闘方針を決定</p> | <p>6 全石油第二五回臨時大会（7日）春闘方針を決定、単産スト権を確立</p> <p>7 同盟執行評議会、総選挙総括日教組第十九次・日高教第十六次教育研究全国集会（10日）反安保全国実行委、6・21統一行動を決める</p> <p>8 日本平和委員会第一九回臨時大会（18日）七〇年前半の平和運動方針を決定</p> <p>9 共産主義労働者党第四回大会（18日）</p> | <p>14 民放労連第二八回臨時大会（15日）春闘要求・方針を決定</p> <p>15 国鉄東鉄三局、10・31スト追加処分を通告</p> <p>16 第六三特別国会再開、開会式</p> <p>17 全駐労長崎地本、人員整理反対九六時間スト</p> <p>18 紙バ労連第四五回臨時大会（17日）春闘方針、機構改革を決定、産業別スト権を確立</p> <p>19 国鉄当局、国鉄財政の再建に関する経営の基本的計画を発表</p> <p>20 動労、追加処分に抗議順法闘争春闘共闘委、先行組合の共闘態勢確立について打合せ</p> <p>21 第六回内職大会（19日）総評単産委員長会議、安保闘争6月ゼネスト問題を協議</p> <p>22 全織同盟第二五回定期大会（21日）運動方針を決定</p> <p>23 新産別中執委（21日）春闘推進の具体化を決め中間委発足</p> <p>24 造船産業労使会議第一回会合</p> <p>25 東京12チャンネル解雇問題、四年間の紛争和解成り、全員の解雇撤回を実現</p> | <p>23 総評幹事会、春闘方針案をまとめる、6月ゼネストは大幅に後退、ストを軸に統一行動を組織</p> <p>24 第六回全国出稼者大会東日本大会、全国組織の結成を決議</p> <p>25 ILO第一七八回理事会（6日）モース総長辞任に伴う後任の指名決定にいたらず</p> <p>26 都市交通、25日の七都市のスト中止を指令</p> <p>27 専売公社、新設六工場の操業について提案、団交決裂</p> <p>28 第八回社会保障討論集会（28日）</p> <p>29 日高教一三県派第三二回特別大会（28日）春闘方針を決定</p> <p>30 石油化学労働組合懇談会（28日）</p> <p>31 全駐労第一波四時間スト</p> <p>32 輸出関連産業労組発足、全織同盟など七単産参加</p> <p>33 小野田セメント労組、全国セメント脱退を決定</p> <p>34 国鉄東海道新幹線支社、昨年12月の順法闘争に対し処分通告</p> <p>35 炭労第六〇回臨時大会（5日）下山をも辞せずの春闘方針</p> <p>36 政労協第二三回臨時大会、春闘</p> |
|---|---|--|---|



京都府知事選挙——蜷川六選

- | | | | | | | | | | |
|--|--|-----------------------------|--|--|--|-------------------------|------------------------------|-----------------------------|---------------------------------|
| 12 | 11 | 10 | 8 | 6 | 5 | 3 | | | |
| 方針を決定 | 沖繩米軍、第三次人員整理通告部溶解放同盟第二五回全国大会（13日）運動方針を決定 | 全銀第五八回臨時大会（14日）春闘方針を決定 | 春闘共闘委、第五回権利確立討論集会（15日） | 東京12チャンネル労組、解雇撤回、原職復帰の協定書に調印 | 総評第三九回臨時大会（17日）一万円以上賃上げ、一五大要求、安保・沖繩を三本の柱とする春闘方針を決定、6月安保ゼネストをストを軸とした統一行動に後退させることを正式決定 | 日建協第二九回定期大会（17日）春闘方針を決定 | 沖繩全軍労第一九回臨時大会、解雇・処分撤回の春闘方針決定 | 国際婦人デー六〇周年諸集会 | 新聞労連第一波スト |
| 労働四団体、各政党と両院議長に減税問題で統一要求申入れ | 産業労働懇話会、経営者側から賃金問題についての討議を提案 | 同盟中央賃金闘争委、賃金闘争宣言を採択 | 総評主催、第一回地域住民運動経験交流全国集会（13日） | | | | | | |
| 14 | 15 | 16 | 18 | 19 | 20 | 22 | 23 | 25 | 26 |
| 印刷局、全印刷の11月闘争に対する処分を発令 | 春闘共闘委、七〇年闘争勝利・沖繩全軍労支援・国民生活を守る大集会、全国二〇〇カ所 | IMF・JC組織部会（17日）産業別部会の設置を協議 | 新聞労連第二波スト、民放労連第一波スト、化学同盟労災時短スト | 鉄鋼労連第四二回臨時大会（19日）春闘方針を決定 | 第二三回解放運動犠牲者合葬追悼会 | アメリカの郵便スト全国に拡大 | 23日に大統領が非常事態宣言 | 総評単産委員長会議、京都府知事選挙蜷川必勝のアピール | 農村労連第六回定期大会（21日）運動方針を決定 |
| 沖繩全軍労、首切り不当処分撤回・春闘要求総決起大会 | 金融共闘第五次統一行動日、地銀連・全証労協不当解雇撤回要求スト・決起集会 | 護憲連合第八回総会、七〇年度の運動計画を決定 | 日本医労協、対政府交渉や国会請願運動（23日） | 中立労連、組織の今後のあり方 | | | | | |
| 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 春闘第二次統一行動日、全国金属第一波を始め合化、新聞などスト、また対政府交渉など実施 | 全銀第二回会合（29日）組織拡大と戦線統一アピール | 全専売・大蔵協議会・食品共闘など春闘勝利中央総決起大会 | | | | | | | |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 国労・動労順法闘争中止 | 民放労連第二波統一スト | 海員外航賃上げ妥結 | 春闘第二次統一行動日、全国金属第一波を始め合化、新聞などスト、また対政府交渉など実施 | 全銀第二回会合（29日）組織拡大と戦線統一アピール | 全専売・大蔵協議会・食品共闘など春闘勝利中央総決起大会 | | | | |
| 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 1 | 2 | 3 |
| 国労・動労の年度末手当要求順法闘争で国電ダイヤ乱れる | 全通無期限超勤拒否闘争に突入 | 杉並郵便局など三割休暇戦術 | 全自連第二九回臨時大会、春闘行動方針を決定、スト権確立 | 共産党第一二回中央委員会総会、京都府知事選挙のための訴えを採択 | | | | | |
| 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 1 | 2 |
| 資源労連第六回定期大会（24日）運動方針を決定 | IMF・JC、七〇年賃金闘争シンポジウム | 同盟全紙バ提唱の紙バ友好労組連絡会の5月正式発足決まる | 全駐労第二波二四時間全面スト | 江田社会党書記長、「改革を進めて革命へ」と題する論文を再建大会準備小委に提出 | 国労・動労の年度末手当要求順法闘争で国電ダイヤ乱れる | 全通無期限超勤拒否闘争に突入 | 杉並郵便局など三割休暇戦術 | 全自連第二九回臨時大会、春闘行動方針を決定、スト権確立 | 共産党第一二回中央委員会総会、京都府知事選挙のための訴えを採択 |



報知争議——暴力団が殴り込む（報知新聞社前）

- 31 全金同盟、造船総連と三菱重工
労組に対し同盟大金属連合推進
について話し合いを申入れ
公務員共闘、人事院に統一要求
書を提出
- 30 全電通の電気通信政策委、コン
ピューター公害についての中間
報告書を発表
政府、沖縄基地労働者の本土な
み退職金支払い決める
全通第二波三割休暇闘争（1
日）
- 3 全交連、いのちと暮らしを守る安
全輸送交通政策確立全国集会
全日農など、日本農業を守る3
・30総決起大会
- 8 同盟自治労連結成大会（12日）
綱領・運動方針を決定、同盟・
全官公加盟を承認
海員内航賃上げ妥結
社会党、七〇年度運動方針案を
発表
全通第三波休暇闘争（15日）
ゴム労連第六回臨時大会（13
日）
- 7 鉄労、国鉄を守る会結成大会
新日本製鉄発足に伴い、八幡・
富士両労組で新日鉄労協発足
日航機よど号、赤軍派学生に乗
っ取らる
- 6 日）春闘・時短方針を決定、産
業別スト権を確立
宮城県地労委、七十七銀行従組
に対する解雇と減給降格処分
取消し原職復帰と賃金支払を銀
行側に命令、組合側勝訴
沖縄連、沖縄闘争月間を設定
春闘共闘第三波統一行動、一〇
単産九二〇組合がスト
全織同盟、日米繊維交渉即時中
止要求中央集会
- 5 安保拒否百人委員会すわり込み
電機労使、賃金問題で懇談
文部省推計、今春の就職者数で
大卒が中卒を上回る
同盟、七〇年賃闘中央総決起集
会
- 4 全通第四波休暇闘争（19日）
沖縄全軍労、第二波スト処分軽
減を前提に休戦協定に合意
総評第四回評議員会、4月以降
決戦期の春闘の進め方を決定
全通休暇闘争、トップ会談で急
転、解決に向う
金融共闘、安保沖縄・春闘勝利
金融の仲間大集会
産業労働懇話会、今後の話し合
いのテーマを決める
- 3 全通、労務政策変更闘争妥結を
決め、休暇闘争中止を指令
全軍労と米四軍合同労働委、休
戦協定に調印
春闘第四波統一行動、一一単産
七〇〇組合がスト
関経協第二五回定時総会
第一五回働く婦人の中央集会
（13日）
- 2 社会党東京都本部第三四回定期
大会、反戦系の妨害で議事進ま
ず、12日に大会中止
京都府知事選挙、蜷川六選
静岡相互銀行従組解雇撤回闘争
勝利、三年八ヵ月ぶり職場復帰
全日自労第二八回臨時大会（1
5日）失業者闘争体制固める
民社党第一三回定期大会（16
日）運動方針・政策を決定、西
村委員長を四選
新聞労連・民放労連・車輛労連
スト
国立大付属九病院看護婦スト
報知争議に暴力団支配始まる
アメリカの反戦デモ、流血
中外鉞連、退職金要求スト
岩井総評事務局長に国際レーニ
ン平和賞授与と発表
春闘共闘第五波統一行動、一三
単産でスト
- 1 全通、労務政策変更闘争妥結を
決め、休暇闘争中止を指令
全軍労と米四軍合同労働委、休
戦協定に調印
春闘第四波統一行動、一一単産
七〇〇組合がスト
関経協第二五回定時総会
第一五回働く婦人の中央集会
（13日）



4・30 全交運・公労協統一スト実施さる

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|------------|----------------|----------------|--------------|----------------|----------------|----------------|----------|----------------|---------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------------|----------------|----------------|-------------------|----------------|----------------|-------------------|----------------|----------------|---------------|------------------|----------------|----------------|
| 鉄鋼大手五社の統一スト権、五年連続して不成立 | 一〇大病院看護婦スト | 鉄鋼大手四社、七四〇〇円回答 | 法務省、長沼ナイキ基地訴訟の | 福島裁判長の忌避を申立て | 全国全共闘・全国反戦共催、安 | 保粉砕労学総決起集会 | 全交運・公労協、統一ストライ | キ宣言総決起大会 | 同盟とAFL・CIOの第二回 | 定期会談（二十一日） | 社会党第三三回定期大会（二十 | 日）反戦系の妨害を機動隊導入 | で排除、執行部の総選挙敗北引 | 責辞任を認められず留任 | 沖縄復帰協定期総会、同盟系が | 脱退、革新的方向明示さる | 全国金属第三波スト | 電機労連一一組合統一スト | 日経連第二三回定時総会、「七 | 〇年代に臨むわれわれの見解」 | を決議 | 沖縄復帰協、網の目行進開始 | 春闘第三次統一行動、二六民間 | 単産スト、沖縄県労協統一スト | 春闘共闘委、春闘勝利・労災職 | 業病をなくす中央集会 | 同盟、中央メーデー不参加、独 | 自の労働祭挙行を決める | |
| 反安保全国実行委、国民総要求 | 運動の実施要綱決める | 合化労連第三波スト | 鉄鋼労連大手組合、一発回答を | 受諾 | 横浜地裁、全造船浦賀分会の具 | 志堅氏の永久労働不能災害の損 | 害賠償請求に対し三五〇〇万円 | 支払を判決 | 労働四団体の首脳会談で妥協成 | り、中央メーデーの分裂回避 | 4・28沖縄デー、統一中央集会 | をはじめ全国で集会デモ | 全石油第二波スト | 食品労連第四波統一スト | 報知新聞争議、報印労組に対し | ロックアウト通告 | 日本医労協三八病院スト | 全交運・公労協統一スト、私鉄 | 総連大手一一組合二四時間スト | （午後三時過ぎ妥結）、国労・動 | 労八〇カ所半日スト（午前九時 | 中止）、その他も拠点ストなど | 実施 | 南ベトナム政府軍、カンボジア | に進攻、米軍も直接介入発表 | 5月 | 1 第四一回メーデー、全国一〇〇 | 七カ所に六九〇万人、中央統一 | メーデー五四万人、統一妥協の |
| ため安保・沖縄等の政治スロー | ガンはずさる | 郵政省、全通の休暇闘争に処分 | 池田創価学会会長、学会と公明 | 党の分離を表明 | 私鉄総連中小一一九組合二四時 | 間統一スト | 総評、米軍のカンボジア侵入に | 抗議声明 | 全鉱四企業連第三波四八時間ス | ト、9日妥結 | 札幌地裁、長沼ナイキ基地訴訟 | の福島裁判長忌避申立てを却下 | 鈴木茂三郎元社会党委員長死去 | 公労委の調停難航で国労・動労 | スト突入後、調停委員長見解八 | ・八%プラス二〇〇〇円引上げ | が示され仲裁移行 | 私鉄総連中小六五組合第二波二 | 四時間スト | 9 日青協第二〇回大会（二十一日） | ワシントンで二〇万人学生の反 | 戦集会 | 12 春闘第四次統一行動、私鉄中小 | 三六組合スト、医労協看護婦ス | ト、公務員共闘第一次統一行動 | など春闘未解決組合実力行使 | 総評・中立労連など、アメリカ | のベトナム侵略反対・カンボジ | アなどインドシナへの侵略戦争 |



第41回メーデー

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---|---|---|---|--|--|---|---|--|---|---|------------------------------|--|---|----|----|----|
| 20 | 19 | 18 | 17 | 15 | 14 | 13 | 22 | 23 | 25 | 26 | 27 | 3 | 2 | 1 | 6月 | 30 | 29 | 28 |
| 拡大に抗議する中央集会
第一三回地方自治研究全国集会
(14日) | 共産党第一三回中央委総会(14日)
党大会提出決議案「七〇年代の展望と日本共産党の任務」と党規約改正案を發表 | 大阪教職組の懲戒処分についてのマンモス公開審理請求、和解成り一括訴えを取下げ
第一三特別国会閉会、准看護婦制度新設案など廃案 | 同盟、民主主義労働運動の結集についての方針を決定
水俣病被災者抗議団すわり込み
日高教一一県派第三三回定期大会(18日)運動方針を決定 | 社会党東京都本部第三四回定期大会、三五日ぶりに再開、反戦青年委との絶縁など決定
市銀連第一五回大会(19日)
日雇健保擬制適用廃止反対決起集会 | 公労委、仲裁裁定書を交付、調停委員長見解をそのまま適用
総評・社保協、高齢者対策全国活動者会議(20日) | 同盟、七〇年賃闘総括まとめる
全銀総連第一四回総会
ILO特別理事会、新総長にジ | エンクス(英)氏を選任
IMF・JC、七〇年賃闘の収束を確認、総括
鐘紡、定年制を復活
新産別、春闘総括をまとめる
護憲連合など、護憲・反安保・基地撤去全国活動者会議(24日) | 沖縄原水協、毒ガス即時撤去・アメリカのカンボジア侵略反対
県民総決起大会
総評婦対部、カンボジア侵略抗議婦人総決起集会
春闘共闘委、七〇年春闘の中間総括を行なう | 総評幹事会、七〇年闘争と七〇年代の基調をまとめる。労働戦線統一について労働四団体の話し合いを呼びかける
同盟、民主主義労働運動結集のための組織特別委員会の構成と6月発足を決める | 電機労連第一八回定期大会(29日)戦線統一構想を確認、運動方針を決定
全炭鉱第一九回定期大会(28日)石炭政策の推進など決定
国公共闘第一次中央行動、人事院交渉など実施
水俣病患者互助会のあっせん一 | 任派とチッソ株式会社、一時金上積みで調印
報知争議、組合員と会社警備員がもみ合い、組合員五人が負傷
同盟中央評議会、民主主義労働運動の結集、当面の安保改定国民運動などについて承認
十条製紙、転出・配転などの合理化案を提示 | 総評第五回拡大評議員会、運動方針の基調、戦線統一、6・23闘争などを討議
国労中央委(30日)6・23、新賃金配分など方針決定
全食品同盟第二四回定期大会(30日)運動方針を決定 | 動労臨時中央委、春闘総括、賃金配分案、反安保スト方針決定 | 総評民間単産代表者会議(2日)春闘総括、6月闘争を協議
同盟最賃対策会議(2日)最賃に関する基本的な活動方針を確認 | 日教組第三八回定期大会(5日)運動方針、当面の闘争方針を決定
全日農など、米価要求貫徹・日本農業を守る全国農民総決起大会 | | | |



6・23 全国統一集会各地で開かる（中央集会場）

- | | |
|----|---|
| 4 | ILO 第五四回年次総会（25日）有給休暇、最低賃金に関する報告を採択、条約化
総評幹事会、公害闘争の具体的な内容として勤労国民のいのちと暮らしを守る闘いについて決定
造船総連第二〇回定期大会（7日）中産別への組織再編をめざす運動方針を決定
郵政省、全通の春闘ストに対し解雇を含む一一七二人を処分
沖縄復帰協、女高生刺傷事件に抗議、軍政糾弾の県民大会
婦人民主クラブ第二四回全国大会（7日） |
| 6 | 同盟産別代表者会議（10日）
沖縄地方協議会の発足決める
労問研、新規参加拡大を話し合い
鹿児島県評、飯守鹿児島地裁所長の追放運動展開を決める |
| 8 | 全郵政第六回定期大会（11日）
運動方針を決定
公務員共闘七〇年賃闘第二次統一行動 |
| 9 | 鉄鋼労連組織機構特別小委、戦線統一への目標・方針決める
政労協一八単組、春闘第三波統一スト
日雇健保擬制適用廃止粉碎中央総決起集会 |
| 11 | 公明党中央幹部会、政教分離・中道主義国民民政党の新綱領案をまとめる
同盟組織特別委、全民懇への参加は単組に一任との方向確認
IMF・JC組織部会、大金属連合構想などで小委員会設置
総評の公害対策全国連絡会議総会（12日）公害問題で国民的統一行動の推進を申合せ
新産別第五二回中央委（14日）春闘の集約と反安保臨時大会の開催を決定
公務員共闘、7・10スト宣言
総評、司法反動化阻止・長沼裁判支援中央集会
堀井総評議長渡米、UAWの公害会議に出席 |
| 12 | 新左翼系としては最大規模の反安保集会、15日にも実施 |
| 13 | 日雇健保擬制適用廃止に反対して厚生省前ですわり込み（18日）
第二次公制審、争議権・団交権の実質審議に入る
部落解放国民大行動中央集会
中野好夫氏ら学者・文化人一九氏、安保廃棄宣言を発表
政府、公労委仲裁裁定の完全実施を閣議決定 |
| 14 | 民社党第九回拡大中央委、安保改定期にのぞむ党の方針を決定
沖縄県労協、同盟加盟組合の除名を決定 |
| 16 | 同盟沖縄対策委緊急会議、沖縄県労協脱退と沖縄地方同盟結成の方針を決定
総評系、安保廃棄・沖縄闘争勝利・青年婦人中央総決起集会
新産別、反安保・自動延長反対臨時大会
堀井総評議長、辞意を表明
国共闘・国公連、全国公労働組合賃金共闘委員会結成総会
反安保全国実行委第八次統一行動、安保廃棄・沖縄返還要求中央集会、22日は抗議行動 |
| 18 | 同盟・民社党・民社研共催、安保改定・民主主義を守る中央集会 |
| 20 | 公務員共闘第三次統一行動（7月4日）階層別人事院交渉など各省交渉、4日スト宣言集会
社共両党・総評など一団団体と文化人一三氏の呼びかけによる統一実行委主催、安保条約廃棄宣言・平和中立生活擁護をめざす6・23全国統一行動中央集会
二万人参加。この日国労・動労・全国金属など二七単産がス |
| 21 | |
| 22 | |
| 23 | |

- トを実施、また全国七六四カ所で一六〇万人が統一行動に参加
全織同盟賃闘終結
24 春闘共闘委賃専総会（126日）
朝鮮侵略戦争勃発二〇周年、朝鮮人民との連帯強化各界代表者集会
25 公明党第八回定期大会（127日）
26 全鋳六企業連労災・時短闘争、
重点部門無期限スト突入、27日
労災関係回答積上げでスト中止
全専売第二四回定期大会（130日）
運動方針、合理化反対反復ストなど当面の闘争方針を決定
27 国鉄、国労と勤労の4・30、5・8ストに対し解雇一四人を含む処分を通告
全労組第三回会合、二三九組合
代表が参加、戦線統一促進について
の提唱を採択
福岡地裁、三池争議解雇者の地位保全請求仮処分申請について
28 一二二人中一二二人の申請却下
日教連結成大会
29 全通、郵便労働者の労働条件改善要求集約中央集会

序章

この時期の概観

1 国際・国内情勢の特徴

一九六九年から七〇年にかけて世界も、またわが国の情勢も大いなる過渡期であった。アメリカは、一月に就任式を行なったニクソン大統領がベトナム戦争の泥沼からの脱却を試み、ソ連はチェコスロバキアにたいする武力介入によって深まった共産圏内の対立の調整につとめた。また、フランスではドゴール大統領にかわってポンピドー首相が大統領に選出され、西ドイツではブラント社会民主党党首が首相に選出された。このように、国際政局に影響を及ぼすような指導者の交替にもなつて新しい方向を模索する努力が始められたが、しかしベトナム戦争、米ソ軍備制限交渉、中ソ対立など、どの分野においても決定的な転換はみられなかった。

ニクソン大統領は、ベトナム戦争を終わらせて国内の社会的問題の解決にいつその力を注ぐことを目的とし、対外公約のゆきすぎを自制するという根本方針を採用した。そして、米国民のベトナム戦争にたいする不満を緩和するために、米軍の南ベトナムからの撤退計画を決め、六九年六月二万五〇〇〇名の引揚げ、ついで九月三万五〇〇〇名の引揚げを行なった。しかしこの程度の撤兵計画では米国民の厭戦気分を解消するには役たたず、一二月にいたって七〇年四月一五日までにさらに五万人を引き揚げると発表した。

ベトナム戦争を終わらせるという方針とあたかも逆行するかのごとく、アメリカはラオスへの干渉を強化し、七〇年四月三〇日カンボジアへの武力侵攻が行なわれ、戦火はインドシナ全域に拡大した。一見して相反する二つの動きは、アメリカが現在おかれている矛盾の深さを物語ると同時に、ベトナム戦争のベトナム化（アジア人をしてアジア人と戦わせる）と

いう基本的な方針の現われともみることができる。

以上のような国際情勢を背景とした国内での大きな政治問題は、第一に沖縄施政権の返還であった。それは、六九年一月における佐藤・ニクソン共同声明によって決定されたが、政府・与党は、それが核抜き・本土並み・七二年返還を日米間で合意したものである旨を強調した。しかし日米共同声明においては、「韓国の安全は日本自身の安全にとって緊要」「台湾地域における平和と安全の維持も日本の安全にとってきわめて重要な要素」など、日本側から積極的に表明された決意が記されており、そのことは沖縄返還と引換えに、日本がアメリカの極東軍事体制に積極的に参加することを意味していたことは否定することができない。また、核持込みについても「日米安保条約の事前協議制度に関する米国政府の立場を害することなく」という表現は、アメリカの有事核持込みに余地を与えたという疑いを残した。

一二月総選挙においては、大学、沖縄返還、安保条約、物価等の問題が与野党間の大きな争点となったが、総選挙の結果は、自民二八八（二七二）、社会九〇（一三四）、公明四七（二五）、民社三一（三一）、共産一四（四）となった（カッコ内は解散時議席）。この結果、自民は無所属の転籍を含めて三〇〇に達する圧勝を示し、公明・共産の進出に反して社会は惨敗となった。

自民党は一〇月の総務会で党議として「日米安保条約を相当長期に自動継続（延長）すること」を決定した。これにたいしては後に述べるように、野党をはじめ労働組合、国民各層の反対運動が展開されたが、七〇年六月、ついに安保条約は自動延長された。しかし安保条約第一〇条には「もっとも、この条約が一〇年間効力を存続した後は、いずれの条約国も、他方の締約国に対してこの条約を終了させる意志を通告することができ、その場合には、この条約は、そのように通告が行なわれた後一年で終了する」とあり、いつでも条約を廃止しうる状況が生まれてきたといってよい。

ところで日本経済は、一九六五年一〇月に景気が反転して以来六九年まですでに上昇期間は五〇ヵ月を数え、七〇年に

はいつでも根づよい上昇をつづけている。鉱工業生産は六八年度とほぼ等しい一七%以上の増加を示したが、卸売物価は三・二%といままでにない高い上昇率を示した。全産業雇用の伸びも大きく、全産業現金給与額の上昇率は六九年になって最高となった。

このような景気上昇を支えた要因は、第一に前年度からさらに二四%の増加を示した設備投資であり、なかでも電力、建設、一般機械、電気機械、金属製品などの伸びが大きかった。第二に六九年度の輸出は、前年度比二一・七%の増加が見込まれ、とくに自動車、ラジオ、テレビ等の機械や、鉄鋼、化学製品、合繊維物などが好調であった。第三に個人消費支出の伸びも前年度にくらべて一六・二%に達し、これも景気の上昇を支える大きな要因となった。

かくしてわが国の国民総生産は、資本主義国の内部ではアメリカについて第二位に躍進し、国際収支も大幅な黒字を達成した。しかし黒字の増加は、貿易・資本の自由化への外圧を高める原因となり、日米貿易経済会議では日本の残存輸入制限品目一二〇のうち五五品目が自由化され、残りは六五品目になった。このような貿易・資本の自由化の進展は、必然的に国際競争を激化させ、それにもなって産業再編成、合理化の進展がいちじるしくなっている。

国民の消費は所得の上昇によって実質的に高められたことは否定できないが、一方、高度経済成長のなかで国民の生活環境の悪化が進んでいる。まず消費者物価の上昇は依然高く、六九年平均では五・二%を示している。生活実感では消費者物価の上昇は五%どころではなく、したがって賃金上昇にもかかわらず、労働者の窮乏感は深刻である。また農家においても、米価の据置きをはじめ、酪農、果樹等に過剰化傾向がみえ、農産物価格の上昇は従来ほど望めなくなり、農家の生活を困難にする要因となっている。

さらに、高度経済成長が必然的に生み出したものは公害であった。わが国の場合狭小な国土に工場が密集するため、公害はとくにするどいかたちで現われているといつてよい。工場や自動車の排出する亜硫酸ガスや浮遊ふんじんによって大

気汚染問題が深刻化し、また熊本県水俣湾や新潟県阿賀野川では、悲惨な有機水銀中毒患者の発生をみた。また富士市の場合は、製紙会社の排出するヘドロによって海水の汚染がすすみ、沿岸漁業に甚大な損害を与えている。このような高度経済成長のもたらした物価上昇や公害は、国民の生活環境を極度に悪化させているのである。

2 労働力不足の進展と労働政策の重点

わが国の就業者数は年々増加しているが、そのなかで農林業就業者が減少し、非農林業雇用者の増大が顕著である。一九六九年には就業者総数は五〇四〇万人となり、そのうち非農林業雇用者は三一六九万人で、全体の六三％を占めるにいたった。また家族従業者は六八年にくらべて二二〇万人の減少をみたが、自営業主は遂に九〇万人の増加を示している。

産業別にみると、六九年において雇用の増加率の高かったのは建設業と電気機械産業であるが、それ以外の諸産業の雇用は総じて停滞状態にあり、他方、鉱業の雇用は一貫した減少傾向を示している。

雇用者の産業構成では、製造業と卸・小売業等の雇用者の割合がひきつづき高まり、企業規模別構成では、最近高まりをみせつつあった大企業雇用者の割合が頭打ちとなり、小・零細企業雇用者の割合が再び高まっている。また雇用者の年齢構成では、中高年齢層の割合が最近大幅に高まり、他方、女子労働者では臨時・日雇雇用が最近ひきつづき増加を示している。

一方農家人口と農業従事者の数は、六八年において総人口にたいする農家人口の割合は二七％を割り、総就業人口にたいする農業就業者のそれは二〇％となった。農業就業者のうち主として農業部面で労働する基幹的農業従事者数は九〇三

万人となったが、このように農業労働力の量的減少がすすむとともに、その高齢化・女性化というかたちで質的劣弱化が進行しつつある。農家の兼業化はいっそう進展し約八〇％に達している。とくに農業を従として経営する第二種兼業農家は増加し、平均的にみれば、農家一戸に一人以上の兼業従事者がいることになる。六九年中に農家から他産業部面に就職した者は八〇万人、他産業を離職して農家に帰った者は二〇万人で、職業移動により一年間に農家世帯員は六〇万人の純減少となった。農家世帯員の就職による減少は五五年以来一貫した傾向であるが、この数年その減少率は鈍化している。農家世帯員の産業就職者は、新規学卒者を中心とする若年労働力で、就職先は製造業が最も多く、商業・サービス業および建設業がこれについている。最近の特徴的な傾向としては、男子世帯主の農業従事者の職業流出が鈍化し、これに代わって農家の女子世帯員の産業就職者が増加していることである。とくに、女子就職者のパート・タイム等のかたちをとった通勤型労働が増加している。

つぎに新規学卒の動向をみると、中学卒就職者数の減少がいちじるしく、また六九年には高校卒就職者数も減少に転じた。にもかかわらず新規学卒にたいする労働力需要は増大したため、求人倍率は六九年中学卒四・八倍、高校卒五・七倍であり、さらに七〇年になると中学卒六・二倍、高校卒六・五倍に高まっている。就職分野をみると中卒の場合は、製造業への就職者が過半数を占め、職種では技能工、生産工程従事への集中度が高い。高校卒就職者の中心産業は製造業と卸・小売業で、職種では中卒就職者にくらべて事務・販売従事者の割合が高いが、最近では技能生産工程従事者の割合が高まり、また中卒就職者と同様に大企業への集中が進んでいる。他方新規学卒者のなかには、いったん就職した企業を短期間で離職し、転職・企業移動を繰り返す者も小規模企業就職者を中心に多く発生している。

以上のように新規学卒者の需給逼迫が深刻になるにつれて、労働力不足がしだいに中高年齢に及んでくるのは当然のことである。新規学卒をのぞいた一般求人の求人倍率は、六八年の一・一倍から六九年の一・三倍になり、七〇年一―三月

は一・四七倍になっている。一般的にいうと企業の労働力不足は、技能工や販売員を中心に最近ますます強まり、「技能労働力需給状況調査」によると四九年の不足数は一八二万人に及んでいる。このような労働力不足の激化とともに、それにたいする企業の対策も多様化しており、中途採用を積極化し、パート・タイマーなどの臨時雇用を利用し、労働力節約のための合理化を進めるなどさまざまな対策が実施されている。労働移動は最近全体としてはやや落ち着きをみせているが、そのなかで離職者では中高年齢層の割合が高まり、比較的長期の勤務者の離職も増加している。またこれらの離職者の過半数は小・零細企業からのものであるが、最近では大企業離職者の割合が高まり、労働者の企業移動ではより上位規模企業への移動の割合が低下し、下位規模企業へ移動する者や同規模企業間を移動する者の割合が高まっている。

このような傾向は、賃金などの平準化がすすんだため、製造業の大企業などに多い単調労働をきらって中小企業に移動する者が増加したことのあらわれである。転職理由では、より好条件での雇用先を求めての転職が増加しているが、就職にともなう賃金変動については、賃金が増加した者の割合が全体としてひきつづき高まっているなかで、高年齢層就職者をはじめとして賃金が低下した者の割合も高まっている。

このような状況のもとで政府の労働政策の重点が雇用政策に向けられていることは当然といわなければならない。政府の雇用政策は、企業の労働力不足の増大に対応して、企業の求める労働力をいかにして重点的に供給してゆくかに集中させ、「積極的雇用政策」として推進されるにいたった。その具体的な内容はまず全面的な労働力の有効活用を目的として、流動化を促進することによって全産業部門から労働力を動員し、未就業労働力をも含めて、これを輸出振興、国際競争力の強化などに必要な産業・企業に重点的に配置し、雇用構造の近代的な再編成を図ろうとするものである。この過程で、技能労働力不足に対応するため、転職者や無技能者にたいする技能訓練の強化と、企業内従業員の再訓練の促進が重視され、このような職業訓練の拡充のための法的整備が行なわれた。

すなわち新・職業訓練法が一九六九年七月に成立したが、これは従来の職業訓練法を全面的に改め、訓練体系の整備・拡充を図ったものであり、これによって今後における労働力人口の高齢化、若年労働力の供給減少、そのなかでの技能労働力不足という事態に対応してゆくため、技能労働力の養成、確保を目的とする体系的・一貫的な技能訓練のための制度的な裏づけが与えられることになった。

六九年一二月には失業保険法の改正が行なわれ、零細企業労働者を含めた全労働者に失業保険制度を適用しようとする適用拡大の措置が法制化され、給付内容も若干の引上げが行なわれた。しかし同時に、失業保険金の実際の支給の面ではその規制がますます厳しくなり、給付の「適正化」の政策により、受給者や受給申請者にたいする就職促進の措置がますます強化されている。また失業対策事業も、その「正常化」政策の推進によって失対への流入抑制を就労中の者にたいする就職促進（滞留排除）の措置が強化され、最近の失対事業は、こうした送り出しの困難な残った高齢者、女子の就労者を対象とする事実上残務処理的な就労制度としての性格が強まっている。

社会保障法の分野においては、六九年健康保険法の改正が成立し、九月一日から患者の薬代一部負担が廃止され、分べん給付も改善されたが、同時に二年間の期限をきって引き上げられたはずの政府管理健康保険の保険料率一〇〇〇分の七〇が恒久化されることになった。さらに六九年一二月には「厚生年金月額二万円」「国民年金は夫婦で月額二万円」をキヤッチフレーズに、厚生年金法および国民年金法の改正が行なわれたが、すでに六五歳に達している老人のうち、五人に一人は年金の恩恵をうけることができず、うけている人でも全受給者の平均月額は一万円にみたない。この意味において、制度の上では西欧の水準に達したというものの、実態はまだ未熟児であるといつてよいであろう。

3 賃金上昇と合理化の進展

以上にのべたような労働力不足の激化にともなって、賃金上昇は加速化する傾向をみせている。すなわち、一九六九年の名目賃金の平均を労働省「毎月勤労統計調査」(企業規模三〇人以上)による調査産業計の現金給与総額の指数でみると、名目で一六・一%、実質で一〇・四%である。これは六八年の名目一四・二%、実質八・五%をさらに上回り、一九四三年以降最高の上昇となった。

このように六九年の賃金上昇が高かったのは、特別給与の増加が大きかったからである。すなわち特別給与の増加率は二二・四%で、六八年の一七・五%をさらに上回っている。賃金上昇の加速化の原因は、第一に生産年齢人口(二五歳以上人口)の増加率の低下による労働力供給の減少と、好況の持続による労働力需要の増大によって需給逼迫が加速化したためであり、第二に労働者の生活構造の高度化による生活欲望の範囲の拡大、住宅費や教育費の増加による生計費の上昇が高まったためだといってよい。

労働力の需給逼迫が最も顕著なのは、いうまでもなく中学・高校の新規学卒であり、求人倍率は前者が六・二倍、後者は六・五倍となって六八年をさらに上回った。そのため初任給は、男子の場合中卒が一七・九%、高卒が一六・三%で、いずれも平均賃金の上昇率を上回っている。また初任給上昇を規模別にみると、男子中卒では三〇~九九人の規模が一六・八%で最も高く、五〇〇人以上の一八・七%を上回っており、男子高卒でも三〇~九九人の規模が一六・七%で五〇〇人以上の一六・三%よりも若干高い。六八年においては初任給の逆格差はほとんど姿を消していたが、六九年にはふたた

び逆格差傾向があらわれている。賃金水準上昇の一要因である春闘の賃上げ率をみると、主要民間企業で一五・八%（六七六八円）であり、中小企業でも一六・八%（五五三三円）となっている。

企業間賃金構造のなかで、まず産業別賃金格差をみると、各産業の上昇率がそろっていた六八年にくらべて、六九年には金融保険業、電気ガス水道業、運輸・通信業が一三%台とややのびなやんだのにたいして、製造業、建設業、卸売・小売業は一六%台とのびが大きい。のびなやんだ産業は概して相対的に高賃金の産業であるから、この結果産業別にみて賃金の平準化がいつそう進展したことになる。

次に、賃金の規模別格差は、六八年にひきつづいて縮小しているが、縮小テンポは若干弱まっている。すなわち、調査産業計では規模五〇〇人以上の賃金を一〇〇として、一〇〇～四九九人の規模の場合、六八年の八七・九から六九年の八八・三、三〇～九九人の規模の場合八一・八から八二・三、五～二九人の規模の場合七三・七から七三・八に縮小している。

企業内賃金構造では、労働者種別、男女別、年齢別賃金格差はいずれも若干縮小しているが、とくに技能労働者の不足を反映して、ホワイト・カラーとブルー・カラーの賃金格差の縮小が顕著であった。すなわち管理事務および技術労働者にたいする生産労働者の割合をみると、六八年の七五・二から六九年の七五・九に高まっている。

六九年は好景気を反映して、夏季および年末の臨時給与の支給が前年よりもさらに増加した。すなわち調査産業計の臨時給与の年計をみると、支給率は六八年の三・五九ヵ月から三・八七ヵ月に増加し、実額では二三%の増加を示した。産業別の給与構成比率の年次別推移をみると、年齢・勤続・学歴・能力・勤務成績を総合判断して決定する戦前型の総合決定給の比率がしだいに減少し、職務・職能・職種給など仕事の要素によって決定される基本給の比率は前年より若干増加している。労働力不足の進展にともなっていわゆる賃金の近代化がすすみつつあることを物語っている。

ところで、六八年九月に改正最低賃金法が施行されて以後、最低賃金の決定は、業者間協定方式にかわって審議会方式（法第一六条による方式）が中心として行なわれるようになった。審議会方式による最低賃金の適用労働者数は、六九年中に四九四万人に達し、最低賃金適用労働者全体の六三％を占めている。また最低賃金の金額の中位数は、一日当り七五三円であり、その上昇率は一般賃金水準の上昇率よりもはるかに高い。しかしこの最低賃金の中位数は月額にして一万九〇〇〇円前後であり、平均賃金が六万四〇〇〇円になっているのにくらべるときわめて低いことがわかる。

前にのべたような最近における賃金の大幅上昇は、企業によってどのように吸収されたであろうか。まず労働生産性の上昇率と賃金上昇率を比較してみると、六七年までは賃金の上昇率よりも労働生産性の上昇率が高かった。しかし六八年および六九年は、賃金の上昇率が一四・九、一六・四であるのにたいして、労働生産性の上昇率は一四・三、一五・〇であり、後者が下回るようになっている。この点にコスト・プッシュを懸念する政府、経営者の危機意識の原因があるといつてよい。しかし日銀の「主要企業経営分析」と「中小企業経営分析」によつてみると、六五年以降の大幅な賃金上昇はおおむね企業の労働生産性の上昇で吸収されていることがわかる。もっとも、大企業と中小企業では事情がやや異なっている。すなわち、大企業は六七年までの生産性上昇率がきわめて高く、これによつて労働分配率（付加価値額に占める人件費の割合）は、六六年二・四％、六七年一・〇％低下している。しかし六八年度は労働生産性の上昇がそれほどでもなかった。たので労働分配率は二・〇％上昇した。しかしそれでもなお六五年の労働分配率（四一・七％）からみると〇・六ポイント低い。一方中小企業は、六七・六八年において生産性の向上を大幅に上回る賃金上昇があったため企業収益は圧迫されたが、製品価格を引き上げることによつて、労働分配率はかえって毎年大幅に低下した。

このような労働生産性の向上は、経済成長にともなう売上高の増大にもとづくとともに、各産業で行なわれた合理化の結果もたらされたものであった。すなわち第二次資本自由化などの「国際化」と労働市場の逼迫を契機とする産業再編成

は、前年以上に公共産業や公益産業をも広く包含し、大型合併を中核として全社会的におし進められた。いわゆる重化学工業における合理化は、まず鉄鋼業では市況の回復にともない稼働率が急上昇したが、その過程で休憩時間の短縮と分割交替などを含む四組三交替制が導入された。

また、現在さらに拡大しようとしている設備投資によって、これまで以上のスクラップ・アンド・ビルドが進められようとしている。造船機械工業では、資本の集中、系列化、生産機種の調整にともなう合理化がすすめられ、このなかで限界企業の労働者は、解雇・再就職を余儀なくされており、このような雇用不安を一応まぬがれた場合でも、「省力化」「無人化」による合理化を強制されている。化学工業では、石油化学工業の発展を基軸とする産業再編成、生産品種の調整がより大規模に展開され、そのためスクラップ・アンド・ビルドによる配転がより大量化しつつあると同時に、配転の範囲も関連企業や系列、下請企業にも拡大しつつある。

公共企業における合理化はさらにその産業分野を拡大させつつある。まず郵政事業における自動化、機械化の強行、専売事業におけるたばこ工場の統廃合、二交替制の導入などがそれである。地方自治体における合理化もさらに拡大しつつあり、国鉄では一六万五〇〇〇人にも及ぶ合理化計画が作成されている。

労働時間の動向は、労働省の調査によれば六九年の総実労働時間は一・六％減であり、一九五二年につぐ減少である。これは主として所定内労働時間が減少したことにもとづくものであり、所定外労働時間は六八年につづいて六九年も高水準で横ばい状態であり、わずかに〇・二％の減少にとどまった。

所定外労働時間の動きをまず産業別にみると、金融保険業、電気・ガス・水道業・卸売・小売業の増加がめだち、主な規模別には大規模企業では減少し、中小規模では増加している。いずれにせよ、企業は労働力不足によって労働条件の改善をせまられているので、労働時間の短縮は必然的な傾向といってよいであろう。

労働災害については、その発生のひん度を示す度数率は、六八年にくらべて六％低下した。しかし労働災害の強さをも含めた発生状況を示す「強度率」（労働損失日数）は、六九年は六八年とほぼ保合いである。労働災害による死亡者数は、六九年は二％増加しており、建設業、運輸交通業、林業などの屋外産業の比重がきわめて高い。六八年に大幅に増加した重大災害（一時に三人以上の死傷者が発生したもの）は、六九年には減少している。災害は全体として低下しているが、しかし最近においては低下幅が小さくなり、鈍化の傾向がいちじるしい。災害低下の原因は、機械化あるいは自動化によって従来災害の多かった手作業の分野が減少したことによるものであるが、他方機械設備が大型化し、あるいは建設における大規模化にもとづいて災害も大型化し、重大災害の増加をもたらしている。

職業病は「合理化」による労働強化と新技術の導入の中で激増しており、六九年も対前年四％の増加となった。最近問題となっている職業病は、作業の機械化・高速化にともなう「腰痛症」、林業におけるチェンソー使用による「白ろう病」、接着剤のエポキシ樹脂による皮膚炎、合成皮革の製造等に使われるジメチルホルムアミドによる肝障害などをあげることができる。

4 労働争議の年間動向と賃金・合理化反対闘争

六九年には、経済要求と政治要求にもとづく労働争議が多発し、総争議、争議行為を伴う争議のいずれにおいても、件数・参加人員（争議行為を伴う争議の場合は行為参加人員）ともに新たなピークを記録した。

これは、主として春闘における総参加人員や同盟罷業参加人員が増大したこと、一一・一三統一ストなど政治的統一ス

トが未曾有の規模でたたかわれ、四時間未満の短時間ストが広範に実施されたことによるものである。しかし、このように争議参加人員が未曾有の規模に達しながら、労働損失日数はここ数年来あらわれている傾向をひきついであまり増加せず、一九六一年など最近のピークの年の六割強程度にとどまった。

六九年の争議を産業別にみると、公務、サービス業、運輸通信業など第三次産業における件数ならびに行爲参加人員の増加がめだち、第二次産業では減少、第三次産業では増加という傾向を示した。第二次産業のうちやや長期的にみて減少が目だつのは、鉱業と製造業のうちの鉄鋼、非鉄金属、輸送用機器、パルプ、紙、繊維、衣服などの各部門である。

主要団体別に争議の動向をみると、総評の争議に占める割合はますます増大し、六九年には行爲参加人員の七一・四％、労働損失日数の五三・八％を占めるにいたった。これにたいして同盟の占める比率は、それぞれ一・八％、四・二％である。要求事項別に争議をみると、要求事項のすべてにわたって争議行爲参加人員が増大しているが、とりわけ「賃金増額」と「その他」（政治ストと支援スト）の項の増加がいちじるしかった。このうち後者の「その他」における行爲参加人員は、九七万二〇〇〇人で、六五年の約三倍、一〇・二一ベトナム反戦統一ストの行なわれた一九六六年の三倍以上に達し、規模の大きさを物語っている。

六九年の春季賃金闘争にひきつづいて秋季の賃金闘争の主軸となったのは、公務員共闘の第一〇回目の賃金闘争であった。すなわち、公務員共闘は三月二〇日、一万円以上の賃上げ要求を政府・人事院に提出して賃金闘争を展開し、八月まで六次にわたる統一行動を実施した。

人事院は八月一五日に、一般職の国家公務員の給与について、俸給で八・七％、扶養手当、通勤手当、ハネ返り手当を含め、一〇・二％の給与改善を内容とする勧告を行なった。公務員共闘は、勧告の五月一日実施、地方公務員、地方公営企業体職員の賃上げ財源の確保などを重点目標に、十一月一二日に総評の統一行動に合わせ、二時間を目標にしたストラ

イキをもつてたたかい、五月一日実施が確定しないときには、臨時国会段階にさらに第二波ストをもつてたたかうという方針を決定した。

傘下各単産は、右の方針にもとづいて日教組、全水道、全農林が一時間三〇分スト、自治労が一時間スト（ただし八大都市においては一時間三〇分スト）、都市交通が早朝一〜二時間、始発から午前七時までのストを実施するという戦術を決定した。また日教組、自治労、全水道、全農林等は一〇月はじめから一〇月二〇日にかけてスト批准投票を実施し、公務員共闘は一〇月二三日にストライキ宣言を発表した。

政府は八月一五日以降給与関係閣僚会議をひらき、人事院勧告の取扱いについて検討をつづけていたが、十一月一日にいたり「一般職国家公務員の給与については人事院勧告どおり俸給表の改訂を行なう。上記の改定は、昭和四四年六月一日から適用する」ことを内容とする閣議決定を行ない、閣議後「四五年度にはいかような困難があろうとも完全実施する」ことを内容とする官房長官談話を発表し、あわせてストにたいして警告を行なった。

この閣議決定を不満として、公務員共闘、全官公はともに抗議声明を発表し、公務員共闘は予定どおり統一ストに突入した。全開発は一時間ストを二九分以内の職場大会に戦術をダウンしたが、日教組、全水道、全農林は一時間三〇分スト、自治労は一時間スト（ただし七大都市は一時間三〇分スト）、都市交通は早朝一〜二時間、始発から七時までのストを実施し、国公共闘関係も全厚生、全司法、全港建等一一単産が二九分以内の時間内食込み職場大会を実施した。この一一・一三ストの参加人員は六〇万二五九四人（全駐労・政労協を除く公務員関係）で、その規模は過去三回の統一ストを上回った。

一一・一三スト実施後公務員共闘は、臨時国会の会期末とみられる十二月一〇日に、三〇分ないし一時間の統一ストを実施することを検討したが、臨時国会は開会後冒頭解散の公算が強くなったためこれを中止し、野党各派にたいして給与

関係法案の実施時期の完全実施を決議するよう申し入れた。臨時国会は十一月二十九日召集されたが、自民、民社、公明の四党幹事長、書記長会談をひらき、給与・生活法案をすみやかに成立させることに話し合いがついたため、公務員給与法案は閣議決定どおりの内容で成立し、中央における公務員賃金闘争は終熄し、地方確定闘争に移行した。

年末一時金闘争は、一〇月中旬から一月中旬にかけて要求が提出され、一月中旬の電機関係労組をはじめとして二月初旬にかけて大部分が解決した。民間大企業の平均妥結額は一三万四三六〇円、対前年同期伸び率は二〇・七%、また公企体を含む総平均妥結額は一三万四〇六九円、対前年同期伸び率は二〇・六%であり、好況の継続を反映して額、率ともに六〇年以降最高の水準となった。

一九七〇年春闘は、三月一八日の第一次統一行動を皮切りに、金属、民放労連などのいわゆる先行組合が統一行動を展開し、四月一五日までのあいだに五四九組合が一万円以上の賃上げを獲得し、いわゆる「五ヶ塔」の春闘相場をつくり出した。このような大幅賃上げを実現させた条件は、いうまでもなく五〇ヵ月以上にのぼる経済の長期繁栄、九期連続の増収増益、労働力需給逼迫の加速化、労働者が危機感をいだいたほどの消費者物価の上昇などであった。他方において先行組合の統一行動の質が高まったこともみのがすことはできない。たとえば全金においては、石川、大阪、東京南部、京都などで地域別の統一闘争が前進し、またバルブ、鉄橋などの業種別統一闘争が実施された。

このような先行組合の成果を土台として、四月一八日には鉄鋼の回答が出されたが、その内容は昨年の五三〇〇円プラス二一〇〇円で、七四〇〇円（定昇こみ）の賃上げであった。この回答は、能率手当その他を含めると実質的には一万円になる内容のものであるといつてよい。

鉄鋼回答につづいて四月二二日、二三日に電機労連が四八時間ストに入り、四月二七日にはそれまでの七〇〇〇円前後の回答を打ち破り八五〇〇円の線をひき出すにいたった。電機労連の四八時間統一ストには大手の一一組合その他中小を

あわせて約三〇万近くのスト参加がみられた。電機労連とならんで合化労連の大手、その他の組合もこの時期に闘争を集申し、四月二三日は全体で約九〇万のスト参加となった。たとえば全自運は、四月一七日、二三、二七、二八日とひきつづいてストライキを行なった。かくして四月二七日には、一万円以上を超えるものが一〇〇〇組合以上にのぼった。

電機労連、合化労連などの闘争のあとを受けて、四月三〇日に交運共闘と公労協のストが行なわれた。まず交運共闘のなかで私鉄は四月三〇日東武、東急、京王帝都、京成、営団地下鉄、名鉄、京阪神、京阪、阪神、南海、西鉄（京浜・近鉄・小田急は脱落）がストライキに入り、一一社が一二時すぎまでストライキをつづけた。ストの結果だされた幹旋案は、八九五〇円であり、最初経営者がだした六七〇〇円からみると二二五〇円上がっている。公労協も国労と動労は三〇日ストライキに入ったが、「合理化」問題が中心で午前九時にはストライキを中止した。

五月にはいり私鉄の中小や未解決の多くの組合の実力行使が行なわれ、公労協も五月八日にストライキを設定した。八日は午前四時半前後から、東京周辺の国電区間でストに入ったが、午前五時すぎ公労委から調停委員長見解で賃上げ案が出され、国労、動労とも午前七時すぎストライキを中止した。調停案は、三公社・五現業で平均定期昇給込み八六二六円（八・八％プラス二〇〇〇円）で、前年の賃上げ額六六〇八円にくらべ約二〇〇〇円高く、賃上げ率では二・八五％上回った。

労働省の調査によると、七〇年の民間平均の妥結額は八九八三円、賃上げ率は一八・三％にのぼっている。妥結額の最も高かったのは新聞労連の一万五四五円（一八・一％）であり、ついで全国金属一万一〇六円（二一・三％）、石油関係九九九円（一六・一％）の順となっている。

貿易・資本の自由化の進展と労働力不足にはさみうちされて、わが国の産業・企業は産業再編成、合理化推進を大きな課題としてとりあげつつある。これらの合理化にたいして、民間単産のなかには産業政策の確立、産業別労使協議制設置

の動きがめだっている。

六九年一二月には造船総連および四企業連が船舶工業会とのあいだに造船産業労使会議を設置し、合化、同盟全紙パ、全造船機械が大会で産業別労使会議または懇談会の設置を提唱する方針を決定した。

「合理化」反対闘争のなかで激しく展開されたのは炭労の国有化、全鉱の硫黄政策確立、私鉄総連の交通政策要求などであり、これらの闘争は衆議院予算審議のヤマに合わせて集中的に行なわれた。とくに炭労の国有化闘争は新石炭政策関係法案審議に見合ってヤマが設定され、四月一五日政府から石炭鉱業審議会ของなかに体制委を新設するという回答をえて收拾された。また全鉱は、一〇月に会社更生法が適用されて再建中の松尾鉱山で大量の人員整理が提案されたので、松尾労組とともに退職金闘争を展開し、政府に援助要請の陳情行動を行なったが、退職金源資確保の通知を得て闘争を中止した。

鉄鋼労連の合理化反対闘争は、時間短縮と安全を中心として展開された。とくに時短は労連の懸案の事項であり、四組三交替の実現をめぐる条件交渉が展開された。全造船機械の場合は、省力化にともなう労働条件の悪化に対抗する闘争（残業規制、配転のチェック、交替制の条件規制など）が中心となった。また造船・機械工業より以上に産業再編成のテンポが激しい化学工業界において、合化労連は、時短、要員確保、健康・安全の維持、福利厚生施設の向上・維持などについて、先進的闘争―到達闘争を組みあわせた「反合理化」闘争を推進している。

公共部門の反合理化闘争としては、国鉄の東鉄局三分割反対闘争、EL・DL助手廃止反対闘争、郵政の郵便読取り区分機の機械導入反対闘争、専売の新長期計画反対闘争等がある。とくに国鉄のEL・DL助手廃止反対闘争は、動力車が五月三〇日に、国労は九月二七日にそれぞれ一二時間ストを設定したが、国労と動力車の闘争の歩調が合わずストを中止した。このため組合側は総評を交えて協議し、三者で共闘委を設けて問題の解決をはかることとし、組合側は一〇月三一

日一七時間ストを行なった。この間つづけられた交渉で、十一月一日にいたりようやく当局とのあいだで了解点に達し、この問題は大綱的に解決した。

社会保障闘争において焦点となった問題は、日雇健康保険の改悪と老人医療の市町村国保による無料化のたたかい、健保組合民主化のたたかいなどであった。老齢年金、老齢保障のたたかいは、いまだ本格的な段階にまではいたっていないが、そのとりくみは前進し、高齢者の全国集会がひらかれ、また国労・日教組の退職者の組織化がすすめられた。

農民運動は、米・牛乳その他の過剰生産、輸入農産物の増大、食管赤字の増加等の客観状況のなかで、米価闘争、食管制堅持運動は消極的・防衛的に終始し、政府の米価据おき決定におしきられる結果となった。また牛乳・葉たばこ・いも・でんぶん価格闘争も低調で、ひとり農産物輸入自由化反対運動において、果樹作農民の運動が組織的に全国的・統一的に展開される端緒がひらけた。

土地取上げ反対闘争・基地反対闘争は、三里塚の空港反対闘争をはじめ、局地的ではあるが各地で激しく展開された。

5 安保廃棄・沖縄返還闘争と戦線統一の動向

総評、社会党などは一九六八年末に安保廃棄、沖縄即時無条件全面返還などを目標とする「反安保全国実行委員会」を結成して運動をすすめてきたが、六九年はじめに沖縄返還問題で佐藤首相が年後半に訪米することが明らかにされ、一方沖縄で復帰運動が活発化するなかで、沖縄問題への関心が急速に高まった。

平和闘争の第一のヤマは四・二八沖縄デーであり、ついで六月にはアジア・太平洋協議会（アスパック）閣僚会議がひら

かれたが、反安保全国実行委員会、同静岡県実行委準備会の共催による「アスパック粉砕全国総決起集会」が八日同市でひらかれ、一万二〇〇〇名がこれに参加した。一方安保破棄・諸要求貫徹中央実行委員会は、九日、伊東公園で約二二〇〇名を集めてアスパック反対の集会をひらいた。また沖縄では、六月に全軍労が米軍の予算削減にともなう従業員解雇に反対して二四時間ストを実施した。

総評は七月の定期大会で運動方針を決定し、その中で「七〇年闘争に全力をあげる闘いを展開し、さらに七〇年代に向けて集中的に闘う」とし、具体的なたたかい方については「一〇・二一国際反戦統一行動を全国で闘う。十一月の総理訪米期にストを含む抗議行動を実施し、明年六月にゼネスト体制で闘う」ことをきめ、六九年最大のヤマである十一月の総理訪米期のたたかいに向けて準備を進めた。

一〇・二一国際反戦統一行動は、総評の提唱した統一実行委員会方式による社共を中心とする一日共闘のかたちで実施され、主催者の発表では全国六〇〇〇カ所で約八六万人が参加し、六〇年の安保闘争以来最大の大衆行動となった。社会・共産・総評系の統一行動はほぼ平穏に行なわれたが、反代々木系は東京、大阪、名古屋、札幌などで機動隊と衝突した。

佐藤総理は十一月一七日訪米したが、これを前にして、十一月五日から一六日にかけて総評などの労組、大衆団体は連日抗議等の集会デモを実施した。とくに首相訪米前日の一六日には、反安保全国実行案が全国約一二〇カ所の主要都市で「佐藤訪米抗議」の統一行動をし、七二万人（主催者発表）が参加した。この間反代々木系学生は、同時多発的なゲリラ活動を行ない、全国で二一三九名の逮捕者を出した。

また一三日には、私鉄総連など民間単産四〇、国労などの公労協単産五、日教組、自治労など公務員共闘単産一七の計六二単産、約九四万二〇〇〇人が参加して一〜二時間から最高二四時間のストが行なわれた。このストは、佐藤訪米阻止などの政治的要求が中心目標であったが、民間組合は年末一時金や労働協約改訂、公労協組合は反合理化要求、公務員共

闘は人事院勧告の完全実施をからませて、ストの足並みをそろえた。

佐藤首相がニクソン米大統領との会談を終えて帰国した一一月二六日、日米共同声明に反対する集会やデモが全国各地で行なわれた。反安保全国実行委員会は、その後さらに臨時国会に向けて運動を進めようとしたが、臨時国会が一二月二日解散したので闘争を中断し、選挙闘争に全力を傾注した。

総選挙は前にも述べたように社会党の敗北に終わり、さらには右翼的戦線統一運動の台頭という状況のなかで、総評は三月六・七の両日にひらかれた第三九回臨時大会において、六月二三日ゼネストの戦術ダウンを決定し、七〇年闘争を七〇年代闘争におきかえざるをえなかった。しかし、四月二八日には、従来のいわゆるブリッジ共闘よりすすんだ一日共闘が成立し、さらに六月二一日には、社会党、総評を中心とする反安保全国実行委主催の集会が全国二三六ヵ所で一四万五六〇〇人（警察庁調べ）を集めてひらかれ、東京代々木公園の中央集会は約八万人（主催者調べ）を集めたが、学生など六七〇名に演壇を占拠され議事省略でデモに移った。

六月二三日は、早朝総評系労働組合の統一行動が行なわれたが、ストライキは国労、動労の一時間ストが中心で、全自交など二一の民間単産が一時間から半日のスト、また自治労、都市交通、全水道などが三〇分～二時間ストを行ない、日教組、私鉄総連などは職場集会を行なった。

このように、総評は六九年までは六月ゼネストを呼号していたのであったが、期日が近づくにしたがって戦術ダウンをせざるをえなかったのである。しかし、二三日の夕方から全国各地で行なわれた集会、デモは警察庁調べでも七六四ヵ所、参加者七〇万人にのぼり、六〇年安保の最高動員（五〇万）を大きく上回った。社共の一日共闘による「統一中央大集会」は、代々木公園に八万五〇〇〇人（警視庁調べ、主催者発表二二万）を集めた。ところで日米安保条約の固定期限がきれた六月二二日、政府は午前一〇時から臨時閣議をひらいて政府声明を決定しただちに発表した。これによって日米安

保条約は自動継続され、いわゆる選択の時代にはいったのである。

ところで、基地労働者の大量首切りと処分からはじまった全軍労のストライキは、たんに沖縄の範囲にとどまる問題ではなく、全国的な意義をもつものであった。全軍労のたたかいにたいして米軍は譲歩せざるをえなくなり、ついに全軍労とのあいだに「暫定協定」を結んだ。しかしこの「暫定協定」は、六月三〇日までを休戦期間とすることによって、六月二三日の安保条約固定期限終了期をひかえて、本土と沖縄の共闘を阻止する意図をもっていたといつてよい。

以上のように安保廃棄・沖縄返還の政治闘争が進展したさなかに、労働戦線統一をめぐる動きがしだいにピッチをあげて展開された。すなわち、七〇年春闘が終わった六月九、一〇両日に行なわれた鉄鋼労連機構特別委員会は、戦線統一について要旨以下のような四項目を決定した。①一九七二年を目途に具体的に戦線統一を進める、②戦線統一は究極的には官民を問わず全労組を結集することを目的とすることは論をまたないが、当面はまず民間労組の結集に努める、③統一は産業別組織を主体として進める、④地方レベルや単組レベルでのさまざまな動きについては、趣旨を同じくするものには積極的に加わってゆくが、右の条項の妨げとならぬように十分配慮する。

また、六月二七日全民懇（全国民間労組委員長懇話会）も第三回会議をひらき、二三九組合が集まって「産業別組合の再編・強化をすすめる。第一段階として民間単産中心にゆるやかな協議会を設置し、共同行動を重ねる。この協議会を官公労も含めた中央団体の結成に結びつける。地方でも統一の促進を図る」という統一のプログラムを作成し提唱することを決定した。

また、電機労連も五月二六日の定期大会で、①統一はあくまで産別主体で進める、②全民懇などさまざまな組織は将来当然産別レベルでの動きに帰一吸収さるべきもの、という二項目を確認した。一方全国組合としては、まず同盟が五月一四日の執行評議会において「志を同じくする組合」を「全国組織、産別組織またはこれに準ずる組織および単位組合など」

を広く結集するという方針を決定した。

総評も五月二五日の幹事会において、①すべての組合、すべての労働者を大結集する展望をもちうる組織方針を堅持すること、②資本にたいして果敢な戦闘性をもち、政治、文化、社会のすべての問題に関心をもち、たたかうこと、この場合、たたかい方の多様性は認めあい、体制内運動か体制外かはそれぞれの自主性に任せる、③特定の政党とのあいだに支持関係をもたない、④大結集ができればすべての既存関係は発展的に解消する、という「統一四原則」を決定した。

さらに合化労連は、六月四、五の両日中央委員会をひらき、戦線統一構想について「このような全労働者の要求に基づいた統一、結集をはかっていく上で、最大のガンになっているのは、ナショナルセンターをはじめとする労働組合の特定政党支持である。したがって総評はこのような統一を成功させるために社会党支持をやめ原則的に政党支持の自由に踏み切るべきである」という方針を決定した。

このように、戦線統一問題についての各組織間の見解にはまだへだたりがみられ、なによりもそれが組合幹部のみの動きに終わっていることに問題があるといつてよいが、しかしこの問題の進展いかんによっては、七〇年代におけるわが国労働運動の性格にかなり大きな影響をもたらすことは明らかであろう。

第一部 労働者状態

I 労働人口の構成

概要□最近の人口移動と自然増加率——都市と農村における人口自然増加率の逆転／地域的人口移動と年齢階層／人口の社会的構成——人口構成変化の概観／産業構成と労働者階級／労働者階級の動向——新たな下級管理労働者群／婦人労働者の地位と性格——女子労働者の職場進出／最近の婦人労働の傾向と性格

概

要

戦後二五年、わが国の人口および就業状態はめまぐるしい諸局面を経験してきたが、いわゆる経済の「高度成長」の下で、かつての相貌を一変しつつある。その最近における変化については、次のような特徴点を加えることができる。

一、歴史的にみて、わが国の人口移動では、農村から都市へ、なかんずく全国のほとんどの地域から東京・大阪の二大都市へ向け、人口が集中的に流入するという地域移動の型が持続してきていた。最近では、その移動量が加速度的に増大すると同時に、名古屋を中心とする中京圏が人口流入の第三の目として浮かび上がってきている。たとえば、南関東の流出にたいする流入超過量は、戦前では五年間でほぼ六〇万ないし七〇万人であったが、一九五五～六〇年では一六〇万人に、そして六〇～六五年では二〇〇万人近い数に達した。その規模は戦前の三倍である。こうした人口移動を通じて地域人口の年齢構成、とくに一五～二九歳人口と人口動態にいかたかつてみられたことのない変化を生じていることが注目される。

その第一は、農村県の出生率の低下傾向と都市的・工業的諸県の上昇傾向がはじまり、「農村の子たくさん」はもう過去の話となりつつあるということである。第二に、人口流出がいちじるしくかつ

持続している農村地域では、出生率の低下に加えて、死亡率の上昇がすすんだ結果、人口の自然増加率がすでにマイナスに転じ、人口移動に加えて、人口動態のうえでも、過密と過疎現象が促進されてきているということである。

一、戦後、わが国の社会階級構成のうえでもっとも重要な変化を生じたのは、一九五五年から六〇年にかけての時期であった。この間に労働者階級人口は労働力人口総数の五〇%をこえ、その後、年ごとにその比重を高めて、六八年には五九・八%に達している。その内部構成では、わが国の場合、大企業職制、同本工・職員、中小企業労働者、臨時工・社外工、婦人労働者、日雇労働者、家内労働者といったような階層序列が明らかであり、そのうちの大企業本工と職員層とをもって、労働者階級中の上層をなすものと考えうるのであるが、経済の「高度成長」と「技術革新」の下での「合理化」の進行にともなって、それにみあった経営・管理組織の再編がおこなわれ、新たな下級管理労働者群を大量に生みだしつつある。具体的には作業現場の下級職制として位置する係長、主任、組長、伍長、作業長、班長といったような人たちで、その出身、労働条件において一般労働者とはほとんど差異がなく、みずからも上・中級管理者に管理される立場にあつて、階級的には労働者そのものでありながら、その役割からみて、かれらは機能資本家の末端を構成し、機能資本家の最下層もしくはその予備軍を形成するものであるといえる。同時にそのことが、労働運動一部右傾化の客観的基礎をなすものとして指摘されている。

一、わが国では戦後、ことに一九五五年以後、他の資本主義国にもみられない非常な勢いで大量の女子が賃金労働者として職場に進

出した。賃労働関係に動員され、くみ込まれる度合いに応じて、女子のうちには、結婚までの若年労働力、いいかえれば「口べらし」といわれ、「家計補充的」といわれてきた低賃金労働力としての性格からぬけでて、結婚後も職場に定着したい、労働力として自立的でありたいという欲求をもつものがふえてきているといえる。一九六〇年ごろから、企業における「結婚退職制」が、また、それに代わるべきものとしての「女子若年定年制」が、女子にたいする不当な差別をなすものとして、しばしば法廷で争われ、社会的な問題として注目されるにいたっているのもそうした事情のためである。

1 最近の人口移動と自然増加率

都市と農村における人口自然増加率の逆転

わが国の出生から死亡を差し引いた人口の自然増加は、一九六〇年以降地域的に大きく変化し、最近では都市の自然増

が、農村部を大幅に上回って、いうならば都市主導型に逆転し、「農村の子たくさん」はもう過去の話となった。このようにわが国の人口再生産が、六〇年を境に、農村主導型から都市主導型に転換したのは、「昭和三五〜四〇年に、農村の若い人口が二〇〇万人も都市へ流れこんだ結果、都市の出生率を高め、死亡率を低くして人口の自然増を急増させた」ためとみられている。すなわち、厚生省

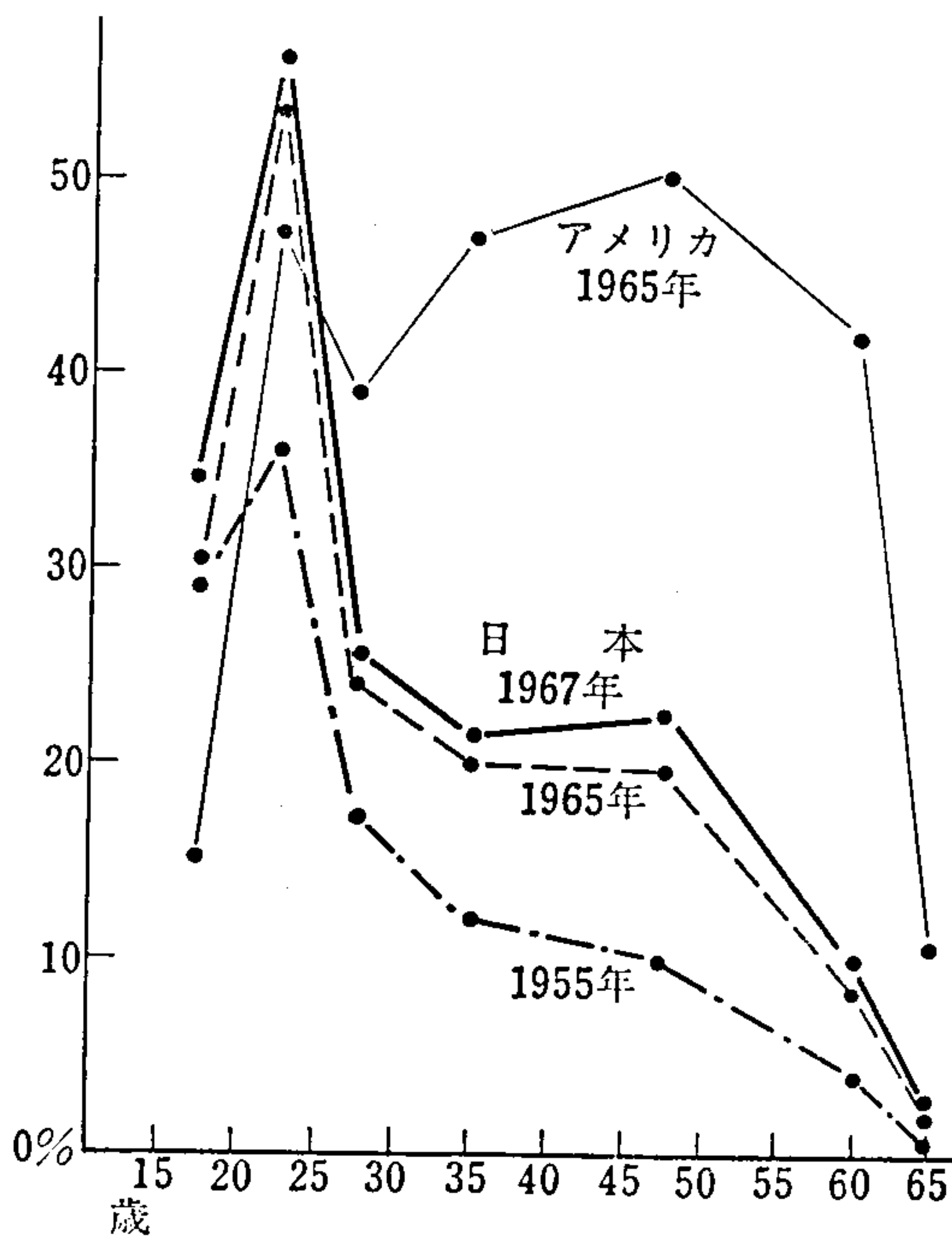
人口問題研究所が、人口の再生産を示す指標として、各都道府県別に自然増加率を調べ、戦前から最近にかけての順位の変化について検討した結果によると、次のごとくである（館稔・高橋晟子「人口再生産地域構造の変容」、昭和四四年度人口問題研究所『年報』所収参照）。

ここで自然増加率とは、出生から死亡を引いた人口の自然増を、そのときの総人口で割り、人口一〇〇〇人あたり何人ふえたかを示すものである。

戦前については一九三〇（昭和五）年を中心とする五カ年、戦後は一九五〇、五五年、六〇年、六五年のそれぞれ前後五カ年について、人口動態統計や国勢調査結果から平均値を求め、順位を付してみると、一九三〇年前後では、青森の人口一〇〇〇人対二一・三を最高に、宮城（一九・九）、秋田（一九・八）、北海道（一九・六）、栃木（一七・一）などがつづき、このときの全国平均一四をはるかに上回る自然増加率の「高い地域」は北海道、東北、北関東、南九州などほとんど農村主体の県で占めていた。ところが、一九六〇年ごろから、その順位が大幅に変わりはじめ、東京、神奈川、大阪、愛知などそれまで「中」から「低」グループに低迷していた都市型のところが、全国平均九・九を上回ってトップグループにはいり、六五年ではこの傾向がますます強まった。神奈川が一四・六と最高となり、ついで大阪（一四・四）、東京（一四・三）が二、三位、全国平均の一〇・四をこえる「高い地域」のほとんどは埼玉、千葉、兵庫、岐阜をふくめ大都市圏の都府県であり、かつて「低」グループであった京都、福岡も「中」グループの上位に躍進した。

また、こうした変動を東京圏（東京、神奈川、埼玉、千葉）、京阪神圏（大阪、京都、兵庫）、中京圏（愛知、岐阜、三重）の三大都市圏とそ

第1図 人口の自然増加率



〔備考〕 人口問題研究所「年報」より。

他の地域にわけてみると、一九三〇年から五五年にかけては、三大都市圏の自然増加率は常に全国平均よりも低く、その合計した実数も各年次の全国自然増加総数の三分の一弱しか占めていなかったが、六〇年以降は増加率が全国平均をこえ、増加総数に占める割合も六〇年で四二・一％、六五年にはさらにふえて、わずか国土の一三％にすぎない三大都市圏の自然増加人口が、全体の五三・五％を占めるにいたった（第1図）。

これとは逆に、市部人口割合が低く、第一次産業（農林水産業）就業人口の割合が高い地域、つまり農村部では人口の自然増加率が、一九三〇年には一二％前後であったのに六五年には約半分の七・七％へと激減、増加総数にたいする割合も三〇％から一二％台へと下がっている。

地域的人口移動と年齢階層

わが国の人口移動は、戦前から戦後へかけて、歴史的には農村から都市

第1表 11ブロック別にみた純移動量の歴史的变化

(単位: 1,000人)

地 域	1920 ～25	1925 ～30	1930 ～35	1935 ～40	1940 ～50	1950 ～55	1955 ～60	1960 ～65
北海道	△110	49	△24	△56	116	44	△50	△177
東北	△145	△190	△238	△404	△167	△474	△584	△677
関東	△93	△109	△137	△142	△246	△336	△344	△178
北関東	605	619	619	751	902	1,473	1,580	1,917
東北・山	△192	△182	△300	△281	△317	△496	△421	△397
海	31	△28	8	△17	△54	36	109	252
神	456	434	778	453	395	618	732	950
他畿	△50	△41	△35	△94	△121	△107	△109	△21
国	△80	△94	△73	△61	△160	△198	△329	△312
国	△91	△92	△177	△197	△111	△237	△297	△278
州	△165	△59	△185	△145	△99	△383	△779	△1,102

〔備考〕 △は流出と流入の差がマイナスである場合。
人口問題研究所「年報」より。

への地域移動が支配的であった。たとえば、一九二〇（大正九）年以降の国勢調査結果を利用して、道府県間の流出人口差、いいかえれば純移動量を推計し、それを第1表のごとく各ブロック別にまとめると、純移動量が終始一貫プラスである地域は、東京、横浜をふくんだ南関東と大阪、神戸、京都の三大都市からなる京阪神地域のみであることがわかる。

その他の地域では、この約半世紀間純移動量でマイナスを示す場合が多い。つまり、わが国の人口移動では、全国のほとんどの地域から東京、大阪の二大都市へ向けて、人口が集中的に流入するとい

う地域移動の型が持続してきていたのである。その人口の地域移動の上における、最近の変化の特徴の一つは、移動量の急増であり、二つには、名古屋を中心とする中京圏が、人口流入の第三の目として浮かび上がってきていることである。

人口を吸収する南関東と京阪神の純移動量が、戦後加速度的に増大するとともに、これらの地域へ人口を送りだす地域のマイナスが激増した。たとえば南関東の流出にたいする流入超過量は、戦前では五年間でほぼ六〇万ないし七〇万人であったが、一九五五～六〇年では一六〇万人に、そして六〇～六五年では二〇〇万人に近い数に達した。その規模は戦前の三倍である。

一方、人口流出の多い九州の純移動量のマイナスについてみると、戦前では多くてせいぜい二〇万人であったものが、最近では一〇万人と、戦前の五倍以上に及んでいる。また、こうした人口移動を通じて、地域人口の年齢構成、とくに一五～二九歳人口と人口動態率にまだかつてみられたことのない変化を生じていることが注目される。その第一は、農村県の出生率の低下傾向と都市的・工業的諸県の出生率の上昇傾向がはじまり、一九六七年には遂にすべての農村県は六大都市府県よりも低い出生率を示すにいたったことである。

東京都、千葉、埼玉、神奈川、愛知の各県、京都府、大阪府の七大都府県の出生率が二〇（人口一〇〇〇人につき）以上の高さを示しているのにたいし、その他の三九県では、すべて二〇以下の低水準となり、過去にいまだかつて経験したことのない出生率の逆転を生じた。

かくして、人口流出がいちじるしくかつ持続している地域、とく

にそのような町村のかなりの部分では、出生率の低下に加えて、死亡率の上昇がすすんだ結果、人口の自然増加率がすでにマイナスに転じていることについてはすでに述べたごとくである。こうした農村と都市における出生率の逆転、また、農村部における自然増加率のマイナス化という現象は、出生や死亡状態そのものの変化によって生じたものではなく、人口移動による青壮年人口の都市・農村間における交換が激しかったため、その累積的影響として現われてきたものである。

2 人口の社会的構成

—労働者階級人口と下級管理労働者群

人口構成変化の概観

わが国人口の社会的構成なかんずく社会階級構成表編成のために利用しうる資料としては、国勢調査の結果が最も基本的なものである。本『年鑑』第三九集では総理府統計局編「昭和四〇年国勢調査報告（一％抽出集計結果）」によって作成された社会階級構成表によって、わが国における基本的な社会階級、すなわち資本家階級と労働者階級、およびその中間階級とみなしうる自営業者層の三大社会集団、そしてまた、それ自身としては労働者階級中の一構成部分でありながら、その特殊な意識形態と行動様式によって、それとは区別して考えられる

自衛官、警察官、その他の保安サービス員からなる社会集団のそれそれについて概観、戦後におけるその変化の特徴についておよそ次のように要約した。

【本『年鑑』三九集の戦後階級構成変化の要約】

(1) 第二次世界戦争後における、わが国社会階級構成のうちで、もっとも大きな変化を生じたのは、一九五五年から六〇年にかけての時期であった。この時点で、わが国の労働者階級人口の構成比率は過半数に達し、一方、農・漁民と都市中間層をふくむ自営業者層の割合が半数以下となった。その動向は、一九六〇年以降においてもひきつがれており、一九六五年では社会階級構成中労働者階級五六・九％に対し、中間階級三八・三％と、一九五〇年当時にくらべてその地位が逆転しているというばかりではなく、七大都市をふくむ人口集中地域での労働者階級の地位は七一・五％にも達している。

(2) 資本家階級も急増し、その構成比を高めているが、その主軸となっているのは、会社役員の増加である。

(3) 自衛官、警察官、保安サービス員も、絶対的かつ相対的な増加傾向にある。

次回の国勢調査（大正九年以来第一一回目、一〇年回帰の大規模調査）は、一九七〇年一〇月一日現在で実施されることになっている。そこで、ここでは、一九六五年以後、最近における労働者階級人口の構成と動向について、主として総理府統計局編「昭和四三年就業構造基本調査結果」および同編「昭和四一年事業所統計調査報告」によってみると、次のごとくである。

【官庁統計による一九六五年以降の人口構成と動向】 わが国人口の社会的構成を明らかにするための資料としては、国勢調査の結果のほか、事業所統計調査と就業構造基本調査の結果も基本的なものとして加えることができる。そのうち、戦後の国勢調査では一定の期間、すなわち一九六五年の国勢調査では同年九月二四日から三〇日までの一週間（調査週間という）

の就業状態によって、就業者と完全失業者とを区分し、双方をふくめて労働力人口とよんでいる。つまり、この定義によれば、調査週内に多少でも仕事に従事して、収入を得ていたものまたは収入になる仕事をもっていたものはすべて就業者とみなされ、農家や零細小商工業の自営業主と家族従業者、臨時・日雇労働者その他のうちにふくまれていない不完全就業者もしくは広範な低所得層をふくむいわゆる潜在的な失業者のかんりの部分を就業者中に数えあげてしまっている。そこで、その不完全就業者に関する資料、そしてまた国勢調査の中間年次における就業の実情を明らかにするために、就業構造基本調査の結果を利用しよう。同調査は、約二五万世帯を対象とした標本調査ではあるが、就業状態を国勢調査の場合のように一週間という限定された期間によって調査するのではなく、平素の状態によって調査し、有業者と無業者とをわかし、また転職希望・追加就業希望といった主観的希望意識のほかに、就業時間、所得など客観的な事実の側面からも就業状態の把握を試みている。

国勢調査と就業構造基本調査が、全人口の就業状態について、世帯を単位として調査するのに対して、事業所統計調査は、農林水産業、公務などをのぞいた全事業所について、「仕事の行われている場所」すなわち事業所を単位として調査するもので、農林水産業の事業所であっても他の産業を兼営している部門の従業者や収支決算が分離できるものは、その兼業だけを一事業所と調査するが、一方、一定の場所をもたない行商人、露店等は調査の対象からのぞかれることになっている。したがって、国勢調査との比較のうえからいえば、事業所調査では、零細自営業主や家族従業者に ついて調査することが困難であり、また同一人が二つ以上の事業所で働いているという場合には重複して調査されてしまうおそれがある。

産業構成と労働者階級

わが国産業のうちでは、中小企業ならびに家族労働を主体とした零細経営の比重がいちじるしく高い。その内部構成をみると、少数の巨大企業と大企業、それらに多かれ少なかれ従属する広範な下請や再下請中小企業、さらに末端の零細経営もしくは家内工業という階層的序列が明

らかであり、その下層へいくほど、商社や問屋、製造業者、仲介人などの介入と支配を通じて、あれやこれやの仕事を浮動的におこなっている、過度競争にあけくれているというのが実情である。

総理府統計局編「昭和四一年事業所統計調査報告」によって（第2表）、製造業や運輸業については従業者三〇〇人未満、商業やサービス業については従業者三〇人未満を中小企業とする通常の基準で区分してみても、民営非農林全事業所のうち、製造業、卸売・小売業、サービス業、建設業、運輸通信業以上五大部門事業所数の九〇％近くを中小企業で占めており、総従業者数の七五・三％までが中小企業従業者であるという結果がでている。

また、大蔵省編「昭和四三年分法人企業の実態」（一九七〇年三月刊）によると、わが国には八〇万余の会社があるが、そのなかで、資本金一〇〇〇万円未満のものが九八・四％に及んでいる。一方、資本金一〇〇〇万円をこえる会社数は極端に少なくなり、大企業の範囲に入れてよいとみられる一億円以上になると全体の〇・八％にすぎない。絶対数でいえばわずかに六七〇〇社程度である。そのうち、巨大会社とみられる資本金一〇〇億円以上の企業となると一三九社である。

製造工業部門における大企業の地位について、さらにくわしくみると次のごとくである。すなわち、通産省編「昭和四二年工業統計表、企業編」（一九七〇年三月刊）によると、従業者四人以上の企業総数中三〇〇人未満規模の企業数は九九・一％、従業者数で六一・三％を占め、その圧倒的比重にくらべて、生産額（統計表中「製造品出荷額等」）、粗付加価値額それぞれに四一・七％、四三・九％と低いことが目だつが、これにたいして、従業者数二〇〇〇人以上の企

第2表 非農林規模別事業所数および従業者数
(民営事業所, 1966年7月現在)

区 分	事 業 所		従 業 者	
	実 数	構成比	実 数	構成比
非農林水産業総数	4,230,738	100.0	31,075,944	100.0
1～ 4人	3,083,006	72.9	6,267,808	20.2
5～ 9	607,274	14.4	3,901,959	12.6
10～ 29	387,715	9.2	6,193,797	19.9
30～ 99	122,258	2.9	6,028,685	19.4
100～299	24,031	0.6	3,812,317	12.3
300～499	3,443	0.08	1,301,795	4.2
500～999	1,949	0.05	1,325,836	4.3
1,000人以上	1,062	0.03	2,243,747	7.2
建設業・製造業・ 運輸通信業	1,043,659	100.0	15,800,193	100.0
1～ 4人	557,512	53.4	1,203,614	7.6
5～ 9	206,436	19.8	1,360,610	8.6
10～ 29	186,439	17.9	3,053,734	19.3
30～ 99	71,517	6.9	3,581,664	22.7
100～299	16,762	1.6	2,675,831	16.9
300～499	2,570	0.2	973,308	6.2
500～999	1,548	0.1	1,058,765	6.7
1,000人以上	875	0.08	1,892,667	12.0
商業・サービス業	3,003,133	100.0	13,381,379	100.0
1～ 4人	2,390,413	79.6	4,857,399	36.3
5～ 9	385,651	12.8	2,441,408	18.2
10～ 29	181,196	6.0	2,791,577	20.9
30～ 99	39,383	1.3	1,895,294	14.2
100～299	5,623	0.2	868,734	6.5
300～499	550	0.02	206,959	1.5
500～999	224	0.01	148,651	1.1
1,000人以上	93	0.0	171,357	1.3

〔備考〕 1) 従業者の従業上の地位別数は次のとおり。

区 分	建設・製造・ 運輸通信業	商業・サ ービス業
総 数	15,800,193	13,381,379
個 人 業 主	899,360	2,340,175
家 族 従 業 者	542,367	1,730,701
有 給 役 員	657,983	856,881
雇 用 者	12,630,082	7,925,795
{ 常 雇	1,270,401	527,827
{ 臨時・日雇	11,359,681	7,397,968
計	13,900,483	8,453,622

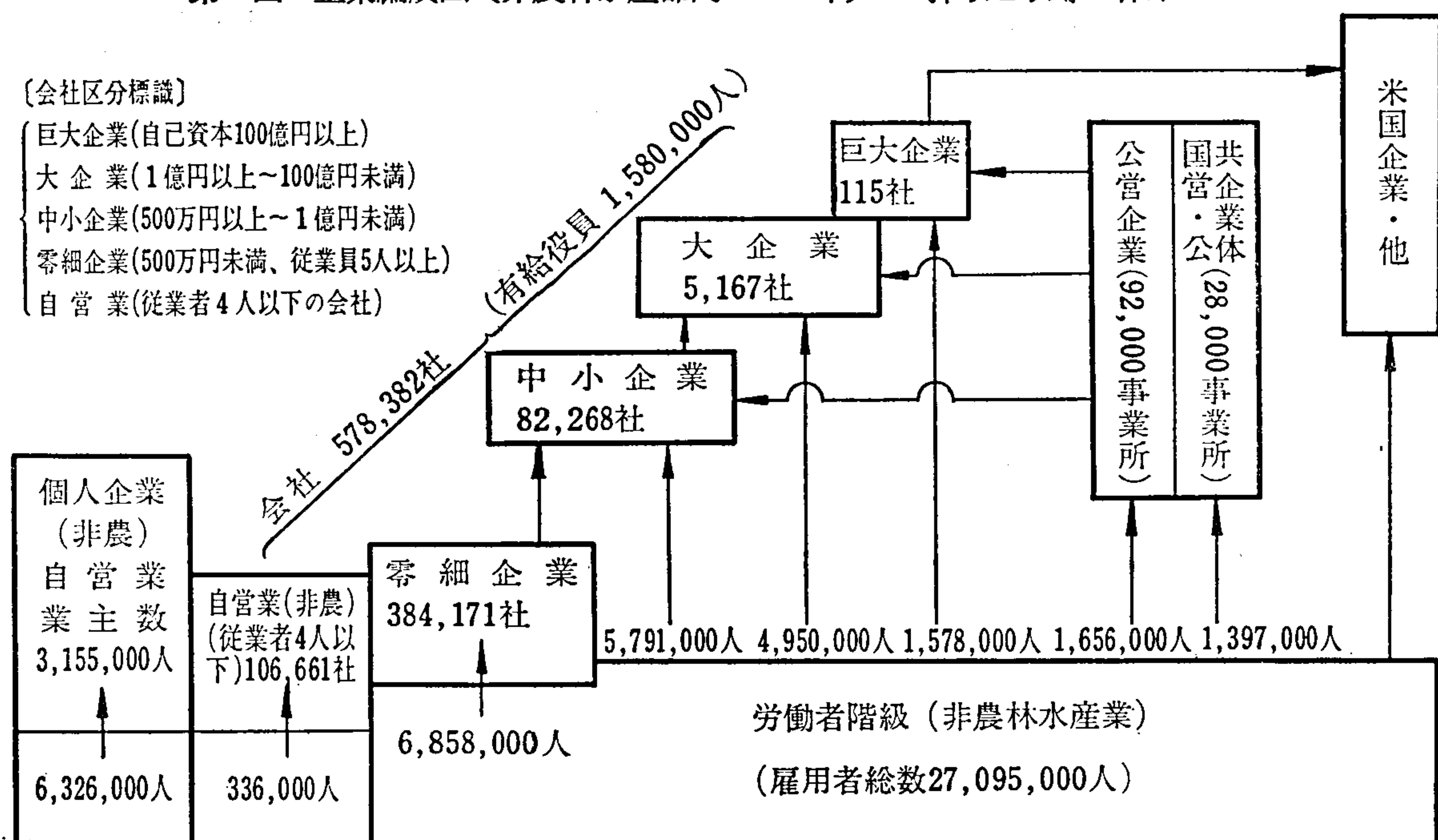
2) 総理府統計局「昭和41年事業所統計調査報告」による。

業数は〇・二％で、そのわずかな企業に総従業者数の二六・七％が
結集され、生産額の四三・九％を占め、また、粗付加価値額の四二
・三％を収めているのである。

つまり、従業者一〇〇〇人をこえる大企業ないしは巨大企業にお
いては、資本の有機的構成が高く、資本の集積が大きく、従業者一
人当りの売上高、純益も大で、その性格からいって、いわゆる中小
企業とはまったく対照的であるといえる。その間に、従業員数、生
産額、付加価値額からいって中位の企業が存在し、全企業のなかで
経済活動の比重がほぼ一五％という比較的薄い領域を構成してい

る。
かくして、わが国の産業は、おびただしい小・零細企業を裾野に
もち、少数の巨大企業を頂点とするピラミッドを形成しているが、
その中腹の厚みにかけたピラミッド型をなしていることがわかる。
しかも、その底辺に位置する家内労働者にたいしては、労働基準法
さえ適用されていない。それは、その労働が、委託者の直接的な指
揮監督の下におこなわれるものでないという理由、あるいはまた、
委託者との間に法的な雇用関係をもつものでない等の理由によっ
てなのだが、しかし、彼らが独立自営の労働者でないことはいま

第2図 企業編成図（非農林水産部門・1966年）——搾取と収奪の体系——



- 〔備考〕 1) 「事業所統計調査報告」（1966年）第7巻5～7ページ、325ページ参照。300万円以上の個々の会社については総理府統計局、「会社企業名鑑」（1968年版）をみよ。
2) 巨大企業は「会社年鑑」（日経1967、8年刊）および『プレジデント』誌（1967年10月）による。
3) 京大経済統計研究会「高度成長下における階級構成の変化」（雑誌『経済』1970年新年号）による。

第3表 巨大・大および中小企業の区分（1966年）

区 分	自己資本 (100万円)	会社数	従業員数 (1,000人)	左のうち 有給役員
巨 大 企 業	10,000以上	115	1,578	2,300
大 企 業	以上 未満			
	5,000～10,000	161	672	2,898
	1,000～5,000	788	1,654	10,443
	100～1,000	4,218	2,264	36,670
	小 計	5,167	4,590	50,011
中 小 企 業	50～100	4,507	1,027	31,098
	10～50	34,177	3,009	177,720
	5～10	43,584	1,755	169,978
	小 計	82,268	5,791	378,796

〔備考〕 1) 前掲事業所統計（1966年）参照。有給役員は法人企業統計（1965年）全産業による推定数。 2) 前掲論文による。

第4表 労働者階級の比重（単位：1,000人）

区 分	1959	1962	1965	1968
有業者（全産業）(A)	41,330	42,855	44,779	49,006
労働者（全産業）(B)	19,360	23,023	25,637	29,306
(B) / (A) (%)	46.8	53.7	57.3	59.8

〔備考〕 1) 「就業構造基本調査」
2) 労働者は「雇用者——民間役員」をしめす。

でもなく、そこでの契約の目的があくまでも労働であり、かつその内容が委託者の決定的優位の下に左右されつつある実情からすれば、家内労働者はそれぞれの委託者に従属する「事実上の賃金労働者」とみなされるべきであろう。

こうした大企業と中小企業とにみられるわが国産業構成中における資本の内部編成ならびにその間における支配と従属の関係は、第3表および第2図において総括されており、そのことは同時にまた、労働者階級の最近における配置と構成の上でも確認することができる。

第5表 労働者の産業別構成比

(単位: 1,000万人)

区 分	1959年	1962年	1965年	1968年	
全 産 業	19,360 100.0	23,023 100.0	25,637 100.0	29,306 100.0	実 数
I 農 業	1.5	0.8	0.7	0.5	143
II 林 業	1.2	0.9	0.8	0.6	177
III 漁・水産業	13.8	1.1	0.9	0.8	237
IV 鉱 業	3.1	2.0	1.3	1.0	279
V 建 設 業	7.8	8.0	8.0	9.0	2,650
VI 製 造 業	34.1	37.6	36.7	35.3	10,345
VII 卸・小売業	13.5	14.2	15.2	16.5	4,836
VIII 金融, 保険, 不動産業	3.3	3.9	4.1	4.0	1,165
IX 運 輸・通 信 業	10.3	9.9	10.1	10.0	2,899
X 電 気・ガ ス・水 道 業	1.3	1.1	1.0	1.1	333
XI サ ー ビ ス 業	16.3	14.7	15.1	16.2	4,752
XII 公 務	6.3	5.6	5.8	5.1	1,485
XIII 分類不能の産業	0.0	0.3	0.1	0.0	4

〔備考〕 第4表と同じ。

第6表 労働者上層の規模
(単位: 1,000人)

区 分	労働者上層	労働者総数	比 率
1959	1,047	19,654	5.3
1962	1,469	23,642	6.2
1965	1,737	25,753	6.7
1968	2,528	30,197	8.3

〔備考〕 1) 労働者上層は人事院給与課「民間給与の実態」企業規模500人以上の職種年齢別現金給与額より事務主任, 事務係長, 技術主任, 技術係長, 機械工作職組長, 電工職組長などの年齢別平均給与額によって「賃金構造基本調査」年齢別賃金階級別労働者数(全産業・全企業)から人数を算出した。
2) 労働者総数は「就業構造基本調査」より, 非農林雇用者総数をもちいた。したがって総数は実態よりやや多い。

労働者階級の動向—新
たな下級管理労働者群

すでにのべたように、戦後日本の階級構成のうえでもっとも重要な変化を生じたのは、一九五五年から六〇年にかけての時期であった。この時期に労働者階級人口は二二四万人と労働力人口の五〇%をこえ、その後、いわゆる経済の「高度成長」の下で年ごとにその比重を増加し、六八年には二九三〇万人(五九・八%)に達している(第4表)。その産業別の構成は第5・7表のごとくである。

同表によれば、農業、林業、漁業と鉱業労働者の減少が目立っており、とくに鉱山労働者の激減は、「産業再編成」と鉱山のスクラップ政策によって、炭鉱、金属鉱山が打撃をうけ、大量失業をもたらしたことを示している。

第7表 製造業労働者の部門別構成

区 分	1962	1968	伸び率68/62
計	8,661	10,345	119.4
製造業	733	926	126.3
食品・たばこ	1,371	1,489	108.6
繊維・木製	585	655	112.0
木材・印刷	276	286	103.6
出版	381	486	127.6
化学	709	906	127.8
窯業・土石	397	504	127.0
鉄業	515	638	123.9
鉄鋼	151	175	115.9
金属製品	574	739	128.7
機械	772	844	109.3
電気	881	1,066	121.0
送電	734	893	121.7
密着	210	234	111.4
その他	372	504	135.5

〔備考〕 第4表と同じ

一方、工業労働者の中心をなす製造業、建設業労働者はしだいに増大し、一九六八年ではあわせて一四〇〇万人、労働者総数の約四五％に及んでいる。なかでも金属・機械・化学部門労働者のいちじるしい増加は、わが国産業の急速な重化学工業化を反映したものである。また、卸売・小売業、金融・保険・不動産業、サービス業などの不生産部門における労働者の急増も、労働者階級の動向中での一特徴をなすものとして指摘できる。

次に、労働者階級の内部構成のうち、とくにその上層中の下級管理労働者を区分してみたのが前掲第6表である。

生産工程の自動化を核とするいわゆる「技術革新」は、徐々に旧来の熟練を解体し熟練工の地位を低下させると同時に、新たな下級管理労働者群を生み出し、かれらに労働者上層としての地位をあたえつつある。ここにいう管理者の階級的性格はけっして一様ではなく、それは要するに、生産と資本の集積・集中、競争の激化、したがってまた「合理化」とそれにたいする労働者のたたかいのなかで増大してきている、本質的には資本の機能である管理機能を多かれ少なかれ分担する特殊な賃労働者であるといつてよいであろう。そのうちの上級管理者についていえば、資本機能の一次担当者として経営権を保持し、企業全体の意思決定をおこない、事実上資本を占有しているというばかりでなく、大部分が資本の所有者でもあつて、資本家階級に属することはいうまでもない。

これにたいして、下級管理者の担当する機能は部分的である。かれらは資本所有からも明確にきりはなされ、部分的には管理労働をおこなうが実際には作業労働を中心におこなう層をふくみ、みずからも上・中級管理者から管理される立場にある。具体的には現場下級職制で、係長、主任、組長、伍長、作業長、班長といった人たちで、その出身、労働条件において一般労働者と差異がなく、階級的には労働者でありながら、資本の意思で選抜されることによって、その上層としての地位をあたえられている。課長以上のいわゆる中級管理者は、両者の中間的存在であつて、労働組合に加入できないこと、またその社会的地位からいって、かれらは機能資本家の下層もしくは予備軍を形成するものといえよう。

ところで、わが国では、大企業職制、大企業本工・職員、中小企業労働者、臨時工・社外工、婦人労働者、日雇労働者といったよう

な階層序列が、流動的ながら一応構成され、そのうちの大企業本工と職員層とをもって、労働者階級中の上層を形成するものと考えうるのであるが、いわゆる「技術革新」と経済の「高度成長」の下での「合理化」の進行にともなう、それにみあった経営・管理組織の再編がおこなわれ、右に規定したような新たな下級管理労働者群を生み出し、増大させつつあり、同時に、そのことが、労働運動の一部右傾化の客観的基礎をなすものであることは注目し値する。すでに一九五〇年代末に着手された。そうした現場管理組織再編の二つの方向については、次のように指摘されている。(京大経済統計研究会「高度成長下における階級構成の変化」雑誌『経済』一九七〇年新年号所収参照。)

【『経済』七〇年新年号による現場管理組織再編の方向】 その第一の方向は、職制増大政策である。職制増大政策のねらいは、一つには職場における監督圧力の増大による職場支配の強化であり、二つには増加した職制を中心にした企業意識の培養であり、新たな労働貴族政策にはかならない。

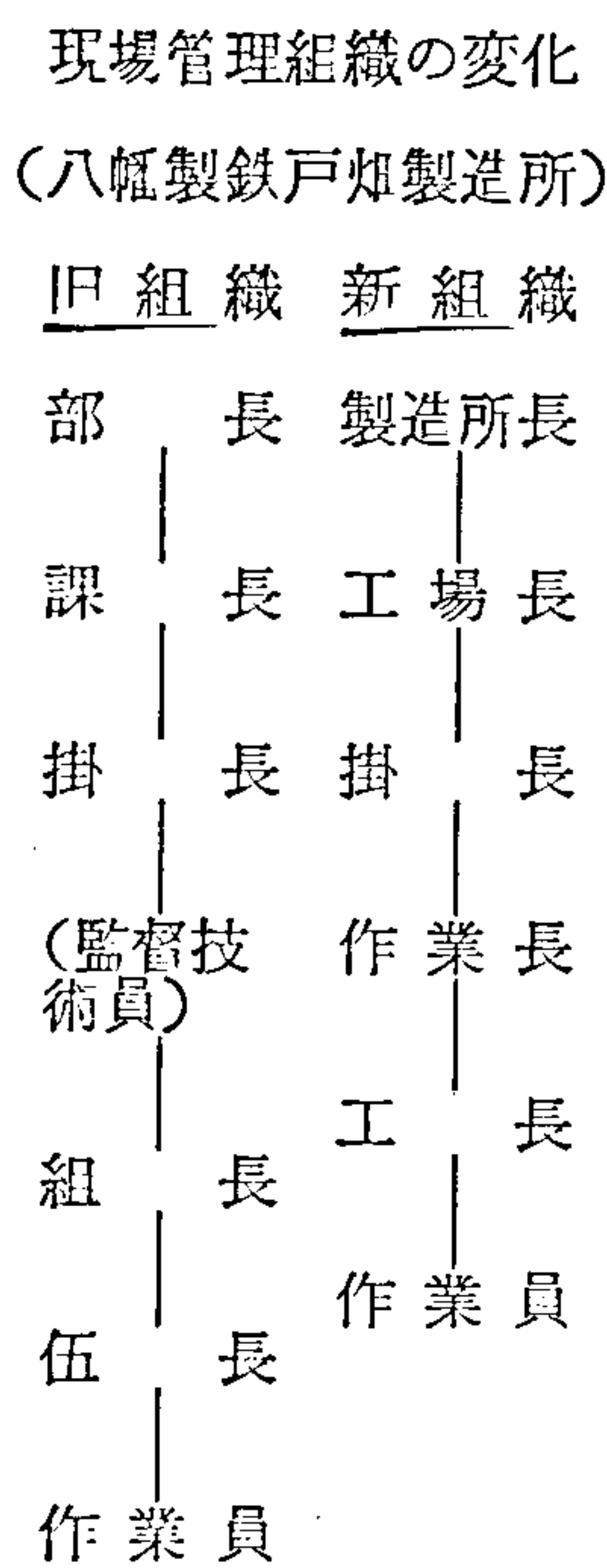
職制増大政策はQC(品質管理)、ZD(無欠点)運動などアメリカ式労務管理にともなう公企業、金融業を中心に広くおこなわれている。たとえばトヨタ自工では本工五人に職制一人、日本IBMでは四人に一人が職制化されている。職制増大政策は、労働組合側からの的確な対応がふじゅうぶんであることとあいまって、現在では一定の成功を認めつつある。

しかし職制増大政策は、一方では新たな矛盾を累積しつつある。その一つは増加する職制の権限・地位の低下がある。管理組織の「合理化」はラインアンドスタッフ制に代表されるが、それは企業内部の中央集権制をめざすものであり、中間・下級職制の権限は大幅に吸いあげられており、下級職制のうち、管理権限をもたないグループリーダー化が進行している。

たとえば、造船業では職能別同種協業を基礎にした異種協業から工程別異種協業へと作業組織が再編され、それにともなう職長、班長といった下級職制層の権限の下級化、若年化、増大が進行している。トヨタ自工では下級職制は作業労働にますます従事しつつあり、下級職制の労働災害がめ

だつてふえている。コンピュータ導入による管理分野の「合理化」が進行する金融、流通、事務分野の職制層、「技術革新」によってゆらぐ年功熟練職制の地位の低下はとりわけいちじるしい。他方、職制増大政策は、管理費の増大といった資本の側自身にも矛盾をもたらしめている。

現場管理組織再編の第二の方向は、管理費の削減をはかりつつ、よりいっそう職制の支配力をつよめる方向がうちだされている。それはアメリカ式フォアマン制度Ⅱ作業長制度である。作業長制は、一九五八年に八幡製鉄戸畑製造所に導入されて以来、現在ではほとんどの鉄鋼独占で採用され、じょじょにひろがりつつある。「左にみるように」そこではラインアン



ドスタッフ制が貫徹しており、中央集権制と管理組織の簡素化が、技術部門のスタッフへの一元化、年功的中高年齢職制層のスクラップ化を通じて、管理費の節約をもたらしている。作業長は生産管理や工程管理といった技術的な管理機能はもたず、「原価管理」、「労務管理」に専念する。とくに労務管理は人事考課をはじめとして二〇項目におよぶ絶対的な権限を有し、「トイレに行くにも作業長の許可がいる」といわれるほどの職場支配体制をつくりあげている。鉄鋼とならぶ戦略産業の化学工業でも、制度化にはいたらないが、組長のフォアマン化が進行している。組長の職場支配力が強化される一方、最末端の職長は、機械別装置別フォアマンの地位を追われ、生産管理、労務管理に独自権限をもたないたんなるグループリーダーに転落し、組長の直接の上司である係長は課長のアシスタント化し、課長―組長といったラインが形成されつつある。

3 婦人労働者の地位と性格

——結婚退職制および女子若年定年制

わが国では、戦後、ことに一九五五年以降、いわゆる経済の「高度成長」の下で、他の資本主義諸国にもみられない非常な勢いで、大量の女子が賃金労働者として職場に進出した。賃労働関係に動員され、くみ込まれる度合いに応じて、女子のうちには、結婚までの若年労働力、いかえれば「口べらし」といわれ「家計補充的」といわれてきた低賃金労働力としての性格から、しだいにぬけて、結婚後も職場に定着したい、労働力として自立的でありたいという欲求をもつものがふえてきている。その結果、女子労働者の勤続年数と平均年齢とは、年々高まる一方である。このことは、従来、結婚すれば、自発的に退職してゆくことが社会的な慣行として定着しており、当然のこととして意識づけられてきていた女子労働者が、しだいに、結婚後も職場生活をつづけようとする意思をもちはじめ、賃金労働者としての自立性を主張するようになってきていることを意味している。

女子が、結婚を契機に退職するという社会的な慣行もしくは通念なるものは、いまや実情とは背離して、当事者の意識の上でも、明らかに非合理的なものとしてうつりつつあるということなのである。

したがって、企業側が、あくまでも、女子を、結婚までの短期労働力、要するに年功賃金制の下における低賃金労働力として雇用しつけようとするかぎり、これまでの慣行を制度的に明文化することによって、現行の法秩序の下における、規範としての「合理性」をあらためて確認し、その拘束力、強制力を普遍化せざるをえないことになる。一九六〇年頃から結婚退職制が、また、それに代わるべきものとしての女子若年定年制が、女子にたいする不当な差別として、しばしば法廷で争われ、社会的な問題として注目されるにいたっているのも、そうした事情のためであるといえる。

女子労働者の職場進出

総理府統計局の労働力調査報告によると、わが国における女子就業者総数は、ここ数年来、目だって増加してきている。一九六七年で二〇〇四万人という女子就業者数は、これを同じ年の一五歳以上女子人口総数三八九二万人にくらべると、女子の半数以上がなんらかの形で社会的な働きをしていることになり、その五一・五%という就業率は、欧米諸国の女子就業率さえも上回っている。資料の関係上、比較の時点に多少のズレがあるが、試みに欧米各国における女子の就業率を多い順にあげると、次のごとくなる。(労働省婦人少年局「昭和四三年版、婦人の現状」による。数字のうちカッコ内は農林業における女子就業率。)

日 本 (一九六七年)	五一・五 (二三・四)%
西 独 (一九六三年)	四〇・六 (七・四)%
英 国 (一九六四年)	四〇・〇 (〇・五)%
フランス (一九六二年)	三五・六 (七・〇)%
アメリカ (一九六五年)	三五・四 (一・二)%

第8表 農・非農従業上の地位別女子就業者数
(単位：万人)

区 分		総 数	自営業主	家族従業者	雇 用 者
農 林 業	1955年	823	86	719	17
	1960	733	100	608	24
	1965	622	94	515	13
	1967	522	82	423	16
非 農 林 業	1955年	883	159	246	475
	1960	1,078	172	233	671
	1965	1,259	171	229	860
	1967	1,482	209	254	1,017

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査報告」による。1967年の数字は、新調査方式による。

る就業者である。この数字は、同じ部門の男子就業者四四万人よりも多く、農林業では、かあちゃんやばあちゃんなど、女子のなう役割の大きなことが示されている（第3～5図および第8～10表）。また、わが国の女子就業者のうちでは、その従業上の地位からいって、戦前と戦後とを通じて家族従業者が過半数を占めてきていたのであったが、一九六三年を境に、その家族従業者と雇用者とで、それぞれの地位が入れかわり、年とともに女子雇用者、つまりその形態はさまざまであれ女子賃金労働者としての就業割合が高まってきたということができる。しかも、その増加内容で特徴的なこ

これによってみるとアメリカの女子は、日本の女子の三分の二の割合でしか働いていないことになる。そして、わが国の場合、二〇〇四万人という女子就業者中の約四分の一、五二万人は、俗に「三ちゃん農業」といわれている農林業部門にお

第9表 非農林業女子雇用者中配偶関係別割合
(単位：万人)

区 分	総 数	未 婚	有 配 偶	死別・離別
1955年	100.0	65.2	20.4	14.3
1960年	100.0	63.1	24.4	12.4
1965年	100.0	54.2	34.9	10.9
1966年	100.0	53.2	35.9	10.9
1967年	100.0	49.0	40.3	10.5

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査報告」による。1967年の数字は、新調査方式によるもの。

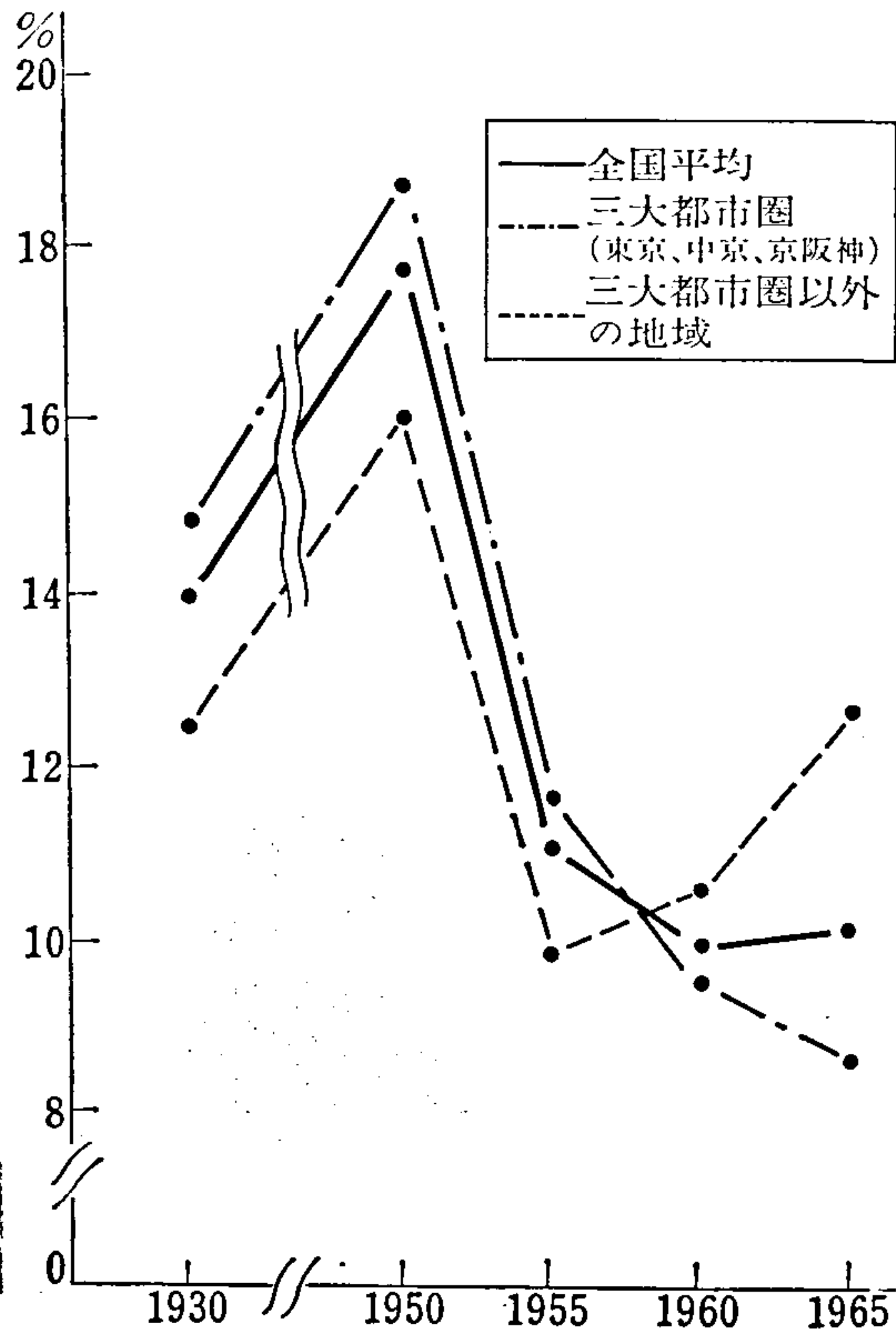
とは、年齢三五～四〇歳をすぎた中高年齢層および有配偶女子の職場進出がいちじるしいということである。

女子雇用者の増加は一九五五～六五年の約一〇年間に四九二万人から一〇三二万人へと二倍をこえている。一方、同じ期間に男子雇用者が一九八万人から二〇九二万人へと約五割の増加にとどまったのにくらべて、女子の場合その増加率はいちじるしく高い。

産業別にみると、製造業、卸・小売業、サービス業などで多くの婦人が働き、なかでも卸・小売業とサービス業、金融・保険・不動産などでは女子労働者が全労働者の半数近くをしめるにいたっている。また、製

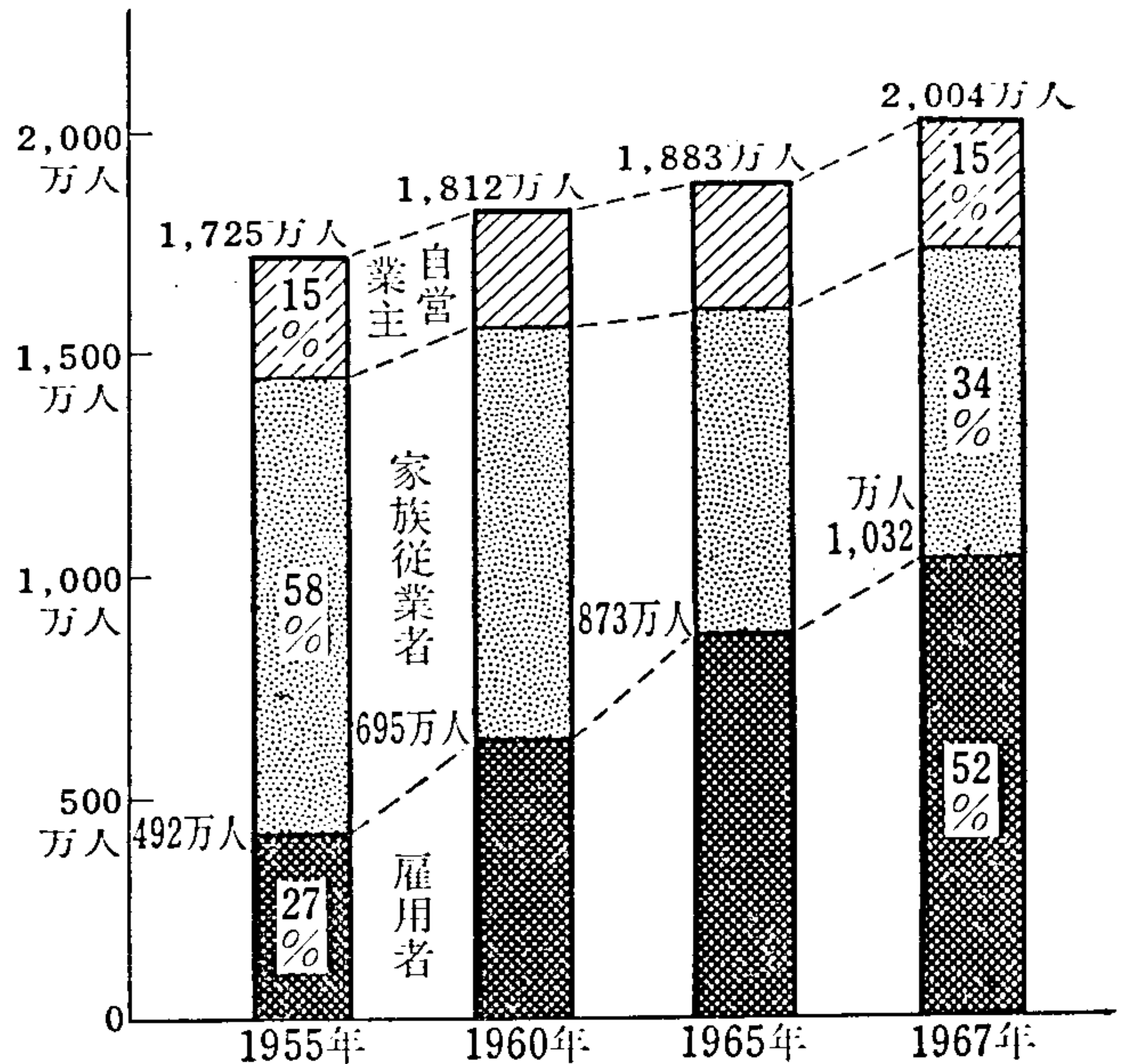
造業では、数がふえたというにとどまらず、その労働の内容にも変化がうかがえる。各種旋盤、フライス盤、ボール盤などの金属切削工作機械やプレス機械などの自動化、小型化がおこなわれ、また安全装置の改善にともなって、

第5図 年齢階級別女子雇用率



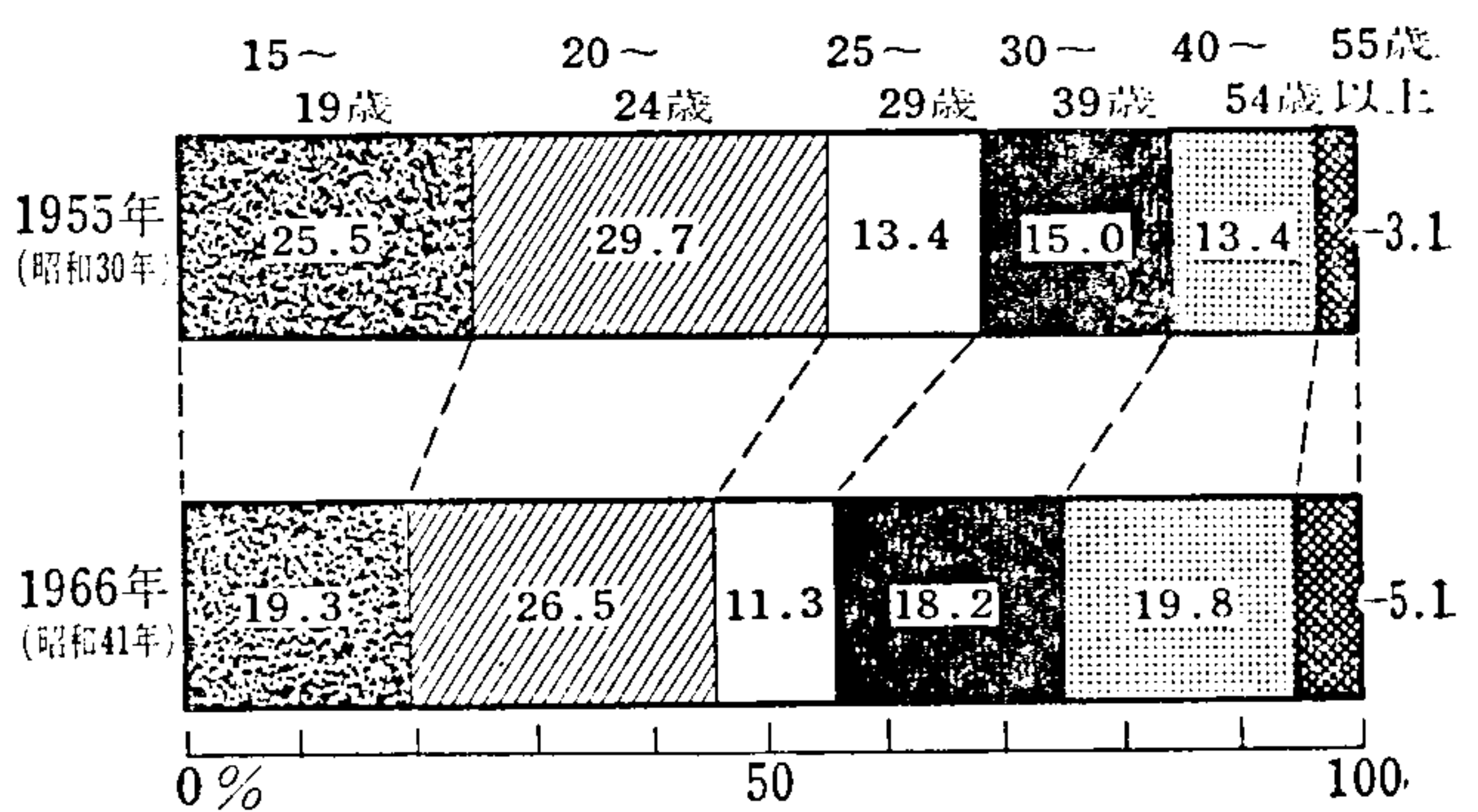
〔備考〕 第3図と同じ。

第3図 従業上の地位別女子就業者数の推移



〔備考〕 1) 「国勢調査」および「労働力調査」の結果によって作図されており、アメリカの場合は労働省婦人少年局調べによる。同局編「婦人労働の実情」を参照。
 2) 労働力率とは、15歳以上人口中に占める労働力人口の比率 $\left(\frac{\text{労働力人口}}{\text{15歳以上人口}} \right)$ をいい、また、女子雇用率とは、同じく雇用者人口の割合 $\left(\frac{\text{女子雇用者人口}}{\text{15歳以上女子人口}} \right)$ をいう。各年齢階級別に示してある。

第4図 年齢別女子雇用者数の推移



〔備考〕 第3図と同じ。

包装、荷造りなどの作業現場にも女子が比較的に多くなってきている。これを年齢別にみれば、三〇歳以上の人たちが四〇%をこえた。とくに一九六六年ごろからは四〇歳層の雇用率が下がらなくなっていることが注目されるが、これは女子雇用者のなかで、家庭をもつた人たちが年一〇%前後という高い比率でふえつつづけているためである。したがって、未婚者と既婚者の数も相半ばするほどにその差がちぢまってきており、四〇歳層以上既婚婦人の場合には、家庭内職やパート・タイマーに従事するというものが目だっている。労働省では、全国で家庭内職に従事するものの数が約二〇〇万人、パート・タイマーは約六四万人（いずれも一九六八年三月末現在）と推定し

そうした職場での女子の登場が目だっている。組立作業部門でも、電機製品関係をはじめとして非常に広い範囲にわたって女子労働力を求めている。塗り、塗装工、鋳物工、捲り、（まき）線工、板金工にも女子が進出している。さらに、作業工程の変化と大量生産化がすすんできた家具、木製品製造業や各種産業の試験、調整、検査などの業務のほか、

第10表 男女別雇用者数
(単位：万人)

区 分	女	男	女子割 中める 数の占 合(%)
1955年	492	1,198	29.1
1960年	695	1,578	30.6
1965年	873	1,911	31.4
1966年	929	1,973	32.0
1967年	1,032	2,092	33.1

ているが、実態はなかなかつかみにくく、実数はそれをはるかに上回るものであると考えられている。

最近の婦人労働の傾向と性格

右のべたような、最近における女子の職場進出については、その量的な大きさと同時に、次のような傾向、性格を指摘できる。

まず第一に、わが国における女子労働者が、明治期の紡績女工にその原型を見出しうるような、「口べらし」もしくは「家計補充的」といわれた出稼ぎ労働力としての性格、結婚までの短期的な労働力としての性格から抜けでて、結婚後も職場に定着したい、労働力として自立的でありたいという欲求をもつようになってきているということである。女子の場合、一般に結婚年齢といわれる二五歳前後で、その就業率が一度大きく低下し、結婚から育児期にかけて非労働力化する一方、育児負担の軽くなる年齢、ほぼ三五歳以上で、年齢層が高くなるほどに就業率が高まってくるという傾向、いわゆるライフ・サイクルの型がみられるようになってきているのも、そのためであるといえる。このことは、アメリカあたりの場合と同様に、わが国でも、女子が結婚するといったん家庭にはいりこむにもかかわらず、育児から手が離れるころになって、再び労働市場に動員され、復帰することが、急速に一つの社会習慣として確立されつつあることを意味するものと考えられるのである。

第二に、そのように、女子なканずく家庭責任をもつ主婦の賃労働者化を促進している契機は、家計の主たる担当者の低賃金である。今日の「核家族」化の下ではパート・タイマーや家庭内職をふくむ主婦の労働による収入が、世帯主の残業収入と同様に、世帯主の残業収入によっても、なおかつ補えない、生活上の必要を充たすために、つまり勤労者世帯の家計維持にかかせないものとして性格づけられ、位置づけられている。とくに、低賃金、低所得世帯ほどそうした傾向、主婦労働への依存度が高いといえるのである。

つけ加えていうと、女子の職業分野のうちにも、もちろん教員や医師などの場合のように専門化された部分、労働力としての自立性をもった部分もないわけではない。しかし、女子の賃労働全体としては、やはり右のべたような性格をもつものであると考えてよからう。だからこそ、女子の職場進出がいちじるしいなかで、賃労働関係が女子のあいだに浸透するのにもなつて、結婚退職制や女子若年定年制といったような、女子であることを理由とした差別が、社会問題としてとりあげられ、しばしば法廷でも争われるということになったのである。

たとえば、夫婦共働きの場合、夫の収入そののみによつて、家計を維持するに足りると考えられる事例も、当然にありうるわけである。かりに、男子の収入が世帯の生活を維持するに足りる大いさであったとしても、そのことによつて、女子労働の自立化へ向けての意欲を阻止しえないというのが、時の流れである。そうした社会の実情に目をつぶるということは、新憲法の下での、現代の法秩序の

基本的要請にも反したことであるといえる。国籍、信条、社会的、身分による就業上の差別については、労働基準法第三条で禁止されているところであるが、いまや、それに加えて、結婚退職制や女子若年定年制にみられるような、性別による差別の不当性が大きく問われようとしているのである。

そこで、資本の本来的な欲求、いわば資本の論理という立場から、わが国における女子賃労働の性格についてしめくくると、こういうことができようかと思う。すなわち、女子の賃労働の場合、短期回転労働——比較的短期間のうちに、企業のなかで入れかわる労働としての性格をもち、それを補完するためのもの、もしくはその代替労働力として家庭内職やパート・タイマーが広範囲に登場してきているということである。つまり、資本は、年功賃金制との関連で、女子の職域を、通常の場合、単純労働ないしは雑作業労働に限定し、結婚退職制を慣行として、ごくあたりまえのこととしておしつけることによって、女子労働者を短期間のうちに解雇してきた。

かくして、生産性の向上をカバーしえない労務費の負担増加からまぬがれると同時に、それを新たな学卒労働力、低賃金労働力によって、たえずおきかえるという経過をくりかえしてきていたのであるが、昭和三〇年代の後半にいたって、新規学卒労働力による充足が困難となり、同じ経過によって、資本の論理を貫徹しがたい事情を生じたがために、その矛盾を打解する方便として、いったん解雇したはずの女子を、パート・タイマーなどの形態でふたたび家庭から動員し、そのことによって、低賃金労働力の欠落を補充しようというわけなのである。と同時に、主婦をふくめた賃労働者としての女子の職場進出が大量であればあるほど、資本の支配する生産機構

の内部における、技術的な、また社会的な日常の訓練が普及し、近代的な賃金労働者として鍛えあげられてゆく。そして、たとえば性別による差別といったような、社会的な慣行ないし通念なるものの非近代性が、彼女らによって、いっそう自覚されざるをえないことになるのである。

【参考資料】(1)高木督夫「日本資本主義に固有の低賃金とその形態変化」(大月書店『労働組合運動の理論』第二巻賃金闘争所収)、(2)西口俊子「女子若年停年制」(社会政策学会第四〇回研究大会報告、一九六九年一月)、(3)斎藤泰明「資本制家内労働について——家庭内職工賃の決定事情——」(大原社会問題研究所『資料室報』第一二七号、一九六七年二月号)、(4)秋田成就「女子労働者の定年制と結婚退職制」(『季刊労働法』第五五号)、(5)本多淳亮「新聞社原稿係の若年停年制」(右同第四二号)、(6)青木宗也「婦人労働をめぐる労基法上の問題点」(労働法学研究会報第六三六号)、(7)叔井常喜「結婚停年制の法律問題」(右同第七〇〇号)、(8)「女子従業員の一〇歳定年制——東急機関工事件」(『月刊労働問題』一九六九年一〇月号掲載)

II 雇用構造と労働市場

概要□雇用動向——雇用労働者の増加につく／産業別雇用の動き／雇用者の職業別構成／雇用者の企業規模別構成／雇用者の年齢別構成／臨時・日雇雇用の動き／新規学卒者の入職状況——新卒就職者数の動き／就職先の産業構成／就職先の企業規模／就職者の職業構成／新規学卒就職者の離職状況／労働移動——入職・離職率の動き／離職者の年齢別・勤務期間別構成／離職者と転職者の産業別・業種別・職種別構成／転職労働者の転職理由／転職にともなう賃金変動／労働者の地域移動／職安の職業紹介状況／失業保険受給者の減少／「完全失業者」の減少／最近の労働力不足と企業の雇用対策——労働力不足の激化／企業の雇用対策

地位別構成（農・非農別）

（単位：万人）

		非	農	林	業		
総 数	自営業主	家族従業者	雇 用 者				
			総 数	常 雇	臨 時	日 雇	
3,164	550	338	2,276	2,058	124	93	
3,684	545	322	2,817	2,567	145	108	
3,951	587	338	3,025	2,748	162	115	
4,068	598	352	3,114	2,851	158	105	
4,141	613	355	3,169	2,902	161	106	
2,628	404	90	2,131	2,011	60	60	
1,513	208	265	1,038	892	100	46	
118	5	△ 1	114	99	9	7	
131	30	15	86	71	9	6	
117	11	14	89	103	△ 4	△ 10	
73	15	3	55	51	3	1	
45	8	1	36	41	△ 4	0	
28	7	2	19	11	6	2	
977	63	17	893	844	37	13	
610	54	△ 3	594	603	△ 10	△ 4	
367	8	20	367	302	47	17	
71.3	12.4	7.6	51.3	46.4	2.8	2.1	
77.9	11.5	6.8	59.6	54.3	3.1	2.3	
81.3	12.0	7.0	62.3	57.0	3.2	2.1	
82.2	12.2	7.0	62.9	57.6	3.2	2.1	

概

要

一、わが国の就業者数は年々増加し、そのなかで農林業就業者が減少し、非農林業雇用者の増大がつづいていく。一九六九年には就業者総数は五〇四〇万人となり、そのうち非農林業雇用者は三一六九万人で、全体の六三％を占めるにいたった。

一、一九六九年に雇用の増加率の高かった産業は建設業と電気機器製造業である。この両者の雇用は最近めだつた増加をつづけているが、それ以外の諸産業の雇用は総じて停滞状態にあり、他方、鉱業の雇用は一貫した減少をみせている。雇用者の産業構成では、製造業と卸・小売業等の雇用者の割合がひきつづき高まり、企業規模構成では、近年高まりをみせた大企業雇用者の割合が頭うちとなり、小・零細企業雇用者の割合がふたたび高まっている。また、雇用者の年齢構成では、中高年齢層の割合が最近大幅に高まり、他方、女子労働者では臨時・日雇雇用が最近ひきつづき増加を示している。

一、新規学卒就業者では、中学卒就職者数の減少がいちじるしく、一九六九年には高校卒就職者数もまた減少に転じた。中学卒就職者では製造業への就職者が過半数を占め、職種では技能工・生産工程従事への集中度が高く、また大企業への集中がひきつづき進ん

第11表 就業者の従業上の

従業上の地位別	就業者総数	農 林 業			
		総 数	自 営 業 主	家族従業者	雇 用 者
1 9 6 0 年	4,436	1,273	456	723	94
1 9 6 5 年	4,730	1,046	394	593	59
1 9 6 7 年	4,920	970	381	542	46
1 9 6 8 年	5,002	934	386	514	34
1 9 6 9 年	5,040	899	380	489	30
う ち 男 子	3,055	427	300	107	20
う ち 女 子	1,986	472	81	382	10
対前年増減(△)	1965年	75	△ 42	△ 30	△ 1
	67年	93	△ 36	△ 24	△ 9
	68年	82	△ 36	△ 24	△ 12
	69年	38	△ 35	△ 25	△ 4
	う ち 男 子	4	△ 11	△ 6	△ 2
	う ち 女 子	36	△ 24	△ 18	△ 2
1960年対1969年増減(△)	う ち 男 子	604	△ 374	△ 234	△ 64
	う ち 女 子	426	△ 185	△ 77	△ 37
	う ち 男 子	179	△ 189	△ 157	△ 27
構 成 比 (%)	1960年	100.0	28.7	10.3	16.3
	65年	100.0	22.1	8.3	12.5
	68年	100.0	18.7	7.7	10.3
	69年	100.0	17.8	7.5	9.7

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査」による。

だ。高校卒就職者の中心産業は製造業と卸・小売業で、職種では中卒就職者にくらべて事務・販売従事者の割合が高いが、最近ではやはり技能工・生産工程従事者の割合が高まり、また中卒就職者と同様に大企業への集中が進んでいる。他方、これらの新規学卒者にたいする企業の需要が増大するなかで、いったん就職した企業を短期間で離職し、転職、企業移動を繰り返す者もまた小規模企業就職者を中心に多く発生している。

一、企業の労働力不足は、技能工や販売員を中心に最近ますます強まり、中小企業ではこれに加えて技術・研究員の不足がいちじるしくなっている。労働力不足の激化とともに、それにたいする企業の対策も多様化しており、中途採用を積極化し、パート・タイマーなどの臨時的雇用を利用し、労働力節約のための合理化を進めるなどさまざまな対策が実施され、これらは今後とも促進されようとしている。

一、労働移動は最近全体としてはやや落着きをみせているが、そのなかで、離職者では中高年齢層の割合が高まり、比較的長期の勤務者の離職も増加している。また、これらの離職者の過半数は小・零細企業からのものであるが、最近では大企業離職者の割合が高まり、労働者の企業移動では、より上位規模企業への移動の割合が低下し、下位規模企業へ移動する者や同規模企業間を移動する者の割合が高まっている。転職理由では、より好条件での雇用先を求めているが、賃金が増加しているが、転職にともなう賃金変動については、賃金が増加した者の割合が全体としてひきつづき高まっているなかで、高年齢層転職者をはじめとして、賃金が低下した者の割合もまた高まっている。

一、公共職業安定所の職業紹介では、求職者数が減少する反面、求人が大幅に増加して求人超過となり、就職件数も増加した。また失業保険受給者も減少をつづけ、労働力調査の「完全失業者」も減少している。こうして再就職条件は、労働力不足の増大のなかで全体としては好転しているが、他方では同時に、企業倒産も頻発しており、またこれまでみたように、中高年齢層の離職者も増加し、再就職先では小・零細企業が依然として多く、消費者物価の上昇がつづくなかで再就職のさいの賃金にも頭打ちが出始め、臨時的雇用も増加しているなど、労働者にとつての雇用条件の好転の現象の下で、中高年齢層や女子を中心に就業の不安定さもまた高まっていることがうかがわれる。

1 雇用動向

雇用労働者の増加つづく

わが国の就業者数は年々増加しており、そのなかで農林業就業者が減少した動きは一九六九年にもひきつづいてみられた。総理府統計局「労働力調査」によると(第11表)、就業者総数は六八年に五〇〇万人を突破し、六九年にもひきつづき増加して五〇四〇万人となった。ただし六九年の増加は対前年三八万人にとどまり、毎年八〇万

第12表 産業別雇用の動き（常用労働者）

（単位：％）

産 業 別		対 前 年 増 減 率			1965 年 対 1969 年 増 減
		1967 年	1968 年	1969 年	
総 数		3.0	3.1	2.8	12.0
鉱 業		△ 4.1	△ 10.4	△ 13.6	△ 27.8
建 設 業		10.3	11.0	12.5	48.6
製 造 業		2.1	2.8	2.6	8.1
食 料 品, た ば こ		4.3	5.1	2.1	17.1
繊 維		△ 4.4	△ 2.7	△ 3.2	△ 13.3
衣服その他の繊維製品		△ 0.2	1.6	1.0	11.0
木 材, 木 製 品		△ 0.8	△ 3.8	△ 1.5	△ 1.5
家 具, 装 備 品		4.3	4.5	1.5	19.5
パルプ, 紙, 紙加工品		△ 1.2	△ 0.9	△ 1.8	△ 3.8
出版, 印刷, 同関連産業		1.2	0.9	0.7	6.0
化 学		△ 0.2	2.1	1.4	1.4
石 油・石 炭 製 品		0.6	0.3	△ 2.0	1.4
ゴ ム 製 品		2.1	0.7	△ 0.1	3.6
皮 革, 同 製 品		△ 5.8	△ 6.6	0.3	△ 9.3
窯 業, 土 石 製 品		2.3	0.4	△ 0.9	4.2
鉄 鋼		1.6	1.5	0.5	1.2
非 鉄 金 属		3.7	4.5	3.3	11.7
金 属 製 品		3.6	4.4	3.5	15.3
一 般 機 械 器 具		1.6	4.3	4.7	6.6
電 気 機 器		5.8	7.3	10.8	25.4
輸 送 用 機 器		7.6	8.2	3.3	24.0
精 密 機 器		2.2	3.3	3.6	6.5
武 器, そ の 他		1.8	△ 1.9	2.1	5.7
卸・小 売 業		3.6	3.3	2.5	15.9
金 融・保 険 業		4.9	1.3	0.8	14.1
運 輸・通 信 業		1.2	0.8	△ 0.5	4.1
電気, ガス, 水道業		0.1	△ 0.6	△ 0.4	1.2
日雇労働者等	調査産業計	△ 1.5	3.7	6.6	7.8
	建 設 業	6.9	10.3	6.3	22.4
	製 造 業	1.3	5.2	8.1	11.8

【備考】 1) 従業員30人以上の企業を対象とする。△は減少を示す。

2) 労働省「毎月勤労統計調査」による。

3) この調査にいう「常用労働者」とはきわめて広い意味のもので、次に該当する者が（実質的には臨時・日雇労働者なども、他方ではまた企業の役員なども）すべて含まれている。

イ 期間をきめず、または1ヵ月を超える期間をきめて雇われている者。

ロ 日々または1ヵ月以内の期間を限って雇われていた人のうち、前2ヵ月にそれぞれ18日以上雇われたか、または過去6ヵ月に通算して60日以上雇われた者。

ハ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。

ニ 事業主の家族でその事業所に働いている人のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。

第13表 雇用者の産業別構成

(単位：%)

産 業 別	1960年	1965年	1968年	1969年 (実数)	
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	万人 3,199
農 林 業	4.0	2.1	1.1	0.9	30
漁業, 水産養殖業	1.1	0.8	0.6	0.6	18
鉱 業	1.8	1.0	0.8	0.7	21
建 設 業	8.4	9.3	9.4	9.0	289
製 造 業	33.7	34.5	34.6	34.9	1,116
卸・小売, 金融・保険, 不動産業	18.9	20.6	22.0	22.3	712
運輸・通信, 電気・ガス・水道業	9.8	10.0	10.1	10.2	326
サ ー ビ ス 業	16.4	16.2	16.5	16.5	528
公 務	6.0	5.5	4.9	4.9	156

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査」による。

第14表 雇用者の職業別構成 (男子)

(単位：%)

職 業 別	1965年	1967年	1968年	1969年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0
専門的, 技術的職業	6.6	5.5	6.5	6.5
管 理 的 職 業	5.8	6.0	5.8	5.6
事 務	19.8	18.0	17.4	17.6
販 売	7.9	10.0	10.0	10.4
農 林・漁 業	2.3	2.4	1.7	1.5
採 鉱・採 石	1.0	0.5	0.7	0.5
運 輸・通 信	8.5	8.3	8.8	8.9
技能工, 生産工程従事	34.6	35.8	36.2	36.4
単 純 労 働	8.0	7.2	7.2	7.2
サ ー ビ ス 職 業	5.5	6.3	5.8	5.3

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査」による。

人前後の著増をつづけたここ数年の動きにくらべるとその増加程度はかなり低くなった。

農林業就業者は減少がいちじるしく、家族労働者を中心に毎年四〇万人前後の減少をつづけ、一九六七年から一〇〇〇万人を割るようになり、六九年にも前年より三五万人減少して総数八九九万人となった。このため農林業就業者の就業者全体に占める比重も年々低下し、六〇年当時三〇%近かったものが、六七年から一〇%台に低下し、六九年には一七・八%となった。なお、農林業就業者のうち減少のいちじるしいのは家族従業者（それもとくに女子）であり、自営業主の減少はこのところ一段落をみせている。

非農林業就業者はこれと対照的に毎年大幅に増加しているが、そのほとんどが雇用労働者の増大によるものである。わが国の雇用労働者数は一九六七年に三〇〇〇万人を突破し、六九年にも増加して三一六九万人となった。ただし一九六九年の増加は対前年五五万人で実数では大きい、毎年九〇万人前後もの著増をつづけてきたここ数年の動きにくらべると、その増加程度はかなり低くなっている。なお、この一九六九年の雇用労働者は六〇年当時とくらべると約九〇〇万人もの増加となっており、就業者全体に占める雇用労働者の比重もこれに応じて毎年高まり、六九年には就業者

第15表 雇用者の企業規模別構成

A 企業規模別構成

(単位：%)

企業規模別		計	500人以上	100～499人	30～99人	30人未満
非農林業	1960年	100.0	26.2	13.4	16.8	43.6
	1965年	100.0	31.0	15.1	17.3	36.7
	1968年	100.0	30.2	15.9	16.7	37.1
	1969年	100.0	30.2	15.7	16.8	37.3
うち製造業	1960年	100.0	32.4	17.4	18.9	31.3
	1965年	100.0	35.8	18.9	18.3	27.0
	1968年	100.0	36.2	19.1	17.5	27.2
	1969年	100.0	35.9	19.1	17.7	27.4

B 企業規模別雇用者数 (1969年, 非農林業)

(単位：万人)

企業規模別		計	500人以上	100～499人	30～99人	30人未満	官 公
総 数		3,169	838	437	466	1,034	387
男 子		2,131	603	296	307	644	278
女 子		1,038	235	141	160	391	109

〔備考〕 1) Aの比率は、官公の雇用者を除いて計算したもの。
 2) 総理府統計局「労働力調査」による。

第16表 雇用者の年齢別構成 (非農林業)

(単位：%)

年 齢 別		計	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～54歳	55歳以上
男 子	1960年	100.0	10.3	31.5	26.6	31.6	
	1965年	100.0	8.0	33.9	27.8	21.7	8.7
	1968年	100.0	7.5	32.1	27.7	23.2	9.5
	1969年	100.0	6.3	32.7	27.2	24.0	9.8
女 子	1960年	100.0	23.8	40.1	17.0	19.0	
	1965年	100.0	18.3	40.5	17.9	18.8	4.5
	1968年	100.0	16.9	38.2	17.8	21.4	5.6
	1969年	100.0	14.5	39.6	17.6	22.2	6.0
一実 九数 六(万 九人) 年	総 数	3,169	286	1,108	764	742	269
	男 子	2,131	135	696	580	511	208
	女 子	1,038	151	411	183	231	62

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査」による。

全体の六三%を占めるにいたっている。

非農林業ではまた自営業主（個人業主）もわずかながら増加をみせているが、家族従業者は停滞している。こうしてわが国の就業者構成におけるそれぞれの割合をみると、非農林業雇用労働者の六三%を筆頭に、以下、非農林業自営業主（一二%）、農林業家族従業者（二〇%）、同自営業主（八%）、非農林業家族従業者（七%）、農林業雇用労働者（一%）となっている。

産業別雇用の動き

雇用の動きを労働省、毎月勤労統計調査によってみると（第12表）、一九六九年の雇用増加率は調査産業全体で二・八%となっており、前年の増加率をやや下回った。一九五九年～六一年ごろのいわゆる高度成長期には毎年一〇%以上にも及んだ雇用の急増は、その後鈍化して六六年には二・五%の増加にとどまった。そして、これを底にして六七年、六八年とふたたび高まる動きをみせたが、全体としては漸増状態で推移している。

これを産業別にみると、建設業雇用のひきつづく著増、それにつぐ電気機器での雇用増加、そしてこれと対照的な鉱業での雇用減少、などの動きが目だっている。

①建設業ではここ数年最高の増加率をみせており、一九六九年でも対前年一二・五%の増加で産業中最も高かった。また一九六五年当時とくらべると六九年は五〇%近くもの増加となっている。②製造業も全体として増加をつづけているが、産業ごとにやはり不均等が目だっている。なかでも電気機器は毎年高い増加率を維持し、六九年には一〇・八%の増加で建設業につぐ高率を示した。他方、これまで高率をつづけてきた輸送用機器の雇用増加は六九年に

は前年をかなり下回り鈍化を示した。このほか製造業のなかでは機械・金属部門の雇用増加率が一般に高いのにくらべて、それ以外の諸産業の雇用は総じて停滞状態にあり、繊維などはここ数年雇用減少をつづけている。③商業・金融業の雇用は停滞をつづけ、運輸・通信業などでも減少ぎみの停滞状態にある。そして、鉱業の雇用は近年一貫して毎年かなり大幅な減少をつづけており、一九六九年には前年より一三・六%減少し、六五年当時にくらべて二八%もの減少となっている。

次にこれを雇用者の産業別構成の面からみると（第13表）、製造業の雇用者が雇用者全体の三分の一以上を占めて最も多く（一九六九年には三四・九%）、これについて卸・小売、金融・保険業（三三・三%）、サービス業（二六・五%）、運輸・通信業等（二〇・二%）、建設業（九%）などが雇用者の多い産業である。

最近の動きでは、このうち製造業と卸・小売業等の雇用者の割合がひきつづき高まっており、とくに商業部門の雇用者の全体に占める割合の高まりが近年めだっている。また、サービス業や運輸・通信業等の雇用は停滞ぎみで推移し、近年高まりをみせていた建設業雇用者の割合は、一九六九年には低下に転じた。他方、農林漁業や鉱業の雇用者の全体に占める割合は、低下をつづけている。

雇用者の職業別構成

男子雇用者についてその職業構成をみると、技能工・生産工程従事者の割合が全体の三分の一以上を占めて最も高く（一九六九年には三六・四%）、事務従事者（一七・六%）、販売従事者（二〇・四%）などがこれについている（第14表）。

最近では、技能工・生産工程従事者、販売従事者、それに運輸・

第17表 入職者の雇用形態別構成

(単位：%)

調査時期	調査産業全体					製造業		
	計			男子 臨時・日 臨・日	女子 臨時・日 臨・日	計	常用名義	臨時・日 雇名義
	計	常用名義	臨時・日 雇名義					
1965年1～6月	100.0	90.0	10.0	5.0	5.0	100.0	87.0	13.0
1966年1～6月	100.0	88.7	11.3	5.4	5.9	100.0	85.2	14.8
1967年1～6月	100.0	87.1	12.9	6.2	6.7	100.0	83.3	16.7
1968年1～6月	100.0	86.5	13.5	5.8	7.7	100.0	82.6	17.4
1969年1～6月	100.0	87.4	12.6	5.5	7.2	100.0	84.3	15.7

〔備考〕 1) 男女別の臨時・日雇名義の入職者の比率は、入職者全体に対するもの。

2) 労働省「雇用動向調査」による。

第18表 中学・高校卒就職者の動き

卒業時期別	中学卒		高校卒		中学, 高校卒 就職者計
	就職者数	就職率	就職者数	就職率	
1965年3月	625千人	26.5%	700千人	60.4%	1,325千人
1966年3月	523	24.5	903	58.0	1,426
1967年3月	446	22.9	941	58.7	1,387
1968年3月	386	20.9	943	58.9	1,329
1969年3月	324	18.7	882	58.9	1,206
1975年3月(推計)	13万人	—	60万人	—	73万人

〔備考〕 1) 就職者数には、就職進学者が含まれている。

2) 就職率は卒業生総数に占める就職者の割合。

3) 1975年3月卒就職者数は、経済審議会労働力研究委員会の推計で、うち高校卒は全日制のみを対象としている。

4) 文部省「学校基本調査」—「卒業後の状況調査」による。

通信従事者の割合がやや高まり、事務やサービス職業従事者、単純労働者などの割合は漸減する動きをみせている。

雇用者の企業規模別構成

非農林業全体では零細企業（従業員三〇人未満）の雇用

者の割合が最も高く（一九六九年三七・三%）、これに小企業雇用者を加えると、小・零細企業（従業員一〇〇人未満）の雇用者は全体の過半数（五四・一%）を占めている（第15表）。

このうち製造業では、大企業（従業員五〇〇人以上）の雇用者の割合が高く、製造業雇用者全体の三六%を占めているが（一九六九年）、この製造業でも小・零細企業雇用人者の割合は四五%とやはりかなり高い。なお、この小・零細企業の雇用者数は非農林業全体で一五〇〇万人——男子六四四万人、女子三九一万人——にのぼっており（一九六九年）、このうち製造業では五〇二万人（男子三二二万人、女子一九二万人）となっている。

最近の動きでは、一九六五年ごろまで高まりをみせた大企業雇用者の割合が頭うちとなり低下ぎみとなっているほか、中企業雇用者の割合も最近では低下に転じ、一方、近年低下しつつあった小・零細企業雇用者の割合が最近ふたたび高まりをみせている。

雇用者の年齢別構成

雇用者の年齢構成では、中高年齢層の割合が最近大幅に高まり、これにたいして一〇代層若年雇用者の割合の低下が

いちじるしくなっている（第16表）。

さきにみたような最近の雇用者数の増大は、一〇代層若年雇用者が減少するなかで、二〇代以上層の雇用者の増大によってもたらされたものであるが、なかでも四〇歳以上の中高年齢層雇用者の増加がとくに大きく、雇用者の中高年齢化が進んだ。男子雇用者のばあい、一〇代、二〇代の若年層が一九六〇年当時には全体の四二%を占めていたが、六九年には三九%へと低下し、同じ時期に四〇歳以上層の割合は三二%から三四%へと高まった。女子雇用者における若年齢層の比重は男子の場合よりもかなり高いが、最近の中高年齢化の動きは男子におけるよりもむしろ大きく、一九六〇年当時全体の六四%を占めていた一〇代、二〇代の若年層雇用者の割合が、六九年には五四%へと低下し、同じ時期に四〇歳以上層の割合は一九%から二八%へと高まっている。

臨時・日雇雇用の動き

入職労働者のなかで臨時・日雇雇用の割合がここ数年高まりをみせてきたが、一九六九年（一・六月）には前年同期にくらべてその割合がやや低下した（第17表）。

この臨時・日雇雇用は女子入職者のほうが男子入職者よりその割合が高く、女子の臨時・日雇入職の割合の高まりは製造業をはじめとして最近かなり目だっていたが、一九六九年（一・六月）には前年同期にくらべてやはり低下を示した。しかし、女子の臨時・日雇労働者は、実数では、男子臨時・日雇労働者数の減少傾向とは対照的に最近ひきつづき増加しており、^{（注）}一九六九年の女子臨時・日雇労働者数は一四六万人（男子は二二〇万人）で、これを一九六〇年当時とくらべると六四万人の増加となっている。

（注）労働力不足がいちじるしくなるにつれて企業のパート・タイム雇用が一九六三年ごろから急増している。このパート・タイマーは女子が大多数を占めているが、労働省が設置した「女子パート・タイム雇用に関する専門家会議」は一九六九年二月、「女子パート・タイム雇用の現状と当面の諸対策について」の報告を発表した。同会議は「パート・タイマー」を原則として「一日、一週あるいは一ヵ月の所定労働時間が、一般労働者より短く、この就業が規則的、自発的であるもの」と規定して分析を行なっているが、そうしたわが国の女子パート・タイム雇用の性格や問題点の一部を同報告から摘記すれば次のようである。

（1）女子パート・タイマーは家庭責任をになう既婚婦人が大部分であり、八割以上は三〇歳以上の婦人で占めている。

（2）職種——パート・タイマーの多くは、電気機器組立・修理、包装工、小売店員、用務員、娯楽場の接客員等、不熟練、単純労働の分野に就労している。

（3）雇用契約——パート・タイマーは一般の労働者の就業規則を適用せず、かつ、パート・タイマーについての特別の就業規則も作成していない場合がある。そのため、労働条件が不明確で、パート・タイマーの地位が不安定となり、その他問題点を生ずるおそれがある。

（4）雇用形態——多くの事業所が「平常時の労働力」としてパート・タイマーを雇用しており、企業におけるパート・タイマーへの依存度はきわめて高いにもかかわらず、約半数の事業所は臨時、日雇として取り扱っている。この場合、大規模事業所においては制度として臨時、日雇となっているが、かかる雇用形態が明確にされていない中小企業においても、同様に不安定な取扱いがなされている。

（5）賃金——パート・タイマーの賃金は「世間相場を考慮してきめてい」る場合が多いが、その支給額は、地域、産業、職種等により異なる。賃金の一般的上昇にともないパート・タイマーの賃金も上昇傾向にあるが、へ一九六七年一二月の調査時点においては、おおむね一時間あたり八〇円から一一〇円の間に分布している。パート・タイマーの給与体系は、フル・タイムの一般労働者とは別だてとなっていることが多く、賃

金額の決定についてはその方法が一般に不明確である。昇給、賞与等について制度化している事業所は少なく、また賞与時期になんらかの配慮を行なう場合においても、心づけ程度を支払っていることが多い。

2 新規学卒者の入職状況

新卒就職者数の動き

新規学卒就職者のうち、中学卒の就職者数は最近その減少がいちじるしく、一九六九年の就職者数は三二万人で前年より六万人減少し、六五年当時の半数程度にすぎなくなっている（第18表）。中学卒就職者数のこのような減少は、最近における中学卒業業者数そのものの減少と高校進学率のひきつづく上昇（就職率の低下）との両作用によるものであるが、この中学卒就職者数は今後さらに減少していき、一九七五年には六九年の半分以下の一三万人程度になると予想される。

高校卒就職者数はこれにたいして近年かなりの増加をつづけ、最近では、中学卒就職者数を大幅に上回って新規学卒就職者の中心部分となっている。一九六九年の高校卒就職者数は八八万人で、中学卒就職者数の二・七倍となっている。しかし、この六九年の高校卒就職者数は前年にくらべて六万人の減少となっており、将来はさらに減少して一九七五年には六〇万人程度になると予想されている。

就職先の産業構成

中学卒就職者では製造業就職者が過半数を占め（一九六九年では五八％）、高校卒就職者の場合とくらべて製造業就職者の比重がいちじるしく高い（第19表）。この製造業就職者の割合はここ数年やや低下をつづけたが、一九六九年にはふたたび高まった。最近の動きでは、このほか、建設業や運輸・通信業等の就職者の割合が高まり、卸・小売業やサービス業、それに農林・水産業の就職者の割合が低下する動きをみせている。

高校卒就職者の就職の中心は製造業（一九六九年では三六％）と卸・小売業（二六％）であり、また中学卒就職者のばあいとくらべて卸・小売業や金融・保険業、公務などの割合が高くなっている（同前表）。一九六九年には前年にくらべて製造業就職者の割合が高まったのははじめ、建設業、金融・保険業、サービス業の割合もやや高まりをみせた。一方、卸・小売業および公務の就職者の割合は低下し、また農林・水産業就職者の割合は最近その低下の動きが一段落をみせている。

就職先の企業規模

中学卒就職者も高校卒業業者の場合も、大企業入職の割合が最近ひきつづいて高まっている（第20表）。一九六六年と六九年とをくらべると、従業員五〇〇人以上の企業への就職者の割合は、中学卒では三〇％から三七％へ、高校卒では三四％から四二％へとそれぞれ高まっているが、このなかではとくに従業員一〇〇〇人以上の企業への就職者の割合の高まりが両者とも目だっている。これにたいして、中学・高校卒とも、中小企業とくに従業員一〇〇人未満の小・零細企業就職者の割合が最近かなり低下している。

第19表 中学・高校卒就職者の産業別構成

(単位：%)

卒業時期別 産業別		1960年 3 月	1967年 3 月	1968年 3 月	1969年 3 月
中 学 卒	総 数 (千 人)	684 (100.0)	446 (100.0)	386 (100.0)	324 (100.0)
	農 林, 水 産 業	13.8	6.8	6.9	6.1
	建 設 業	1.7	7.0	8.3	9.0
	製 造 業	59.6	58.2	56.6	58.1
	卸 ・ 小 売 業	9.8	7.8	7.0	6.5
	運 輸・通 信, 電 気・ ガ ス・水 道 業	1.7			4.1
高 校 卒	サ ー ビ ス 業	9.5	13.9	13.1	12.5
	総 数 (千 人)	573 (100.0)	941 (100.0)	943 (100.0)	882 (100.0)
	農 林, 水 産 業	8.2	4.4	4.4	4.5
	建 設 業	3.0	3.8	3.8	3.9
	製 造 業	35.8	36.3	35.5	36.2
	卸 ・ 小 売 業	23.8	26.9	27.9	26.4
卒	金 融・保 険, 不動産業	7.2	6.1	6.3	7.0
	運 輸・通 信, 電 気・ ガ ス・水 道 業	6.4	6.2	6.2	6.1
	サ ー ビ ス 業	6.3	8.3	8.0	8.5
	公 務	5.7	5.6	5.0	4.9

- 〔備考〕 1) 就職者とは、賃金等経常的収入をとまなう仕事についた者をいう。家事手伝いや一時的な仕事についた者は含まれないが、自家業についた者は含まれている。
- 2) 就職進学者を含む。
- 3) 産業は就職者数の多いものを掲げた。総数はそれ以外の産業をも含む就職者総数である。
- 4) 文部省「卒業後の状況調査」による。

第20表 中学・高校卒就職者の企業規模別構成

(単位：%)

企業規模別 全産業卒業 時期別		計	1,000人 以 上	999～ 500人	499～ 100人	99～ 30人	29人 以 下
中 学 卒	1966年 3 月	100.0	18.5	11.1	27.9	19.7	22.9
	1967年 3 月	100.0	20.8	12.3	26.6	17.8	22.5
	1968年 3 月	100.0	21.6	13.5	25.7	16.8	22.4
	1969年 3 月	100.0	23.0	13.7	25.6	15.8	21.9
高 校 卒	1966年 3 月	100.0	21.9	12.5	30.2	21.4	14.1
	1967年 3 月	100.0	26.0	13.3	29.3	19.0	12.5
	1968年 3 月	100.0	24.9	14.6	29.0	19.2	12.3
	1969年 3 月	100.0	27.1	15.1	28.7	18.1	11.0

- 〔備考〕 1) 職業安定機関扱いの就職者を対象とする。
- 2) 労働省職業安定局「新規中・高卒者の職業紹介状況調査」による。

第21表 中学・高校卒就職者の職業別構成（男子）

（単位：％）

卒業時期別		1967年 3 月	1968年 3 月	1969年 3 月
職業別				
中 学 卒	事 務, 販 売	6.2	5.2	4.7
	農 林, 漁 業	9.2	9.2	8.6
	運 輸・通 信	2.8	2.5	2.9
	技能工・生産工程作業	68.0	70.3	70.6
	単 純 労 働	3.4	3.1	3.7
	サ ー ビ ス	6.8	6.2	6.2
	(就 職 者 総 数)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
高 校 卒	事 務, 販 売	34.0	32.0	30.4
	農 林, 漁 業	6.8	6.8	7.1
	運 輸・通 信	5.6	4.9	5.0
	技能工・生産工程作業	41.5	44.9	46.0
	保 安, サ ー ビ ス	6.2	5.8	6.1
	(就 職 者 総 数)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

〔備考〕 1) 従事者数の多い職業を掲げた。
2) 文部省「卒業後の状況調査」による。

第22表 新規学卒就職者の離職率

（単位：％）

卒業時期別		1966年3月卒		1967年3月卒		1968年3月卒	
		中 学 卒	高 校 卒	中 学 卒	高 校 卒	中 学 卒	高 校 卒
1	年 後	23.4	25.7	22.0	25.4	19.4	22.5
2	年 後	17.5	18.8	16.2	15.6	—	—
3	年 後	12.6	11.5	—	—	—	—
計		53.5	56.0	38.2	41.0	19.4	22.5
企業規模別		中 学 卒			高 校 卒		
		1966.3卒 (3年後)	1967.3卒 (2年後)	1968.3卒 (1年後)	1966.3卒 (3年後)	1967.3卒 (2年後)	1968.3卒 (1年後)
4	人 以 下	70.2	59.2	33.9	68.1	57.3	36.4
	5～29人	59.0	44.9	24.9	61.7	50.7	30.5
	30～99人	59.9	45.6	24.9	55.0	43.6	24.9
	100～499人	55.4	40.2	21.0	52.6	40.5	22.5
	500～999人	45.6	30.9	15.0	46.8	35.4	19.6
	1,000人以上	39.8	24.7	11.5	36.2	27.8	15.0

〔備考〕 労働省労働市場センター調べ。

第23表 入職率・離職率の動き

(単位：%)

産 業 別 ・ 規 模 別			1966年	1967年	1968年	1969年
調 査 産 業 計	{	入 職 率	2.5	2.9	2.8	2.6
		離 職 率	2.4	2.6	2.5	2.4
建 設 業	{	入 職 率	5.3	6.4	5.7	5.0
		離 職 率	4.9	5.3	4.7	4.1
製 造 業	{	入 職 率	2.2	2.6	2.5	2.4
		離 職 率	2.2	2.4	2.3	2.3
卸 ・ 小 売 業	{	入 職 率	2.6	2.8	2.8	2.6
		離 職 率	2.4	2.5	2.5	2.4
運 輸 ・ 通 信 業	{	入 職 率	1.7	1.8	1.8	1.7
		離 職 率	1.5	1.7	1.7	1.7
製 造 業 規 模 別	{	500 人 以 上	18.5	25.1	24.7	24.5
		100～499人	28.2	32.6	33.1	32.0
		30～ 99人	33.5	39.1	34.5	32.1
		5～ 29人	34.8	32.0	30.8	30.2
	{	500 人 以 上	19.3	21.1	21.7	22.0
		100～499人	28.0	30.5	29.9	28.9
		30～ 99人	32.6	35.6	32.7	31.3
		5～ 29人	30.3	30.0	28.7	28.2

【備考】 1) 入職率(離職率)は $\frac{\text{月間増加(減少)労働者数}}{\text{前月末労働者数}} \times 100$ 。

2) 産業別の数字は従業員30人以上規模を対象とする1ヵ月平均、製造業規模別は年間累計の数字。

3) 労働省「毎月勤労統計調査」による。

就職者の職業構成

新規学卒者の職業構成を男子就職者

の場合についてみると(第21表)、中学卒就職者では技能工・生産工程への集中度が高く、この技能工・生産工程従事者の割合は最近いっそう高まっている(一九六九年には七一%)。最近ではこのほか、運輸・通信従事者や単純労働者の割合が高まり、事務・販売、サービス、および農林・漁業などの従事者の割合は低下ないし停滞の動きをみせている。こうして、中学卒就職者数の減少とともに、生産部門労働者としてのその使用度がいっそう高まっている。

高校卒就職者では技能工・生産工程作業と事務・販売とが従事者の多い職種であるが、最近の動きでは、事務・販売従事者の割合が低下して技能工・生産工程従事者の割合がひきつづき高まっている、一九六九年にはこれが四六%を占めている。最近、中学卒業者の採用難が激化するとともに、高校卒業者を生産部門のいわゆる現場労働者として採用する企業の動きが高まっているが、そのことが高校卒就職者の職業構成の動きに反映し

第24表 離職者・転職者の産業別・規模別・年齢別・職種別構成

(単位：%)

時 期 別		既 就 業 (転 職) 入 職 者		離 職 者	
		1968年1～6月 100.0	1969年1～6月 100.0	1968年1～6月 100.0	1969年1～6月 100.0
産 業 別	計				
	鉱 業	1.8	1.7	1.6	1.6
	製 造 業	56.7	55.3	54.6	53.6
	卸・小 売 業	22.2	22.9	24.6	25.4
	金融・保険・不動産業	2.0	2.4	4.9	4.7
	運 輸 ・ 通 信 業	13.0	12.7	10.1	10.0
	電気・ガス・水道業	0.1	0.1	0.2	0.3
企 業 規 模 別	サ ー ビ ス 業	4.0	4.9	4.1	4.5
	500 人 以 上	14.3	14.8	16.5	18.1
	499～100	23.3	24.4	26.4	26.7
	99～30	28.2	26.2	26.1	24.3
年 齢 別	29～5	34.3	34.7	31.4	30.9
	20 歳 未 満	17.7	16.6	17.2	15.5
	20～24歳	57.3	58.8	31.6	33.4
	25～29			15.9	16.7
	30～39			17.1	15.7
	40～49	25.0	24.6	9.4	9.6
職 種 別 (主 な も の)	50 歳 以 上			8.7	9.0
	事 務	13.6	15.0	17.0	17.5
	販 売	10.0	10.9	13.5	13.4
	運 輸 ・ 通 信	13.8	12.8	8.6	8.0
	技能工・生産工程従事	44.5	43.9	43.0	43.0
	単 純 労 働	9.2	7.8	9.1	8.7
	サ ー ビ ス 職 業	4.0	4.4	4.1	4.3

〔備考〕 1) 非農林水産業の従業員5人以上規模企業を調査対象とする。ただし建設業を除く。

2) 既就業（転職）入職者の年齢区分は、20歳未満、20～34歳、35歳以上。

3) 労働省「雇用動向調査」による。

第25表 離職者の勤務期間別構成

勤 務 期 間 別	計	6 ヲ 月 未 満	6 ヲ 月 ～ 1 年	1 ～ 2 年	2 ～ 5 年	5 ～ 10 年	10 年 以 上
1966年1～6月	100.0	21.9	15.3	18.5	26.0	11.6	6.7
1967年1～6月	100.0	20.1	13.2	16.0	26.2	14.9	9.3
1968年1～6月	100.0	23.6	15.6	16.5	25.7	12.3	6.2
1969年1～6月	100.0	22.5	15.3	17.4	25.3	13.0	6.5

〔備考〕 労働省「雇用動向調査」による。

ているのである。

なお、女子就職者の職業については、中卒者ではさきにみた男子の場合とほぼ同様に技能工・生産工程作業者の割合が最も高いほか、サービス業、販売および事務従事者の割合が男子にくらべて高くなっており、また高校卒女子就職者では、事務および販売従事者の割合が圧倒的に高く、その大部分を占めている。

新規学卒就職者の離職状況

新規学卒労働力にたいする企業の需要は最近ますます増大しているが、

他方、就職した新規学卒者のなかでは、その企業を短期間で離職し転職・企業移動をくりかえす者もまた多く発生している。新規学卒就職者の最近の離職状況を労働省労働市場センターの調査によってみると第22表のようになっている。

離職者では就職後一年間に離職する場合が最も多く、そうした短期離職者は毎年就職者全体の二〇％以上に及んでいる。そして二年後には四〇％前後、三年後には半数以上の者が離職している。

このうち高校卒の離職率が中学卒の場合よりやや高くなっているが、ただ最近では両者とも短期離職はやや落ち着く傾向をみせている。この離職率は産業や職種による差はあまりみられず、目だっているのは企業規模による差であり、小規模企業の入職者ほど離職率はやはりいちじるしく高くなっている。従業員一〇〇人未満の小・零細企業に就職した新規学卒者の場合は、一年間にその二五％から三六％以上が離職し、三年間の離職率は五五％から七〇％にも達している。こうした小規模企業にくらべると、大企業就職者の離職率はかなり低いが、しかし従業員一〇〇〇人以上の大企業への就職者でも、三年間にその三分の一以上が離職している。

なお、こうした離職者の離職理由では、次のような理由をあげる者が多くなっている——仕事が自分に適さない（これはとくに女子）、賃金が低い（とくに男子）、労働時間など労働条件が悪い（とくに女子）、技術や技能をもっと身につけたい（とくに男子）、上司や同僚とあわない（男女とも）、なんとなく勤めなどが嫌になった（男女とも）、など。

3 労働移動

入職・離職率の動き

一九六九年には入職率、離職率とも前年にひきつづいて低下し、労働移動はこのころ全体としてやや落ち着きをみせている（第23表）。

これは、各産業ともほぼ同様であり、産業のなかで労働移動率の目だって高い建設業でも、入職率・離職率とも最近低下する動きを示している。また、これを製造業について企業規模別にみると、やはり小規模企業におけるほど入職率、離職率ともに高く、労働移動が活発であるが、しかし小規模企業でも最近では両者とも低下して労働移動がやや落ち着きをみせており、これにたいして大企業で離職率が最近ひきつづいて高まっているのが目だっている。

第26表 転職者の企業規模移動

(単位：%)

時 期 別	計	上 向 移 動	水 平 移 動	下 向 移 動
1966年1～6月	100.0			
1967年1～6月	100.0	36.8	33.8	28.0
1968年1～6月	100.0	39.4	32.5	26.9
1969年1～6月	100.0	37.8	33.9	28.3

一九六九年一～六月	前職規模	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人	1～4人
	現職規模					
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	500人以上	26.8	15.7	12.4	11.4	10.9
	100～499人	29.6	33.9	23.9	19.3	20.4
	30～99人	21.1	27.2	33.7	24.8	21.7
	5～29人	22.5	23.1	30.1	47.8	47.0

〔備考〕 1) 前者も雇用労働者で企業移動を行った者を対象とする。

2) 規模区分は①500人以上、②100～499人、③30～99人、④5～29人の4区分で、上向、下向移動はその区分間をそれぞれ上下に移動したばあい。水平移動はそれぞれ同一区分内を移動したばあい。なお上向移動には1～4人規模からの移動が含まれている。

3) 労働省「雇用動向調査」による。

第27表 転職者の職業移動構成(男子、1969年1～6月)

(単位：%)

現 職 業	計	主 な 前 職 業
事 務	100.0	同職 52.6, 販売15.5, 技工13.7
販 売	100.0	同職 56.8, 技工15.3
運 輸・通 信	100.0	同職 64.2, 技工11.7
技能工, 生産工程従事	100.0	同職 65.2, 農林漁業9.5, 販売7.2
単 純 労 働	100.0	同職 30.8, 技工31.6, 農林漁業13.7
サ ー ビ ス 職 業	100.0	同職 60.9, 技工14.7

〔備考〕 1) 転職入職者の多い職業を掲げた。

2) 労働省「雇用動向調査」による。

離職者の年齢別・勤務期間別構成

労働省「雇用動向調査」によると、離職者は二〇代前半層(二〇～二四歳)

が全体の三分の一を占めて最も多く、これに一〇代層離職者を加えると約半数に及んでいる(第24表)。離職者はこのように若年層が多いが、最近では、一〇代層離職者の割合が低下し、二〇代層とそれに四〇歳以上の中高年齢層の離職者の割合が高くなっている。

また、これらの離職者の前職での勤務期間をみると(第25表)、六ヵ月未満の短期勤務者と二～五年勤務者との割合の高いのが目だっているが、最近では一年未満の短期勤務者の割合がやや低下し、一～二年層および五年以上の比較的長期勤務層の割合が高まっている。

これらの動きは、若年層で六ヵ月未満といったごく短期勤務での離職がやや落着きをみせていること、他方では、中高年齢層でも、臨時・日雇労働者をはじめとして短期勤務での離職が高まっていること、さらに一般にかなり定着であった労働者の離職もやや高まっていること、などの傾向を示すものとみられる。

離職者と転職者の産業別・規模別・職種別構成

離職者の半数以上が製造業から生み出されているが、

第28表 転職者の転職理由（男子）

（単位：％）

理 由 別	1965年	1968年	1969年
総 数	100.0	100.0	100.0
人員整理，会社解散のため	15.6	9.0	6.9
一時的，不安定な仕事だったから	11.9	9.7	8.3
収入が少なかったから	11.9	17.4	14.5
適していない仕事だったから	—	—	15.2
他に条件のよい仕事があったから	16.5	17.4	11.7
病気，老齢，定年のため	7.3	8.3	6.2
その他，個人的事情などのため	35.8	38.2	36.6

〔備考〕 1) 各年とも10月調査。

2) 1965, 68年調査と1969年調査とでは，理由項目がやや違っている。

3) 総理府統計局「労働力調査特別調査」による。

最近では、この製造業からの離職者の離職者全体に占める比重がやや低下し、卸・小売業やサービス業などからの離職者の割合が高まっている（第24表）。他方、こうした転職者（既就業者）の過半数がやはり製造業に入職しているが、最近ではさきの離職者の場合と同様に、入職者全体に占める製造業入職者の比重がやや低下し、卸・小売業やサービス業

第29表 転職者の賃金変動状況

（単位：％）

賃 金 増 減 別		計		低くなった者	あまり変わった者 な かつ た 者	高くなった者
総数(男女計)	1965年1～6月	100.0		23.8	41.2	35.1
	1966年1～6月	100.0		22.3	41.7	36.0
	1967年1～6月	100.0		21.4	39.0	39.6
	1968年1～6月	100.0		20.1	38.0	41.9
	1969年1～6月	100.0		19.8	37.0	43.2
うち男子・		1968年1～6月			1969年1～6月	
年 齢 別	低 下	不 変	上 昇	低 下	不 変	上 昇
20 歳 未 満	14.8	28.0	57.2	15.3	30.2	54.5
20 ～ 34歳	19.7	36.3	44.0	20.4	34.3	45.3
35 ～ 49歳	23.9	37.6	38.5	22.7	38.0	39.3
50 歳 以 上	40.5	35.8	23.7	44.9	35.2	19.9
計	21.4	35.2	43.4	22.0	34.5	43.5

〔備考〕 1) 高く（低く）なった者とは，現職時の賃金（定期給与）が前企業離職時の賃金に比べて10％以上高く（低く）なった者。あまり変わらなかつた者とは，その増減が10％未満だった者。

2) 労働省「雇用動向調査」による。

第30表 就職者の地域移動

(単位：%)

時 期 別			1967年 1～6月	1968年 1～6月	1969年 1～6月
入職者構成	計 南東京	関 阪	100.0	100.0	100.0
			25.5	27.9	29.0
			13.6	12.5	13.2
			19.0	19.5	18.8
流入率	南東京	関 阪	25.7	25.6	26.8
			22.2	24.3	25.8
			28.3	29.6	27.5
			25.8	27.2	26.8
流出率	東近山 四南	北畿 陰国 州	38.4	36.9	35.9
				37.4	36.8
			50.9	38.3	43.7
			36.6	33.8	32.2
			49.3	58.1	55.7

- 〔備考〕 1) 地域は、入職者数のとくに多い地域、流入・流出率の高い地域を掲げた。
 2) 流入率は、当該地域の就職者全体に占める他地域からの就職者の比率。流出率は、当該地域出身就職者全体に占める他地域への就職者の比率。
 3) 労働省「雇用動向調査」による。

なお、企業移動を行なった労働者についてその企業規模移動をみると(第26表)、大企業離職者はその大多数がより小規模の企業へ流入し、中小企業離職者では上下に分化してゆき、また零細企業労働者の場合には、その半数が同じ零細企業領域を移動する反面、半数はより上位規模企業へ流入している。

こうして、企業規模移動はかなり錯綜しているが、全体としてみると、最近ではより上位規模企業への移動の割合が低下し、下位規模企業へ移動する者、および同規模企業間を移動する者の割合が高まっている。

第31表 県外就職の動き

(単位：%)

年 別	一 般		学 卒	
	常 用	臨時・季節	中 卒	高 卒
1960年	4.4	33.8	36.6	26.1
1961年	6.1	39.4	38.0	27.7
1962年	5.9	21.7	39.0	29.1
1963年	9.1	20.8	37.3	27.5
1964年	10.2	21.6	38.5	27.4
1965年	6.3	21.2	37.7	29.8
1966年	6.1	22.0	35.7	27.8
1967年	7.5	24.1	34.4	27.8
1968年	6.8	24.8	34.6	28.5

- 〔備考〕 1) 職安を通じた県外就職者を対象とする。
 2) 県外就職率 = $\frac{\text{他県への就職件数}}{\text{就職全数}} \times 100$ 。
 3) 労働省職業安定局「労働力の地域間移動状況調査」による。

次にこれを職種別にみると(前掲第24表)、離職者の半数近くが技能工・生産工程従事者で最も多く、転職入職者の職業でも同様に技能工が半数近くを占めている。しかし最近、離職者では、この技能工の比重がやや低下して事務従事者やサービス業従事者の割合が高まり、また転職者の入職でも、ほぼ同様に事務・販売およびサービス業の割合が高まる動きがみられる。

なお、男子転職者について職業移動の最近の状況をみると(第27表)、どの職種の入職者においても前職としてそれぞれ同様な関連職業に従事していた者の割合が一般に高くなっている。技能工、運

第32表 職安の職業紹介状況（新規学卒を除く一般職業紹介）

年 別	月間有効求職者数(A)	月間有効求人数(B)	求職倍率 (A/B)	就職件数(年計)			就 職 率
				計	うち 常用	就 職	
1965年	万人 125	万人 79	倍 1.6	万件 117	万件 119		% 11.8
1966年	121	89	1.4	179	118		12.3
1967年	116	116	1.0	181	118		13.0
1968年	112	115	0.9	184	119		13.7
1969年	108	140	0.8	187	120		14.4

〔備考〕 1) (A)および(B)は1ヵ月平均。
2) 就職率は就職件数(1ヵ月平均)÷月間有効求職者数。
3) 労働省職業安定局調査による。

第33表 年齢別一般職業紹介状況（常用男子）

年 齢 別		19歳以下	20～25歳	26～30歳	31～35歳	36～40歳	41～50歳	51～55歳	56歳以上	計
求 職 倍 率 _(倍)	1965年	0.7	1.3	1.4	1.5	1.6	1.8	7.6	24.5	1.5
	1968年	0.3	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	1.8	6.9	0.6
	1969年	0.2	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	1.4	6.0	0.4
就 職 率 _%	1965年	18.2	13.7	10.8	9.4	9.4	7.8	4.8	3.0	10.3
	1968年	21.0	17.9	15.7	12.4	12.9	12.4	7.6	4.9	13.7
	1969年	21.8	19.7	15.6	14.4	13.7	12.4	8.6	5.4	14.1

〔備考〕 1) 調査時期は各年10月。
2) 労働省職業安定局調べ。

輸・通信、サービス、販売、事務などへの入職者は、前職もそれぞれ同様な職業だった者の割合が過半数を占めているが、こうした同職維持の傾向は、とくに技能工や運輸・通信の職種において高く、同職移動者の割合は六五%前後に達している。

他方、単純労働などについては、同職移動の割合は三〇%程度とかなり低下し、技能工だった者をはじめとして農林業や販売などに従事していた、総じて異種職業からの転職者の割合が三分の二を占めている。

転職労働者の転職理由
を「労働力調査」の特別調査によってみると第28表のようである。

転職理由のまとめ方が年によってやや違っているの
で、だいたいの傾向をみるにとどまるが、最近の転職理由では、「人員整理、会社解散」などによって転職を余儀なくされた場合の割合が低下し、また不安定就業を理由とするものもやや低下し、これらの理由に代わって、収入その他の労働条件にたいする不満や仕事に自分に適していないことなどを理由とする転職者の割合が高まっており、こうした理由からより好条件での仕事や雇用先を求めている転職が最近増加していることを示している。

転職に伴う賃金変動
転職による賃金の変動をみると、全体としては、転職によって賃金（定期給与）の減少をみた者（前企業

第34表 失業保険受給状況

年 別		一 般 失 業 保 險 (1ヵ月平均)							日雇失業保 険・受給者 実人員(1 ヵ月平均, 千人)	
		離職票提出 件数 (千件)	初回受給者数 (千人)			受給者実人員 (千人)				受給率 (%)
			計	男	女	計	男	女		
1967年		149	130	74	56	556	301	255	2.8	202
1968年		144	127	71	56	531	283	248	2.6	198
1969年		141	125	70	55	512	276	236		188
対 前 年 増 減 (△)	1965年	7	3	4	△ 1	△ 33	△ 1	△ 33	—	△ 13
	1966年	△ 3	△ 4	△ 3	△ 2	△ 9	3	△ 11	—	△ 4
	1967年	△ 6	△ 4	△ 3	0	△ 27	△ 19	△ 9	—	△ 5
	1968年	△ 5	△ 3	△ 3	0	△ 25	△ 18	△ 7	—	△ 4
	1969年	△ 3	△ 2	△ 1	△ 1	△ 19	△ 7	△ 12	—	△ 10

〔備考〕 1) 離職票提出件数とは、離職した被保険者が職安の窓口に離職票を提出した件数。この場合、失業保険受給資格の有無にはかわらない。

2) 初回受給者数とは、同一の失業保険金受給期間内において、第1回目の支給を受けた者の数。

3) 受給率は、受給者実人員÷被保険者数。

4) 労働省職業安定局調べ。

第35表 完全失業者の動き

(単位：万人)

年 別 (年平均)	総 数	男	女	完全失業 率 (%)
1960年	75	44	31	1.7
1965年	57	32	25	1.2
1966年	65	37	28	1.3
1967年	63	35	28	1.3
1968年	59	37	23	1.2
1969年	57	36	22	1.1

〔備考〕 1) 完全失業率は、労働力人口中に占める完全失業者の割合。

2) 総理府統計局「労働力調査」による。

離職時とくらべて一〇%以上減少した者の割合が近年低下をつづけ、賃金が増加(一〇%以上)した者の割合がひきつづき高まっている(第29表)。

これを男子転職者についてみると、賃金上昇者の割合がやはり最近高まっており、一九六九年(一―六月)の転職者では、賃金上昇者の割合が全体の四四%に及んでいるが、しかも他方では賃金の減少した者の割合も最近やや高まり、転職者の賃金増加者と減少者との分極化傾向がうかがわれる。

また、これを年齢別にみると、これまで賃金増加者の割合がきわめて高かった若年層転職者(二〇代層)において、賃金上昇者の割合が低下する一方、賃金減少者の割合がやや高まり、二〇代層および三〇代前半層の転職者では、上昇者の割合が高まる反面で減少者の割合もまた高まっている。そして、これまで賃金減少者の割合が目だって高かった高年齢層転職者(五〇歳以上)ではその減少者の割合がいったん高まり、また少数ながら高まりをみせていた。

第36表 企業の職種別労働力過不足状況

(単位：%)

職 種 別		過 剩		適 当		不 足	
		1968年	1969年	1968年	1969年	1968年	1969年
製 造 業	事務・管理	15	11	68	71	16	19
	技術・研究	3	2	57	48	40	49
	販 売	2	1	70	64	28	35
	技 能 工	1	1	36	29	62	70
	一般労働者	4	2	34	27	62	70
卸・小 売 業	事務・管理	9	4	67	58	24	38
	技術・研究	3	0	58	57	39	43
	販 売	5	2	37	28	58	70
	技 能 工	2	0	62	51	35	49
	一般労働者	6	1	53	46	42	53

〔備考〕 労働省「労働経済動向調査」による。各年ともそれぞれ8月の調査。

賃金増加者の割合がふたたび低下している。

こうした転職者の賃金変動は、これまで好転をつづけた中途採用の条件に部分的に頭うちが出はじめていることを、うかがわせる。

労働者の地域移動

就職者の就職地域構成をみると、南関東、京阪神および東海の各地域の割合が目だって高く、これら三地域（三大受入れ地域）への就職者の割合は、一九六九年（一～六月）就職者の場合、全体の六一%を占めている（第30表）。

なかでも南関東地域への集中度が最近ひきつづき高まっており、一九六九年（一～六月）就職者では、南関東への就職者の割合が全体の三〇%近くに及んでいる。しかし最近では同時に、東海地域の割合も高まってはいるがやや停滞的であり、京阪神地域への就職者の割合はやや低下し、他方では東北や北陸地域の割合がやや高まるなどの動きがみられ、南関東への集中の動きと同時に、それを除いた既存の大都市工業地帯への就職者の集中の高まりが一段落し、全国的に分散化の動きの生じているのうかがわれる。他地域からの就職者の流入率の面からみても、南関東および東海への流入率が最近高まり、京阪神や近畿ではそれが低下している。

他方、流出率では南九州、山陰、近畿、東北、四国などにおいて目だって高く、これらが主要な労働力流出地域となっているが、しかし最近では山陰を除いてこれらの地域の流出率がやや低下して定着的となり、他方では北九州、山陽、北関東などで流出率が高まるなど、多様性を帯びるようになっていく。

次に、労働者の県外就職の動きをみると第31表のようである。これは、公共職業安定所を通じたそれぞれの県外就職者を対象としたものであるが、一九六八年には、新規学卒就職者および臨時的・季

第37表 製造業の企業規模別労働力過不足状況（1969年）

規 模 別 職 種 別	1,000人以上			100～299人		
	過 剩	適 当	不 足	過 剩	適 当	不 足
事 務 ・ 管 理	15	73	12	6	66	29
技 術 ・ 研 究	4	61	35	0	34	66
販 売	2	69	29	2	57	41
技 能 工	3	38	60	0	22	78
一 般 労 務 者	5	35	61	0	21	79

【備考】 労働省「労働経済動向調査」—1969年8月調査による。調査は各企業規模ごとになされているが、ここでは1,000人以上と100～299人規模のみを掲げた。

節的雇用の県外就職率が前年より高まり、一般常用労働者の場合はそれが低下している。県外就職率が最も高いのは中卒就職者で、毎年三五％前後に及んでいるが、その県外就職率は一九六一～六二年ごろ四〇％近くに高まったのちに低下し、県外就職の動きはやや落ち着きを示している。これにたいして高卒者の県外就職は、最近高まる傾向にある。臨時的・季節的雇用の一九六八年の県外就職率は二五％で、四〇％近くに達した六一年当時の高さにくらべると最近では大幅に低下しているが、しかし実数（就職件数）では毎年増加をつづけている（一九六八年には一六万件）。この臨時・季節労働者の雇用先産業で

は、建設業が最も多くてそれは年々増加し、六八年には建設業入職の割合が全体の三六％に及んでいる。

職安の職業紹介状況

公共職業安定所の職業紹介状況によって再就職の動きをみると（第32表）、職安への求職者数は、就職機会の増加を反映して最近ひきつづき減少しており、企業の求人数は反対にかなり大幅な増加をみせている。

企業の中途採用には、縁故への依存がやはり依然として大きい。最近それだけでは充足不足がカバーできなくなったため、広告募集などを含めて募集方法は多様化しており、こうしたなかで職安への求人が増加するようになった。一九六八年には求人数が求職者数をはじめて上回り、求人超過となるにいたった。またこれに際して、就職件数も増加をつづけており、就職率も高まっている。

男子労働者について年齢別にみても（第33表）、若年層も中高年齢層も求職倍率が低下し就職率は高まっている。五一歳以上の高年齢層ではやはり求職超過となっているが、最近その求職倍率が大幅に低下し、就職率も高まっている。

こうして、全般的に求職条件が改善をみているが、ただしその就職率は一九六九年で一四％（男子、常用）にとどまり、最近の職安求人増大ぶりにくらべて就職率はあまり高まっていはいない。これはやはり、実際の就職においては、縁故を中心に職安以外のルートで就職（転職、企業移動）をしていく者の多いことを示している。

失業保険受給者の減少

一般失業保険受給者数は一九六四年の六二万五〇〇〇人（一ヵ月平均）を最高に以後減少をつづけ、六九年には前年より一万九〇〇〇人減少して五二万二〇〇〇人（一ヵ月平均）となっている。また、六九年にはと

第38表 技能工の不足状況

1) 技能工不足の動き		
調査時期	不足数	不足率
1965年2月	180万人	21.7%
1966年2月	129	16.6
1967年6月	157	18.0
1968年6月	184	19.5
1969年6月	182	19.3

2) 不足数のとくに多い職種			
(単位：1,000人)			
1968年6月		1969年6月	
自動車運転手	154	自動車運転手	150
機械工	152	機械工	149
ミシン縫製工	76	ミシン縫製工	102
電工	70	溶接工	67
溶接工	66	電工	64

3) 不足率のとくに高い職種			
(単位：%)			
1968年6月		1969年6月	
タイル張工	59.1	構造物鉄工	42.0
構造物鉄工	54.3	洋服工	38.3
ブロック建築工	54.2	ミシン縫製工	38.3
左官	44.9	製罐工	37.7
木型工	43.6	金属プレス工	34.5

〔備考〕 労働省職業訓練局「技能労働力需給状況調査」による。

くに女子受給者の減少が目だっている(第34表)。

離職票提出件数や初回受給者数もここ数年減少をつづけており、他方、日雇失業保険受給者も同様に減少をみせている。しかし他方では、さきにみたように、労働者の離職・企業移動は最近やや落着く動きをみせているとはいえ依然として活発であり、また企業倒産も一九六八年を頂点として六九年には減少してはいるが、それ以前の状況にくらべれば企業倒産は相変わらず大量に発生しており、これによって離職・失業を余儀なくされる労働者も多いとみられる。(東京商工興信所の調査によれば、負債金額一〇〇〇万円以上の倒産件数は一九

付資格の厳しい査定、一般失業保険受給者や失対労働者の就職促進の政策が、失業保険受給者の減少をいっそう促進しているといえよう(なおこうした失業保険政策については本『年鑑』Ⅲ―Ⅲを参照)。

「完全失業者」の減少

労働力調査による「完全失業者」数は一九六七年以降減少をつづけ、六九年には五七万人となっている(第35表)。前年より二万人の減少である。男子も女子も前年よりやや減少し、労働人口中に占める完全失業者の割合を示す完全失業率も六九年には一・一%となり、ここ数年低下をみせている。ただしこの「完全失業者」というのは、「調査期間中

六五年Ⅱ六一四一件、六七年Ⅱ八二六九件、六八年Ⅱ一万〇七七六件、六九年Ⅱ八五二三件となっている。これにたいして、前記のような失業保険受給の諸指標の減少は、やはり近年企業の労働力需要がひきつづき大きく、中途採用や臨時あるいはパート・タイム雇用などの雇用機会が多いため、離職者、失業者の発生は多いにもかかわらず、職安に失業保険受給を申請することなく再就職していく場合が多くなっているという事情を反映しているものとみられる。これに加えてさらに、政府による失業保険給

に実際に収入を伴う仕事に一時間以上従事した者」を「就業者」とし、これ以外の者で「就業が可能でこれを希望しかつ求職活動をした者」をさしており、まさに「完全」な失業者に限定されている。こうした完全失業者数の動きも、失業発生の動きを反映する一つの指標であるといえるが、このほかさまざまな不安定就業のかたちで存在している「失業」の実態を表わす数字としては、きわめて大きな制約をもっている。たとえば、さきにみた失業保険受給者（受給資格のある離職者で、労働の意思と能力をもちながらなおかつ就職ができないでいる者であつて、この査定はきびしい）の七〇万人（日雇失業保険受給者を含む）とくらべてみても、かなり低い数となっている。

4 最近の労働力不足と企業の雇用対策

労働力不足の激化 企業の労働力不足は最近ますます強まっている。労働省「労働経済動向調査」によると、製造業でも商業でも各職種にわたって労働力不足を訴える企業の割合が最近高まっている（第36表）。

企業がとくに不足を訴えている職種は、製造業では技能工および一般労務者、商業では販売員および一般労務者などであるが、これまで充足度が高かった技術・研究員の不足を訴える企業の割合が最

近いちじるしく高まり、さらに、過剰だとする企業も従来かなりあった事務・管理要員についても最近では不足の声が高まっている。こうした労働力不足は、小規模企業ほどやはり強くなっている（第37表）。大企業では事務・管理要員をはじめ技術・研究員、販売員などの充足度はまだかなり高いが、中小企業では、技能工と一般労務者の不足がきわめて強いほか、最近ではとくに技術・研究員不足を訴える企業の割合がいちじるしく高まっている。

このように労働力不足が最近強まった理由を同調査によってみると、大企業では「増産などのため中途採用の必要数が増加したため」という理由をあげる企業の割合が最も高いが、中小企業では、新規学卒者の充足率の低下をあげるものが最も多い。中小企業ではまた、前記の大企業の場合と同じく、増産などのための積極的な要員増加の必要によるものがこれについて多くなっているほか、「離職者の増加で中途採用の必要数が増加したため」という、離職者の増加による減員補充の理由をあげる企業の割合の高いのが目だっている。

なお、右のような労働力不足に関連して、技能工の不足状況を労働省職業訓練局「技能労働力需給状況」によってみると第38表のようである。

一九六九年調査における技能工の不足数は一八二万人、不足率は一九・三%となっており、不足数、不足率とも前年よりやや減少しているが、これは建設業で不足がやや緩和したことによるもので、建設業以外の産業では、製造業をはじめとしてとくにその小規模企業において技能工不足はいっそう強まっている。不足数のとくに多い職種は、前年と同じく自動車運転手、機械工、ミシン縫製工など

第39表 製造業の中途採用者確保の対策

(単位：%)

対 策 内 容	過去1年間 実 施	今後1年間 実 施 予 定
募集活動の強化	42	48
募集地域の拡大	7	11
採用基準の緩和	6	4
労働力の切替（男子から女子へ，常 用から臨時・パートタイム労働者へ， など）	11	9
中途採用賃金の改善	16	9
賃金以外の労働条件の改善	2	5

【備考】 労働省「労働経済動向調査」—1969年8月調査による。なおこれは，上記の各対策を第1位にあげた企業のそれぞれの割合を示すものであるが，ただしこの数字は，これらの対策をとくに講じていないと答えた企業をも含む調査全企業に対する比率なので，計数は100を下回る。

第40表 今後の新規学卒以外の労働力雇用と労働力節約対策

(単位：%)

対 策 内 容		製造業	非製造業
新規学卒以外の労働力雇用	採 用 す る	87.1	75.6
	採 用 し な い	6.3	16.3
	不 明	6.6	8.1
	計	100.0	100.0
	「採用する」の内訳		
労働力節約対策	中高年層	36.4	38.5
	パートタイマー，アルバイト	52.8	32.3
	若年層の中途採用	80.8	79.2
	季節労働者	11.6	3.9
	心身障害者	7.6	0
	その他	5.2	5.4
	下請・外注の活用	50.7	21.6
	非効率部門の縮小，廃止	24.7	27.8
	間接部門から直接部門への転出	24.3	31.5
	生産設備の機械化，合理化	83.2	31.5
	作業方法，販売方法の改善	45.2	58.6
	交替制の導入	9.6	4.9
	残業を多くする	61.6	1.2
	その他	1.0	7.4

【備考】 1) 「非製造業」とは，商業，運輸・通信，建設，金融・保険などの諸産業を一括したもの。

2) 対策内容は，一企業で複数の対策をあげているものがあるので，計数は100を上回る。

3) 東京商工会議所「労働力確保対策に関する実態調査」—1968年7月末調査による。

であり，また不足率のとくに高い職種は構造物鉄工，洋服工，ミシン縫製工，製罐工，金属プレス工，などとなっている。

企業の雇用対策

労働力不足が激化するにつれて，企業の対策も積極的となり，また多様化してきている。前項

でみたように，新規学卒者による充足が困難化しているため，企業では増員の必要や離職による減員補充を主として中途採用によってみたそうとしているが，そうした中途採用者確保のための企業の対策を，まず労働省「労働経済動向調査」によって製造業の場合をみると第39表のようである。

対策として最も重点がおかれているのは「募集活動の強化」であり，これは今後もいっそう推進されようとしている。また，これにともなって募集地域もいっそう拡大されようとしている。他方，「中途採用賃金の改善」や「労働力の切替」，「採用基準の緩和」などについては，これらの方法が当面企業の限界に達したためか，今後これらを対策の最重点にしていこうとする企業の割合はやや低下しており，これにたいして「賃金以外の労働条件の改善」に今後の重点をおこうとする企業が増加している。

また，中途採用確保の対策として「募集活動の強化」を最重点に

第41表 製造業中小企業の労働力不足対策

(単位：%)

対 策 内 容	1968年	1969年
機械化による労働力の節約	59.1	68.7
共同化・協業化の推進	11.7	12.5
中高年齢者・心身障害者の採用	20.2	29.2
パート・タイマー、アルバイトの活用	21.6	27.8
配置転換、職業訓練の採用	4.5	7.1
下請、外注の活用	31.2	45.6
作業方法、販売方法の改善・工夫	27.5	33.2
女子による代替	11.6	17.3
少数精鋭主義の採用	26.5	31.4
定年延長	4.5	8.8
工場疎開	1.4	2.5
家族労働の採用	7.2	21.7
とくに講じていない		6.6

- 〔備考〕 1) 従業員300人以下の中小・零細企業を対象とする。調査時期は、それぞれ6月。
 2) 比率は調査企業計を100としたものであるが、一企業で複数の対策をあげているものがあるので、計数は100を上回る。
 3) 全国中小企業団体中央会「中小企業労働事情実態調査」—昭和43年、44年による。

おくのは大規模企業ほど多く、「募集地域の拡大」をも含めて、大企業ではこの募集強化が対策の大部分を占めている。これにたいして中小企業では、同様に募集強化に重点がおかれるとともに、賃金をはじめ労働条件の改善、あるいは採用基準の緩和を対策の最重点にあげる企業の割合が大企業の場合にくらべて高く、これは小規模企業におけるほど目だっている。

次にこうした中途採用について、企業が今後採用を進めようとしている労働力の内容を、東京商工会議所の調査によってみると第40表のようになっている。新規学卒者以外で企業が今後とも採用の中

心においているのはやはり若年層労働力であり、パート・タイマーやアルバイトの臨時的雇用、中高年齢層の雇用がこれについている。ただし、若年層の中途採用を望む企業が最も多いことは、大企業も中小企業も同じであって、中高年齢層の雇用を望むものは小規模企業にほとんどしぼられており、またパート・タイマーやアルバイトの雇用は大企業におけるほどそれを希望する企業の割合が高くなっている。

なお、労働力不足に対応する労働力節約のための今後の対策としては、「生産設備の機械化・合理化」（とくに製造業）、「残業を多くする」（製造業）、「下請・外注の活用」（とくに製造業）、「作業方法、販売方法の改善」（とくに製造業以外の諸産業）、などが主要な手段としてあげられている。

また、労働力不足のとくにいちじるしい中小企業の労働力不足対策を、全国中小企業団体中央会の調査によってみると第41表のようになっている。

これは、製造業の中小企業の場合であるが、対策内容では「機械化による労働力の節約」を筆頭に、「下請・外注の活用」、「作業方法、販売方法の改善・工夫」、「少数精鋭主義の採用」、「中高年齢者の採用」、「パート・タイマー、アルバイトの活用」、などさまざまな措置が実施されており、これらの対策は最近いっそう推進されている。

【参考資料】（一九六九年一月以降公表のもの）

○総合的な分析

(1) 労働省「労働白書」（昭和四五年版）、(2) 総評調査部『年報 日本の政治・経済・労働分析』（一九七〇年版）

○就業、雇用の動き

(1)総理府統計局「労働力調査報告」(昭和四四年版、四四年二月・一〇月の特別調査報告)、(2)労働省「毎月勤労統計調査報告」(雇用指数、労働移動率)、(3)労働省「労働経済動向調査報告」(昭和四四年二月、八月)、(4)労働省「雇用動向調査報告」(昭和四三年、昭和四四年上期)

○新規学卒者の就職

(1)文部省「卒業後の状況調査」(「学校基本調査」昭和四四年度)、(2)労働省職業安定局「昭和四四年三月新規中・高卒者の職業紹介状況調査」、(3)同「新規学校卒業就職者の離職状況」、(4)同「中卒就職者の職業生活への適応要因調査」、(5)東京都労働局「昭和四四年三月新規学校卒業者の職業紹介状況」

○労働移動、職業紹介(前掲のものを除く)

(1)労働省職業安定局「職業安定業務月報」、(2)同「労働市場年報」(昭和四三年)、(3)同「労働力の地域間移動状況調査結果表」(昭和四三年)、(4)同「失業保険事業月報」、(5)同「失業保険事業年報」(昭和四三年度) ○労働力不足などの雇用問題(前掲のものを除く)

(1)労働省「雇用管理に関する調査報告」(昭和四三年)、(2)労働省職業訓練局「技能労働力需給状況調査」(一九六九年六月調査)、(3)全国中小企業団体中央会「人手不足に適應する中小企業」(昭和四四年版中小企業労働事情実態調査結果)、(4)東京商工会議所「労働力確保対策に関する実態調査」、(5)東京都労働局「小規模企業における労働実態」(昭和四三年)、(6)労働省婦人少年局「中高年齢婦人の就業分野に関する調査報告書」(一九六九年二月)、(7)同「パートタイム雇用の現状と課題」(一九六九年二月)、(8)日本生産性本部「労働力不足——各社の対策をめぐって」(昭和四四年七月)、(9)福祉センター・弘済会館「大都市高齢者の就労」(昭和四四年七月)、(10)神奈川県労働部「神奈川県下企業の定年制」(昭和四四年三月)、(11)労働省「労働生産性統計調査報告」(昭和四三年)、(12)中小企業庁「中小企業白書」(昭和四四年版)、(13)労働省労働統計調査部「労働力不足下における高度経済成長」(「労働統計調査月報」一九七

〇年一月号)、(14)同「最近の求人等の状況について」(同、一九七〇年六月号)

III 賃金と労働時間

概要□賃金——賃金水準と分配率・名目賃金
の上昇／春季賃上げ額と率／実質賃金／分配
率の動向／企業間賃金構造・産業別賃金格差
／規模別賃金格差／地域別賃金格差／企業内
賃金構造・労働者種類別賃金格差／男女別賃
金格差／年齢別賃金格差／賃金支払形態・給
与構成比率／規模別賃金支払形態／定期給与
と臨時給与および賃金不払の状況・定期給与
と臨時給与／賃金不払の状況／労働時間
労働時間の動向／交替制の実情

概

要

一、一九六九年の賃金は、前年にひきつづく好景気を反映し、調査産業計の現金給与総額の上昇率は一六・一％で、六〇年代の最高を記録した。わが国の名目賃金は、一九六一年以降九年連続して一〇％以上の上昇をつづけたことになるが、この数年においては名目賃金の加速的上昇が目だっている。その基本的原因は、いうまでもなく経済の高度成長による労働力需要の増大と、出生率の低下にもとづく生産年齢人口の増加率の減少を背景とした、労働力供給の減退によるものといつてよい。しかし、六九年の消費者物価指数の上昇率は総合で五・五％であり、これによって名目賃金の大幅な上昇もかなり相殺された。一方では、労働者の生活構造の高度化もすすんできたから、賃金の上昇にもかかわらず生活が楽になったという実感は少ない。

一、六九年においては前年にひきつづいて労働装備率は高まり、また売上げ高も順調にのびたので、労働生産性の上昇はいちじるしかった。その結果賃金の大幅な上昇も、生産性の増大によって十分吸収され、分配率は依然として低位にとどまっている。したがって、資本の利益率はむしろ増加をみている。

一、大幅な名目賃金上昇の一つの原因である労働組合の春季賃上

げ率は、一五・八％であり、前年をさらに上回っている。しかしとくに好景気の産業とそうでない産業との賃上げ率の格差はひらいて

いる。

一、産業別、規模別、地域別の賃金格差は、前年にひきつづいてやや縮小し、平準化傾向の進展がみられる。とくに産業別賃金格差において、製造業の賃金の上昇がめだっている。

一、労働者種類別、男女別、年齢別賃金格差はいずれも若干縮小しているが、とくに技能労働者の不足を反映して、ホワイト・カラーとブルー・カラーの賃金格差の縮小が顕著である。

一、産業別の給与構成比率の年次別推移をみると、年齢・勤続・学歴・能力・勤務成績を総合判断して決定する戦前型の総合決定給の比率がしだいに減少し、職務・職能・職種給など仕事の要素によって決定される基本給の比率は、前年より若干増加している。労働力不足の進展にともなって、いわゆる賃金の近代化がすすみつつあることを物語っている。

一、六九年は好景気を反映して、夏季および年末の臨時給与の支給が前年よりもさらに増加したが、しかし賃金不払金額は増加し、前年よりも規模の大きな企業が賃金不払におちいつていることを示している。

一、平均総実働労働時間は、前年より一・四％のかなり大幅な減少となった。労働力不足に対処して労働力を確保するために、労働時間の短縮を行なう企業が増加しているといつてよい。

一、労働時間の短縮は、産業別にみると製造業においてとくにめだっているが、その他の産業においても一様に短縮が行なわれている。規模別にみると、大企業にくらべて中小企業の労働時間は長

く、前年にみられたような労働時間の規模別格差の縮小は、それほど顕著にみられない。

1 賃 金

1 賃金水準と分配率

名目賃金の上昇

一九六九年の名目賃金の平均は、労働省「毎月勤労統計調査」(規模三〇人以上)の調査産業計の現金給与総額によってみると、六万四三三三円であり、前年にたいする上昇率は一六・一％である。この上昇率は一九六〇年代の最高であるが、とくに六五年以降は毎年上昇率が高まっており、いわゆる賃金上昇の加速化が顕著にあらわれている。その原因は、「高度経済成長」にもとづく労働力需要の増大(いわゆる省力投資によってそれが抑制されながら)と、生産年齢人口(一五歳以上人口)の供給低下によって、労働力需給がしだいに逼迫の度を加えていることにあるといつてよい。とくに、深刻な影響をもたらしているのは、生産年齢人口増加率のいちじるしい低下であり、それは一九六五～六八年の年増加率一・八％から、六八～七五年の一・一％に急激な減少を

第42表 初任給上昇率（製造業，通勤）

（単位：％）

規 模	年	男 子		女 子	
		高 校 卒	中 学 卒	高 校 卒	中 学 卒
計	1965/1964	15.4	15.4	16.7	20.3
	1966/1965	6.8	6.9	5.4	5.4
	1967/1966	10.0	10.0	10.9	6.9
	1968/1967	15.8	15.0	14.4	17.3
	1969/1968	16.3	17.9	17.4	16.5
五〇〇人以上	1965/1964	16.2	14.8	14.6	21.6
	1966/1965	8.6	5.7	6.5	5.5
	1967/1966	11.8	12.6	11.6	9.9
	1968/1967	14.8	14.9	15.2	13.3
	1969/1968	16.3	18.7	17.3	16.7
一〇〇～四九九人	1965/1964	15.9	16.0	16.7	18.8
	1966/1965	7.3	6.4	7.5	6.0
	1967/1966	8.6	9.4	8.5	10.0
	1968/1967	14.3	15.9	14.3	14.0
	1969/1968	16.5	17.4	16.6	16.4
一五～九九人	1965/1964	18.1	15.1	20.2	17.8
	1966/1965	5.1	7.3	6.7	5.1
	1967/1966	7.4	8.9	7.4	12.0
	1968/1967	13.7	14.1	12.6	12.4
	1969/1968	16.7	19.8	18.5	17.5

【備考】 1) 労働省職業安定局「新規学卒初任給調査」昭和38年，40～44年，「雇用動向調査」39年による。
 2) 対前年比は調査内容の変更にもなうギャップを修正してある。

第43表 1969年初任給の規模別格差（製造業，男子）

規 模 別	大学卒事務系（22歳）		高校卒事務系（18歳）		中 学 卒（15歳）	
	給 与 額	格 差	給 与 額	格 差	給 与 額	格 差
製 造 業 平 均	34,205	92.9	26,327	94.9	22,036	96.9
1,001人以上	36,806	100.0	27,743	100.0	22,735	100.0
501～1,000人	34,109	92.7	26,125	94.2	21,938	96.5
301～ 500人	33,480	91.0	25,801	93.0	21,650	95.2
101～ 300人	33,004	89.7	25,801	93.0	21,941	96.5
100 人 以 下	32,845	89.2	25,706	92.7	21,539	94.7

【備考】 1) 東京商工会議所「1969年モデル賃金」による。
 2) 東京都および近接都市における1,457社について調査したものである。
 3) 調査時点は1969年5月末日である。

第44表 主要労組の春季賃上げ額と賃上げ率

単 産 名	1969年		1970年	
	賃 上 げ 額	賃 上 げ 率	賃 上 げ 額	賃 上 げ 率
全炭	6,410円	14.9%	9,464円	18.6%
紙	4,100	11.4	5,050	12.3
新	6,211	14.3	9,010	18.4
印	7,507	14.5	10,545	18.1
合	5,593	16.0	7,839	19.8
石	7,436	16.3	9,863	19.0
化	6,934	12.5	9,991	16.1
ゴ	6,150	18.0	8,545	21.3
全	6,500	16.2	8,700	19.8
鉄	6,880	15.5	8,000	15.1
全	5,240	10.0	7,420	12.2
全	6,075	16.1	8,135	18.9
電	7,577	18.5	10,106	21.3
車	7,084	20.7	8,652	21.7
造	7,150	17.7	8,500	18.5
私	7,238	16.7	9,511	19.0
電	6,743	16.1	8,993	18.7
	7,236	13.3	9,154	15.1
民 間 平 均	6,768	15.8	8,983	18.3

〔備考〕 労働省労政局労働組合課調べ

示す。このように六九年は、生産年齢人口増加の低下がいわば新しい段階にはいったのであり、そのため労働力の需給逼迫はいちだんと深刻になったと考えてよいであろう。

この点を他の諸指標によってみると、まず常用労働者雇用指数の対前年増減率をみると六九年は二・八%増を示し、六八年の三・一%より低くなっているとはいえ労働力需要の増加を示している。また、六九年の学卒を除いた一般職業紹介の求職倍率（有効求職の有効求人にたいする倍率）は〇・八で前年の〇・九をさらに下回っており、新規学卒を除いた一般職業紹介の分野における労働力不足もしだいに深刻になりつつあることを物語っている。

新規学卒の求人倍率（労働省「職業安定業務統計」）は、中学卒四・八倍、高校卒五・七倍となり、いずれも前年の四・四倍をはるかに上回っている。いうまでもなく生産年齢人口の増加率の減少は、新規学卒供給の低下となって現われるから、その需給逼迫がとりわけ深刻になるのは当然のことなのである。

初任給の上昇率は、第42表のように男子高校卒一六・三%、男子中学卒一七・九%であり、前年の高校卒一五・八%、中学卒一五・〇%を上回っているばかりか、現金給与総額の上昇率をもこえている。初任給の上昇率は、六六・六七年と平均賃金の上昇を下回っていたが、六八・六九年においては、ふたたび初任給の上昇が、平均賃金の上昇のテコとしての役割を果たしつつあるように思われる。

初任給の上昇率を規模別にみると（第43表）男女、中学卒・高校卒ともに一五〇九九人の小規模企業の上昇率が規模計を上回っ

第45表 調査産業計および製造業における実質・名目賃金指数の推移

(現金給与総額, 1965年=100)

年	月	調 査 産 業 計				製 造 業			
		名 目 賃 金		実 質 賃 金		名 目 賃 金		実 質 賃 金	
		指 数	対前年同 期増減率	指 数	対前年同 期増減率	指 数	対前年同 期増減率	指 数	対前年同 期増減率
1965年		100.0	9.5	100.0	1.7	100.0	8.7	100.0	1.0
1966年		110.8	10.8	105.4	5.4	111.6	11.6	106.2	6.2
1967年		124.2	12.1	113.6	7.8	126.7	13.5	115.9	9.1
1968年		141.8	14.2	123.2	8.5	146.6	15.7	127.4	9.9
1969年		164.7	16.1	136.0	10.4	171.8	17.2	141.9	11.4
1969年	1月	119.8	11.6	102.0	7.9	123.3	12.4	105.0	8.6
	2月	116.6	12.3	99.3	9.0	121.4	13.2	103.4	10.0
	3月	125.5	11.8	105.8	7.6	122.0	11.6	102.9	7.5
	4月	122.7	12.7	102.4	7.7	126.8	13.3	105.8	8.3
	5月	126.8	14.4	105.8	9.3	133.5	15.4	111.3	10.2
	6月	205.8	17.1	171.4	10.7	208.1	19.3	173.3	12.8
	7月	227.0	18.0	186.7	10.1	258.9	21.3	212.9	13.2
	8月	146.5	17.8	119.4	9.9	148.0	16.4	120.6	8.6
	9月	134.6	17.1	108.9	11.0	139.3	17.2	112.7	11.0
	10月	133.7	15.4	107.6	8.8	138.6	15.7	111.6	9.2
	11月	137.5	15.0	111.2	9.2	143.7	15.0	116.2	9.2
	12月	379.8	20.3	305.1	13.1	397.6	21.7	319.4	14.4

〔備考〕 1) 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

2) 指数および増減率はサンプル替えに伴うギャップを修正してあるので実額の変化と一致しない。

第46表 付加価値額構成比の推移(製造業)

	1965年		1966年		1967年		1968年		1969年
	上 期	下 期	上 期	下 期	上 期	下 期	上 期	下 期	上 期
付 加 価 値 額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
人 件 費	41.9	41.7	41.5	40.5	40.7	40.0	41.6	41.1	41.4
減 価 償 却 費	18.6	18.3	17.2	16.4	15.9	15.8	15.7	15.9	15.6
金 融 費 用	18.5	18.9	17.7	16.4	15.2	15.3	15.4	15.2	14.8
純 利 益	15.5	15.9	18.1	21.3	22.6	23.0	21.6	22.4	22.6
貸借料租税公課	5.5	5.2	5.5	5.4	5.6	5.9	5.7	5.4	5.6

〔備考〕 日本銀行「主要企業経営分析」による。

第47表 産業別平均月間現金給与総額（規模30人以上）

産業別	年別	1966年平均	1967年平均	1968年平均	1969年平均
調査産業計		43,925	48,714	55,405 (105.1)	64,333 (104.2)
鉱業		46,506	49,887	56,318 (106.9)	65,884 (106.7)
建設業		43,401	46,922	52,163 (99.0)	60,809 (98.5)
製造業		40,510	45,568	52,699 (100.0)	61,755 (100.0)
食料品		35,122	38,603	} 46,032 (87.3)	} 53,125 (86.0)
たばこ		53,751	58,053		
繊維		27,639	30,693	35,580 (67.5)	42,071 (68.1)
衣服		24,274	26,695	30,592 (58.1)	35,924 (58.2)
木材		30,424	35,248	41,105 (78.0)	47,970 (77.7)
家具		32,543	35,961	41,278 (78.3)	48,055 (77.8)
パルプ・紙		42,346	47,473	53,968 (102.4)	63,595 (103.0)
出版・印刷		52,544	57,924	65,531 (124.3)	74,860 (121.2)
化学		49,138	55,302	62,768 (119.1)	73,751 (119.4)
石油・石炭		58,009	67,669	78,639 (149.2)	88,075 (142.6)
ゴム		36,907	40,703	47,078 (89.3)	55,465 (89.8)
なめしがわ		35,472	38,746	44,469 (84.4)	52,220 (84.6)
窯業土石		40,702	44,778	51,942 (98.6)	60,915 (98.6)
鉄鋼		55,345	64,635	73,596 (139.7)	86,201 (139.6)
非鉄金属		47,909	54,497	62,829 (119.2)	73,246 (118.6)
金属製品		39,704	45,160	53,366 (101.3)	62,155 (100.6)
一般機械		44,486	51,248	59,407 (112.7)	70,045 (113.4)
電気機器		37,004	41,152	48,455 (91.9)	57,173 (92.6)
輸送用機器		48,954	54,476	61,508 (116.7)	71,271 (115.4)
精密機器		39,817	45,240	51,407 (97.5)	61,319 (99.3)
その他		34,282	37,811	44,882 (85.2)	53,669 (86.9)
卸売・小売業		40,544	45,207	51,688 (98.1)	60,790 (98.4)
金融・保険業		56,204	59,058	66,746 (126.7)	75,940 (123.0)
運輸・通信業		52,255	57,642	64,131 (121.7)	72,995 (118.2)
電気・ガス・水道業		65,735	72,821	81,231 (154.1)	92,000 (149.0)

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

ていることが目だつ。前年度においてはこの規模の上昇率は、規模計を下回っていたから、大規模企業の初任給水準に追いつくための上昇とみることができる。

東京商工会議所の「六九年度モデル賃金」によって初任給の規模別格差をみると(第43表)、まず大卒事務系の場合、一〇〇一人以上を一〇〇として一〇〇人以下の小規模企業は八九・二であり、かなりのひらきがみられるばかりでなく、前年の八九・八%からさらに比率が低下している。高校卒事務系の場合は同じ規模を比較すると九二・七であり、前年の九一・八よりいくらか改善されている。しかし中学卒は九四・七であり、前年の九七・二にくらべると格差はひらきぎみである。一般的にいつて、学歴の低いほど賃金格差が少なくなる傾向があるといつてよい。

前年の『年鑑』に(第四〇集)においては、かつて初任給の上昇が果たしていた全体の賃金水準を引き上げるテコの役割が、この二、三年においてはそれほど顕著でなくなったように思われると述べたが、六九年においてはふたたび初任給の上昇圧力が強まっているように思われる。前年においては中途採用者の賃金上昇率が大幅であったが、六九年はその低下がいちじるしい。たとえば労働省「賃金構造基本統計」によつてみると、中途採用者の採用賃金上昇率は、規模計で年齢三五〜三九歳の場合、六八年の二五%から、六九年の一三・五%に低下をみている。これは、前年度において中途採用者の採用賃金の改善がひとわり終わったことを示すものであろう。

春季賃上げ額と率

名目賃金水準上昇の一つの要因である労働組合の春季賃上げ額および賃上げ率をみると(第44表)、六九年の民間平均賃上げ額は六七六八円、賃上げ率一五・

八%であり、前年の賃上げ率一三・四%をさらに上回っている。賃上げ率の高かった組合は電機労連二〇・七%、全国金属一八・五%、化学同盟一八・〇%などで、前年とまったく同じ順序である。また、賃上げ率の低かった組合は、鉄鋼労連一〇・〇%、炭労一一・四%、石油関係一二・五%で、これまた石油関係をのぞいては前年とまったく同じ順序である。

実質賃金

実質賃金指数を労働省算出の資料によつてみると(第45表)、六九年には調査産業計で一〇・四%、製造業で一・四%の上昇となっている。前年はそれぞれ八・五%、九・九%であったから、前年を上回る上昇率であるばかりでなく、一〇%台をこえたのは戦後はじめてのことであるといつてよい。六九年の消費者物価指数の上昇率は総合で五・五%であったから、これによつて名目賃金のかなり大幅な上昇も相殺されることになった。しかし、労働者の生活実感からすれば、消費者物価の上昇ははるかに高く、また生活構造の高度化も進展しているので、実質賃金指数が上がったわりに労働者の生活が楽になったという感じは少ない。

実質賃金指数の月別の対前年増加率をみると、調査産業計では六月一〇・七、九月一一・〇、十二月一三・一とかなり大幅な増加を示し、また製造業においても六月一二・八、七月一三・二、十二月一四・四といちじるしい増加となっている。このことは一般産業とくに製造業のひきつづく好況を反映し、夏季および年末の特別給与が前年よりもさらに増大したことを示すものである。

分配率の動向

以上に述べたような名目・実質賃金の上昇が、企業経営に与えた影響を「付加価値額構成比の推移」(第46表)によつてみると、六九年上期においては、人件費が四一

・四％であり、六八年の上期の四一・六％にくらべると若干低下している。減価償却費は一五・六％で六八年上期の一五・七％とほぼ同じ、金融費用は一四・八％で一五・四％にくらべるとかなり低下しているので、利益率は六八年上期の二一・六％から六九年上期の二二・六％に増加を示している。

賃金はかなり大幅に上昇したにもかかわらず、人件費はさほど上昇せずかえって利益率が増加しているのは、六九年における労働生産性の上昇がいちじるしかったためである。日本生産性本部の「生産性統計」によってみると、製造工業の六九年における生産性の上昇率は一五・〇％であり、前年の一四・三％を上回っている。このような生産性上昇の原因は、国内需要の堅調と輸出の増加がつづき、生産のおちこみがみられなかったためであるが、大幅な賃金上昇もこのような生産性の増加によってほとんど吸収されたといつてよいであろう。

2 企業間賃金構造

産業別賃金格差

賃金の産業別格差を産業大分類別にみると（第47表）、六九年において製造業を一〇〇として鉱

業（二〇六・七）、建設業（九八・五）、卸売・小売業（九八・四）、金融・保険業（一二三・〇）、運輸・通信業（一一八・二）、電気・ガス・水道業（一四九・〇）となっている。前年にひきつづき製造業以外の産業の賃金の比率が低下していることが目だつが、このことは製造業

の賃金の相対的上昇がつづき、全体として産業別賃金格差が縮小しつつあることを示している。産業大分類別にみて最も賃金が高いのは、電気・ガス・水道業であり、ついで金融・保険業、運輸・通信業の順で、その順位は前年と変わりが無い。

次に製造業を一〇〇とした賃金の産業別格差を中分類別にみると、製造業の賃金は全体的に上昇したとはいえ、前年にくらべて指数の増加したものと低下したものの二つのグループに分かれている。まず指数の増加したグループは、繊維（六七・五から六八・二）、衣服（五八・一から五八・二）、パルプ・紙（二〇二・四から二〇三・〇）、化学（一一九・一から一一九・四）、ゴム（八九・三から八九・八）、一般機械（一二二・七から一二三・四）、電気機器（九一・九から九二・六）、精密機器（九七・五から九九・三）などであり、好況の産業あるいは従来賃金の低かった産業などが含まれている。

逆に指数の低下したグループは、木材（七八・〇から七七・七）、家具（七八・三から七七・八）、出版印刷（一二四・三から一二二・二）、石油・石炭（一四九・二から一四二・六）、非鉄（一一九・二から一一八・六）、金属製品（二〇一・三から二〇〇・六）、輸送用機器（一一六・七から一一五・四）などであり、相対的に賃金水準の高かった産業が含まれているが、これらの産業の賃金の指数の低下は、製造業内部においても賃金格差の平準化が進展していることを意味している。

中分類別にみて最も賃金が高い産業は、石油・石炭（二四二・六）、ついで鉄鋼（二三九・六）、出版印刷（一二二・二）、輸送用機器（一一五・四）などであるが、これらの産業はいずれも前年より比率が低下している。逆に最も賃金の低い産業は、衣服（五八・二）、繊維（六八・二）、木材（七七・七）、家具（七七・八）などである。

規模別賃金格差
六九年における賃金の規模別格差をみると（第48表）、五〇〇人以上の規模の賃金を一〇〇として、一〇〇～四九九人の規模は八〇・九、三〇～九九人の規模は六九・六、五～二九人の規模は六一・九となっている。このように平均賃金でみると規模別格差はかなり大きい、しかし企業規模ごとに労働力構成（男女別・年齢別・職種別）が異なっているから、これだけをもって規模別格差を論ずるわけにはいかない。

前年において規模別賃金格差はふたたび縮小する傾向を示したが、この傾向は五～二九人の規模の企業をのぞいて継続している。

すなわち一〇〇～四九九人の規模の賃金は、前年の八〇・二から八〇・九へ、三〇～九九人の規模の賃金は、前年の六八・九から六九・六にそれぞれ縮小をみているが、五～二九人の規模の場合は、前年の六三・一から六一・九に格差が拡大している。

一九六九年の規模別現金給与の推移を第49表・第50表によってみると、鉱業では五〇〇人以上を一〇〇として、一〇〇～四九九人の規模の企業の賃金が大企業を上回っているのは六月（一一・〇）、七月（一一・五）、十二月（二〇・四）である。前年において上回っていたのは六月、七月だけであったから、この規模の企業におい

第48表 製造業規模別賃金格差

年	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
1965年平均	100.0	80.9	71.0	63.2
1966年平均	100.0	80.9	69.8	61.6
1967年平均	100.0	79.6	67.7	60.0
1968年平均	100.0	80.2	68.9	63.1
1969年平均	100.0	80.9	69.6	61.9

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

第49表 鉱業における規模別1人平均月間現金給与額

年 月	500人以上	100～499人	30～99人
1969年1月	56,548 (100.0)	49,558 (87.6)	42,470 (75.1)
2月	50,327 (100.0)	47,240 (93.9)	41,933 (83.3)
3月	52,727 (100.0)	48,017 (91.1)	43,149 (81.8)
4月	52,229 (100.0)	49,544 (94.9)	43,615 (83.5)
5月	53,504 (100.0)	51,996 (97.2)	43,909 (82.1)
6月	75,222 (100.0)	83,507 (111.0)	50,561 (67.2)
7月	74,038 (100.0)	81,794 (110.5)	73,947 (99.9)
8月	112,833 (100.0)	73,304 (65.0)	54,251 (48.1)
9月	61,435 (100.0)	55,254 (89.9)	47,473 (77.3)
10月	62,394 (100.0)	56,848 (91.1)	48,100 (77.1)
11月	62,732 (100.0)	55,110 (87.8)	47,606 (75.9)
12月	145,224 (100.0)	145,802 (100.4)	103,155 (71.0)

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

第50表 製造業における規模別1人平均月間現金給与額

年 月	500人以上	100～499人	30～99人
1969年1月	51,311 (100.0)	41,380 (80.6)	36,746 (71.6)
2月	49,070 (100.0)	40,959 (83.5)	38,174 (77.8)
3月	49,582 (100.0)	41,117 (82.9)	38,038 (76.7)
4月	50,688 (100.0)	43,021 (84.9)	40,439 (79.8)
5月	54,489 (100.0)	45,146 (82.9)	40,756 (74.8)
6月	96,926 (100.0)	65,803 (67.9)	50,196 (51.8)
7月	106,796 (100.0)	90,706 (84.9)	71,856 (67.3)
8月	57,648 (100.0)	50,385 (87.4)	48,980 (85.0)
9月	56,757 (100.0)	46,757 (82.4)	42,778 (75.4)
10月	56,420 (100.0)	46,564 (82.5)	42,591 (75.5)
11月	58,154 (100.0)	48,640 (83.6)	44,152 (75.9)
12月	169,665 (100.0)	135,144 (79.7)	106,468 (62.8)

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

第51表 鉱業、製造業における府県別平均賃金指数
(1969年, 東京=100)

府 県 別	鉱 業	製造業	府 県 別	鉱 業	製造業
北海道	61.7	75.5	三重	63.8	74.2
青森	57.1	61.6	滋賀	*	72.7
岩手	55.7	66.6	京都	*	82.5
宮城	65.0	60.5	大阪	63.5	91.2
秋田	69.4	63.0	兵庫	75.4	92.1
山形	42.0	54.3	奈良	—	69.0
福島	59.5	62.0	和歌山	67.7	88.3
茨城	56.9	76.4	鳥取	39.1	54.3
栃木	59.1	68.8	島根	46.0	58.4
群馬	58.3	69.5	岡山	72.7	74.2
埼玉	48.0	77.8	広島	*	87.5
千葉	61.0	84.8	山口	52.4	88.6
東京	100.0	100.0	徳島	—	60.7
神奈川	*	93.9	香川	*	60.7
新潟	62.2	68.1	愛媛	67.7	74.8
富山	*	73.9	高知	71.2	66.5
石川	*	72.0	福岡	50.8	89.4
福井	*	59.1	佐賀	*	57.0
山梨	55.3	63.4	長崎	57.0	87.8
長野	48.8	67.3	熊本	49.2	71.1
岐阜	69.9	64.5	大分	53.2	65.3
静岡	55.3	78.3	宮崎	*	69.6
愛知	55.5	79.9	鹿児島	49.8	51.2

ては夏季特別給与のみならず、年末の特別給与の支給も前年より多かったことを物語っている。

三〇〇～九九人の規模の企業の場合は、五〇〇人以上の規模の賃金を上回っている月はなく、七月だけが九九・九とほぼ大規模企業と同じ水準になっている。

以上のことを要約すれば、鉱業においては一〇〇～四九九人の中規模企業において、夏季および年末の特別給与が、五〇〇人以上の大規模企業よりも多く支払われており、また三〇〇～九九人の規模の場合は、年末の特別給与がほぼ大企業と同様の支払が行なわれている。

第52表 常用労働者の種類別・給与内訳別1人平均1ヵ月現金給与額ならびに臨時・日雇労働者1人1日平均現金給与額

(規模30人以上, 1969年)

産 業 別	常 用 労 働 者										日雇労働者の1人1日平均現金給与総額						
	合 計				生 産 労 働 者				管理・事務・技術労働者								
	現 与	金 給	きま 給	ま 給	つ 与	て 与	特 別 給	に 与	現 与	金 給		きま 給	ま 給	つ 与	て 与	特 別 給	に 与
総 数	64,333	48,535	15,798	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	1,273
鉱 業	65,884	52,432	13,452	61,173	50,174	10,999	81,899	60,107	21,792	1,211							
製 造 業	61,755	46,719	15,036	54,397	42,188	12,209	80,814	58,455	22,359	1,128							

- 【備考】 1) 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。
 2) *印は労働者の種類別の調査をおこなっていない。
 3) 年平均額は月々の労働者数をウェイトした加重平均値である。

るといえるであろう。

次に製造業の場合は、五〇〇人以上を一〇〇として、一〇〇〜四九九人の規模で指数の低いのは六月（六七・九）と一二月（七九・七）であり、この規模の夏季および年末の特別給与が、五〇〇人以上の大企業よりも低いことを物語っている。しかし前年は、六月（六六・四）、一二月（七九・七）であったから、指数は若干上昇しており、それだけ特別給与の支給が増額されたことになる。

三〇〜九九人の規模の企業においても、指数がとくに低いのは、六月（五一・八）、七月（六七・三）、一二月（六二・八）であり、いずれも特別給与を支給する月である。前年は六月（五〇・二）、七月（六七・二）、一二月（六〇・二）であったから、いずれの月も若干格差が縮小したことになる。

地域別賃金格差

賃金の地域別格差は、第51表にみられるように、鉱業の場合東京を一〇〇として最も高いのは兵庫七五・四、ついで岡山（七二・七）、高知（七一・二）、岐阜（六九・九）、秋田（六九・四）、和歌山（六七・七）の順である。最も低いのは山形（四二・〇）であり、ついで島根（四六・〇）、埼玉（四八・〇）、熊本（四九・二）の順となっている。前年とくらべると、たとえば最も高い兵庫の場合七四・一から七五・四に、また最も低い山形の場合四〇・六から四二・〇に指数が上昇しており、地域別賃金格差の平準化がいつそう進展したといえてよい。

製造業で最も高いのは神奈川（九三・九）、ついで兵庫（九二・二）、大阪（九一・二）、福岡（八九・四）、山口（八八・六）、長崎（八七・八）の順である。最も低いのは鹿児島（五一・二）であり、ついで山形（五四・三）、鳥取（五四・三）、島根（五八・四）、福井（五九・二）の順と

第53表 常用労働者の性別1ヵ月平均現金給与総額

（規模30人以上、1969年）

産 業 別	現 金 給 与 総 額		きまって支給する給与		特別に支払われた給与	
	男 子	女 子	男 子	女 子	男 子	女 子
総 数	75,948	36,838	57,200	28,024	18,748	8,814
鉱 業	69,304	30,764	55,186	24,152	14,118	6,612
製 造 業	75,532	33,859	56,932	26,040	18,600	7,819

- 【備考】 1) 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。
2) 年平均額は月々の労働者数をウェイトした加重平均値である。

なっている。前年における製造業の地域別賃金の最高・最低格差は一〇〇対五二・三であったが、六九年においては一〇〇対五一・二と若干拡大をみている。賃金の低い地域においても、たとえば鹿児島は五三・二から五一・二に、また山形は五五・五から五四・三に指数が低下し、逆に鳥取は五二・三から五四・三に、福井は五七・九から五九・一に指数が上昇している。つまり、労働力不足の進展にもとづく賃金上昇は、地域別にかかりの不均衡をともなっていると考えてよい。

「賃金構造基本統計調査」（六九年・六月）によって、年齢階級別地域間賃金格差（製造業、規模計・男子労働者）をみると、一七歳の場合は、東京を一〇〇として最低は岩手（六九・四）、ついで鹿児島（六九・八）、熊本・佐賀（七三・六）、大分（七五・五）となっている。前年におけ

第54表 企業規模・労職・年齢別賃金格差の推移

(製造業, 20~25歳=100, 定期給与)

年 齢		1,000人以上					10~99人				
		1961年	1964年	1967年	1968年	1969年	1961年	1964年	1967年	1968年	1969年
労 務 者 (男)	18歳未満	50.4	53.8	56.2	56.5	57.3	58.5	57.2	56.9	58.4	60.8
	18 ~ 20	78.2	76.9	76.6	80.6	82.7	77.1	76.5	74.5	76.5	77.9
	20 ~ 25	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	25 ~ 30	136.7	127.1	126.6	127.4	128.4	124.0	121.0	122.6	126.3	127.4
	30 ~ 35	182.0	162.7	152.6	150.2	149.3	136.5	129.6	133.0	137.4	138.5
	35 ~ 40	210.1	191.6	179.9	170.9	167.3	147.1	132.9	133.0	138.2	139.2
	40 ~ 50	237.0	214.2	202.3	192.6	189.3	146.9	136.2	134.0	138.2	137.3
	50 ~ 60	240.5	222.7	213.6	200.5	194.5	132.5	123.5	122.3	123.8	125.0
	60歳以上	126.0	111.6	110.4	104.9	96.4	111.1	102.1	102.2	103.3	101.4
	計	159.0	147.6	143.2	139.7	138.6	113.3	110.7	113.8	118.0	119.7
職 員 (男)	18歳未満	50.5	48.9	50.3	51.4	52.2	55.3	58.0	57.7	62.4	58.8
	18 ~ 20	72.2	76.7	75.7	75.8	77.3	69.8	71.8	73.3	72.9	74.1
	20 ~ 25	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	25 ~ 30	143.6	139.5	132.6	131.7	132.7	141.9	138.7	131.3	133.3	135.8
	30 ~ 35	201.7	191.0	170.7	165.9	170.0	179.9	172.3	157.7	165.8	166.4
	35 ~ 40	254.3	239.0	207.6	198.7	200.2	204.0	188.7	176.2	186.3	183.2
	40 ~ 50	318.1	301.3	248.0	240.0	235.2	216.3	204.6	184.7	194.0	190.6
	50 ~ 60	366.5	326.9	262.5	258.4	253.1	198.0	189.1	165.1	182.1	182.0
	60歳以上	247.6	229.1	134.5	147.0	154.5	165.1	155.9	129.0	147.0	149.4
	計	207.8	191.0	177.3	171.9	171.4	166.0	160.1	145.9	157.8	158.0

〔備考〕 労働省「賃金実態総合調査」(1961年4月), 「賃金構造基本統計調査」(1964年・1967年各4月, 1968年・1969年各6月)による。

第55表 産業別の給与構成比率(規模計)

(単位: %)

産 お 年	業 よ 月	合 計	小 計	基 本 給					業績給	勤 務 手 当	生 活 手 当	奨 励 手 当	その他 の 手 当	超過勤 務手当	その他
				計	年 勤 給 学 歴	齡 統 験 給	職 職 給	務 能 種							
産 業 計															
1965年9月		100.0	89.1	83.6	9.4	9.0	65.2	6.1	3.1	5.8	1.2	0.2	10.3	0.6	
1966年9月		100.0	88.5	82.8	3.3	8.9	70.6	5.9	3.5	6.0	1.4	0.4	10.7	0.8	
1967年9月		100.0	88.0	83.0	7.9	10.8	64.3	5.7	3.4	6.0	1.5	0.4	11.4	0.6	
1968年9月		100.0	87.9	82.6	16.6	13.1	52.9	5.6	3.4	6.5	1.5	0.4	11.5	0.6	
鉱 業															
1965年9月		100.0	82.6	64.2	4.6	10.8	48.8	23.1	3.3	6.4	2.8	0.2	14.7	2.7	
1966年9月		100.0	83.4	56.2	5.7	11.9	38.6	30.4	4.4	6.1	2.8	0.1	13.9	2.7	
1967年9月		100.0	84.1	61.0	6.2	13.8	41.0	27.3	2.6	6.1	2.8	0.2	13.5	2.4	
1968年9月		100.0	83.6	61.1	11.3	12.7	37.1	26.4	2.9	6.2	2.7	0.7	14.0	2.4	
製 造 業															
1965年9月		100.0	88.5	86.3	9.5	8.8	68.0	4.6	2.2	5.1	1.6	0.2	10.8	0.7	
1966年9月		100.0	86.9	85.1	2.5	8.8	73.8	4.4	2.9	5.6	1.7	0.3	12.1	1.0	
1967年9月		100.0	86.5	85.5	7.8	10.6	67.1	4.2	2.8	5.6	1.7	0.2	12.7	0.8	
1968年9月		100.0	86.3	85.3	15.4	13.9	56.0	4.2	2.7	5.8	1.7	0.3	13.0	0.7	

- 〔備考〕 1) 小計, 超過勤務手当, その他の数値は合計を100とした場合の比率である。
 2) 基本給, 業績給, 勤務手当, 生活手当, 奨励手当, その他の手当の数値は小計を100とした場合の比率である。
 3) 労働省「賃金労働時間制度総合調査報告」による。

る最低は岩手の七〇・九であったから、この年齢層の地域別賃金格差は若干拡大したことになる。若年労働者の賃金平準化はいちじるしくすすんでいるとはいふものの、なおこのように地域的な不均衡が存在することは、労働市場の地域的条件のちがいを反映したものであるといつてよい。

次に三五〜三九歳の地域間賃金格差をみると、東京を一〇〇として最も高いのは神奈川（二〇二・六）、ついで大阪（二〇二・五）、千葉（二〇一・八）、兵庫（二〇一・〇）、和歌山（九七・五）の順となっている。最も低いのは鹿児島（五八・一）、ついで島根（六〇・五）、鳥取（六二・三）、熊本（六二・六）の順である。前年において最も低かったのは鹿児島（五九・〇）であったから、地域間格差は若干拡大しているといつてよい。若年層よりも中高年齢層の地域間賃金格差はるかに大きいのは、特定の地域において中高年齢労働力が過剰のためであろう。

3 企業内賃金構造

労働者種類別賃金格差

労働者の種類別に賃金格差をみると（第52表）、まず現金給与総額では管理・事務

・技術労働者を一〇〇として、生産労働者は鉱業七四・七（前年七四・二）、製造業六七・三（前年六三・九）であり、前年よりホワイト・カラーとブルー・カラーの賃金格差はさらに縮小している。このような賃金格差の縮小は、いうまでもなく生産労働者、なかんず

く技能労働者の不足にもとづいて、これらの労働者の賃金が相対的に増加したためにもたらされたものである。

定期給与は、鉱業八三・五、製造業七二・二で、鉱業における格差がとくに少ない。しかし臨時給与は、鉱業五〇・五、製造業五四・六でかなり格差が大きく、ブルー・カラーの特別給与は、ホワイト・カラーの約半分ということになる。

男女別賃金格差

賃金の男女別格差をみると（第53表）、まず現金

給与総額では、男子を一〇〇とすると、女子の総数は四八・五（前年四八・二）鉱業四四・四（前年四二・八）、製造業四四・八（前年四四・〇）である。きまって支給する給与は、男子を一〇〇として、総数四九・〇（前年四八・六）、鉱業四三・八（前年四二・五）、製造業四五・七（前年四五・〇）である。また特別に支払われた給与は、総数四七・〇（前年四六・四）、鉱業四六・八（前年四三・八）、製造業四二・〇（前年四〇・八）である。以上のように六九年においては、男女別賃金格差の縮小が目だっているといつてよい。

いうまでもなく以上の男女別賃金格差は、平均賃金を比較したものであるから、男・女の年齢別構成のちがいを考慮にいれる必要がある。一般的にいえば若年層の男女別賃金格差は小さく、中高年齢層のそれは大きいといつてよい。平均賃金における男女別賃金格差の縮小も、若干の女子労働者の賃金上昇を反映したもののなのである。

毎月勤労統計調査によって、生産労働者のきまって支給する給与についての男女別賃金格差の年次の推移をみると、一九六一年の女子の賃金は男子を一〇〇として四三・五であったものが、六五年には四八・一と格差が縮小した。しかし六六年、六七年に拡大し、六

第56表 規模別の各種給与支給事業所数の総事業所数にたいする割合

(製造業, %)

賃金の種類			5,000人以上	1,000人 ~4,999人	500人 ~999人	100人 ~499人	30人 ~99人
基 業 勤 生	給 給 給 給 給	年齢給	22.5	29.6	24.4	29.8	34.9
		勤続給	32.4	7.2	4.2	4.3	3.5
		職務給	46.4	35.2	19.6	14.2	8.4
		職能給	2.6	1.9	3.9	1.6	4.5
		総合決定給					
	総合決定給	総合決定給 I	78.2	65.1	75.7	50.5	41.8
		総合決定給 II	8.1	4.8	9.7	18.1	24.5
	業績給	個人能率給	2.7	7.1	4.7	7.9	12.4
		団体業績給	16.0	8.9	8.4	9.3	7.8
	勤務手当						
勤 生	役付手当	役付手当	71.6	87.4	91.3	91.3	83.1
		特殊作業手当	74.6	66.6	65.6	54.3	34.7
		技能手当	22.2	23.6	36.9	39.7	32.9
	生活手当						
	家族手当	家族手当	97.3	87.1	78.4	75.5	69.2
		地域手当	21.3	31.0	36.2	14.3	7.1
		通勤手当	95.8	93.8	94.3	91.0	84.7
		住宅手当	43.3	53.0	47.9	28.3	26.5
	その他の生活補助手当		25.8	33.0	33.3	33.5	29.0
	奨励手当		21.3	43.5	56.2	75.2	81.6
そ の 他	その他の諸手当		15.3	16.1	15.8	18.9	12.2
	超過勤務手当		99.5	98.9	94.4	98.4	95.7
	臨時作業手当	臨時作業手当	18.7	7.1	8.3	9.9	6.5
		不就業手当, その他	31.9	28.0	30.1	43.1	37.3

〔備考〕 労働省「昭和43年賃金労働時間制度総合調査報告」による。

八年以降四六・七、四七・二とふたたび縮小の傾向を示している。

年齢別賃金格差

年齢別の賃金格差を労働別にみると(第54表)、一〇〇

〇人以上の大企業労働者の場合、最低は一八歳未満の五七・三(二〇〜二五歳の賃金を一〇〇として)で、最高は五〇〜六〇歳の一九四・五である。年齢別の最高・最低の格差は三・三八倍であり、前年の三・五四倍に比べてかなり大幅に縮小している。このような格差の縮小は、いうまでもなく若年労働力の需給逼迫にもとづく賃金上昇の結果である。

次に大企業の職員は、最低が一八歳未満の五二・二にたいして、最高は五〇〜六〇歳の二五三・一であり、最低・最高の格差は、四・八四倍であり、前年の五・〇二倍にたいしてこれまたかなりの縮小をみている。

一〇〇九九人の規模の中小企業では、労務者の最低が一八歳未満の六〇・八であり、最高は三五〇歳の二三・二で、最低・最高の格差は二・二八倍である。大企業の格差三・三八倍に比較するとはるかに小さい。前年の格差は二・三六倍であったから、大企業ほどではないにせよ若干の格差縮小がみられる。

職員の最低は、一八歳未満の五八・八、最高は四〇〇五〇歳の一九〇・六で、最低・最高の格差は三・二二倍である。前年は三・二八倍であったから、格差は若干縮小したことになる。

年齢別賃金格差縮小の原因は、若年労働力の不足にともなって、初任給をはじめとした若年労働者の賃金が増したことにあり、いわゆる年功賃金を成立させる条件がしだいに解消しつつあることを示している。

4 賃金支払形態

給与構成比率

労働省「賃金労働時間制度総合調査報告」(一九六七年九月)によれば、産業別の給与構成比率は第55表のとおりである。まず産業計では基本給の比率が八二・六%で圧倒的な部分を占めているが、六八年の八三・〇%にくらべると若干比率は減少している。基本給の内訳をみると、年齢・勤続・学歴・能力・勤務成績を総合判断して決定する総合決定給の比率が五二・九%を占め、前年の六四・三%にくらべるとかなり減少している。総合決定給は、賃金支払のための客観的基準をもうけず、経営

者が前述の属人的要因を総合的に判断して基本給を決めるものであり、経営者の恣意的な支払をもたらす原因となるものであった。したがってその比率がこのように減少していることは、いわゆる賃金の近代化がすすみつつあることを物語っている。

賃金支払のための客観的基準は設定するが、しかしもっぱら年齢・勤続・学歴等の属人的要因にもとづいて基本給を決める方式は、一六・六%で、前年の七・九%にくらべるとかなり大幅に増加している。現在の賃金構造の条件では、まだ年功賃金の存立しうる余地が大きく、そこで客観的基準を設定しようとすれば、必然的に年齢・勤続・学歴等にもとづく基準によらざるをえないといえるであろう。

職務・職能・職種給などの仕事の要素によって決定される基本給は一三・一%で、前年の一〇・八%にくらべるとその比率はしだいに増加しつつある。この三種類の仕事給のなかで、採用比率が高いのは職能給である。わが国の大企業の雇用体制は、新規学卒から一括採用することが基本となっており、職務で採用する慣行が確立されておらず、一括採用したものを後から配置するから、必ずしも適材適所は実現されていない。そのため一つの職務に従事する多数の従業員の職務遂行能力が異なってくる場合が多い。このことが職務の遂行能力に対応した職能給を一般化させる条件であるといっているであろう。

出来高給、割増給などの業績給の比率は六七年度の五・七%から五・六%に減少している。もともとわが国の年功賃金は、業績給を採用しにくいというに、技術革新による労働生産性の大幅な増加が業績給の適用を困難にしていることを示している。手当のなかで比較的

第57表 常用労働者1人1ヵ月当り「きまって支給する給与の」推移
(調査産業計、規模30人以上)

年	月	きま る給	つて支 給与	指 1965年=100	対前年同期 増減率
1969年	1月		44,304	144.7	12.2
	2月		45,115	147.3	12.4
	3月		44,888	146.6	11.8
	4月		46,670	152.4	13.1
	5月		47,435	154.9	13.8
	6月		49,379	161.3	14.3
	7月		49,443	161.5	14.1
	8月		49,615	162.0	15.1
	9月		50,643	165.4	15.4
	10月		50,953	166.4	15.3
	11月		51,392	167.8	14.9
	12月		52,240	170.6	15.7

【備考】 1) 労働省「毎月勤労統計調査」による。
2) 指数および増減率はサンプル替えに伴うギャップを修正してあるので実額の変化と一致しない。

大きな比率を占めているのは、家族手当、地域手当、通勤手当などの生活手当で六・五%を占め、六七年の六・〇%からさらに増加を示している。このような生活手当の増加は、最近の若年労働者の賃金上昇の結果もたらされた賃金の中たるみを是正する応急の手段として、生活手当が支給されていることを物語っている。また超過勤務手当も、六七年の一・四%から一・五%に若干増加している。好況のもとで残業が恒常化していることを示すものである。次に給与構成比率の産業別特質をみると、鉱業の場合は、基本給比率が六一・一%で、製造業の八五・三%にくらべると非常に低

第58表 鉱業、製造業における特別に支払われた給与の現金給与総額中に占める割合

		(単位：%)	
年	月	鉱業	製造業
1969年	1月	8.4	5.6
	2月	0.9	0.4
	3月	1.4	2.2
	4月	1.1	1.6
	5月	1.3	4.1
	6月	26.9	35.6
	7月	26.4	48.4
	8月	41.2	10.1
	9月	4.0	1.7
	10月	2.3	1.2
	11月	3.6	3.5
	12月	58.2	64.9
1969年	平均	20.4	24.3

【備考】 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

い。そのかわり業績給は二六・四%を占めている。鉱業はその業種の特長性からいって出来高給が採用しやすいといっている。また鉱業においては総合決定給が六七年に若干増加する傾向があったが、六八年は三七・一%でふたたび減少をみせている。

規模別賃金支払形態

次に規模別の各種給与支給事業所数の総事業所数にたいする割合をみると(第56表)、

まず基本給のなかで年齢・勤続・経験・学歴給をとっているのは、三〇〇九人の規模の企業が三四・九%で最も多く、ついで一〇〇〇〜四九九人の二九・八%となっている。六七年においてはこれらの規模の採用比率はそれぞれ一五・二%、一七・五%にすぎなかったから、比率の増加がいちじるしいといっている。従来これらの規模の企業は、いわゆる総合決定給を採用しており、賃金決定の客観的

第59表 賃金不払事件件数

年	月	前期より未 解決の件数	当期把握 した件数	総取扱件数	解決件数	当期末未 解決件数
1967年1月～	3月	2,974	3,604	6,578	3,906	2,672
1967年4月～	9月	2,672	7,672	10,344	7,630	2,714
1967年10月～1968年3月		2,714	7,469	10,183	7,892	2,291
1968年4月～	9月	2,291	7,953	10,244	7,782	2,462
1968年10月～1969年3月		2,462	6,972	9,434	7,477	1,957
1969年4月～	9月	1,957	6,935	8,892	7,005	1,887
1969年10月～1970年3月		1,887	6,373	8,260	6,542	1,718

【備考】 労働省「賃金不払の概況」による。

第60表 賃金不払事件金額

(単位：千円)

年	月	前期より未解決 の不払金額	当期新たに増加 した不払金額	総不払金額	解決金額	差引不払金額
1967年1月～	3月	1,020,485	752,520	1,773,005	353,153	1,419,852
1967年4月～	9月	1,419,852	1,770,845	3,190,697	1,385,744	1,804,953
1967年10月～1968年3月		1,804,953	1,869,431	3,674,384	1,490,021	2,184,363
1968年4月～	9月	2,184,363	2,916,235	5,100,598	3,064,927	2,035,671
1968年10月～1969年3月		2,035,671	1,412,066	3,447,737	1,439,476	2,008,261
1969年4月～	9月	2,008,261	8,172,702	10,180,963	5,245,111	4,935,852
1969年10月～1970年3月		4,935,852 (967,999)	6,074,905	11,010,757	2,376,289	8,634,468 (1,000,764)

【備考】 1) 労働省「賃金不払の概況」による。

2) () 内は石炭・鉱業を除く各産業計の数字である。

第61表 労働時間の推移

(常用規模30人以上、単位：時間)

		調査産業計			製造業				
		総 働 時 間	実 時 間	労 間	所 定 内	所 定 外	総 働 時 間	実 時 間	労 間
実 数	1965年	192.9	176.4	16.5	191.8	175.1	16.7		
	1966年	193.2	175.8	17.4	193.0	174.7	18.3		
	1967年	193.0	174.5	18.5	193.9	173.8	20.1		
	1968年	192.7	174.1	18.6	193.0	172.8	20.2		
	1969年	190.0	171.4	18.6	190.0	169.8	20.2		
	1969年上期	187.4	169.0	18.4	187.4	167.5	19.9		
	下期	192.7	173.8	18.9	192.6	172.1	20.5		
対 前 年 同 期 増 減 率 (%)	1965年	△	1.4	△	0.5	△	10.9	△	2.1
	1966年		0.0	△	0.4		5.0	△	0.7
	1967年		0.0	△	0.6		6.3	△	0.4
	1968年	△	0.2	△	0.2	△	0.4	△	0.5
	1969年	△	1.4	△	1.6	△	0.3	△	1.6
	1969年上期	△	2.0	△	2.1	△	0.6	△	2.1
	下期	△	0.8	△	1.0	△	1.2	△	0.9

【備考】 1) 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

2) 実数は1965年までは単純平均、1966年以降は月々の労働者数をウェイトとした加重平均である。

3) 対前年同期増減率は指数から算出した。

基準が不明確であった。しかし、このような状態は労働者の企業への定着をさまたげる原因となったため、客観的基準を確立する企業が増加してきたが、その場合、年齢・勤続・経験・学歴等に基準を求めるのが最も容易であったといつてよい。

職務給は、五〇〇人以上が三二・四％で最高の比率を示し、六七年の三〇・五％に比べて若干増加している。しかし、一〇〇〇～四九九九人の規模の企業の採用比率は七・二％と低下し、それ以下の規模の企業ではさらに採用比率が低い。たとえば三〇～九九人の規模の企業はわずかに三・五％にすぎないが、それでも六七年の一・七％にくらべるといくらかは職務給の導入がすすんでいる。このように職務給の採用が五〇〇人以上の大企業に限定され、中小企業における導入が遅々としているのは、中小企業の場合、職務の標準化が不十分で、導入の前提条件に欠けているほかに、職務分析や職務評価にとりくむ力がないことにも起因していると思われる。

職能給は、五〇〇人以上の大企業において四六・四％の比率を示している。しかし六七年は四五・九％であったから、導入はいくらか頭うちの感がある。しかし一〇〇〇～四九九九人の規模は三五・二％で、六七年の二二・一％からみるとかなり大幅に増加している。職能給は、わが国の企業の実情に即した面があるために、賃金管理近代化の手段として職務給以上に注目されてきたが、五〇〇人以上の大企業について一〇〇〇人以下の中企業においても導入がすすみつつあるといつてよいであろう。とくに中小企業においては、職能給が職務分析や職務評価などの手数のかかる技法を用いなくて済むところが歓迎されているように思われる。

総合決定給Ⅰ（年齢・学歴・勤続・能力等を総合評価して決定するが能

力や勤務成績の査定については、一定の査定基準により決定し支給する賃金は、五〇〇人以上七八・二％で、六七年の八一・二％にくらべると若干比率が減少している。また、一〇〇〇～四九九九人の規模の企業では六五・一％で、六七年の八二％にくらべるとかなり大幅な減少を示している。前述したように、この規模の企業では職能給の採用比率が増加しているために、総合決定給Ⅰの採用比率が減少したものと思われる。その他の中小規模の企業においても、減少の傾向が顕著である。

総合決定給Ⅰにおける「一定の査定基準」というのは主として人事考課制度をさし、それによって定期昇給金額を決定することを通じて基本給をきめるものである。このような方式はいつてみればいわゆる賃金近代化の出発点であるが、その採用比率の減少は、企業が次の賃金近代化の段階にはいりつつあることを示すものであろう。

総合決定給Ⅱ（組織的な一定の査定基準を設けず、総合的に評価して支給する賃金）は、最高が三〇～九九九人の二四・五％、ついで一〇〇～四九九九人の一八・一％となっている。六七年においてはそれぞれ四一・六％、二七・八％であったから、いずれも減少がいちじるしいといつてよい。総合決定給Ⅱは、賃金決定の客観的基準を定めず、年齢・勤続・学歴・能力等を経営者が総合判断して基本給をきめるものであるから、とかく経営側の恣意的な賃金決定におちいりやすく、その意味では非近代的な性格のものであった。このような賃金決定の非近代性は、従業員の定着にとつていちじるしいマイナスとなるため、その改善がかなり急テンポですすめられているのである。

業績給のうち個人能率給は、三〇～九九九人の規模が一二・四％を

第62表 製造業規模別労働時間数と格差

(単位：時間)

		500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
総実労働時間	1965年	186.4(100.0)	193.4(103.8)	197.7(106.1)	200.4(107.5)
	1966年	188.0(100.0)	194.2(103.3)	198.5(105.6)	200.8(106.8)
	1967年	191.1(100.0)	194.0(101.5)	197.6(103.4)	199.5(104.4)
	1968年	190.5(100.0)	193.0(101.3)	196.5(103.1)	199.8(104.9)
	1969年	187.5(100.0)	190.0(101.3)	194.3(103.6)	196.8(105.0)
所定外労働時間	1965年	18.4(100.0)	16.0(87.0)	15.2(82.6)	—
	1966年	20.6(100.0)	17.4(84.5)	16.3(79.1)	—
	1967年	24.1(100.0)	18.7(77.6)	16.4(68.0)	—
	1968年	24.2(100.0)	18.6(76.9)	15.9(65.7)	—
	1969年	23.8(100.0)	18.8(79.0)	16.0(67.2)	—

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計甲および乙調査」による。

示して最も高い。六七年において最高の採用比率を示していた五〇〇～九九九人の規模では、一二・五％から六八年の四・七％にいちじるしく低下をみている。その他の規模の企業においても、一〇〇〇～四九九九人の規模をのぞいて減少する傾向が顕著である。もともとわが国の企業の賃金は年功賃金であるために、純粋に労働の質・量に結びついた能率給を採用することは困難であり、そのうえ技術革新の進展によって労働の生産性の増加がいちじるしいから、個人能率給における単価が不適当

第63表 規模別労働時間の対前年同期増減率（製造業）
(単位：％)

年		500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
総実労働時間	1965年	△2.3	△1.4	△1.6	△1.2
	1966年	1.0	0.4	0.3	0.2
	1967年	1.4	△0.1	△0.1	△0.6
	1968年	△0.3	△0.5	△0.6	0.2
	1969年	△1.6	△1.6	△1.1	△1.5
所定外労働時間	1965年	△16.3	△13.4	△14.9	—
	1966年	11.9	8.7	6.0	—
	1967年	16.4	6.9	3.8	—
	1968年	0.4	△0.5	△3.0	—
	1969年	△1.7	1.1	0.6	—

〔備考〕 1) 労働省「毎月勤労統計甲および乙調査」による。

2) 30人以上の各規模の増減率については抽出替えに伴うギャップを修正してある。

になる場合が多いことが、採用比率減少の原因になっていると思われる。団体業績給は、五〇〇〇人以上の大企業の採用比率が一六％であり、ついで一〇〇〇～四九九九人の規模の九・三％の順となっている。団体業績給が個人業績給よりも比率の高い理由は、それが年功賃金のもとにおいても適用しやすいからである。すなわち鉄鋼業にみられるように、工場ごとの生産高にリンクして能率給支払の総額が決定され、それを年功賃金を基準として個人に配分される方式がとられている。

その他の給与要素のなかで規模の大きいものほど採用比率の高いものは、特殊作業手当、家族手当、住宅手当などである。しかしたとえば家族手当は、三〇〇～九九九人の規模の企業の場合、六七年度の五・八％から六九・二％に増加しているよう

に、中小企業もしだいに大企業なみの生活保障的な給与を支給する傾向が強くなっている。逆に規模の小さいものほど比率の高くなるものは、技能手当、奨励手当などである。大企業においては、これらの給与部分が基本給の決定におりこまれる場合が多いといっているであろう。

5 定期給与と臨時給与および賃金

不払の状況

定期給与と臨時給与

一九六九年における定期給与の推移をみると(第57表)、対前年同期増減率は、六九年の前半において一二～一三%台であったものが、後半には一四～一五%台に上昇している。前年は全般を通じて一二%台であったから、六九年においては定期給与の上昇が加速化しているといっている。これを金額的にみると、八月までに四万円台であったものが、九月以降は五万円台に増加している。

次に一九六九年における臨時給与の現金給与総額中に占める割合をみると(第58表)、鉱業二〇・四%(前年一九・一%)、製造業二四・三%(前年二二・九%)であり、いずれも前年より上回っている。この比率の月別推移をみると、鉱業で最も高いのは一二月五八・二%(前年五五・五%)であり、ついで八月四一・二%(前年四一・一%)、六月二六・九%(前年二三・六%)、七月二六・四%(二四・一%)とな

っているが、いずれも前年より比率が上回っている。このことは、夏季および年末の臨時給与の支給が、前年よりも多かったことを示している。

製造業で最も高いのは一二月六四・九%(前年六三・二%)、ついで七月四八・四%(前年四五・九%)、六月三五・六%(前年三三・六%)の順である。鉱業と同様に前年よりも臨時給与の比率は増加している。

労働省「毎月勤労統計調査」によつて、産業大分類別にみた臨時給与の支給率をみると、まず調査産業計では三・八九%であり、六八年の三・五九%をさらに上回っている。臨時給与は、六四年以降毎年増加をつづけているが、このことは好景気の持続を反映したものであるといつてよい。最も支給率が高い産業は、金融・保険業五・五九%、ついで電気・ガス・水道業四・七五%、卸売・小売業四・四二%の順となっている。

製造業中分類別に臨時給与の支給率をみると、最も高いのは精密機器四・九七%、石油・石炭四・六%、ゴム四・四二%、電気機器四・二四%の順である。

製造業規模別に臨時給与の支給率をみると、規模五〇〇人以上四・二一%、一〇〇～四九九人の規模の二五%であり、ついで三〇～九〇人の二四・八%、五〇人以上二二・八%、三～二十九人の二一・四%の順となっており、三～二十九人の小企業の増加率は五〇〇人以上の大企業より低い。前年においては臨時給与の企業規模別格差が

縮小する傾向があったが、六九年においてはその傾向が顕著にはみられない。

賃金不払の状況

一九六九年の賃金不払をみると(第59表)、当期把握した件数は、六九年四月～九月まで六九三五件、六九年一〇月～七〇年三月六三七三件であり、解決件数は、六九年四月～九月七〇〇五件、六九年一〇月～七〇年三月六五四二件となっている。全体の傾向としては、六八年よりも当期把握した件数および解決件数の双方で若干の減少を示している。

賃金不払金額をみると(第60表)、当期新たに増加した不払金額は、六九年四月～九月八億七二七〇万二〇〇〇円で、六八年の四月～九月の二九億一六二三万五〇〇〇円にくらべると大幅な増加となっている。また六九年一〇月～七〇年三月は、六〇億七四九〇万五〇〇〇円であり、やや減少しているとはいふものの、六八年同期の一四億一二〇六万六〇〇〇円にくらべるとはるかに多い。差引不払金額は、六九年四月～九月が四九億三五八万五二〇〇〇円で、六九年一〇月～七〇年三月が八六億三四四万八〇〇〇〇円でこれまた前年を大幅に上回っている。件数が減少しているにもかかわらず、金額がこのように増加しているのは、前年よりも規模の大きい企業が賃金不払におちいつていることを示すものであらう。

2 労働時間

労働時間の動向

労働省の「毎月勤労統計調査報告—全国調査—」によると(第61表)、一九六九年における平均総実働労働時間は、一九〇時間で、前年の一九二・七時間にくらべて一・四%の減少となっている。これを六九年上半年、下期に分けてみると上期一八七・四時間(前年同期にくらべて二%減)、下期一九二・七時間(〇・八%減)で、上期の減少がいちじるしい。総実労働時間は、六六年以降一貫して減少したことになるが、このことは労働力不足が労働条件の改善をもたらしていることのあらわれとみることができる。

総実労働時間を所定内、所定外にわけると、所定内労働時間は一七・一・四時間で、前年にくらべて一・六%減であり、六五年以降最高の減少率となっている。時間短縮の傾向はますます顕著になっているといつてよい。一方、所定外労働時間は、一八・六時間で前年より〇・三%の増加となっている。好景気の状態のもとで六九年における生産活動が活発であったことを反映している。

労働時間の動向を産業大分類にみると、製造業では六九年の総実働労働時間が一九〇時間で、前年より一・六%の減少となっており、調査産業計の一・四%を上回っている。この総実労働時間の減

少は、もっぱら所定内労働時間の減少（一・七％減）に起因するものであり、所定外労働時間に〇・一％とわずかながら増加している。このような傾向は前年からひきつづいたものであり、労働時間の短縮が製造業において顕著であったことを示す。

製造業以外の産業もいずれも総実労働時間が減少し、電気・ガス・水道業の一七四・六時間（二・三％減）、運輸・通信業一九二・九時間（二・六％減）、金融・保険業一六五・六時間（一・〇％減）、卸売・小売業一八八・三時間（一・四％減）、鉱業一九三・四時間（〇・三％減）となっている。これらの産業のなかで所定外労働時間が多いのは、鉱業二八時間（四・一％増）、運輸・通信業二一・六時間（〇・五％増）、製造業二〇・二時間（〇・一％増）などである。

製造業主要中分類別総実労働時間数および増減率をみると、まず労働時間が最も少ない産業は、化学一七八・六時間、ついで精密機器一八一時間、ゴム一八三・二時間、石油・石炭一八三・八時間、電気機器一八四・八時間の順となっている。逆に最も多いのは出版・印刷二〇〇・八時間、ついで鉄鋼一九六・一時間、金属製品一九五・六時間、一般機械一九五・二時間の順である。所定外労働時間が最も多いのは鉄鋼三二・四時間、ついで輸送用機器三〇・七時間、非鉄金属三〇・一時間、一般機械二四・八時間の順となっている。

前年にくらべて総実労働時間の減少の大きい産業は、ゴム（二・六％減）、輸送用機器（二・一％減）、一般機械（二・一％減）、精密機械（二・〇％減）、鉄鋼（一・八％減）などであり、労働時間数の増加した産業はない。前年にくらべて所定外労働時間数が減少した産業は、ゴム（四・七％減）、輸送用機器（三・二％減）、精密機器（三・〇％減）などであり、逆に増加した産業は、化学（四・四％増）、石油・石炭（三

・四％増）、電気機器（二・七％増）などである。

次に規模別の労働時間を製造業についてみると（第62表）、まず総実労働時間では、五〇〇人以上の大企業が一八七・五時間であるのにたいして、一〇〇～四九九人が一九〇時間（五〇〇人以上を二〇〇として一〇一・三）、三〇～九九人が一九四・三時間（二〇三・六）、五～二九人が一九六・八時間（二〇五・〇）であり、規模の小さくなるにしたがって労働時間は長い。これを前年にたいする増減率でみると（第63表）、五〇〇人以上が一・六％減、一〇〇～四九九人が一・六％減、三〇～九九人が一・一％減、五～二九人が一・五％減となっており、前年とは逆に規模の小さい企業の減少率がやや小さいといつてよい。

次に所定外労働時間の規模別格差（第62表）をみると、五〇〇人以上の規模は二三・八時間、一〇〇～四九九人一八・八時間（五〇〇人以上を二〇〇として七九・〇）、三〇～九九人一六時間（六七・二％）となっており、規模が小さくなるにつれて所定外労働時間は少なくなり、実労働時間とは逆の形になっている。したがって所定内労働時間の規模別格差は、総実労働時間の格差よりいっそう大きいことになる。いいかえれば中小企業においては、大企業よりも労働時間短縮がすすんでいないのである。

交替制の実情

技術革新の進展と生産規模の拡大に対応して交替制を採用する企業は増大する傾向にある。そこで電機労連、鉄鋼労連、全石油、食品労連の調査によって大まかな特徴をみると、まず電機産業においては二交替制が中心となっており、その態様は二班二交替、三班二交替がほとんどである。また三交替制をとっている場合は、三班三交替制・四班三交替制の二種類

があり、一週ごとに転換するものが大部分である。

鉄鋼産業では三班三交替が多く、一週ごとの転換を設け、転換日には一班が明休のブランクをカバーする方式（一六時間勤務）が多く採用されていた。しかし七〇年四月一日から四班三交替制が採用され、たとえば八幡製鉄所では年間八三日の休日と、週当り実働三九・二時間に短縮されることになった。

石油産業では二交替制が多く、その編成は二班、三班、四班と多様であり、転換日は一〜三日程度と短期間である。食品産業では二交替、三交替を併用している場合が多く、四班三交替のところでもかならずしも時間短縮と結びついていない。

【参考資料】 (1)労働大臣官房労働統計調査部編「労働統計調査月報」、(2)日経連「七〇年代をむかえた日本経済と賃金問題」（一九七〇年一月）、(3)春闘共闘委員会「一九七〇年賃金白書」、(4)総合労働研究所「団体交渉のための賃金資料」（一九六九年十二月）、(5)労働法令協会『賃金通信』、(6)労務行政研究所『労政時報』

IV 合理化の現状とその

特質

概要□長期好況下の合理化——好況の長期化と生産性の向上／六九～七〇年合理化の特徴／産業別「合理化」の実態——鉄鋼業／造船・機械工業／電機工業／化学工業／繊維工業／非鉄金属鉱業／石炭鉱業／国有鉄道／郵政事業／たばこ専売／地方自治体／労働災害と職業病——概況・労働災害／産業別／建設業／交通・運輸業／企業規模別／石炭鉱業／おもな重大災害・職業病／発生件数／産業別発生状況／化学工業

概

要

一、第二次資本自由化などの「国際化」と労働市場の逼迫を契機とする産業再編成は、前年以上に公共産業や公益産業をも広く包含し、大型合併を中核として全社会的に推し進められている。産業再編成は、限界的な企業・部門の雇用そのものをおびやかすだけでなく、巨大化した新企業の雇用の合理化を徹底的に推進している。

一、いわゆる重化学工業における合理化は、つぎのとおりであった。まず鉄鋼業では市況の回復にともない、稼働率が急上昇したが、その過程で、休憩時間の短縮と分割交替などを含む四組三交替制が導入されようとしている。このほかに、現在さらに拡大しようとしている設備投資によって、これまで以上のスクラップ・アンド・ビルドが進められようとしている。造船・機械工業では、資本の集中、系列化、生産機種の調整にともなう合理化が進められている。このなかで、限界企業の労働者は、解雇・再就職を余儀されている。そうした雇用不安を一応まぬかれた場合でも、「省力化」・「無人化」による合理化を強制されている。化学工業では、石油化学工業の発展を基軸とする産業再編成・生産品種の調整がより大規模に展開している。そのため、スクラップ・アンド・ビルドによる配転がより大量化しつつあると同時に、配転の範囲も関連企業や系列・

下請け企業にも拡大しつつある。

一、スクラップ化が最も大規模に、かつ急激に進められた石炭鉱業では、六九年にも多数の炭鉱において閉山や分離縮小などが強行された。その過程で、「保安無視の労働強化」がさらにいつそう推進されつつあり、そのために、一年間に三人に一人は死傷する、といわれてきた状態がさらに悪化しつつある。

一、公共産業における合理化はさらにその産業分野を拡大させつつある。まず郵政事業における自動化・機械化の強行がそれであり、専売事業におけるたばこ工場の統廃合、二交替制の導入がそれである。地方自治体における合理化はさらに拡大しつつあり、国鉄では一六万五〇〇〇人にも及ぶ「合理化」計画が作成されている。

一、労働災害は、死傷者数でみるかぎり減少してはいるが、その傾向は決して安定していない。とくに、死亡者数においてそのことが顕著になっている。このことは「重大災害」の多発と対応している。これにたいし、職業病は明瞭に増加しており、とくに災害性疾病の多発と新しい職業病の発生が大きな問題になってきている。

1 長期好況下の合理化

好況の長期化と生産性の向上

戦後においてもっとも長かった「岩戸景気」より長い、といわれている「好況」が、七〇年にはいっても持続している。ただし、経済企画庁

の「企業経営者の見通し」調査によれば、六八年後半から六九年前半にかけて急激に増大した「景気上昇」の予測も、六九年後半からふたたび減少しはじめ、七〇年前半の予測では「景気下降」が回答の七〇％前後を占めている。しかし、近年実績と見通しの一致度が高い「機械受注見通し」は順調に伸びており、「景気下降」の兆候はみられない。とはいえ、一部に金融引締めによる影響が認められるに相違ないが、少なくとも産業総合生産指数の六九～七〇年の動向は、六八年末から六九年初に多少停滞した以後は順調に増加してきている。

これにたいして、雇用指数の伸びは依然として鈍化したままであり、しかも総実労働時間の短縮は六九～七〇年に顕著に進みつつあるので、労働生産性指数はきわめて順調に伸びているとみてよい。日本生産性本部調査による製造業の労働生産性指数の増加率は、明瞭に六八～六九年のほうに六七～六八年を上回っている。こうした上昇の一部分は、六七～六八年において鈍化していた稼働率の顕著

な上昇によってもたらされたのだが、他の一部分は「合理化」によって、すなわち、①単位労働時間あたり労働強度の増大、②労働生産性がより低い生産部門からより高い生産部門への労働力の移動によってもたらされたのである。

六九～七〇年合理化の特徴

まず、(1) 六九年三月、第二次資本自由化が実施され、一〇月の日米残

存輸入制限協議会においては五五品目の輸入を七一年末までに自由化することを決定した。さらに七一年一〇月から自動車も資本自由化されることになった。こうした「国際化」と労働市場の逼迫を背景として、六九～七〇年の産業合理化もよりいっそう強く推進せしめられている。必然的にそれは各産業の再編成という形態をとると同時に、各企業の経営合理化、とくに労働合理化という形態をとっている。労働合理化の形態については、本『年鑑』第四〇集でも指摘したとおり、①要員の徹底的削減——それによって、低生産性分野の過剰労働力を増加させ、それを高生産性分野に移動せしめる、②労働強度の増大——生産方法の技術的向上によるばかりでなく、末端職制の強化、「自発的」小グループ活動、「能力主義的」労務管理の強化によっても推進せしめられる、③労働時間の延長——所定内労働時間は短縮せしめられつつあるが、労働力不足がとくに深刻化している分野では所定外労働時間が延長せしめられる傾向がある、④労働組合活動の制限、⑤賃金合理化のほかに、労働安全条件の低下も考慮に入れておく必要がある。

(2) 産業再編成は、限界企業の雇用そのものをおびやかすだけでなく、巨大化した新企業の雇用を徹底的に合理化しようとする。その意味で、七〇年三月三十一日に公正取引委員会の同意審決によって

発足した新日本製鉄の誕生は、これまでも進められてきた大型合併の象徴であり、同時に産業合理化がさらに新しい段階に達しようとしていることを示唆している。六九年における主要な企業合併についてみると、つぎのとおりである。重化学工業では、住友機械—浦賀重工、三菱化成—化成直江津、協和醗酵—理研化学、大阪ソーダー—大曹化成、日本製鋼—太平洋ニッケル、三菱セメント—武甲開発、軽工業では、ニチボー—日本レイヨン、日本楽器—天竜楽器、その他の産業では、川鉄商事—川一岐商、日新運輸倉庫—横浜海運倉庫などとなっている。

(3) 合理化による労働組合活動の制限については、本『年鑑』第四〇集でもふれておいたが、たとえば「合理化」にかんする事前協議制度も、たんに労働組合運動の成果としてのみ評価することはできない。力関係いかなによっては、労働者の利益にとってマイナスの作用をも及ぼす。そうした矛盾を含む労使協議制が産業別にも組織されつつあるが、それが六九～七〇年にもさらに多くの産業分野に拡大し、強化された。これまでも、綿紡績、化繊、電機、自動車などの産業において労使会議が結成されたが、六九年末、新たに造船工業会と造船総連とによって労使会議が結成され、この会議には三菱重工労組のほかに、全造船機械傘下の石播重工労連、川崎重工労組および日本鋼管造船労連も参加することになった。さらに鉄鋼労連や合化労連においても、従来より広い産業別組織のレベルにおける労使会議の結成が提唱されており、今後の動向が注目されている。

2 産業別「合理化」の実態

鉄鋼業

金融引締めの影響を直接受けたことをはじめ、在庫調整による内需の伸び悩み、市況の下落などによってその生産が停滞していたが、粗鋼生産は六八年末から六九年にはいつて回復しはじめた。それは、一つには「自主調整」による市況対策が効果を発揮しはじめたからであるが、もう一つには内需が回復してきたことと同時に、輸出がひきつづき好調だったことによる。とくに、鉄鋼輸出は、対米輸出の自主規制にもかかわらず、ヨーロッパにおける好況と需給逼迫とによってヨーロッパ向けの輸出が激増し、さらにその他の地域にたいしても前年度を上回る契約・船積みを行なっている。また、六八年度前半まで停滞しつづけてきた内需も、六八年秋以降、建設・造船向け出荷が増加し、自動車・電機的需求増加もこれにくわわり、出荷が急増した。

こうした状況のもとで、鉄鋼各社はフル操業にはいり、毎月のように生産記録を更新している。このようなフル操業体制のなかで、鉄鋼大手各社の新鋭高炉があいついで完成しており、六九年における新設高炉は、川崎製鉄水島第二号（一月）、住友金属和歌山第五号（二月）、富士製鉄名古屋第三号（四月）、日本鋼管福山第三号（七月）、八幡製鉄君津第二号（九月）の計五基を数えている。このような好

況を背景として、各社の決算は大幅に改善された。この高収益を背景として、鉄鋼各社は大規模な設備投資に取り組み、ふたたび設備投資競争が展開されている。

六九年五月の産業構造審議会資金部会の答申によると、六九年度の設備投資額は昨年実績五一二三億円にたいし、九〇五億円増の六〇二八億円が見込まれており、一七・七％の増加となっている。資金調達計画では、内部資金が四〇・二％に達しており、株式とあわせると、自己資本の調達比率が四四・八％に達する。このような資金調達による設備投資、とくに高炉のそれについては、大手各社間の利害が対立しており、調整が難航している。すでに発表された計画によると、①住友金属鹿島第一号、容量三〇〇〇立方メートル、七〇年一二月完成、②川崎製鉄水島第三号、三三〇〇立方メートル、七〇年六月、③日本鋼管福山第四号、三〇〇〇立方メートル、七一年三月、④八幡製鉄君津第三号、三〇〇〇立方メートル、七一年三月、⑤富士製鉄大分第一号、三五〇〇立方メートル、七一年九月の五基の建設が予定されている。これにたいして、通産省は鉄鋼需給見通しから割り出した六九年度の高炉着工は一〇三基である、という試算を発表している。それにもかかわらず、住金、川鉄は各社計画順位にもとづく早期着工を主張し、八幡、富士はシェアにもとづく二基着工を主張し、明瞭に対立している。これにたいして、通産省は、①着工にはメーカー側の自由裁量を残すが、完成時期を押え、かつ完成順位はこれまでに提出したメーカーの計画を変えない、②需給バランスからみて完成時期は各社の計画全体をさきへ延ばす、その場合、第一位と第五位の時期は短縮する、③八幡、富士両社を優先する、などの斡旋案を示した。

こうして、新日本製鉄をはじめとする鉄鋼大手各社の設備投資の増大は、必然的に、①旧設備のスクラップ化を進め、現在より以上の大規模な配転を必要とするであろう。さらに、②短期間に減価償却するために高操業度を維持しなければならなくなり、そのことは労働密度のいっそうの増大をもたらすと同時に、③労使関係の「安定」を絶対条件としなければならないのだから、さきの大量配転や労働強化をめぐる労働組合の活動を抑圧する結果ともなるであろう。④さらに減価償却による負担を労務費の相対的軽減によってカバーするために、これまでも切り詰めてきた要員をさらに削減し、⑤より少数の要員で生産性を向上させるための「新作業体制」Ⅱ職制機構の強化が推進せしめられるであろう（鉄鋼労連、六九年定期大会経済資料などによる）。

造船・機械工業

まず、日本の造船業は、ロイド統計によると、六八年に八五八万総トンを進水させ、世界全体の五〇・八%を占め、ひきつづき首座を誇っている。そのため、大手造船の建造量の年々の増加率はきわめて高くなっている。他方、中小造船においても、近海船、内航船の代替建造、漁船の鋼鉄化、また輸出船の増加などによって、その建造量は年々急増し、六七年一〇〇万総トン、六八年一三三万総トンのように増加している。

これにたいし、世界海運業の船腹量のほうは、今後も資本間競争の激化をともないながら、タンカーやバルク・キャリアーを中心として増加する、と予測されている。と同時に、船舶の大型化、専用船化および自動化などがさらに促進され、コンテナ、自動車などの専用船のほか、OBO型の多目的船の建造も増加するであろう。他方、日本の海運業は、再建整備措置法によって、六グループに集

約され、利子補給や割増償却制度など、国の手厚い保護のもとに、一九五九万総トンの船舶を保有し、いまや世界第三位の海運国にのし上がっている。しかしながら、急増する貿易・貨物の日本船による積取り状況は年々低下しつつあり、海運国際収支の赤字が増加しつつある。このため、政府は、六九年度から六年間に二〇五〇万総トンの外航船を建造する政策をうちだした。また、内航海運は、木材、鉄鋼、石油などを中心としてほぼ堅調に推移している。さらに、従来、内航海運は荷主の産業独占の支配下で、過当競争と経営基盤の貧弱なことにあえいでいたが、最近はこれらも改善されつつある。このように、造船市場は内外両面において、好調に推移している。

つぎに、陸上機械部門も、依然として国内産業などの拡大に対応して受注は順調に増加しつつあり、六九年も前年を二〇%以上も上回る増加率を示している。機種別には、とくに重電機、通信機、産業機械、工作機械の受注の増加がいちじるしい。これらの機械類の輸出もかなり伸びてはいるが、受注総額に占める外需は、船舶を除けば一〇%を若干上回る程度にとどまっており、西欧諸国に比して顕著に低くなっている。これは、産業機械・工作機械の場合明瞭なように技術格差のためであるが、また技術導入のために輸出先が制約されているためでもある。しかし、他方、国内産業における設備投資は当分増加しつつあるであろうし、海外からの石油精製・肥料・製鉄プラントの活発な受注もみられるので、機械類の市場も拡大基調である、と判断してよい。

こうした市場にたいして、機械関係企業は、第三次資本自由化などによる国際競争の激化に対処するために、造船業を含めた資本の

集中、系列化、産業機械の調整が進められており、外国資本との合併も活発になってきているので、こうしたことが労働者への合理化をいっそう強化する、とみななければならない。造船資本も、最近はいままでの生産量拡大という経営態度から、企業の質的充実のための合理化を進めている。すなわち、適正操業、生産の計画化、経営効率化による適正利潤の確保を目標としており、国際的にも協調の方向で対処している。

それと同時に、企業内労使関係の近代化、長期安定化などの労使協調の思想攻撃も強化されてきている。こうした合理化のなかで、とくに顕著なものとして工数低減のための省力化投資があげられる。運輸省と大手造船とで構成されている「アンマンド化研究委員会」は、既存設備の現在人員を三分の二に、新設工場の人員を三分の一まで削減する、という目標をたてて検討しており、労働集約産業といわれた造船業を技術集約産業に変革しようとしている。また、すでに労働力不足の深刻化もあって、大手・中手を問わず、管理部門の縮小、生産工程の自動化、電算機による集中制御方式など、「無人化」合理化が積極的に進められている。

さらに、前述したように、国内外における市場の確保と安定的なより多くの利潤を追求するための資本の集中・合併を軸とする産業再編成について、次の事実にも注目しておかねばならぬ。つまり、すでに造船業には大手造船を中心とする寡占体制が確立しているが、造船のみならず、機械、電機、航空機なども含めた総合重機械工業としての支配体制がしだいに形成されつつある。さらに、財閥集団内の結束も、着々と強化されつつある。したがって、中小機械・造船資本は、こうした体制のなかで独自の発展が抑制されてお

り、完成品や機器部品の低廉で安定的な供給者として下請け・系列化されている。このように、政府と資本が一体となって推進している合理化政策は、当然、従来より以上に賃金上昇を抑制し、配転の強行、労働強化あるいは首切りという激しい攻撃となって現われてくることは明瞭であろう。それと同時に、労働者の抱きこみや組織の分断策動もいっそう強められるものとみなしなければならないだろう（全造船機械、六九年定期大会議案などによる）。

電機工業

ひきつづき、長期の増収・増益を記録しているが、今後の国際化の進展と労働力不足などのきびしい環境条件に対処して、産業再編成にともなう企業の集中・合併・分離、外国資本との資本・技術提携、企業の地方進出、販売・流通部門の整備、省力化の促進、生産性向上、少数精鋭化、能力主義の採用など、企業の競争力強化のための経営体質の改善・合理化が進行している。そして、仕事の標準化、細分化および自動化による単調作業の増加が、職場における人間疎外感を高めていることに注目しなければならぬ。

(1) 重電機部門 重電機の生産分野では、エネルギー資源や発電コストの関係で水力から火力へ移行し、さらに原子力発電に本格的に取り組みつつあり、MHD発電などの開発の方向へ移行してきている。しかも重電機の受注形態が単体受注から総括受注に変化しており、そのために受注企業を選択されることになり、寡占体制化が促進されつつある。重電機の国際的技術水準は外国の企業に見劣りしない水準に達しているが、なお設備効率、労働生産性、自己資本比率などの面で格差があり、また大量生産による低価格化や支払条件の面でも不利な立場にあるので、体制の整備が望まれている。

しかも、不足化しつつある労働力には高い熟練が必要であり、省力化・自動化も困難になっている。

(2)家庭電器・電子機器部門 一九七一～七二年に需要の「屈折」が予測されており、またアメリカの輸入制限の動向が問題になっている家庭電器部門では、六九年度には前年度の生産を五〇%も上回った伸びを示した。たしかに普及率の高い既存製品は需要が弱化したところあり、価格引下げにも限界があるので、カラーテレビやルームクーラーや電子レンジに重点が移りつつある。とくに家庭電器部門では流通機構に大きな問題が存在し、外資対策とも関連して、百貨店やビッグ・ストア、大型販売店のシェアの拡大と、それに対抗する小売店の協業化・大型化の動向が問題になっている。これにたいして、電子機器部門の成長はめざましく、自由化のための自主技術の開発が望まれている。いずれにせよ、両部門とも労働集約的産業であり、労働力不足や特惠供与による開発途上国の追いあげが大きな影響を持つようになってきており、開発途上国への企業進出が進みつつある。このほか、地方への工場進出、省力化や、パートの採用、交替勤務体制の導入も、多数の労働者に大きな影響をあたえている（電機労連「産業政策の課題と基本態度」七〇年による）。

化学工業

六九年において、石油化学工業を中心とする化学工業の設備投資は工事ベースでついに六〇〇〇億円を超え、産業別順位でも、電力、鉄鋼業について第三位に上昇し、自動車工業を追い越した。石油化学工業化にともなう大型投資の増大は大規模な合理化をすでに推進してきたが（本『年鑑』第三九集、参照）、従来とは異質の合理化が展開しつつあることが最近いよいよ顕著になってきた。

六九年春、丸善石油化学における年産三〇万トンのエチレン・プラントの完成にはじまり、七〇年中になお六センチターにおける三〇万トン・プラントが建設される計画であり、これによって日本の化学工業は、資本・技術両面においてまた一つの-new段階にはいった。ということとは、①「巨大技術とそれを可能にした巨大資本の存在は、旧来の資本と技術を機能的に解体し自己の中に吸収・包摂してしまう。この具体的なあらわれが、巨大資本による中規模資本の系列化であり解体である」という意味においてである。親企業である住友化学の千葉コンビナートの進出により、メタノールは千葉で集中生産されることになり、そのためにメタノールの生産が中止されるにいたった秋田石油化学の事例が、その典型である。②メタノール以外にも、アンモニア、塩化ビニル、メラミンなどの多くの製品分野、とくに従来は石油化学製品ではなかった旧製品分野のスクラップ化が大規模に進行しつつある。③こうした生産集中は、従来は他産業に比して遅れていた寡占体制の強化をも意味する。とくに、これまで急激に下落してきたエチレンをはじめとする石油化学製品価格が下げとどまってきている現状は、寡占化の端的な効果だ、とみることができ。④さきの秋田石油化学のケースからも知られるように、化学資本は大規模に東北・北陸から太平洋沿岸の臨海工業地帯に移動しつつあり、この事実がまた最近の合理化の大きな特徴となってきた（合化労連、六九年定期大会討議資料による）。

以上の変化によって、六九年において、前掲の秋田石油化学のほかに、鹿島コンビナートでのアンモニア大型化・集中生産化による日東化学八戸工場、日本化成の小名浜での集中生産化による東北肥料秋田工場、水島コンビナートにおける集中生産化による日本カー

バイト魚津工場、日本合成熊本工場およびサン化学における燐酸の集中生産化による日東硫酸、新潟硫酸の、それぞれ生産縮小、それにとりもなう合理化が行なわれた。とくに労働者にたいする「合理化」攻撃は、①工場・町ぐるみのスクラップ化という形をとっている。②関連企業、系列・下請け企業への配転が大規模化している。③「新労務管理体制」などの導入によって、要員削減、労働強化、さらに諸権利の侵害が進んでいる。④労使協調や「労使一体論」による思想攻撃がとくに激しくなっており、組織分裂攻撃や懐柔策による労働組合の弱体化、あるいは「資本に協力する労働組合」への体質改善などがおしすすめられている（合化労連、六九年定期大会資料、および総評定期大会特別報告「合理化反対闘争の組織化について」による）。

繊維工業

日本からの繊維製品の輸出にたいするアメリカ側の規制と、いわゆる低開発国のソシアル・ダンピングとに挟撃され、日本の繊維工業は苦況に追い込まれている。こうした条件下で、紡績資本は、政府の「構造改善」政策と提携しつつ、中小企業と労働者の犠牲のもとに大規模な合理化を強行しつつある。政府の「繊維構造改善対策」の実施がそれであり、企業合併にとりもなう合理化、個別企業の職場レベルにおける合理化がそれである。

(1)「繊維構造改善対策」

①経営規模の拡大とそのための中小企業のグループ化、②設備の近代化投資、③過剰設備の廃棄——その対象は、紡績・織布部門につづいて、染色整理・メリヤス部門に移りつつある。④こうした構造改善が政府の計画どおりに進むと、中小企業の三分の二が近い将来に整理・統合されることになり、大量失業の発生の可能性が強い。もっとも最近二年間の繊維業界は好況

局面にあるために、政府の構造改善も計画どおり進行してはいないが、景気下降の局面にはいると、うえのような合理化がより大規模化する、と予測されている。それでも、六八年度における中小企業の倒産件数は一四一二件に達している。

(2)合併・資本集中による解雇問題 東洋紡と呉羽紡との合併によって、両社で二〇〇〇人の解雇が行なわれ、従来賃金水準の高かった呉羽紡において男子五〇〇〇円、女子三〇〇〇円の賃金カットが強行されたのと同時に、たとえば呉羽紡敦賀（ナイロン）工場において四組三交替が三組三交替に改悪せしめられたのは、六六年のことであった。これをきっかけとして、大手紡績九社における九〇〇〇人にもものぼる大量解雇が行なわれた。そしていままた、ニチボーと日本レーヨンの合併（六九年一〇月）による前述とほぼ同様の解雇が問題になっているのである。

(3)企業・職場レベルにおける合理化

①片倉工業では男子五人に一人の、日本ビニロンでは男子三人に一人の解雇が強行されている。②二四時間操業が紡績業を中心として全面的に実施されるようになり、三組三交替制がしかれるようになった。③大企業を中心として職務給が導入されつつあり、女子労働者の大部分が低賃金ランクに釘づけせしめられつつある。また、QCサークル、ZD運動の導入がさかんであり、労働密度の増大と企業意識の強化が進められている。さらに、労働力不足を補うために、パート・臨時工・季節工の採用が増加しており、かれらの日曜出勤などの超過勤務は野放しにされている。④このような合理化のなかで、同盟傘下の多くの組合では、「反総評」、「社共との対決」などの思想攻撃が日常的に行なわれており、また、たとえば生理休暇権がゼロに近い状態にお

しやられているケースさえでてきている。⑤有毒化学物質を使用する工場、とくに染色工場では、労働災害が多発している（繊維労連、六九年定期大会議案書による）。

非鉄金属鉱業

鉱量の枯渇による鉱山の休・廃山や企業内石炭部門の縮小などから、非鉄金属鉱業も、斜陽産業である、とみられる傾向がある。しかし、右の現象は部分的な現象であって、非鉄金属鉱業全体としては、急成長しつつある銅をはじめ、金、銀、鉛、亜鉛、アルミニウムなどの需要が増加している金属を生産する成長産業である。だが、問題は、国内鉱の比重が最近顕著に縮小しつつあり、他面、海外鉱山の開発などのための投資が進められており、また国内製鉄所の大型化が強行されており、それらに対応して産業再編成が展開しつつある点である。鉱量の枯渇による人員縮小、大型化製錬に転換できない工場の閉鎖、さらに国内探鉱にみきりをつけた結果、全面閉鎖や売山などのきびしいスクラップ化も発生しているが、それは以上のような産業再編成のなかで起こっているのである。このほか、いわゆるベースメタル以外の鉱種には、深刻な困難に直面しているものが多く、とくに硫黄山、石膏山の場合は、供給構造・消費構造の変化によるとともに、その背景には、加工部門から資源部門への支配圧力、資本系列の圧力がかけられているからであり、そこに根本的な問題点がある。

松尾鉱山の合理化問題も、こうしたメカニズムのもとで発生したのである。埋蔵量二億五〇〇〇万トンといわれ、アジアで有数の大鉱山として知られており、五〇年代前半までは「三白ブーム」で繁栄していた。だが、硫黄市況の振幅が大きく、とくに「三白ブーム」後退後は赤字経営に転落し、また合理化計画などの失敗などで

三度にも及んだ社長の交替のなかで、神戸製鋼の翼下にはいり、再建計画が進められていた。しかしながら、回収硫黄の出現によって圧迫を受けたほかにも、流動炉・直熱炉などの製錬機械への転換の失敗、大露天掘坑の挫折、子会社である東北鉱化の操業不安定、八幡平観光への進出の失敗などから、実に七〇億ちかい赤字が累積し、ついに六八年一二月、会社更生法申請に踏みきった。六九年にはいって、会社更生法適用後、更生計画確立のための努力が進められたが、金融機関の融資拒否によって計画決定の見通しを失ってしまった。このため、浅田管財人は、つぎのような最終再建案を労働組合側に提案した。①採算不可能の硫黄は完全に生産中止とし、硫化鉱専門となる。②硫化鉱の生産規模は東北鉱化・日東化学などの需要先が確定している分のみにとどめ、月産三万五〇〇〇トン程度に減産する。③大幅な人員整理を実施し、「縮小均衡」をはかる。

ほぼ、この再建案にもとづき、六九年末、松尾鉱山は硫化鉱専門として再建されることとなり、八一人の元従業員を再雇用し、採掘を再開した（全鉱、六九年定期大会資料、労働省『資料労働運動史』による）。

石炭鉱業

六九年初成立した第四次石炭関係法にもとづき、石炭各企業は閉山あるいは縮小をさらに推し進めている。

明治、杵島、麻生の企業ぐるみの閉山、雄別の分離縮小、目尾、太刀別、新奈井江、神原など中小炭鉱の閉山の続出がそれである。他方、今後操業をつづけていく炭鉱も、再建整備法にもとづく第二次肩替りを受けるために、今後の操業計画を政府に提出しつつある。三菱鉱業の石炭部門の分離独立、住友炭鉱をはじめ、北炭・太平洋・松島の兼業部門の分離がそれである。三井鉱山の場合は未定のようだが、すでに六四年に時価一〇〇億円といわれていた三池港務所

を、新産業都市政策に便乗し、国家資金引出しのために八億円の薄価で資産の持出し（分離）を行なっている。

こうした状況のなかで、必要労働力の確保さえ困難になってきており、貯炭量の減少傾向はますます強まりつつあり、原料炭・一般炭の不足が、鉄鋼業や電力業にとって深刻な問題となりつつある。とくに、オーストラリア炭の開発の遅れとアメリカ炭鉱労組のストライキなどの影響を受けている鉄鋼業にとっては重大な問題であり、政府の石炭問題検討機関にたいして、炭価上昇を防止するための働きかけを行なうだろう、と予測されている。また電力業界も、一般炭の引取りについて、出炭計画が予定どおり実施されぬ以上、今後引取り量を減少する、という条件をつけている。とすると、出炭計画の強行実施についての「公的規制」がますます強化され、そうなれば「保安無視の労働強化」がますます推進せしめられることになるだろう。

これまでの石炭合理化によって、スクラップ化とビルド鉱の大型化・高能率化は顕著な成果をあげており、一鉱あたり生産量は六〇年の七・七万トンから六八年の三二万トンに増大し、生産能率（常用労働者一人あたり月産）も、同期間に一八・〇トンから四七・九トンまでに増加している。しかし、こうした「人員削減」と過度の残業による「能率向上」が労働者にあたえたものは、高温・多湿・暗黒労働に比しての低賃金と労働災害の激化と健康の破壊であった。

(1) 炭鉱の労働災害は、合理化の強行とパレレルに激化してきており、稼働延一〇〇万人あたりの災害率は六〇年以降急激に上昇し、六〇年一〇〇にたいして一四〇台を上下しつづけている（I-IV 3 労働災害と職業病の度数率・強度率も参照）。とくに坑内職場におい

て災害が多発しており、六八年における坑内労働者の死傷率は、大手炭鉱三二・四％、中小炭鉱三六・〇％にも達しており、一年間で労働者の三人に一人が死傷する、という状態におちいつている。とくに坑内職場でも、採炭夫・掘進夫の災害が多く、年間じつに七〇～八〇％のものが罹災している、と報じられている。

(2) 合理化による労働強度の増大と長時間労働の強化は、腰痛症、難聴、振動障害などの職業病の原因となるような障害を増加せしめている。そのみならず、疲労の累積のために、結核や胃腸障害などの病気に罹患する事例が増加している。そのために、炭鉱労働者の療養費は最近とみに増加してきている。すなわち、合理化がまだ本格化する以前の五八年に比して、健康保険の受診件数が一〇年間に二倍ちかくにも増加し、療養費のほうは四倍以上にも増加している。とすると、一件あたり療養費は二倍以上に増大したことになる。これは、部分的には健保給付率の上昇を示すが、それ以上に療養がより長期化し、困難化してきていることを示している（「炭労新聞」六九年定期大会討議資料特集による）。

国有鉄道

六九年九月一二日、政府は臨時国鉄基本問題閣僚協議会において「国鉄の財政再建に関する基本方針」を決定した。この「基本方針」は、六八年一一月の国鉄財政再建推進会議の答申を受けて、第六一通常国会において成立した「国鉄財政再建促進特別措置法」にもとづき、国鉄が策定する国鉄財政再建計画（六九～七八年度）の指針となるものである。その「基本方針」の骨子は、次の三点にある。①少なくとも再建期間の最終年度においては償却後黒字が生ずることを財政再建の目標とする、②国の施策としては、財政措置、合理化輸送体系の形成、国鉄運賃料金制度の合

理化などをはかる、③国鉄の措置としては、設備投資、経営体制の近代化、合理化、関連事業などの整備、管理体制の近代化などをはかる。さらに国鉄当局は、このような「基本方針」にそって、①「経営体制の近代化、合理化を促進し、収入の増加、経費とくに人件費の節減に努めるものとする」、②「経営体制の近代化、合理化と相まって、退職者の一部不補充により要員規模を縮減する」について、再建計画を決定し、それについて運輸大臣の承認を求めたのち再建計画の具体化を行なおうとしている。

こうした、第三次をさらに上回る大規模な合理化計画について、国鉄労働組合業務対策部が把握しているところでは、(1)まず「要員規模の縮減」の方針は、次のとおりである。①退職などの一部不補

第64表 国鉄合理化策とその効果・方向

部 門		おもな近代化事項	そ の 効 果	今 後 の 方 向
営 業		CTC, RC, 自動信号化, 継電化, 踏切近代化(機械化, 立体交差化), ヤード自動化, マルス投入, 近距離窓口の券売機械化	運転関係従業員の統合, 踏切取扱い業務の機械化, 廃止, ヤード作業の機械化, 出札業務の自動化	運転取扱い指令業務の自動制御化, 引続き実施, ヤード作業の集中制御化, 改札業務の自動化, 遠距離窓口の機械化
運 転	乗務員	動力近代化	トレンアワーの短縮, 乗務員運用の能率化, 基地の統合	1人業務化→ATO化
	検 修	動力近代化, 検修設備近代化, 車両近代化	車両検修作業の簡素化, 基地の統合, 車両検修作業の機械化, 回帰キロ数の延長	検修作業の自動制御化, メンテナンスフリー化, いずれも引続き実施
施 設		軌道強化, 重軌条の交換, 係線機械の投入, 踏切近代化(機械化, 立体交差化)	定期修繕方式の採用, 保線作業の機械化, 踏切取扱い業務の機械化, 廃止	無道床軌道化, 保線作業の自動化, いずれも引続き実施
電 気		電気設備近代化(変電所リモコン化, 配電室自動化), 電話自動交換化	送配電業務の自動化, 交換業務の自動化	保守作業の機械化, 自動化, 給電の自動化, メンテナンスフリー化
工 作		動力近代化, 検修設備近代化, 車両近代化	車両修繕の簡素化, 同修繕作業の機械化, 回帰キロ数の延長	検修作業の自動制御化, メンテナンスフリー化
自 動 車		車両近代化	ワンマン乗務化	メンテナンスフリー化
船 舶		船舶取替え, オイルバーナー化	運航業務の自動化, 簡素化	同上
資 材		資材業務の近代化	一貯, 二貯の一元化	引続き実施
共 通		事務の近代化	統計作業の機械化	管理業務のコンピューター化

〔備考〕 国労「国鉄長期経営『合理化』方針と業対部の指向する課題」による。

充の措置により、段階的に要員規模を縮減する。②支社ごとに業務量の増減傾向がいちじるしくアンバランスになっているので、各支社の要員需給状況に見合うように業務の移管を強力に推進する。③配転を促進し、非稼働人員を解消する。そのため、異系統間配転はもとより、広域配転を強力に推進する。(2)さらに、今後の機械化・近代化の方針は、つぎのとおりである。①輸送方式・営業体制について、それぞれの線区または地域などの輸送実態に応じて抜本的に再検討し、小駅の整理、駅作業の機械化、集中化などを推進する。

②設備(地上・車輛)の保守については、検査の省略、メンテナンスフリー化をはかるとともに、修繕中心方式から取替え中心方式に切りかえる。また、線区の実情に応じた保守方式の採用をいっそう促進する。③あらゆる業務のコンピューター化を推進するとともに作業の自動化、集中制御化などを促進する。④輸送方式・動力方式の近代化に対応して、乗務員の乗務能率を飛躍的に向上させる。⑤管理・間接部門の合理化、事務の簡素化、切捨てを徹底化する。

このような「省力作業体制」への徹底的転換とその決定的条件となる設備投資との関連を要約すると、第64表のように整理される(国労「国鉄長期経営『合理化』方針と業対部の指向する課題」七〇年六月による)。

郵政事業

すでに六九年三月、郵政省は「郵政事業長期近代化計画案」を提出した(その内容については、本『年鑑』第四

〇集、I-IVを参照)。こうした「計画案」を提示しなければならなくなつたのは、全通の把握にしたがえば、郵政省当局の過去の無能さに帰せられる。すなわち、①速度を必要とする通信は、郵便から電話に移行した反面で、電話ほどの速度を必要としない通信や、書

面による交換・確認を必要とするもの、さらに低料金で一方的通信が行ないうるものや宣伝媒体などとなる新聞・雑誌などの印刷物の郵送が増加してはいるが、総体としては郵便の増加率が六三年ころまでは七%内外に安定していたのが、その後しだいに小幅になり、六六年には三%にまで縮小した。このように郵便事業が斜陽化しつつあるにもかかわらず、郵政省当局はそれにたいする有効な対策を怠ってきた。②貯金・保険事業においても、財政投融资資金源として毎年の募集目標が増加せしめられ、そのために労働が強化されてきたにもかかわらず、農山村人口が減少してきたこと、またもともと郵便貯金資金は大蔵省によって運用されており、預託者である国民や地方公共団体などにたいして民間金融機関のような資金の還流が行なわれないことなどのために、最近顕著に伸び悩んでいる。このこともまた、事業会計の剰余金を労働条件の改善や給与予算、あるいは特定局舎の建設などにふりむけられない、という制約に甘んじてきたこととともに、郵政省当局の無為無策の所産である。

しかし現段階では、労働力過剰状態にもとづき、かつ高度成長によって自動的に事業が発展した時期には許された郵政省当局の無策も、もはや許されなくなっている。そこで郵政省は、こうした事態にたいして、「公社化」によって対処しようとするとともに、機械化を中心とする合理化を推し進めようとしている。①こうした自動区分機をはじめ、貯金・保険共通部門への電子計算機の導入や、機動車化は、事業全体の人件費節約によって、より高い目標を達成し、かつ事務処理の迅速化をはかろうとするものにほかならない。さらにいうとすれば、なんら新しい事業の開拓もなく、国民の郵政事業たらしめる発展的な展望もない、たんに大幅な要員削減の

みによる合理化政策にすぎない。現に、現在の計画でも一万五〇〇〇人程度の減員が見込まれており、電通の合理化を含めれば四万人の減員となり、さらに機械のフル稼働が進めばより大規模な減員となる、と予測されている。②こうした合理化を遂行するために、郵政省の労務管理方式はつぎのように変化しつつある。すなわち、従来の抑圧型労務管理から、目標管理を目的とし、労働者各人に企業意識をうえつけ、事業に自発的に協力する労働者をつくるための、目標管理型労務管理への移行が、それである。ただし、現段階における方針は、抑圧型労務管理を行ってきた管理者の頭を機械化の進行と速度をあわせながら変化させることにとどまっている。そのために、現在は団交問題で一応譲歩したかたちをとりいれながらも、春闘のストにたいする不当な介入や切崩しを行っており、抑圧型と目標管理型の、いわば混合型の過渡的労務管理を実施しているのである。

さらに具体的には、六八年度予算にもとづく合理化として、自動読取区分機をまず札幌中央郵便局に搬入したのをはじめとして、ひきつづき、福島・名古屋・新宿・東京の中央郵便局に各一台、自動選別取揃押印機を新宿・日本橋・神田・芝・下谷・大阪中央郵便局に各一台、そして会計機を熊本に一二三四台、仙台に一〇二八台、計二三五二台をそれぞれ搬入した。さらに六九年度予算にもとづく合理化計画について、郵政省は六九年八月、つぎのことを明らかにした。①自動読取区分機を二五台調達・配備することとし、このうち一三台を一月八日稼働とし、一〇月中旬から京都中央郵便局などの一三局に搬入する。②自動選別取揃押印機は一七台配備することとし、このうち横浜中央郵便局などの一二局に一四台を搬入

する。なお、新宿局については、一〇月一日稼働を目途とする。③機械搬入による予想過剰人員三六名については、それぞれ周辺欠員局に配置転換する（全通、六九年定期全国大会議案書、労働省『資料労働運動史』による）。

たばこ専売

かねてから専売公社は、いわゆる自由化・国際化による日本のたばこ産業の危機を宣伝してきた。六八年一一月に発表された「これからのたばこ事業」なる「新長期経営計画」（新長計）は、こうした「たばこ自由化」という「状況」にたいする公社の対応を示すものであった。そしてその内容の重点が、事業所の統廃合、二交替制の導入、退職勧奨、強制配転などの合理化にあったのはいうまでもない。さらに六九年にはいって、六月、「新長計」にもとづく今後五カ年間の具体的計画である「第一次中期経営計画」が発表された。この目的は、毎年約一〇〇億本の販売増加を予測し、一〇本あたり単価を五カ年で現在の三六円九三銭から四一円三三銭に引き上げ、それによって売上げ代金を現在の約七〇〇〇億円から一兆円に増加させる点にある。

そして具体的には、①東方式原料工場を六九年度に廃止する、②原料工場の稼働を年間稼働方式にし、二交替制を実施する、③製造工場については、品川・業平両工場、宇都宮・茂木両工場の統廃合を行なう、④さらに七月には、今後計画する新工場には、交替制勤務を導入する、という提案が公社から示された。こうした「計画」を、全専売はつぎのように規定している。「新長期経営計画は、財政需要の確保という政府・独占の要請にどう応えるか、という観点から、公社経営の官僚性と親方日の丸的経営の安易性を自己批判し、たばこ企業の危機意識をあり、専売労働者をはじめ、たばこ

耕作者、小売人の犠牲のもとに、本格的な合理化を達成しようとするもの」である、と。さらに「計画」に即して、合理化の具体的内容をみていくと、それはつぎのとおりである。

(1) 「喫煙と健康」については、ひろく国民全般に強い不安感をあたえているにもかかわらず、公社は、この問題を究明し、国民の不安を解消するだけの十分な体制をとろうとはしていない。あくまでも、「新長計」では、「安くてうまいたばこ」をキャッチフレーズとして、国民の欲するたばこを安く供給するようなイメージ・アップにつとめているが、その実態は、独占の立場を利用し、巧妙な商品計画をたて、専売益金の増大をはかろうとしている（市場拡大計画）。

(2) この目的のために、①機械の高速化、製造工場・原料工場の統廃合、大規模化、二交替制の導入などによって、専売労働者にたいして解雇や配転を強制している（工場合理化計画）。②さらにもう一つの方法である外葉輸入の増大、省力耕作、主産地形成による大農化は、三〇万人の耕作農民——とくにその半数——の整理につながる（耕作経営生産性向上計画）。③そして、「いつでも、どこでも買える」をキャッチフレーズとする自動販売機の配置や業者指定制度の根本的変更は、既存の小売業者の権益をおびやかすものである（流通合理化計画）。

(3) 「新長計」を公社側はプロジェクト・チーム（課題別作業班）において検討しており、したがって「計画」はすべて課題別であり、従来のような期間総合事業計画方式をとっていない。課題ごとに、それぞれ適正な期間の計画として提示されるために、合理化の進展によって将来の人員計画や労働条件がどのようなことになるかなどの

合理化の全貌が明示されない。ということは、公社にとって都合のよい部分や組合側の抵抗の弱い部分から合理化を達成しようとする、巧妙な合理化方式だ、といつてよいだろう。

(4) 公社は、強力なトップ・マネージメント層の形成に力を入れており、各事業部門を縦割組織に機構を改革し、目標管理の効果を確保しよう、としている。さらに、経営情報システムMISの活用によって、本社と地方組織の連携を強化し、コンピュータによる業務の合理化をはかり、事務所の統廃合を含む組織の簡素化を行ない、全体制を刷新しよう、としている（経営管理会計計画）。こうした機構改革は、じつは一握り大蔵官僚による経営支配の確立をめざすものであって、「専売の民主化」に逆行し、労働者を弾圧するものである。したがって、前述のような解雇・配転をはじめ、投資効果の向上のための交替制勤務の一般化による夜勤の強行、さらに休暇の制限、労働時間管理の強化などが予想される（「週報／全専売」六九年定期全国大会特集号による）。

地方自治体

地方財政の圧縮にともなって、人件費の抑圧・低下がますます強化されてきている。①人員削減のための行政整理や機構改革が進められており、各地で勧奨退職と定年制が強行されている。また、有夫の女子職員の解雇や若年定年制が強化されている。さらに事業の廃止も進められつつあり、そのために宮崎県では病院が廃止され、長野県では保育所が統廃合されている。②他方、人件費低減のもう一つの方法として、ベースアップの停止あるいはアップ率の切下げ、昇給ストップなども一般化しており、また各地で賃金体系の変更によって、格づけ低下などの問題が発生してきている。

さらに人件費低減の積極的な方策として、次のような労務管理などの強化もみられる。①下請けの民営化。たとえば北九州市などの事例では、病院現業部門の全員の下請けが進められ、大量解雇が発生した。また長崎、佐世保両市などでは、清掃事業なども下請けしている。ほかにも、各県において社会福祉施設の社会事業団への依頼が行なわれており、その他、庁舎の管理、給与計算、土木建設などの設計なども下請けしてきている。②臨時職員の増大とその固定化も顕著である。③病院の統合、給食センター化、自動車の集中化、文書の集中化などの業務の集中が進められている。

こうした合理化の結果として、当然、労働強化が進むことは避けられない。それは、①機構改革などによる定員の縮小、欠員の不補充、事務機械やコンピュータの導入などの技術革新による労働強化にみられる。②また、夏期休暇の廃止や労働時間の延長によって、有給休暇の年間消費率が低下してきている。しかも、こうした合理化にたいする反対闘争を弱めるために、①たとえば下関、徳山両市のように、第二組合づくりが進められたり、ストライキにたいする大量処分が強行されたり、研修の強化によって思想攻撃がかけられたりしている、②愛媛県におけるように、昼休みの組合費の徴集が規制されたり、勤務時間中はもちろんのこと、勤務時間後も会議室の借用を許可しないなどの庁舎管理が強行されており、福岡県などでは庁舎管理規制を破ったことによる処分問題が発生したりしている、③各地で職制が増強されており、また勤務評定による昇格格差の拡大などが進められている、④さらに、以上のような「攻勢」のために、本来「合理化」に反する「情実人事」も行なわれている。

このような合理化による市民にたいするサービスの低下は顕著である。①支所・出張所の廃止・縮小がそれであり、②受益者負担主義の強化による料金・手数料の引上げ、③清掃の有料化、袋の収集の強制なども、そのいちじるしい事例である。その反面では、「市民の利便」という名目のもとで、次のような労働強化も進められている。①共稼ぎや通勤者のための日曜市役所や駅前市役所の開設。②夏季、午後七時までの納涼市役所の開設。③清掃や土木工事などの夜間作業化。④窓口一本化サービス、一斉休憩時間の廃止（自治労、六九年定期大会資料による）。

3 労働災害と職業病

1 概 況

六〇年代にはいって、労働災害による死傷者数そのものはたしかに減少しつつあるかにみえる。だが、これによって労働災害が軽減しつつあるとはかならずしもいえない。まず、全産業における労働災害の推移をまとめてみると、第65表のとおりである。この表は、労働基準局発表の休業八日以上労働災害を示す統計を基礎と

第65表 労働災害死傷者・度数率・強度率の推移

年次	死傷者合計	死亡者	負傷者	度数率	強度率
1960	788,000 (100.0)	6,095 (100.0)	781,905 (100.0)	17.43	1.83
61	814,000 (103.3)	6,712 (110.1)	807,288 (103.2)	17.40	1.73
62	794,200 (100.8)	6,093 (100.0)	788,107 (100.8)	15.46	1.51
63	753,300 (95.6)	6,506 (106.7)	746,794 (95.5)	13.76	1.54
64	730,800 (92.7)	6,216 (102.0)	724,574 (92.7)	13.45	1.25
65	695,000 (88.2)	6,046 (99.2)	688,954 (88.1)	12.38	1.30
66	686,000 (87.1)	6,303 (103.4)	679,697 (86.9)	12.46	1.13
67	647,000 (82.1)	5,990 (98.3)	641,010 (82.0)	11.81	1.02
68	626,500 (79.5)	6,088 (99.9)	626,412 (80.0)	11.08	1.00
69	640,200 (81.2)	6,208 (101.9)	633,992 (81.1)	10.37	0.90

〔備考〕 1968年までの死傷者合計は次の算式による推計値である。

$$\text{死傷者合計} = \text{休業8日以上の災害}[A] + \text{休業8日未満の災害}[B] \times \frac{8\text{日以上の災害}[A]}{8\text{日未満の災害}[B]}$$

ただし[A]は労働省労働基準局安全衛生部『労働者死傷月報』

[B]は労働省労働統計調査部「労働災害動向調査・毎月調査・付帯調査」

また1969年の死傷者合計は、労働省労働統計調査部がこれまでの全数調査をとりやめサンプル調査に切り替えたため、実数がわからなかった。それゆえ、1969年の死傷者合計は次の算式による推定である。

$$\text{死傷者合計} = \frac{69\text{年『毎月勤労統計』による雇用指数} \times 69\text{年1人当1ヵ月平均労働時間}}{68\text{年『毎月勤労統計』による雇用指数} \times 68\text{年度1人当1ヵ月平均労働時間}} \times 68\text{年延総労働時間} \times \text{度数率} \times 1,000,000$$

度数率、強度率の算式は前年までと同様である。

して、労働統計調査部発表の八日未満の統計を前者の範囲まで拡張し、さらに六九年については独自の推計を行なって作成したものであるが、それによれば次の事実が明らかになる。

労働災害による死傷者数は六一年を頂点として以後明らかに減少傾向にあるが、しかし、第一に、六六年以降その減少度が顕著に鈍化しつつある。それどころか、第二に、負傷者は六八年まではひきつづき減少しているのに反して、六九年にはふたたび増加しているのみならず、死亡者のほうは、六二～六三年、六五～六六年および六八～六九年において——ちょうど好況化に関連して——趨勢としての減少傾向が明白に逆転している。したがって、第三に、負傷者の減少傾向に比して死亡者の減少傾向は不安定化しているのみならず、その程度もより小さいのである。ピークの六一年と六九年の比較では、負傷者のほうは二七％も減少しているのにたいして、死亡者のほうはずかに七％しか減少していないのである。

むろん、六八～六九年の数値は、われわれの独自の推計にもとづくものであり、六八年までとの連続性については問題が残るが、六〇年後半における災害死傷者数の減少の鈍化、死亡者の減少傾向の不安定な事実、減少度もより小さいことなどは動かぬ事実である。さらに、第65表については、総雇用量にたいする労災の程度を示す度数率、強度率、両指標とも趨勢として逡巡している事実にも、十分注目しなければならない。そのうえでお、前述のような死傷者絶対数の動向の重大性を認識しておく必要がある。そこで確められた「事実」も、じつは貧弱な行政上の「認知」を媒介にしているにすぎないのだが、それでもそこに示された労災による死亡の相対的増加、したがって労災の「深刻化」はとうてい看過できない事実で

ある。

つづいて、六九年（一―二月）の「重大災害」（一時に三人以上の死傷者を発生させた災害）について概観すると、以下のとおりである。すなわち、労働基準局がまとめたところに従えば、六九年には四二九件の「重大災害」が発生し、死傷者二三五一人（うち死者三九七人）を数えた。これを前年と比較すると、件数と死傷者合計では減少しているが、死者は若干増加している。この点は、前述のわれわれの推計結果とも合致した事実である。さらにこれを原因別にみると、①交通事故による重大災害は前年度より三四件減少し、②海難事故によるものも七件減少しているのに反して、③これらを除いた、いわゆる一般災害件数は逆に一二件も増加しており、とくにそれによる死者数は前年度より一〇％も増加している。このような状況の背景を列記すれば、次のとおりである。①技術革新の展開にもかかわらず、安全対策が顕著に立ち遅れていること、②労働力不足によって、適性者の選別配置の余地が狭まり、したがって高齢者・未熟練者の災害が増加していること、③技術革新による新しい生産手段・生産方法の導入による、新災害のより大型化した発生、④労働力不足とそれにもとづく「人間尊重」の宣伝にもかかわらず、依然としてそれが十分に労働安全対策化していないことなどがそれである。

このように、最近における高度経済成長の持続は、毎年七〇万人ちかくに達する労働災害の犠牲者を「生産」しているのであるが、貧弱な労災防止行政が導きだした当然の帰結としての、この「憂慮すべき」「最悪の状況」をまえにして、労働省自身も、今年もまた次のようにくりかえさざるをえなかった。すなわち、六九年度は労

働災害防止計画の三年目であるが、この計画の「成果をみると、国、企業、労働災害防止団体等の努力にもかかわらず、災害発生率の七％減少の目標に対し四二年は三％、四三年は四％の減少であり、死者数は一三％の目標に対し、兩年ともむしろ増加をみている。さらに業務上の疾病件数も四三年、四四年と増加が続いている。このような状況は近年における最悪の状態である」（労働省「労働災害防止実施計画及び安全行政について」〔日本労働者安全センター「いのち」七〇年六月号、所収〕による）。さらに、新災害の典型として注目しておかなければならないのは、近年の「化学工業の石油化学工業への大転換は、労働者にさまざまな災厄をもたらしている。その一つは化学工場における爆発、火災災害の多発、他の一つは、その毒性さえもまだ十分にはわかっていない新しい有毒化学物質をふくむ、多種多様な有毒物に因る新しい工業中毒の激発である」（深町治郎「労働災害と職業病の今日的メカニズム」〔『経済評論』七〇年七月号、所収〕による）。

職業病については、労働省の統計によると次の諸事実が認められる。六六年以前は、業務上疾病として把握された件数が年間二〇〇〇前後だったものが、六七年二四〇〇、六八年二八〇〇、六九年二九〇〇のように、着実に増加傾向をたどっている。その場合、次の事実に注目すべきである。すなわち、①職業病の種類が、負傷をはじめ、重激業務、高熱ガス・光線、熱傷、凍傷などによるものが多い、このことは労働災害にもとづく職業病が多発していることを示している、②化学工業などにおける「職業癌」という「新しい」職業病の発生である。この点については、後述するとおりである。

第66表 産業別労働災害率の推移

産 業 別	度 数 率					強 度 率				
	1960	1964	1967	1968	1969	1960	1964	1967	1968	1969
調 査 産 業 計	17.43	13.45	11.81	11.08	10.37	1.83	1.25	1.02	1.00	0.90
林 業	22.10	17.17	15.44	16.53	18.48	2.78	1.68	1.93	2.00	1.42
鉱 業	83.92	100.48	107.73	108.22	101.34	7.70	7.41	6.62	7.87	6.39
石 炭 鉱 業	103.00	140.36	153.94	155.78	150.71	9.02	9.47	8.08	9.75	8.03
建 設 業	27.88	17.39	13.39	14.25	12.70	5.44	3.62	2.76	2.90	1.94
製 造 業	9.70	8.26	6.61	6.81	6.32	6.81	0.75	0.64	0.64	0.64
食 料 品	9.97	11.30	9.24	9.36	8.42	0.59	0.66	0.54	0.51	0.58
木 材 木 製 品	27.73	23.13	20.99	20.96	18.42	1.70	2.68	2.09	2.23	1.70
化 学 工 業	7.00	6.20	4.83	4.77	4.98	0.67	0.57	0.55	0.80	0.66
石油・石炭製品	8.44	6.02	5.16	4.89	4.79	1.55	0.40	0.54	0.55	0.57
ゴ ム 製 品	8.51	6.54	5.22	5.64	5.46	0.74	0.52	0.66	0.59	0.92
窯業・土石製品	13.72	11.88	9.66	10.03	9.30	0.93	0.85	0.64	0.78	0.81
鉄 鋼 業	13.21	9.56	6.51	7.02	6.51	0.89	1.61	1.21	1.00	1.18
金 属 製 品	22.04	17.78	13.47	13.23	10.62	1.54	1.12	1.37	1.07	0.95
一 般 機 械	15.57	12.31	9.43	10.14	9.39	0.80	0.78	0.64	0.71	0.56
輸 送 用 機 械	13.56	9.43	7.00	6.90	6.01	1.06	1.01	0.74	0.96	0.92
運 輸・通 信 業	13.96	13.01	13.56	12.35	13.60	1.45	1.31	1.10	1.09	1.08
電 気・ガ ス・水 道 業	3.96	3.29	3.38	3.01	2.77	1.23	0.84	0.69	0.48	0.56
サ ー ビ ス 業	19.19	16.94	13.90	16.41	15.64	1.53	1.07	1.25	1.54	0.57

〔備考〕 労働省労働統計調査部「労働災害動向調査・毎月調査・付帯調査」による。

2 労働災害

産業別

前述のような労働災害の発生状況を産業別にみると、第66表のとおりである。まず度数率について。①鉱業がとびぬけて高く、しかも趨勢としても増加傾向にあるが、それを別とすれば大むね減少傾向にある、とみてよい。しかしながら、最近数年その減少度がいちじるしく鈍化し、さらに増加に転じた産業も存在する事実注目しなければならぬ。すなわち、②建設業は、六〇年に比して五四・四％も減少しているが、最近、建設業の雇用は拡大しつつあり、建設業における死亡者数は全産業のその四〇％を占め、しかもそれが最近増加傾向をたどっているのである。③林業においては、従来低下傾向を示していたのが、六八年度以降ふたたび上昇はじめ、六九年度は対前年度比で一一・一％も上昇している。④また運輸・通信業でも、同様に一〇・一％の上昇をみている。⑤その他の産業については、わずかに減少か、あるいは横ばいの状態にあり、とくにめだった動きはないが、なんといっても、鉱業は別格として、建設業、林業、サービス業において相変わらず製造業の二倍以上の度数率に達しており、六九年には、運輸・通信業も二倍以上に達した事実が重要である。

つづいて強度率の推移に目を転ずると、とくに次の事実がめだっている。すなわち、前年度は、電気・ガス・水道業、運輸・通信業および製造業を除いて、全般に強度率が上昇し、労働災害の「重篤

第67表 産業別死傷者数の変化

産業	区分	死 傷 計				死 亡				休 業 8 日 以 上			
		1969	1968	増減数	増減率(%)	1969	1968	増減数	増減率(%)	1969	1968	増減数	増減率(%)
計	計	382,642	386,443	-3,801	-0.98	6,208	6,088	+120	+1.97	376,434	380,355	-3,921	-1.00
全産業適用事業を除く	全産業適用事業を除く	359,858	361,325	-1,467	-0.41	5,922	5,722	+200	+3.50	353,936	355,603	-1,667	-0.47
製造業	製造業	145,142	144,748	+394	+0.27	1,348	1,266	+82	+6.48	143,794	143,482	+312	+0.22
鉱山保安法適用事業	鉱山保安法適用事業	22,784	25,118	-2,334	-9.29	286	366	-80	-21.86	22,498	24,752	-2,254	-9.11
土石採取業	土石採取業	4,758	4,958	-200	-4.03	260	238	+22	+9.24	4,498	4,720	-222	-4.70
建設業	建設業	107,750	109,722	-1,972	-1.80	2,492	2,470	+22	+0.89	105,258	107,252	-1,994	-1.86
道路貨物運送業	道路貨物運送業	21,354	20,854	+500	+2.40	411	349	+62	+17.67	20,943	20,505	+438	+2.14
道路貨物運送業を除く	道路貨物運送業を除く	11,656	11,708	-52	-0.44	187	161	+26	+16.15	11,469	11,547	-78	-0.68
陸上貨物取扱業	陸上貨物取扱業	11,225	12,363	-1,138	-10.01	134	161	-27	-16.77	11,091	12,202	-1,111	-9.11
港 荷 役 業	港 荷 役 業	11,226	12,017	-791	-6.33	138	165	-27	-16.36	11,118	11,852	-734	-6.19
林 業	林 業	17,168	18,149	-981	-5.41	250	277	-27	-9.75	16,918	17,872	-954	-5.34
水 産 業	水 産 業	3,430	3,400	+30	+0.88	80	94	-14	-14.89	3,350	3,306	+44	+1.33
その他の事業	その他の事業	26,119	23,406	+2,713	+11.59	622	541	+81	+14.97	25,497	22,865	+2,632	+11.51

【備考】 労働省労働基準局「労働者死傷月報」(69年確定値)による。

化”が顕著であったが、六九年度においては、前年度においていちじるしい低下をみせた電気・ガス・水道業における上昇(対前年度比一六%増加)、製造業における前年度同様の横ばいを除くと、全般的には低下している。なかでも、サービス業では対前年度比で六三%も低下しているのが、注目される。

次に労働基準局安全衛生部統計によって、労災死傷者数の変化を六八～六九年について示すと、第67表のようになる。それによると、鉱山保安法適用事業を除く休業八日以上の死傷者数は、六九年度において三五万三九三六人であって、前年度に比して〇・四七%の減少であった。ここ数年間の対前年度減少率をみると、六七年

一・七%、六八年一・一%のように、年々減少が鈍化している事実が、ここでも確認される。

産業別には、「昭和四三年度に比して死傷者数の増加した産業は、製造業、運輸業、その他の事業であり、なかでもその他の事業は、二万六一一九人と前年に比して二七・一三人(一一・六%増)の増加を示し、第三次産業での雇用者の増加、車や機械設備の普及等の理由もあって、その死傷者数は年々増加している。昭和四三年に比して死傷者数の減少した産業は、鉱業、建設業、陸上貨物取扱業、港湾荷役業、林業であって、減少の特に目立った産業としては、鉱業と建設業であり、鉱業は、二万二七八四人と前年に比して二三・三

第68表 建設業における年齢階級別災害率および
災害の程度別死傷者数の構成比

年齢階級	災 害 率	死 亡	休業8 日以上	休業7 日以下
20歳未満	22.31 (100)	3.7	48.0	48.3
20～29歳	12.99 (100)	1.3	52.5	46.2
30～39歳	16.70 (100)	2.0	62.5	35.5
40～49歳	18.40 (100)	1.0	69.2	29.8
50～59歳	26.42 (100)	1.8	75.5	22.7
60歳以上	38.90 (100)	1.6	71.7	26.7

〔備考〕 労働省労働統計調査部「労働災害動向調査，特別調査報告書」
(68年10月実施)による。

四人(九・三%)、しかし建設業は一〇万七七五〇人と前年に比し一九七二人(一・八%)の減少をみたにもかかわらず、死亡者の方は、建設業が二四九二人で最も多く、全体の四〇%を占め、その死亡者数は過去一〇年間、他の産業に比して圧倒的に多いばかりでなく、ここ数年は増加傾向にあり、四四年においても前年を上回っている。この理由としては、一方における安全対策の進歩にもかかわらず、公共投資や民間設備投資の増加を反映して、工事量が年々増加しているばかりでなく、工事の規模の拡大や複雑化の要因がからんでいる」(労働基準局編「安全の指標」七〇年度版による)。

建設業 全産業中、死亡者 数が鉱業について

多いのが建設業であり、そのなかでも従業員一〇〇人未満規模の中小事業所における死亡がじつに九四%をも占めている。この事実、今日の建設業においては、独占建設会社のもとに中小・零細規模の下請企業が群がっており、改善されつつあるとはいえ、なお多数の建設労働者がきわめて劣悪な作業環境・労働条件のもとで雇用されている現状を率直に反映している。こうした建設業における労働災害の特徴を若干の事例にそくしてみておくと、以下のとおりである。まず、季節的出稼労働者に代表される未経験者や不熟練者、あるいはまた未成年者が、たとえば高所工事やトンネル工事^{トンネル}に就業せしめられていることがあげられる。労働統計調査部の特別調査によっても、とくに二〇歳未満の労働者の災害率が顕著に高くなっている。それは第68表のとおりである。たとえば、東京・荒川放水路の新四ツ木橋の事故(青森県出身の労働者など、八名が死亡した水没死事件)などは「物的経済性重視」・「人命軽視」のきわだった例であった。さらに、建設業特有の「封建的」請負制度によって労災補償の手続も複雑になっており、補償がきわめて行なわれにくいこともあげられる。しかも、「労災保険給付の上積要求、たとえば遺族補償などについてみても、六八〇幾つかの企業を調べた統計によりますと、平均一五〇万円位のところがでているわけですけども、建設業では、なんと五千円というところが一カ所あっただけです」(前掲『いのち』三三(三九)という現状にある)。

最後に、労災の程度と種類についてみると、次のようである。「死亡災害は墜落災害によるものが全体の五八・八%と圧倒的に高い。つぎに動力揚重機災害および交通災害の一一%となっている。また、休業八日以上^{トシヤス}の災害は取扱運搬災害——素手もしくは道具によって物体取扱中に受ける災害——(三四%)、墜落災害(一八%)、飛来崩壊災害(一五%)などによるものが割合高くなっている」(「労働災害動向調査特別調査報告書」昭和四三年度第一回調査による)。それは第69表のとおりである。

交通・運輸業

交通・運輸関係では、まさに交通事故そのものが重大な災害の原因である。現に、労働基準局資料

第69表 建設業におけるおもな工事の種類および災害の種類のうち「作業行動災害」における死傷者数の構成比

工 事 の 種 類	計	手動揚 重運搬 機災害	手 動 機 工 具 災 害	取扱運 搬災害	飛来崩 壊災害	撃突踏 抜災害	墜 落 災 害
工 事 部 門	100 (83.5)	1.4	9.7	41.0	17.2	11.1	19.6
建 築 工 事 部 門	100 (87.9)	1.2	9.0	39.3	14.8	12.6	23.1
鉄骨・鉄筋コンクリート造建築工事	100 (85.5)	1.6	8.2	37.3	20.4	10.5	22.0
鉄筋コンクリート造建築工事	100 (89.0)	1.2	9.2	40.0	12.5	15.0	22.1
鉄 骨 造 建 築 工 事	100 (89.8)	0.4	10.6	40.8	9.9	5.3	33.0
土 木 工 事 部 門	100 (77.7)	1.6	11.4	41.5	22.3	8.1	15.1
高えん堤・水力発電施設建設工事	100 (77.5)	—	2.5	40.6	35.4	2.5	19.0
隧 道 建 設 工 事	100 (73.4)	2.6	9.5	33.2	35.0	8.1	11.6
道路建設・舗装土木工事	100 (73.4)	—	19.1	41.9	14.5	8.3	16.2
河 川 土 木 工 事	100 (75.2)	7.1	8.2	54.1	14.1	4.7	11.8
橋 梁 建 設 工 事	100 (71.4)	—	9.9	30.7	22.3	11.9	25.2
鉄 道・軌 道 建 設 工 事	100 (75.0)	0.6	18.1	42.4	14.6	3.5	20.8
そ の 他 の 土 木 工 事	100 (78.8)	0.7	10.1	49.7	16.6	9.9	13.0
設 備 工 事 部 門	100 (80.9)	2.2	7.5	48.8	14.0	12.3	15.2
電気・電気通信設備工事	100 (76.1)	—	11.4	43.1	16.8	15.7	13.0
管 工 事	100 (84.3)	0.4	7.9	61.5	10.3	9.5	10.4
機 械 器 具 設 置 工 事	100 (82.4)	2.9	1.6	41.9	13.2	14.7	25.7
そ の 他 の 設 備 工 事	100 (78.8)	0.7	7.7	—	34.6	3.9	23.1
そ の 他 の 建 設 工 事	100 (82.6)	—	10.5	52.6	—	21.1	15.8

〔備考〕 労働省労働統計調査部「労働災害動向調査特別調査報告書」による。

によると、六九年度における重大災害の発生状況の三七％が交通事故によって占められており、一五八件を数えている。ただし、交通事故に死傷者数一〇三〇人のうちでは、建設業関係が最も多く、四八一人を数え、四八％を占めている。さらに、フォークリフトなどの荷役機械の導入や技術革新による生産工程のスピード・アップ、また道路の輻輳化などが事故を大型化させている、と報じられている（全日通「職場の安全と環境改善の闘い」〔前掲「いのち」六九年一月号、所収〕による）。

運輸業では、前掲第66表でみたように六九年には度数率が一〇％も上昇し、また道路貨物運送業では、第67表のとおり死傷者は増加しつつづけている。こうした職業分野では、もともと労働環境が劣悪なうえに、最近はずます交通量が激増し、生命の危険がいつそう増大している。こうした労働環境のほかに、作業設備、労働時間などの労働条件および労災補償などについて多数の問題が累積されているにもかかわらず、政府や企業は、刑法第二一条、業務上過失致死傷罪の適用、道路交通法の変更などによる労働者にたいする罰則強化のみを安全対策の基本としているのである。その意味で、たとえば次の報告は交通事故の実態を端的に解明している。「運送トラック業は労働集約産業であり、一台の増車、即、人員補充となるが、企業側は、従来の二人作業を一人作業へと人員減の合理化政策をはかり、またコスト低下をねらって臨時工政策をとっている。事故発生状態は、年齢では二〇歳～三〇歳台が、経験年数では六年未満までが多くなっており、従業員数とトラック保有台数の推移では明瞭に人員減があらわれている」（前掲、全日通の報告による）。

第70表 製造業における事業所規模別度数率・強度率の変化

事業所規模	度 数 率			強 度 率		
	1967年	1968年	1969年	1967年	1968年	1969年
規 模 計	6.61	6.81	6.32	0.64	0.64	0.64
1,000人以上	3.12 (100)	2.91 (100)	2.75 (100)	0.54 (100)	0.52 (100)	0.47 (100)
500～999人	5.82 (187)	5.64 (194)	5.35 (195)	0.59 (109)	0.58 (112)	0.55 (117)
300～499人	8.35 (268)	7.85 (270)	7.47 (272)	0.75 (139)	0.68 (131)	0.68 (145)
200～299人	10.51 (337)	11.95 (411)	11.21 (408)	0.86 (159)	0.84 (162)	0.95 (202)
100～199人	13.04 (418)			0.82 (152)		

〔備考〕 労働省労働統計調査部「労働災害動向調査・毎月調査・付帯調査」による。1968年以後は規模分類が変わったために200～100人規模を2分することができない。

企業規模別

製造業における事業所規模別労働災害率とその変化は、第70表のとおりである。まず度数率では、三〇〇人未満において一一・二一であるのにたいし、一〇〇〇人以上においては二・七五にとどまっており、規模別格差は縮小しつつあるとはいえ、その格差はまだきわめて大きい。これについて労働基準局は次のように解説している。すなわち、「このように規模の小さい事業所における災害が多いのは、小企業ほど機械化、自動化が遅れていることや、人数が少ないため災害の発生する間隔が長く、災害に対する切実感がないためであって、労使の安全に対する認識が

低いことがその原因といえよう。」（前掲「安全の指標」七〇年度版による）。

さらに、六九年度の特徴としては、六八年度に比して度数率では規模別格差がやや拡大しているが、強度率についてその傾向がより強く現われていることがあげられる。ということは、中小工場におけるほど、重大な災害がより多く発生していることを意味する。これも前述と同様の理由のためであるが、さらにこうした中小事業所には下請け・社外企業あるいは「組夫」などの組織も含まれており、こうした「企業」の労働者の多くのものは、じつは大企業において就業しているものであり、もっとも危険な現場に配置されているものが多い、という現実によっても、強く規制されているのである。なお、六八年度以降調査されることになった一〇〇人未満（三〇〇～九九九）規模の事業所について、六八年、六九年度の労働災害率をみると、度数率は一一・九五と一七・四八のように増加しており、また強度率も〇・九四、一・〇六のように増加している。ここに、前述より以上にきびしい小工場における実態が、きわめて明瞭に示されている。

つづいて、事業所規模別労働災害発生状況を、製造業以外の産業をも含めてみると、第71表のとおりである。すなわち、製造業以外の産業については、「休業八日以上」の死傷者数三七万六四三四人を事業場の規模別にみると、……一〇〇～四九九人の事業場での発生件数が一番多く、全体の四〇％を占めている。また労働者数一～九九九人の事業場をまとめてみると、全体の七二％を占めていることになる」（前掲「安全の指標」七〇年度版による）。

次に死者数についてみると、やはり一〇〇人未満の中小事業所

第71表 全産業における種類別死傷者災害発生状況 (1969年)

事業の種類	区分	死 傷 者 計					死 亡					休 業 8 日 以 上				
		計	～9人	10～49人	50～99人	100人以上	計	～9人	10～49人	50～99人	100人以上	計	～9人	10～49人	50～99人	100人以上
全 産 業 計		382,642	76,493	155,028	46,778	104,343	6,208	1,533	2,654	672	1,349	376,434	74,960	152,374	46,106	102,994
製 造 業		145,142	24,110	57,280	21,453	42,299	1,348	164	496	186	502	143,794	23,946	56,784	21,267	41,794
木 材 製 品 工 業		28,873	7,954	14,801	2,967	3,151	175	37	88	19	31	28,698	7,917	14,713	2,948	3,120
化 学 工 業		8,361	439	2,004	1,307	4,611	125	6	20	19	80	8,236	433	1,984	1,288	4,531
金 属 工 業		39,843	7,147	16,860	6,210	9,626	327	43	118	43	123	39,516	7,104	16,742	6,167	9,503
機 器 具 製 造 業		18,662	3,342	9,185	4,406	12,559	293	35	77	47	144	29,199	3,317	9,108	4,359	12,415
その他の製造業		38,573	5,228	14,430	6,563	12,352	428	53	193	58	124	38,145	5,175	14,237	6,505	12,228
鉱山保安法適用事業		22,784	244	1,827	1,001	19,712	286	9	47	25	205	22,498	235	1,780	976	19,507
土 石 ・ 採 取 業		4,758	1,671	2,690	295	102	260	82	152	20	6	4,498	1,589	2,538	275	96
建 設 業		107,750	31,760	60,214	9,829	5,947	2,492	848	1,258	221	165	105,258	30,912	58,956	9,608	5,782
道路貨物運送業		21,354	2,055	8,928	4,407	5,964	411	76	211	57	67	20,943	1,979	8,717	4,350	5,897
その他の運輸交通業		11,656	197	1,123	1,872	8,464	187	7	32	39	109	11,469	190	1,091	1,833	8,355
陸上貨物取扱業		11,225	579	2,860	1,861	5,925	134	12	29	20	73	11,091	567	2,831	1,841	5,852
港 湾 荷 役 業		11,256	211	1,765	1,563	7,717	138	5	24	17	92	11,118	206	1,741	1,546	7,625
林 業		17,168	8,707	7,141	707	613	250	137	97	10	6	16,918	8,570	7,044	697	607
水 産 業		3,430	2,094	998	190	148	80	506	28	2	0	3,350	2,044	970	188	148
その他の事業		26,119	4,865	10,202	3,600	7,452	622	143	280	75	124	25,497	4,722	9,922	3,525	7,328

【備考】 労働省労働基準局「労働者死傷月報」による。

に集中しており、全体の七八%をも占めている。なかでも、建設業においては、一〇〇人未満の事業所における死亡者が建設業全体のじつに九四%にも達している。なお、この点に関連して前掲「労働災害動向調査特別調査」によって、建設企業の資本金規模別に労働災害率をみると次のとおりである。建築工事部門ならびに設備工事部門において、一〇億円以上の企業における災害率——ここでは、延労働者数にたいする死傷者の比率——が一四前後となっているの

にたいし、一〇億円未満では三〇前後に達しており、いちじるしく高くなっている。これに反し、土木工事部門ではこのような格差がみられないかわりに、全般的に災害率がより高く、なかでも五〇〇〇万～一億円の規模において三八にも達し、とくに高くなっている。

石炭鉱業

炭鉱における労災率は全産業中でもとびぬけて高く、しかもますます増加傾向をたどっていることは、すで

第72表 炭鉱重大災害の発生状況(1969年)

炭 鉱 名	月 日	災 害 種 類	罹 災 者			
			死亡	重傷	軽傷	その他
池 島 新 御 橋 赤 平 茂 尻 空 知 歌 志 内 夕 張 三 池 下 山 空 田 知	1月28日	立坑巻揚装置その他	0	2名	4名	
	1月30日	落 ば ん	1名	4名	2名	
	2月23日	ガ ス 突 出	3名			
	4月2日	ガ ス 爆 発	19名	20名	4名	
	4月7日	坑 内 出 水			5名	
	5月16日	ガ ス 突 出	17名	24名	3名	
	5月28日	落 ば ん	4名	1名		
	7月17日	立坑巻揚装置その他		3名	3名	
	9月22日	ガ ス 爆 発	14名	1名	2名	
	11月17日	落 ば ん	3名		1名	

【備考】 通産省鉱山保安局「鉱山保安年報」による。

にみたとおりである。その理由は、前節で明らかにしたように、政府・企業が安全を無視して合理化を推し進めてきてからにほかならない。「炭労新聞」が報じるところでは、「最近における炭鉱災害発生状況をみると、落盤、坑内運搬事故、取扱中事故など、いわゆる頻発災害が依然として多発傾向を続けている『稼働延一〇〇万人当り災害率』でみると、昭和四四年は九一九であり、前年にくらべ四％の減少を示している。しかしこれは、中小炭鉱における災害率の大幅減少によるもので、大手炭鉱は四三年から四四年にかけて横ばい状態にある。こ

のような頻発災害とあわせて、下山田のガス爆発（六九年九月一二日死亡一七名）をはじめ、清水沢のガス突出、空知・夕張の大崩落などの重大災害も相次いで発生している。またこのほか、罹災者は出さなかったが、美唄・伊王島でガス燃焼、三池・四山で坑内火災をひきおこしている。……最近における炭鉱災害は質量とも依然悪化の傾向を示している」（『炭労新聞』第六一回臨時大会特集号による）。六九年における重大災害は第72表のとおりである。

こうした最近における炭鉱災害の発生原因としては、とくに次の諸点が問題となるだろう。すなわち、①今日までの合理化が、結局のところ生産第一主義の立場において推進されてきたこと、なかなく能率の引上げ、生産コスト引下げ、経費節減が最大の課題となり、それによって保安確保のための投資までが節減されてきたこと、②過大な生産計画を達成するために過酷な労働強化がおしつけられ、労働者の過度の疲労が災害発生の原因をつくっていること、③坑内構造のいっそうの拡大（採掘現場のより深部への移行）にあたって、保安という観点が放棄されてきた結果、構造的に災害が多発化する「体質」がつくられてきたこと、④「近代化」・技術革新あるいは生産増強に対応する近代的な災害防止対策が徹底的に立ち遅れているなどがそれである（炭労「石炭産業の現状と危機打開の道」七〇年、参照）。

おもな重大災害

最後に、六九年に発生した重大災害を整理し、摘記しておく。資料は中央労働災害防止協会「安全」にもとづいており、労働基準局安全衛生部が「最近の重大災害」として掲載した事例の一部を示すにとどめる。

〔倒壊〕——富山、一月六日——昭和一二〜一三年ころ建造され

た木造平家建三三〇平方メートルのグラインダー工場が三〇センチの積雪のため倒壊した。このため工場内で家屋を改造するために準備作業を行っていた労働者二名が死亡、五名が重軽傷を負った。

〔鉄道事故〕——鳥根、二月一三日——鉄橋付近の線路上で枕木取替え作業中の七名が濃霧のため三〇分間遅れてきた列車にはねられ、保線区員二名と臨時人夫四名が即死した。生存者は、作業責任者のみであった。

〔硫化水素の急性中毒〕——千葉、三月一三日——屋外に設置されたナフサの水添脱硫装置のドレン・パイプが詰まっていることが発見され、そのパイプを取りはずそうとしたとき、突然大量の硫化水素が噴出し、作業中の労働者六名が被災した。

〔酸素欠乏〕——大阪、四月二三日——S船がボンベイから鋳物を積載し、大阪港に入港したので、作業員二名が荷役作業のため船内に入ったところ、この船はインドからの航海中に海難事故に遭い、そのためディーブタンクに海水が入り、鋳物が酸化し、タンク内の酸素が不足していた。そのため、一二名の作業員全員が酸素欠乏症状を訴えた。

〔クレーンデリック、索道などによる事故〕——長野、五月六日——発電所の鉄管路を取りかえる工事にあたり鉄管運搬用の索道を組み立てていたところ、索道用ロープについていたシーブが破壊し、このため張ってあったロープがはね、作業員四名がこれにはねられ、重軽傷を負った。——北海道、同月三〇日——砂防工事において集材機を改造したケーブルクレーンを利用し、コンクリート打設作業が行なわれていたが、メインロープの控え部のサツマ差しがはぐれたため、吊っていたバケットが落ち、下にいた三人が死亡

し、他の二人も重傷を負った。

〔採石場での飛来崩壊〕——岡山、六月一五日——二五メートルの高さから花崗岩約六〇トンが落下し、途中でこれが六個に割れ、そのうち一個（約一〇トン）が、積込み作業中の労働者のなかに落ち、一名が下敷きとなり、即死し、他の二名は退避中に重軽傷を負った。

〔化学工場での爆発〕——石川、六月二〇日——ポリエステル樹脂からポリスチロールを製造するための硬化剤をつくる際に用いる冷却かんが爆発し、近くにいた作業員一四名が爆風とかんの砂片のため打撲傷を負った。

〔製鉄所での一酸化炭素中毒〕——岩手、七月九日——高炉ガス送給用のパイプから高炉ガスがもれ、パイプのちかくの休息室で仮眠中の作業員三名が一酸化炭素中毒にかかり、ついに一人が死亡した。

〔土砂崩壊〕——福岡、八月五日——県道の災害復旧工事で各側の法面保護のため路肩下約五メートルの石垣をつくる作業中、高さ約四メートル、幅一〇メートルにわたって土砂が崩壊し、三人の作業員が埋没し、死亡した。

〔発破による事故〕——大分、八月七日——土石採取のための切羽に発破をかけるため、横穴に黒色火薬三〇グラムを装填中、突然、発火し、地面においてあった黒色火薬三〇〇グラムに引火し、作業員三名が火傷を負った。

〔塗料の引火爆発〕——大阪、九月四日——化学工場でスチールボールミルにフタル酸樹脂、顔料、トロールメタノールを仕込み、回転・攪拌中、突然、スチールボールミルが爆発し、このため

片側の蓋締付けボルトが切れ、蓋が吹き飛び、ねり工場に落下し、火災となり、その消火にあたった作業員四名が重軽傷を負った。

〔隧道工事での泥流による事故〕——宮城、同月七日——隧道拡張のため隧道支持工を組立中、突然、上流で表土層が高さ一一—二メートル、幅六・五メートルにわたって崩壊し、泥流が坑口に流れこみ、組立作業中の四名を押し流し、一人が死亡、他の三名も重軽傷を負った。

〔石油工場での火災〕——大阪、一〇月一三日——灯油水添脱硫装置において放散塔の運転開始後、ストリップユニットの調整にはいり、塔底部の循環ポンプ二台を作動させたが、その後、そのポンプが空引きはじめたので電源を切り、ついでポンプ内の混合ガスを放出するため、ストレーナーのドレンバルブを少し開いたところ、混合ガスとともに灯油が流れ出し、なんらかの点火源によりそれに引火し、火災が発生したため一名が死亡し、二名が重軽傷を負った。

〔救命ボートの墜落〕——広島、一〇月一七日——造船所において艀装中のタンカーの右舷にある救命ボートの降下試験を行なうため、鉄材スクラップトンをボートに積み込んだところ、突然、ボートを吊っていた木製滑車のマチルドが切れ、ボートが八メートル下の海中に落下した。そのとき、スクラップ積み作業中の作業員も墜落した。

〔圧力器の破裂〕——広島、一月二五日——鉄鋼所において、高圧多層巻容器の社内水圧試験中、胴と鏡板の取付け部に亀裂が入り、鏡板が約八メートル飛び、作業員三名がその下敷きとなって死傷した。

〔ガスボンベ洗浄作業場での爆発〕——群馬、七〇年一月五日——家庭などから回収されたプロパンガス容器を水で置換することによって洗浄中、なんらかの点火源によって、突然、爆発した(原因は、換気不足にある、と考えられる。六九年九月にも同種の災害が発生している)。

〔移動吊り足場の倒壊〕——長崎、七〇年一月六日——造船所のドックにおいて、建造中のタンカー左舷側外板の塗装前の除錆作業に使用していた鋼管製移動吊り足場二連(一連三段)が、船体中部からやや船首寄りの位置で作業員が乗り移ろうとした瞬間、その足場を支えていたレールが外れ、それとともに折り重って渠底に墜落し、一〇名中三名が死亡し、他の七名も負傷した。

3 職業病

発生件数

前述のように、最近の労働災害については、統計上若干の減少傾向も認められるのに反して、職業病のほうは最近ますます多発化しつつある。もともと、業務上疾病(労災補償を受けることができる職業病)の範囲は、本来の職業病よりずっと狭くなっており、さらに労働基準局の「疾病報告」は、重症のもの、災害および急性中毒によるものについては比較的正確に把握しているが、軽症のものや慢性中毒によるものについてはほとんど把握されていない。それにもかかわらず、六九年における業務上疾病は六年よりも多発しており、六六年以降における発生件数の急激な増加傾向が力づくよく持続している。

第73表 業務上疾病（職業病）の発生件数

疾 病 種 類	合 計	農水 林産 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業										電 気 ・ 道 路 業	商 金 融 業	運 通 信 業	そ の 産 業 他
					業													
					金工 属業	機 械 工 器 業	化 工 学 業	窯 土 業 ・ 石 工	織 工 業 ・ 維 業	製 木 工 業 ・ 材 製 品	食 工 業 ・ 料 品	紙 ・ パ ・ 印 刷 業	そ の 製 造 他	計				
1. 負傷に起因する疾病	10,824	541	626	2,260	624	716	166	256	139	433	319	119	216	2,988	42	558	3,369	440
2. 重激業務による運動器の疾患	5,958	142	257	1,282	662	570	188	197	94	280	164	65	110	2,330	14	217	1,553	163
3. 高熱ガス・光線などによる眼の疾患	2,667	110	393	535	511	414	101	74	32	90	43	19	85	1,369	10	51	159	40
4. 有害放射線による疾患	9	—	—	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	4	—	—	3	2
5. 日射病・熱射病	99	—	82	6	3	—	1	—	2	—	1	—	—	7	—	—	2	2
6. 熱傷・凍傷	6,858	61	128	1,040	1,753	852	471	—	259	159	491	119	386	4,490	39	235	516	349
7. じん肺症	648	—	295	83	50	28	6	171	1	2	—	2	6	266	—	—	2	2
9. 異常気圧低下における疾病	195	17	—	3	—	—	—	174	—	—	—	—	—	174	—	—	1	—
10. 製糸等の業務による手指の峰	22	—	—	1	—	—	1	—	18	—	2	—	—	21	—	—	—	—
12. 騒音による耳の疾患	45	1	5	13	7	11	1	—	—	2	1	—	3	25	—	—	1	—
14. 鉛中毒等	12	—	1	2	2	6	—	—	—	—	—	1	—	9	—	—	—	—
15. 水銀中毒等	9	—	7	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—
17. クロムニッケル等による潰瘍	6	—	3	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—
24. 一酸化炭素中毒等	119	1	16	35	3	6	6	—	2	—	10	—	3	30	4	9	9	15
26. 酸アルカリ等による腐蝕	370	1	32	44	53	21	96	6	16	2	9	10	10	223	1	4	48	17
27. ベンゼンによる中毒等	52	2	—	14	2	9	11	—	1	2	1	1	3	30	—	2	4	—
28. アセトン等による中毒等	23	—	—	6	2	8	4	—	—	—	—	—	1	15	1	—	1	—
29. 上記以外の中毒等	110	2	2	13	5	11	60	—	—	—	6	—	—	82	—	—	1	10
30. 油・タール等による皮膚疾患	192	70	17	36	7	20	2	2	1	6	—	1	2	41	—	—	17	11
32. 上記以外の中毒皮膚炎	270	38	15	42	8	8	55	5	9	26	12	2	6	131	—	4	30	10
33. 病原体による伝染病	5	—	4	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—
38. その他業務によること明らか な疾病	876	54	106	141	39	57	28	14	9	26	25	4	25	227	3	36	251	58
上記以外の疾病	162	40	22	28	16	21	17	—	—	4	3	1	2	64	—	1	3	4

〔備考〕 労働省労働基準局安全衛生部「業務上疾病報告」による。

第73表のとおり、六九年度においては、二万九五三一人の患者数を記録しており、対前年度比で四・一％増加している。じつは、六八年度の総件数は二万八三五八件を数え、対前年度比で一五・四％も増加したのであるが、六九年度の増加率はそれより下回ってはいないが、しかしそのことよりも、前年度を大幅に上回った六八年度をさらに上回った、という事実がより重要である。

産業別発生状況

第73表によると、とくに発生件数が多い産業は、建設業、農林水産業、金属工業、機械器具工業、化学工業、食料品工業、および鉱業などであり、そのことは従来と変わらない。とくに商業・金融業における顕著な増加が目される。これを労働基準法施行規則第三五条による疾病分類別にみると、大部分が「負傷に起因する疾病」「重激業務による運動器の疾患」「高熱ガス光線等による眼の疾患」「熱傷・凍傷」などの、明瞭に災害性の病気であって「じん肺」「難聴」「工業中毒」などの本来の「職業病」と考えられてきた疾病は非常に少なくなっている。ここに、前述した労働災害の深刻化の実態の一面をみとめることができる。

化学工業

ある報告によると、「労働基準局の集計によれば、業務上疾病の発生は年に大体二万件です。ところが、特殊健康診断（法的に規制されていない健康診断であって、有害業務二七種目に対して行なっているもの）の結果をみますと、大体二二～二三万人の受診者があり、有所見者が二万二〇〇〇～二万三〇〇〇人位いるのですから、大体一〇人に一人の割合で有所見者（職業病患者）がいるわけです。……全国で二〇〇万人から五〇〇万人の有害業務労働者がいるといわれていることからすると、二〇万人から五〇万人位

の職業病患者が出ていることになる。その中心になるのはやはり化学工業だと思っています」（前掲『いのち』三九による）。

このように、「数多い化学労働者の工業中毒、職業病のひとつである染料工場等における職業癌の多発の実態が、三月十四日癌朝日新聞」のスクープ記事によって、一度に世間の注目をあびることになった。……問題の職業癌は、染料工場において、染料（直接染料・アゾ染料）の原料体として生産・使用されているベンジジン、ベータナフチルアミンとその誘導体などによるぼうこうガンであるが、……この職業癌は……難治のガンであり、発生率が高く、潜伏期間が長く、また再発の危険もあることから、イギリス、スイス、西ドイツなどでは早くから対策が打たれてきた。五二年にイギリスが生産禁止の布令を出したことは周知のところであった。わが国でも、その対策が叫ばれてきたにもかかわらず、「業界はこの事実を一生懸命におしくした。……政府・業界が、この間にとった措置はといえば、労働省はその行政「指導」によって、業者の「自発性」にまちつつ、三一年からベンジジン取扱い労働者の一部について、三六年からベータナフチルアミンの取扱い労働者の一部について『特殊健康診断』をひそかに実施させたことと、三五、六年頃になってようやく、ベンジジンとベータナフチルアミンの生産設備を『密閉式』に改造するよう『指導』し、和歌山地区など中小企業の多い地域ではその『集中生産』を『指導』したにすぎない。業界からの強い抵抗があったためである。……こうした三菱化成黒崎工場、住友化学大阪工場、日本化薬王子工場、保土谷化学東京工場などでは、まことに有害危険なこの生産行為は継続されつづけた。本州化学（和歌山）のように生産開始後短期間に患者の発生をみたところで

は、これを下請工場に移す例も現れた。労働組合もない未組織労働者の下請生産者こそいい面の皮であった」(前掲、深町「労働災害と職業病の今日的メカニズム」、『経済評論』七〇年七月号、所収)による。

【参考資料】(1)鉄鋼労連、六九年定期大会経済資料、(2)全造船機械、六九年定期大会資料、(3)電機労連「産業政策の課題と基本態度」、(4)合化労連、六九年定期大会資料、(5)繊維労連、六九年定期大会議案書、(6)全鉱、六九年定期大会資料、(7)「炭労新聞」六九年定期大会討議資料特集(8)国労「国鉄長期経営『合理化』方針と業対部の指向する課題」、(9)全通、六九年定期大会議案書、(10)「週報／全専売」六九年定期大会特集号(11)自治労、六九年定期大会資料、(12)労働省「資料労働運動史」、(13)労働省労働基準局編『安全の指標』七〇年度、(14)中央労働災害防止協会『安全』各月号、(15)日本労働者安全センター『いのち』各月号、(16)「炭労新聞」第六一回臨時大会特集号、(17)炭労「石炭産業の現状と危機打開の道」、(18)深町治郎「労働災害と職業病の今日的メカニズム」(『経済評論』七〇年七月号)。

V. 労働者の生活

概要□物価の動向——卸売・消費者物価の連騰／消費者物価指数／物価上昇と家計／政府の物価見通しと国会論議——物価抑制をめぐる論議／政府の物価見通し／労働者家計の収入と支出——家計収支の概況／生活に関連する諸調査の結果／栄養／主要産業部門の労働者生活——私鉄労働者の生活／国鉄労働者の生活／化学労働者の生活／標準生活費——人事院の標準生計費／総評の理論生計費／厚生省の生活保護基準／国民生活と都市公害

概

要

一、今日の消費者物価上昇の勢いは、政府、金融当局において、暗黙の許容限度とされている定期預金（一年もの）金利を事実上こえたものである。総理府統計局が、一九七〇年二月の消費者物価指数（全国）は前年同月比八・五％の上昇と発表したのにたいして、毎日の家計をあずかる主婦の立場からは、「物価の値上りが八％程度なんて、そんなに低いはずはない」という声が一般であった。第一銀行が、総理府統計局の消費者物価指数にふくまれる諸品目のうち、「日常の購入品」だけをとって、その値上がりについて試算してみたところでも、同じ七〇年二月では前年同月にくらべて一二・四％の大幅上昇という結果がだされている。消費者物価のみならず、卸売物価もまた一九六九年二月以降急騰に転じ、七〇年四月現在で一五ヵ月間の連騰となり、すでに朝鮮戦争当時の一四ヵ月間連騰記録をこえるにいたっていることは、わが国のインフレーションが、いまや顕在化の局面をむかえつつあることを示すものといつてよいであらう。

七〇年三月の参議院予算委員会では、木村禧八郎氏（社）が「政府のいう昭和四五年度の消費者物価上昇見通し四・八％は、四四年度の上昇率を五・七％とおさえた場合の数字だ。この五・七％が、

その後六・四％にもハネ上がったのだから、これで四五年度の物価上昇率を計算しなすと、四・八％でなく五・四％になる。どうするつもりか」と政府をせめあげ、ついに佐藤経済企画庁長官から「国民総生産（GNP）の実績をみて、九月ごろには経済見通しを改定する」との答弁をひきだした。予算審議中に、政府がその基礎となる経済見通しの改定をいわざるをえなかったことは異例のことである。

一、厚生大臣の諮問機関である栄養審議会は、一九六九年八月国民一人一日当りの栄養所要量について、九年ぶりにその全面改訂を行ない、新基準を答申した。神戸女子大家政学部で、実際の食生活において、その「日本人の栄養所要量」をみたして、夫婦と子供二人からなる四大家族の健康をささえるために、いったいどれくらいの食費がかかることになるのかを試算してみたところ、六九年初秋の時点で、一日の食費が材料費だけで一二三四円になった。月にすれば約三万七〇〇〇円であるが、これに調味料代や調理するための水道、光熱費、嗜好品を加えれば、一家四人食べるだけで、一ヵ月すくなくとも四万五〇〇〇円を必要とする。そして、消費支出に占める食料費の割合、いわゆるエンゲル係数を、総理府統計局の家計調査結果における六九年平均の三二・八％にたもとすると、月に一三万七〇〇〇円ほどの消費支出をまかなう収入を手にいれなければならぬことになる。とすると、相つぐ物価の上昇にもかかわらず、今日においてもなお六万円台の賃金しか得ていない大多数の勤労者の世帯では、厚生省の基準による日本人にふさわしい食生活を営みえていないことは明らかである。

一、たとえば、私鉄総連の調査結果によって、私鉄・バス労働者

の家族構成四人世帯についてみた場合、一九六八年の平均基準賃金が四万円台、基準外賃金をふくめても六万円余にたいして、支出総額は七万円をこえており、基準賃金そのものは全生活費の六〇％にしかあたらず、残りの四〇％を基準賃金以外の諸収入に依存しなければ生活が維持できないという状態であった。しかも、不安定な収入部分である基準外賃金は六五年にくらべて年々増加しており、内職収入もその比重を高めている。一方、六八年における消費支出中のエンゲル係数は四一・六％と、総理府統計局の家計調査結果にくらべていちじるしく高く、食料費の切りつめさえ行なわれている部分のあることが示されている。また、国鉄労働組合の調査結果によっても、六八年一月現在における国鉄労働者の消費支出中エンゲル係数は平均で五〇・二％、一人一日当り平均食費は一七六円であったが、これを家族構成別にみた場合、三人家族では一人一日平均食費が三五〇円であるのにたいし、家族数が多くなるにつれて大幅に減って、四大家族で同一九八円、六人では一一八円、七人になると九三円という食生活の水準である。社会保障研究所の調査結果では、多人数の子供をかかえた世帯では、とくに母親の食費が削減される傾向が強く、子供の栄養摂取量さえ下回っていることが示されている。

一、一九六〇年代後半の国民生活の特徴は、激しい物価の上昇による生活の不安と動揺に加えて、人間環境の荒廃など「高度成長」のひずみがいちだんと深刻さをましたことである。物価問題にかぎらず、住宅対策、危険食品や欠陥商品への対策、さらには租税政策にいたるまで、国民の不満はうっ積している。とくに公害問題は、大都市や工業地帯のみならず農村にまで広がり、わが国は恐るべき

「公害列島」と化しつつあるとさえ警告されている。佐藤首相は「公害は必要悪と申すべきもの」といいきったが、「生ぬるい政府、自治体の公害対策と企業の横暴」に立ち上がった公害反対の住民運動が、着実にひろがりはじめている。

1 物価の動向

卸売・消費者物価の連騰

消費者物価が本格的に上がりだしたのは、一九六〇年代のはじめ、池田内閣が、インフレ政策に本腰を入れはじめてからである。その後の物価上昇の勢いは、暗黙の許容限度とされている定期預金（一年もの）の金利を事実上こえている。人口五万以上の都市に関する消費者物価指数でみると、一九五五年度から六〇年度までは年平均一・五％程度の上昇率にとどまっていた。ところが池田内閣の所得倍增計画を中心に、わが国の経済がいわゆる「高度成長」をとげた一九六〇～六五年度では、年平均六・四％という高い率で上昇し、とくに六五年度には前年度にくらべて七・四％と異常に高い上昇率を示すにいたった。

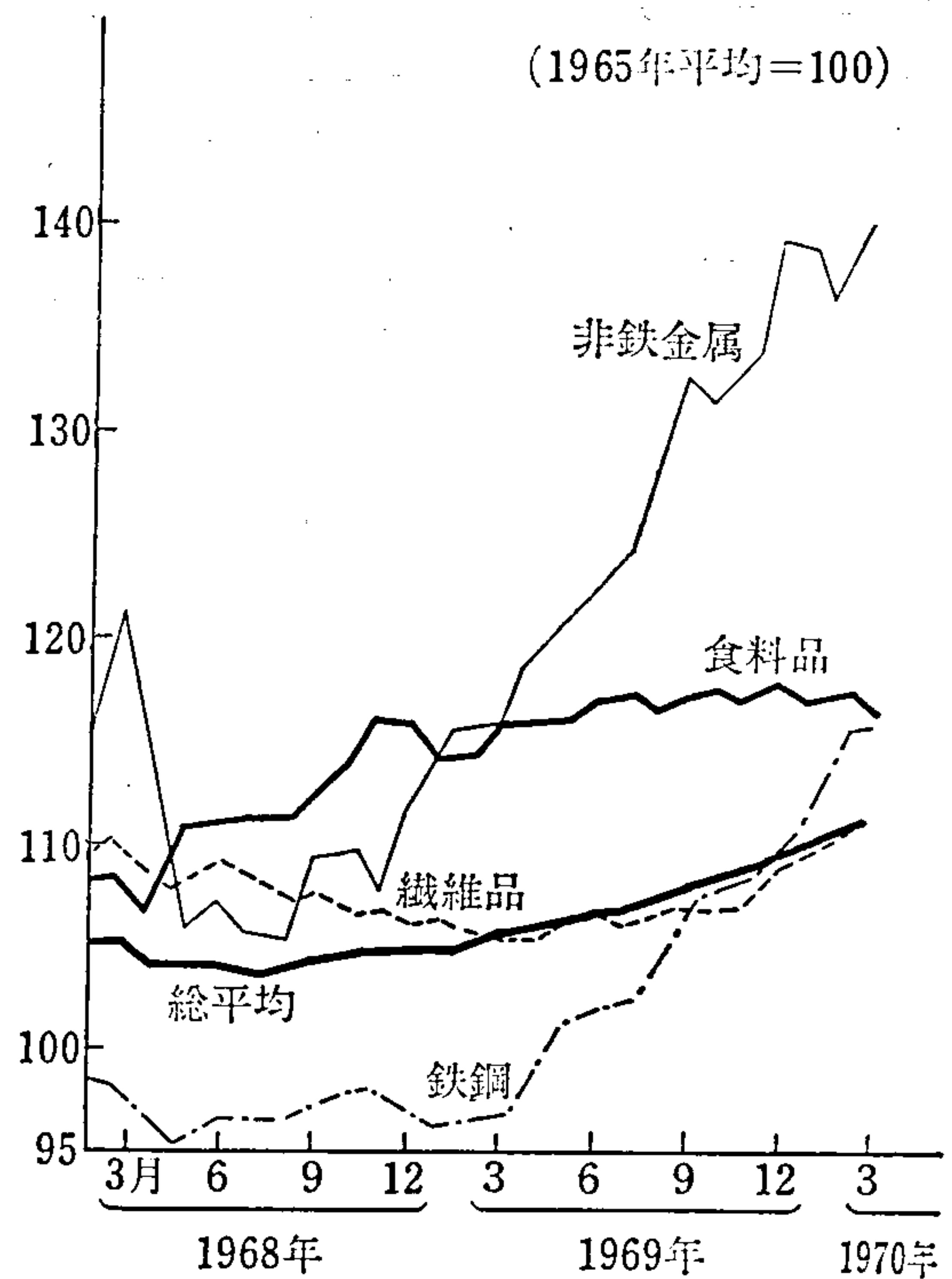
一〇年前、一九五九年十一月の国会で、木村禎八郎氏（社会党）から「消費者物価の五％上昇（同年一〇月の対前年同月比）は異常である」と追及された当時の池田勇人通産相は、「当分横バイで推移す

るであろう」と楽観論でその場をいいのがれたが、それから一年もたたないうちに、閣議で物価緊急対策を協議せざるをえない始末となり、一九六三年一〇月には、池田首相みずから「消費者物価の上昇はゆるがせにできぬが、流通機構の合理化などで一両年に解決する」といいきった。この池田発言にたいして「口さきだけの物価対策では、だめだ」と批判したのが佐藤國務相（現首相）である。そして、ご本人は首相就任早々から物価問題に気をつかい、最近、政府にたいして「行政介入と物価について」という提言（一九七〇年四月七日）を行なった物価安定政策会議（議長、中山伊知郎一ツ橋大学名誉教授）のような「かくれみの」をいくつもつくってきたが、結局、企業本位の政府・各省とも、積極的に物価の抑制に動きだすという気配もなく、実効は上がりすぎまいである。国会での首相の答弁も相変わらず「流通機構の合理化うんぬん」ということで、かつての池田首相のいうところと一〇年一日のごとく変わらない。

物価対策の元じめともいふべき経済企画庁長官や、通貨の安定に責を負うべき日銀総裁にしても、「現状ではインフレとはいいいがたい」と逃げきること終始するばかりで、物価の高騰を解決するために、政府が本気でとりくむという姿勢に、依然としてみるべきものがない。だが、そうした当局者が、七〇年代の経済問題について語るなかで、物価について、新たな関心をもたざるをえなくなっていることも事実である。それはなによりも、物価の上昇がただに消費者物価にのみとどまらず、卸売物価の急騰という事態を反映したもので、インフレーションは本格的な顕在化の局面をむかえつつあるものとみてよいであろう。

卸売物価は、一九六八年八月の金融緩和後上昇傾向にはいったも

第6図 卸売物価指数の動き



〔備考〕 日本銀行調べ。

の、一二月以降ふたたび横ばいとなり、同年平均の対前年騰貴率は〇・八%と、六六年、六七年の上昇率にくらべてみても、それを下回っていた。このように消費者物価の一貫した持続的上昇がいちじるしいなかで、卸売物価のほうは微騰ないしほぼ安定的であるという姿が、わが国物価のこれまでの特徴的な動向であった。しかし、その卸売物価も、一九六九年二月以来急騰に転じ、七〇年四月現在で一五ヵ月間の連騰となり、すでに朝鮮戦争当時の一四ヵ月連騰記録をこえるにいたっている(第6図)。

このため、一九六九年平均卸売物価指数は対前年比二・二%の上昇となり、また、年初から年末までの上昇幅も四・一%と、一九五九年に記録された四・二%以来一〇年ぶりの上げ幅で、これを日銀が試算した欧米各国の六九年中の卸売物価上昇幅、たとえば、アメリカ四・八、イギリス三・四、西ドイツ四・三、フランス七・六、イタリア六・三%とくらべてみても、ほぼ欧米並の高水準を示すこ

とになった。日銀の発表によると、一九六九年中の上げ幅四・一%のうちでは、鉄鋼の値上がりによる部分つまり寄与率で三〇・五%、非鉄金属が同二六・七%と、この二品目が卸売物価を大きく押し上げる役割を果たしていたことになるが、しかし、基本的には、国内の経済活動が過熱ぎみで、通貨の膨張による総需要が総供給をこえ、インフレ傾向が強まっていることが主要因であるとみられている。とくに日銀で注目しているのは、これまで生産性の向上によって、ほとんど値上がりしていなかった工業製品の上昇がいちじるしいことで、従来の卸売物価の主役だった、生産性の上げにくい非工業製品の上昇率をはるかにしのぐ勢いである。

このような卸売物価の上昇は、輸出物価へのはね返りが大きく、また消費者物価をもいっそう押し上げる結果になることは明らかである。要するに、わが国もまた、欧米諸国並みに物価の抑制、インフレーションの克服がいよいよ大きな課題となってきたといえる。このままで推移するかぎり、七〇年代を通じて、物価は年々上がり、しかもその勢いは早まる一方であろう。

消費者物価指数

一九六五年を一〇〇とした、総理府統計局の消費者物価指数でみると(第74~77表)、一九六九年平均(全国)は一二一・一で、六八年にくらべ五・二%の上昇となった。これは六八年の対前年比上昇率五・三%をわずかに下回るが、六六年の五・一%、六七年の四%をこえたものであった。これを月別の推移でたどると、一、二月には暖冬で野菜、果物が豊富に出回り物価全体もやや落ちついていたが、三月には野菜などが反騰した。四月には授業料値上げ、五月は国鉄運賃値上げ、七、八月は長雨による季節商品の急騰、九、一〇月は衣料品の高値とつづき、

第74表 物価指数表

(1965年=100)

年 月	卸売物価指数 1)	消費者物価指数(全国) 2)						
		総 合	食 料		被 服	光 熱	住 居	雑 費
			計	うち主食				
1965年平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
66年平均	102.4	105.1	103.9	105.1	103.6	101.1	105.1	108.1
67年平均	104.3	109.3	108.9	109.1	106.5	100.6	110.1	112.2
68年平均	105.1	115.1	115.9	120.1	111.2	101.5	114.1	118.2
69年平均	107.4	121.1	122.9	127.8	116.6	102.0	118.8	124.7
	(2.2)	(5.2)	(6.0)	(6.4)	(4.9)	(0.5)	(4.1)	(5.5)
1969年 1月	105.6	117.4	117.8	127.1	114.1	102.0	116.3	121.4
2月	105.7	117.4	118.2	127.3	112.5	102.0	116.9	121.4
3月	106.0	118.6	120.7	127.4	112.8	101.9	117.0	121.7
4月	106.3	119.8	121.5	127.5	114.7	101.9	117.8	123.5
5月	106.6	119.9	120.3	127.6	114.7	101.8	118.2	125.4
6月	107.0	120.1	120.8	127.7	115.0	101.8	118.5	125.2
7月	107.2	121.6	124.0	127.8	115.1	101.8	118.8	125.4
8月	107.7	122.7	126.2	127.8	115.2	101.8	119.2	125.7
9月	108.5	123.6	127.0	127.9	119.3	101.9	119.8	125.7
10月	108.8	124.2	127.1	128.2	121.5	102.1	120.4	126.2
11月	109.2	123.7	125.0	128.3	121.9	102.3	120.9	127.3
12月	109.9	124.5	125.9	128.5	122.3	102.5	121.5	128.2

〔備考〕 1) 日本銀行の卸売物価指数。
 2) 総理府統計局の消費者物価指数。
 3) カッコ内は1969年平均の対前年騰貴率である。

三月から一〇月まで八ヵ月間連騰した。十一月にはいったん下がったが、一二月には再び上昇に転じた。

物価上昇に影響した度合いを項目別にみると、主食、生鮮魚介を中心とした食料が全体の四八・九%、教養娯楽などの雑費が三一%と、この二つの費目で占める比重が大きく、消費者米価のすえおきで米麦の上昇が前年の半分にとどまった反面、生鮮食料品やカン詰などの加工食品、民営の家賃の上昇率が前年を上回った。また大都市ほど物価の上昇は激しく、地域別では関東(五・七%)、東海(五・五%)、東北(五・四%)の三地方が全国平均の上昇率をこえている。

さらに年があらたまって、七〇年にはいると、野菜の高値つづきと医療費やタクシー代の値上げなどが大きく影響して、二月の全国消費者物価指数は前年同月にくらべ八・五%高ということになった。この上昇幅は、総理府統計局が、一九六三年に全国の指数をとりはじめて以来の最高を記録するもので、この時点で政府が二ヵ月前にかえたばかりの四四年度物価見通し五・七%を大幅に上回り、六・四%程度に達する見通しとなった。また、二月の全国指数と同時発表された、一九六九年度東京都区部の消費者物価上昇率も、前年にくらべて六・六%増と、六八、六九年につぐ記録的な大幅値上がりだった。

物価上昇と家計

総理府統計局の同じ資料によって、食料品、衣類、電気製品、住居費など主要費目について一

〇年前の価格と対比してみると第78表のようになる。

値上りのトップは「大衆魚」といわれたサンマで約七倍、マグロも四・六倍でこのほかの魚もほとんどが数倍の値上がりである。食料品で高いのはこのほか野菜、果物などの青果物、値段が比較的安

第75表 消費者物価指数(全国)

(1965年=100)

費 目	1969年平均	対前年上昇率(%)		寄 与 率(%)	
		1968/67	1969/68	1968/67	1969/68
総 合	121.1	5.3	5.2	100.0	100.0
食 料	122.9	6.4	6.0	51.2	48.9
主 食	127.8	10.1	6.4	17.6	12.1
その他の食料	121.5	5.5	5.8	33.6	36.8
生 鮮 魚 介	146.9	13.8	12.9	7.4	8.4
塩 干 魚 介	124.6	4.6	8.6	0.9	1.8
肉 類	133.0	9.0	5.3	5.9	4.0
乳 卵	112.3	3.8	3.4	2.2	2.1
野 菜	116.6	— 4.3	5.8	—	3.3
乾 物	149.9	12.1	15.3	1.8	2.6
加 工 食 品	121.0	6.1	5.2	3.7	3.5
調 味 料	105.5	3.2	0.2	1.3	0.1
菓 子	112.8	3.7	4.7	1.7	2.5
果 物	110.4	3.5	2.9	1.4	1.2
酒 類	113.3	4.8	3.0	1.7	1.2
飲 料	117.8	2.7	5.7	0.6	1.4
外 食	127.2	9.2	7.6	5.0	4.7
住 居	118.8	3.7	4.1	7.6	8.3
家 賃 地 代	133.6	4.8	7.4	2.5	3.9
設 備 修 繕	134.3	7.1	6.4	2.9	2.7
水 道 料	116.3	3.7	5.4	0.3	0.5
家 具 什 器	106.9	1.8	1.2	1.9	1.2
光 熱	102.0	0.9	0.5	0.8	0.4
電 気 ガ ス 代	100.2	0	0	0	0
その他の光熱	104.7	2.1	1.3	0.8	0.4
被 服	116.6	4.4	4.9	10.4	11.4
衣 料	115.7	4.4	4.2	7.5	7.2
身の回り品	119.0	4.4	6.5	2.9	4.2
雑 費	124.7	5.3	5.5	30.0	31.0
保 健 医 療	106.7	6.8	— 1.0	4.5	—
理 容 衛 生	117.8	4.4	4.9	3.6	3.4
交 通 通 信	132.8	3.4	6.0	2.7	4.6
教 育	128.1	5.7	5.2	5.9	5.4
文 房 具	113.9	1.6	8.7	0.1	0.8
教 養 娛 楽	131.6	5.2	8.0	10.0	15.3
た ば こ	118.8	12.5	5.6	3.2	1.5

〔備考〕 総理府統計局調べ。

第76表 消費者物価特殊分類指数(全国)

(1965年=100)

費 目	1969年平均	対前年上昇率(%)		寄与率(%)	
		1968/67	1969/68	1968/67	1969/68
総 合	121.1	5.3	5.2	100.0	100.0
商 品	119.3	5.2	5.2	66.6	67.8
農 水 畜 産 物	128.2	7.8	6.3	31.8	26.9
米 麦	132.9	12.0	6.5	17.4	10.2
生 鮮 食 料 品	125.6	5.4	6.2	14.4	16.7
工 業 製 品	115.3	4.0	4.6	34.8	40.9
食 料	116.2	4.4	5.4	14.7	17.9
大 企 業	109.2	2.2	3.8	2.5	4.1
中 小 企 業	119.9	5.4	6.2	12.2	13.8
織 維	115.7	4.4	4.2	8.0	7.4
耐 久 消 費 財	99.8	— 0.2	— 1.6	—	—
その他の工業製品	117.4	4.0	5.3	12.1	15.6
大 企 業	114.6	3.5	5.1	6.1	9.2
中 小 企 業	121.7	5.1	5.3	6.0	6.4
サ ー ビ ス	125.3	5.7	5.4	33.4	32.2
民 営 家 賃 間 代	135.2	4.8	7.6	2.3	3.6
公 共 料 金	115.0	3.6	2.3	8.6	5.5
対 個 人 サ ー ビ ス	132.6	7.5	7.5	22.5	23.1
外 食 を 除 く	134.0	7.0	7.5	17.1	18.5
外 食	127.2	9.2	7.6	5.4	4.6

〔備考〕 総理府統計局調べ。

第77表 地域別消費者物価指数(1969年)

(1965年=100)

地 域		総 合	対前年 上昇率 (%)	食 料	住 居	光 熱	被 服	雑 費	
全 国		121.1	5.2	122.9	118.8	102.0	116.6	124.7	
都 市 階 級	大 中 小 町	都 市	121.1	5.4	122.9	118.8	101.0	117.4	124.2
		都 市	121.6	5.5	123.1	120.9	102.3	116.4	125.3
		都 市	121.1	5.5	122.5	119.4	101.2	116.0	125.2
		都 市	121.4	4.7	123.0	117.4	104.0	117.2	125.7
		都 市	120.6	4.7	122.6	116.2	103.2	115.4	125.1
地 方	北 東 関 北 東 近 中 四 九	海 道	119.2	4.7	121.5	114.7	102.4	116.9	122.9
		北 陸	120.8	5.4	122.4	119.9	102.9	114.8	125.3
		東 海	121.2	5.7	122.6	117.9	100.8	118.3	124.8
		近 畿	120.9	5.2	121.0	121.1	104.8	116.8	125.7
		中 国	120.4	5.5	121.8	119.6	100.7	114.0	124.6
		四 国	120.7	5.0	122.1	119.7	102.5	115.7	124.2
		九 州	121.9	5.0	124.4	120.7	102.1	114.6	125.4
			122.3	4.6	124.4	119.3	102.4	117.9	125.8
			122.7	4.7	126.0	119.3	103.7	115.3	125.8
東 横 京 都 区 部	京 古 都 阪 戸 九 州	東 京	121.6	5.6	123.5	116.0	100.6	119.3	125.0
		横 濱	120.8	5.8	121.8	119.6	100.9	117.9	123.7
		名 古 屋	120.2	5.4	121.7	124.6	100.7	111.7	123.3
		京 都	120.4	4.8	123.4	117.6	103.4	112.6	123.2
		大 阪	121.0	5.5	122.0	126.3	101.3	114.6	123.3
		神 戸	120.3	4.9	120.6	120.5	101.2	118.8	123.2
		北 九 州	121.5	5.1	125.3	117.6	100.6	112.9	124.3

〔備考〕 総理府統計局調べ。

第78表 東京都内の物価比較表

品 目	1960年 3 月	1970年 3 月	倍率
月給（標準サラリーマン実収入）	43,286円 (34年平均)	105,582円 (44年平均)	2.4
米 1kg	98.8	152	1.5
マグロ 100g	25.8	118.3	4.6
サンマ "	7.2	50.0	6.9
ブタ肉（中） "	58.5	90.3	1.5
キウリ "	6.8	22.6	3.3
塩せんべい "	28.0	49.6	1.8
たくあん "	7.2	17.8	2.5
テレビ（白黒） 1台	50,864	44,143	0.9
電気洗たく機 "	23,192	29,330	1.3
夏背広	10,400	21,500	2.1
スカート（純毛）	1,919	2,273	1.2
民間家賃 3.3㎡	345	1,867	5.4
ガス代最低料金	297.0	266.6	0.9
国鉄運賃 1 km	2.4	4.2	1.8
総合物価指数	100	170.3	1.7

〔備考〕 総理府統計局調べ。

定しているといわれるキウリ、ミカンでさえそれぞれ三倍、二倍、のちに「万国博」に便乗した投機業者の価格つり上げであることが明らかとなり、「万国博ミステリ」の主演を演じたタマネギやジャガイモにいたっては、統計局職員が「異常高値なので比較しても無意味だと思えますよ」というほどの天井しらずの暴騰ぶりだった。

一方、民間のアパートや借家の家賃も五・四倍、東京都内の民間アパートは一〇年前が三・三平方メートル当り三四五円だったのが、一八六七円となり、2DKで四〇平方メートルなら二万円をこす計算である。安くなったのはテレビなどの耐久消費財ぐらいにしかす

ぎない。

ところで、総理府統計局が、一九七〇年二月の消費者物価指数（全国）は、前年同月比八・五％の上昇と発表したのにたいして、毎日の家計をあずかる主婦の立場からは、「物価の値上がりは八％程度なんてそんなに低いはずはない」という声が一般である。統計局自身でも、最近ますます庶民感覚からかけはなれてきているという批判の多い、同指数作成方法の改訂を検討中で、その結果を、基準年次が一九六五年から七〇年におきかえられる来年秋から実行したいとしているが、さしあたり、消費者物価にふくまれる諸品目のうち「日常の購入品」だけをとって、その値上がりをはかってみたらどうなるか。第一銀行がそういう観点から試算したら、一九七〇年二月では、前年同月にくらべて一二・四％の大幅上昇という答えがでた。同行調査部によると、日常買入れる商品の値段が、主婦の実感に最も近いであろうという見方になって、一年に一〇〇回以上家計簿に記入された、つまり三日に一度は買った商品とサービス一〇種、野菜、加工食品、主食、肉類、菓子・果物、生鮮魚類、牛乳と卵などを選び、一九六九年の消費支出構成によってウェイトをかけて指数化したもので、七〇年一月では、六九年一月より一一・三％も上がったことになり、総理府統計局発表の七・八％とはくらべものにならない値上がりとなる。こうした「日常の購入品」の値上がりも、所得階層によって支出内容が異なるから、その影響も一様ではないはずである。そこで、これを所得階層別に、高（月約一五万一〇〇〇円）、中（同九万二〇〇〇円）、低（同五万八〇〇〇円）に分けると、高所得層では一一・五％、中所得層一一・一％、低所得層一一％それぞれ値上がりしたことになり、低所得層ほど値上がり幅が小さい

第79表 最近の物価上昇の現状(1969年)

◇食 費		
米		生産者、消費者米価据置きとなっても自主流通米の登場によって配給米の質が低下、いきおい自主流通米やヤミ米にたよると、10キロ当り1,800~1,900円で300~400円高。
パン		45年6月から、大阪、名古屋、山口などで値上げが目立っており、食パン1包45円が50円に、菓子パン1個20円が25円になったところが多い。めん類、インスタントラーメン等小麦粉加工製品、人件費増を理由に、さみだれ式に値上がりの見込み。
そば		45年6月から、福岡、大阪で1キロ当り20~30円値上げ、各地で同じ動きがあり、15~20%値上がりの見込み。
しょうゆ		大手メーカー製品小売値1.8リットル250円、ふつうもの190円(いずれもビン代込み)に対し西日本各地の値上げ幅は20~30円。45年8月から全国的に値上げの動き。
ハム		45年3月伊藤ハム100グラム当り5~10円、1~2割値上げ、各社とも追いつきの見込み。
豚肉		東京、大阪、石川、千葉各地で100グラム当中肉で80円、44年4月から10~20円高、豚不足が原因。
牛乳		東京、大阪、京都、静岡、兵庫、石川など全国的で、44年8月から牛乳が普通で20円、濃厚で24円と3~4円高、原料高、配達経費高のため。東京南、北、西三鉄道管理局管内の駅売り牛乳のうち、コーヒー牛乳、フルーツ牛乳など「色もの」が45年7月から5円値上げ一本30円となる。
菓子類		チョコレート、キャラメル、ビスケット。
◇住居費		
家賃		大阪府営住宅、44年度建設分から3DK 9,900円が11,000円、2DK 8,500円が10,500円、土地価高騰と材料費高。
家庭用品		なべ、やかん、弁当箱などのアルミ家庭用品を10~15%値上げ、アルミサッシは44年9月10日より5%高。
◇光熱費		
水道		神戸市で一般家庭用が44年5月から100円から170円に上がったのをはじめ、名古屋、大阪、山形、秋田などで10~30%高。
ガス		愛媛でプロパンガス10キログラム当り800~900円と200円高になったほか、香川、静岡、茨城などで100~200円高、保安経費と人件費高が原因。
ガソリン		1リットル47~50円だったものが、各地で1~2円さみだれ値上げが続いている。
灯油		北海道で18リットル300円から330円に値上がり、全国的に波及しそう。
◇被服費		
クリーニング		静岡、千葉などで44年5月からワイシャツ1枚40円が45~50円に値上がり、横浜でも近く10~20%アップ。大阪ではワイシャツ生地値上がりが顕著。
ワイシャツ		40番ポリエステル混紡のもの(1,500円前後)が100~200円ほど値上がり。
◇保健・衛生		
フロ代		都内のフロ代現行35円の大人料金を38円に、中人15円を20円とする値上げが各地に波及し、神奈川、石川などで大人35円となる。新潟、福岡、福井、富山などで業者が値上げを申請し、44年内に大人35円になることは必至。
くみ取り代		都内は無料になったが、島根で25%、山形は5円アップ、山梨は50円が70円にハネ上がり、又ホースの最短距離が30メートルを超えると10円加算。
◇教 育		
授業料		新学期をむかえ、高校、中学の授業料6.6%、各種学校授業料平均10%ともに値上がり。
給食費		兵庫で小学校高学年が月額760円から880円、低学年で730円が850円に上がったほか、静岡、山梨、群馬など各地で100~200円アップ。牛乳代・諸物価値上がりのため。
教養・娯楽関係		文芸婦人雑誌の上昇、映画、月謝、宿泊費などの上昇。 ハーモニカ、グローブ、ビニール製ボールなどおもちゃの値上がり、クレヨンは43年より20%上昇。
◇交 通		
タクシー		名古屋、栃木、富山は基本料金が20円アップ、これにつれて45年6月には、東京でも2キロメートル100円を130円に値上げ。
バス・市電		岩手市内バスが1区30円(従来20円)になったほか、岡山で市電が25円と5円アップ。和歌山、奈良でも10~25%、高知、福岡、島根などでも値上げ申請中。
私鉄・地下鉄		45年10月から、大手私鉄14社平均18.4%の運賃値上げのほか、定期の割引率が引き下げられた。

【備考】 春闘共闘委員会「1970年賃金白書」掲載表を『朝日』『日経』各紙により補充した。

のはこの層の支出に大きな割合を占める消費者米価がすえおかれたため、それを除けば、低い層の窮迫感はいっそう深刻になろうと指摘されている。なお、一九六九年および七〇年にかけての諸物価値上がりの現状は、第79表のとおり。

2 政府の物価見通しと国会論議

物価抑制をめぐる論議

佐藤首相は、一九七〇年を「内政の年」といい、とくに物価問題に力をいれると

公約した。今六二通常国会冒頭の施政方針演説でも、「公共料金を極力抑制し……中小企業、流通部門の近代化をすすめ、総合的土地対策、輸入の活用によって物価の上昇を抑え、消費者物価の上昇を四％台にとどめる」とのべた。その後の衆議院予算委員会で、物価問題を追及されると、なんら具体策にはふれずに「積極的、前向きに検討いたします」と歯ぎれがわった。

物価の元締めともいふべき佐藤経企庁長官の答弁にも「肩すかし」とうけとられるような印象を与えるものがめだっていた。たとえば、二月二八日の同じ予算委員会で、加藤清二氏（社）が「昭和四五年年度の物価上昇は、政府目標の四・八％を大幅に上回って、六％台になるそうではないか」とただしたのにたいし、佐藤長官は「四四年度は特別な干ばつによる野菜の値上がりがあったので、当

初目標の五％から五・七％に訂正した（その後さらに六・四％に大幅訂正）。四五年度は異常天候による野菜の高値がないかぎり四・八％にもっていかると確信している」と答えた。まるで「お天気しだいである」といわんばかりである。そんな「場当たり」答弁ではすまされないとして、三月一〇日の参議院予算委員会では、木村禧八郎氏（社）が政府をせめあげた。そして「政府のいう四五年度の物価上昇見通し四・八％は、四四年度の上昇率を五・七％とおさえた場合の数字だ。この五・七％が、その後六・四％にもハネ上がったのだから、これで四五年度の物価上昇率を計算しなすと、四・八％でなく、五・四％になる、どうするつもりか」ときりこみ、ついに佐藤長官から「国民総生産（GNP）の実績もみて、九月ごろには経済見通しを改定する」との答弁をひきだした。予算審議中に、政府が予算編成の基礎となる経済見通しの改定をいわざるをえなかったことは、いかにも異例のことだった。

その佐藤長官は、物価高騰の実情を無視しえなくなって、やはり今国会冒頭の経済演説で「インフレとのたたかいに安易な態度はゆるされない。このたたかいに勝つことなくして、今後のわが国の発展はありえない」といわざるをえなかった。政府の物価問題にとりくむ姿勢からいえば、いかにも空々しくもあるが、政府演説に「インフレ」という言葉がつかわれたのははじめてである。戦後の悪性インフレを経験した庶民にとって、「インフレ」という言葉自体が、ふたたびくり返したくない悪夢のような響きをもっている。だから演説の草案を前にして、他の閣僚や役人から「政府みずから、現状がインフレであることを認めるような表現は、政治的に好ましくない」という意見が出されたといわれる。また、ある銀行の頭取が

「いまの日本はインフレである」と発言したところ、政府首脳、財界人だけでなく右翼団体から「発言を注意するよう」抗議されたという話も伝えられている。だが佐藤長官はそのままおしきった。ただ、国会で追及された場合のことを考えて、「このまま放っておくとインフレになる恐れはあるが、いまは換物傾向がでていないので、まだインフレではない」という答弁も同時に用意していた。

政府の物価見通し

物価上昇が長くつづけば貨幣価値の下落が恒常的であることを意味し、それがすなわちインフレである、というのが庶民一般の率直な感じ方だといえよう。

政府が「ない」といっている換物傾向にしても、土地の場合に典型的にみられるように現実には存在する。サラリーマン、労働者が借金をしてまで土地を手に入れようとするのは、もちろんマイホームが欲しいからだ、それだけではなく、早く土地を買っておかないと、ますます地価は暴騰するし、一方、通貨価値が下落するから借金しても返すのはさして苦にならないという考えがはたらいっているからだ。こと土地に関するかぎり、庶民の間にインフレ心理が定着してしまっているといつてよいだろう。さらに、わが国の企業がインフレを好む体質をもっていることがしばしば指摘されている。企業の総資本のうち、資本金や利益金などの自己資本比率がわが国の場合いちじるしく低い。一九六六年度の数字でみると、アメリカ五八・八％、西ドイツ四〇・八％、イギリス六一・一％にたいし、わが国では一八・四％にしかすぎない。つまり、八〇％以上は銀行からの借金を中心にした他人のカネである。しかも、この自己資本比率は年を追って下がる傾向にある。物価が上昇して通貨の価値が下落すれば、借金の返済は、その分だけ楽になる。だから少しぐらい

利子が高くても、借金して設備をふやした方が得だというわけで、企業は内心インフレをあてにしているとさえいっている。国債を発行して、国民から借金する立場の政府もまた同じである。つまり、国にも企業にも、インフレ・マインドが浸みこんでいる。バカな目にあっているのは、銀行から借金できるほどの信用もなく、乏しい収入をやりくりしながら、物価高と重税に追いまくられている大部分の庶民である。そういうわけで、政府首脳に、物価対策に本気でとりくむ気概がみられない。物価問題は経済企画庁が担当するといっても、実際に対策を実行するのは関係各省である。ところが各省とも、五％程度の物価上昇が一般化し、暗黙の許容限度とみなされている現状では、なかなか重い腰を上げようとならない。経企庁が一応の対策をうちだしてみても、たとえば電気・ガスを下げる案には大蔵省と自治省が反対し、不況カルテルをやめようとするれば通産省がソッポを向くということになって、かりに閣僚ベースで話を決めてみても骨抜きになるばかりであった。

首相の諮問機関である物価安定政策会議（議長、中山伊知郎一橋大名誉教授）は、一九七〇年四月六日、「行政介入と物価について」という提言をとりまとめた。同提言は、政府がいろいろなものの価格をきめるさいに深入りしすぎて、かえって価格の安定より引上げの方向にはたらいっている場合が多いとして、タクシーの事業免許制、理容料金、葉たばこ、砂糖、豚肉など農産物の価格政策の不合理的な点を指摘し、「政府は過剰な行政介入を廃止すべきである。とくに個々の物資やサービス価格への介入は原則としてさけ、必要な場合の介入にとどめよ」とのべているのであるが、この個々の価格に行政が介入すべきでないとする提言の考え方にたいしては、「と

きには介入も必要で、その分岐点をはっきりさせることが大切である」(参議院予算委員会公聴会四月七日、花原二郎法政大教授の発言)とする批判がある。なお、中山議長は、物価安定のキメ手について「総需要の抑制、輸入の活用、競争条件の整備、低生産性部門の近代化、公共料金の抑制等々考えられるかぎりの手段を同時に、継続的にやる以外にない」というが、今回の提言をふくめて、そうした考えられるかぎりの対策は、すでに一九六三年の第一次物価問題懇談会以来、出つくしているといってもよい。

3 労働者家計の収入と支出

家計収支の概況

次に、以上のような消費者物価動向のもとにおける労働者世帯の生活について、総理府統計局の家計調査結果によって概観してみよう。

同報告(第80・81表)により、まず一九六九年の収入についていうと、全国の勤労者世帯(平均世帯人員三・八九人世帯主の平均年齢四〇・七歳)の年間税込み実収入は、臨時収入をふくめて一一七万円であり、六八年平均にくらべて一一・五%増だが、消費者物価の上昇分を差し引いた実質の伸びでは六%増にとどまった。一ヵ月当りにすると、九万七六七円である。実収入の内訳では、毎月の月給の増加よりもボーナスの伸びが大きく、夏・冬あわせて一九万〇七〇〇

第80表 1969年平均1ヵ月間の家計収入(全国)

項 目	勤 労 者 世 帯			全 世 帯		
	1969年平均	対前年増加率	構 成 比	1969年平均	対前年増加率	構 成 比
世 帯 数 (調 整)	67,763	※66,083	—	102,563	※102,027	—
集 計 世 帯 数	5,187	※ 5,072	—	7,857	※ 7,825	—
世 帯 人 員 数	3.89	※ 3.96	—	3.99	※ 4.07	—
有 業 人 員 数	1.53	※ 1.54	—	1.65	※ 1.67	—
世 帯 主 の 年 齢	40.7	※ 40.8	—	43.7	※ 43.9	—
収 入 総 額	円 149,209	% 13.0	% —	円 —	% —	% —
実 収 入	97,667	11.5	100.0	—	—	—
勤 め 先 収 入	91,248	11.3	93.4	—	—	—
世 帯 主 収 入	81,843	12.2	83.8	—	—	—
定 期	61,389	8.6	62.9	—	—	—
臨 時	20,366	24.5	20.9	—	—	—
妻 の 収 入	4,676	13.6	4.8	—	—	—
他の世帯員収入	4,728	— 3.1	4.8	—	—	—
事 業 内 職 収 入	2,645	16.3	2.7	—	—	—
他 の 実 収 入	3,775	12.5	3.9	—	—	—
実収入以外の収入	20,144	17.0	—	—	—	—
繰 入 金	31,399	15.3	—	—	—	—

〔備考〕 1) ※は前年の実数を示す。

2) 主要項目のため、内訳とは必ずしも一致しない。

第81表 1969年1ヵ月間の家計支出（全国）

項 目	勤 労 者 世 帯			全 世 帯		
	1969年平均	対前年増加率	構 成 比	1969年平均	対前年増加率	構 成 比
支 出 総 額	149,209	13.0	—	—	—	—
実 支 出	80,405	10.7	—	—	—	—
消費 費 支 出	72,603	10.9	100.0	70,386	10.7	100.0
食 料	23,784	8.3	32.8	24,345	7.8	34.6
主食	4,309	0.1	5.9	4,531	0.5	6.4
米	3,299	— 1.9	4.5	3,510	— 1.3	5.0
副食	12,073	7.9	16.6	12,479	7.3	17.7
生鮮食品	1,674	8.3	2.3	1,815	7.7	2.6
肉類	2,409	13.3	3.3	2,496	12.6	3.5
乳類	2,063	6.8	2.8	2,019	6.7	2.9
野菜	1,778	7.6	2.4	1,871	6.8	2.7
加工食品	1,838	6.4	2.5	1,913	5.9	2.7
調味料	1,173	0.9	1.6	1,196	0.8	1.7
嗜好食	5,151	13.6	7.1	5,170	12.5	7.3
嗜好菓子	1,421	8.4	2.0	1,394	8.0	2.0
果物	1,443	14.6	2.0	1,467	13.6	2.1
酒	1,215	9.8	1.7	1,239	8.5	1.8
飲料	1,072	24.8	1.5	1,070	23.0	1.5
外食	2,252	16.1	3.1	2,164	16.8	3.1
住居費	8,272	※ 17.4	11.4	7,551	※ 17.1	10.7
家賃	2,292	9.9	3.2	2,026	14.7	2.9
設備修繕	1,322	9.0	1.8	1,301	11.7	1.8
水道料	343	14.3	0.5	351	14.0	0.5
家具什器	4,316	※ 25.3	5.9	3,875	※ 20.6	5.5
電気・ガス	2,686	※ 6.2	3.7	2,777	※ 7.0	3.9
光熱費	1,734	5.8	2.4	1,838	7.5	2.6
他の光熱費	953	※ 7.1	1.3	940	※ 6.2	1.3
被服	7,923	10.1	10.9	7,695	9.2	10.9
洋服	720	12.7	1.0	728	11.8	1.0
シャツ	2,192	13.2	3.0	2,084	12.5	3.0
下着	1,226	14.3	1.7	1,203	14.4	1.7
他の衣料	1,645	7.4	2.3	1,604	5.7	2.3
身の回り品	2,139	6.2	2.9	2,077	5.1	3.0
雑費	29,939	※ 12.0	41.2	28,018	※ 12.4	39.8
保健医療	1,928	17.3	2.7	1,900	19.0	2.7
美容衛生	2,017	9.7	2.8	1,959	9.1	2.8
交通通信	2,134	14.4	2.9	2,074	16.3	2.9
自動車等関係費	1,545	—	2.1	1,297	—	1.8
教育	1,783	— 3.3	2.5	1,791	— 4.6	2.5
娯楽	5,366	16.9	7.4	5,287	17.4	7.5
交際	619	11.9	0.9	697	14.4	1.0
消費支出	4,801	14.5	6.6	4,887	15.2	6.9
非消費支出	7,801	8.6	—	—	—	—
労働所得	2,573	14.4	—	—	—	—
他の所得	1,646	— 0.6	—	—	—	—
社会保障費	3,449	8.8	—	—	—	—
実支出以外の支出	35,740	16.5	—	—	—	—
繰越金	33,065	15.2	—	—	—	—
現 物 総 額	4,123	—	—	3,935	—	—
可 処 分 所 得	89,866	11.8	—	—	—	—
黒 貯 蓄 純 増	17,262	15.5	100.0	—	—	—
有価証券純購入	10,855	7.1	62.9	—	—	—
その他の純購入	710	243.0	4.1	—	—	—
平均消費性向 (%)	5,697	23.8	33.0	—	—	—
	80.8	※ 81.4	—	—	—	—

〔備考〕 ※印、「自動車等関係費」の設置にともない増加率は前年の関係項目を調整して求めている。

円、一八・七％増（前年は二・九％増）になると推定される。そして、手取り収入は一〇八万円（前年九六万円）で、はじめて一〇〇万円をこえた。

一方、消費支出（生活費）は八七万円、一ヵ月当り七万二六〇〇円で、前年にくらべて一〇・九％の増加である。生活費の内訳では、食料費が一ヵ月当り二万三七八四円（一日当りにして七八二円）、対前年比八・三％の伸びであるが、主食が減って、飲み物などの嗜好品がふえている。米の購入量は年間二五〇キロで、六八年の二七四キロから九％も減った。反対に乳酸飲料や清涼飲料などの飲み物が二四・八％も伸び、また外食も一六・一％ふえた。

住居費は一七・四％の伸びだが、診療代の値上がりを反映して保健医療費も一七・三％、さらに教養娯楽費が一六・九％それぞれふえ、雑費全体では一二％増となっている。諸物価の高騰の下での、こうした支出増にもかかわらず、手取り収入にたいする右の生活費の割合つまり平均消費性向は年々低下し、六九年では前年の八一・四％から八〇・八％に落ちている。

物価上昇の家計への影響は、食料費のうえで最も端的に示されている。すなわち、消費者物価が八・五％増と、最悪の高騰を示した七〇年二月をふくむ一九六九年度年度間平均の統計では、一ヵ月当りの食料費二万四四〇〇円と、名目で前年度にくらべて一〇・二％という高い伸び率を示したにもかかわらず、実質増加率は一・八％にしかすぎなかった。しかも、魚への支出は一〇％、野菜への支出が二〇％も名目でふえているのに、実質的な買入れ量は、魚で五・四％、野菜で六・四％も前年度より減っていたのである。また、たとえば一九六九年八月に、厚生大臣の諮問機関である栄養審議会

が、国民一人一日当りの栄養所要量について、九年ぶりに全面改訂を行ない、新しい基準（後掲参照）をきめている。それによると「健康な生活を営むには」三〇歳の男子の場合、カロリーは二四〇〇カロリー、蛋白質は七〇グラムを必要とされているが、神戸女子家政学部で、実際の食生活のなかで、この栄養量をみたして、家族の健康をささえるためには、いったいどれくらいの食費がかかることになるのか、六九年初秋の時点で、Aさん一家（三〇歳の夫婦、一〇歳の男児、五歳の女児という四大家族）を例にとり、栄養所要量に見合う献立をつくり、それを大阪、神戸両市内の平均小売価格にあてはめて計算してみたところ、Aさん一家の一日の食費は材料費だけで一二三四円に達したという（一九六九年一〇月四日付「毎日新聞」）。月にすれば三万七〇〇〇円ということになる。しかもこのなかには、調味料代（塩、しょうゆ、化学調味料）も、調理するための水道、光熱費も、また酒、たばこといった嗜好品はもちろん、子供の菓子、飲料、さらに小学生の給食費もふくまれていないので、それらを加えるなら、厚生省の目安にしたがった日本人にふさわしい食生活をするには、一家四人食べるだけで、一ヵ月に少なくとも四万五〇〇〇円はかかるというのである。とすれば、消費支出に占める食料費の割合（いわゆる「エンゲル係数」）を、総理府統計局の家計調査結果における六九年平均の三二・八％にたとえれば、Aさん一家は月に一三万七〇〇〇円ほどの消費支出をまかなう収入を手に入れないければならないわけだ。

こうしてみると、相つぐ物価の上昇にもかかわらず、今日においてもなお六万円台の賃金しか手にしえない大多数の勤労者世帯では、厚生省の基準による日本人にふさわしい食生活を営みえないこ

第82表 実収入階級別の勤労者世帯構成 (1969年4月)

所得階級	世帯数	構成比	累積比率
合計	5,211	100.0%	100.0%
～ 9,999	67	1.3	1.3
10,000～ 19,999	29	0.6	1.9
20,000～ 29,999	99	1.9	3.8
30,000～ 39,999	242	4.6	8.4
40,000～ 49,999	485	9.3	17.7
50,000～ 59,999	781	15.0	32.7
60,000～ 69,999	821	15.8	48.5
70,000～ 79,999	759	14.6	63.1
80,000～ 89,999	561	10.8	73.9
90,000～ 99,999	364	7.0	80.9
100,000～119,999	512	9.8	90.7
120,000～139,999	216	4.1	94.8
140,000～159,999	127	2.4	97.2
160,000～179,999	63	1.2	98.4
180,000～199,999	35	0.7	99.1
200,000～249,999	31	0.6	99.7
250,000～299,999	8	0.1	99.8
300,000～	11	0.2	100.0

〔備考〕 総理府統計局「家計調査」。

とは明らかである。現に日本銀行の「貯蓄に関する世論調査」(一九六九年)によってみても、調査世帯の七五・九%までが、ただでさえやりくりに苦しい家計を、「物価高のために切りつめた」と訴えているのである。

ところで、労働省の「毎月勤労統計」によって、わが国勤労者の賃金水準をみると、一九六九年月間平均の現金給与総額は六万四三三三円である。これを総理府統計局「家計調査報告」の同じ一世帯当り月平均実収入九万七六六七円、うち世帯主収入八万一八四三円とくらべてみた場合、後者のほうでかなり高く、くいちがいの感じ

をあたえるが、家計調査の結果で水準が高く示されているのは、その対象が世帯単位であって、たとえば、世帯主の平均年齢が四〇・七歳と比較的高く、また世帯人員数が三・八九人で、そのうち働いているものつまり有業人員が一・五三人(いずれも六九年平均)であるといった点を考慮しなければならない。加えて、単純な算術平均による家計調査の結果は、その分布構成の特性から、最も多くの世帯がふくまれる階層より高めに示されることが通常である。一見水準が高いように思えるが、一九六九年月平均一世帯当りの消費支出中食料費二万三七八四円にしても、厚生省の栄養基準量を満たすに足る前掲Aさん一家の積算金額にははるかに及んでいないのである。

第82表は六九年四月の家計調査で対象となった勤労者世帯数を所得階層別に示すものであるが、一方、同じ月の全世帯月平均実収入は七万九六六二円であるから、この平均実収入以下の世帯が累積比率で六三・一%に及んでいることがわかる。最多階層は五～六万台世帯であって、つまり、平均が示す実収入水準以下の世帯が実際には多いということなのである。

生活に関連する 諸調査の結果

勤労者の生活に関連する、諸調査の結果についてみると次のとおりである。

厚生省は、一九六九年一二月、概要次のごとき「厚生行政基礎調査」の結果を発表した。これは全国から無作為抽出で一八七八地区の一〇万三五七五世帯(人員三万二二三二人)を選び、六八年六月に面接で家族状況を調査したもので、一世帯当りの人数は相変わらず減りつづけ核家族化がすすむと同時に、共かせぎがふえる一方という、うつりかわる家族の姿をうかがひあがらせてい

る。

【厚生省の「厚生行政基礎調査」結果】

①世帯人員の減少 去る二十九年、一世帯当り五人を割ってから毎年減り続けて来た世帯人員は、ついに三・五人にまでなった。農家の平均は五・二人、非農家は三・二人で、二十八年にくらべると、農家、非農家とも、一・二人ずつ減っている。

②五六%の核家族世帯 「夫婦だけ」「夫婦と子どもだけ」の核家族世帯は、前年の五五・四%からさらにふえ、五六%。三十歳、四十歳の世帯では、核家族が六割に達している。

③勤労者世帯が六割 農家世帯は、減り続け、自営業者、日雇雇用者の世帯も、前年にくらべると減って、常用の勤労者世帯が五九%に達した。三十八年は五五%台だった。

④働く高齢者 男六十五歳以上、女六十歳以上の高齢者世帯は総世帯の三四%を占める。このうち、一人ぼっち老人の世帯が、五三・一%、六十歳以上の人たちについて初めて職業調査もしたが、四三%は仕事を持ち、七十歳以上の老人も二三%が仕事を持っている。男のお年寄りだけをみると六十歳以上で六四%、七十歳以上でも四割が「有職者」だ。半数は農林、漁業だが、専門職や事務、製造、運輸業でも一五%のお年寄りが働いている。

⑤ふえる共かせぎ 共かせぎ夫婦の世帯は四五%。農家世帯の八割、自営業世帯の五割、勤労者世帯の三割を占める。世帯数四人までの世帯では、四割前後の「共かせぎ率」だが、五人以上の世帯では五割を上回り、六人、七人世帯では六割に近づく。

労働省では、三七都道府県で約九万世帯を無作為抽出し、内職に関して調査した結果を、六九年十二月「内職白書」としてとりまとめ公表した。

【労働省「内職白書」の概要】 調査対象世帯の二二・五%が内職をしていて、その実数は約三百二十五万世帯。また内職を希望している世帯は一・八%、約三百九万世帯。内職をしている人は、三百二十八万三千人で

九八%が主婦。また内職家庭はその半数以上が人口十万人以上の都市に住み、都会での生活がかなりの部分で内職にささえられていることを示している。内職をする理由について主婦たちの六九・六%は「収入が足りないから」と答えている。内職をしているのは世帯主の妻がほとんどで八四・九%、未亡人六%、父母四・四%、こども三・一%など。職種別にはあみもの、洋、和裁などの繊維製品加工の内職をしている人が、もっとも多くて六一%をしめ、ついでラジオ、テレビ部品加工などの金属、機械器具加工に従事している者が一二%。ひところは内職の「象徴」のようにみられていた紙袋はりなどの木、竹、紙、印刷製品加工の内職は八・八%と大分少なくなっている。地域別には中国、四国、九州の過疎地帯ではおもに繊維製品の加工内職、つまり和洋裁、あみものなどが割合に高く、関東などの過密地帯では金属機械器具加工の内職が多い。

工賃は一ヵ月に四千円から六千円が二三・九%、二千円から四千円が二〇・六%、六千円から八千円が一五・三%、二千円未満は一〇・六%、なかには三万円以上をかせいでいる人もごくわずかだが一・一%あった。経験年数は一年から三年がもっとも多く、一日の内職時間は四、五時間。月のうちの内職日数は二十日前後がそれぞれ平均的な姿。内職をだれから紹介されたか、をみると知人や親類がもっとも多く、ついで電柱広告などで知った場合があり、公共機関の内職補導所や内職相談員などから教えられたものは、たった八%だった。内職をしない、または希望しない世帯の理由は「内職以外の仕事で働いている」「つまりパートタイマーなどが一番多く三三・四%、次に「家事、育児で忙しい」人が二七・二%、現在の収入で十分と答えた人が一九・九%だった。

一九六九年二月、「パートタイムに関する専門家会議」が労相に報告書を提出したが、その後七月、婦人少年問題審議会（会長、田辺繁子氏）が労相と厚相に女子パートタイマー対策に関する建議書を提出した。同建議書のなかでは、「パートタイマーは短時間雇用労働者をさすものであって、関係者は労働条件、職業紹介などの面につき一般労働者と差別すべきでない」とし、当面行政当局は労働

条件の適正化、職業紹介の充実などに努めるべきであると指摘している。人手不足のおりから、女子パートタイマーにたいする求人はずますますふえるものとみられるが、政府関係審議会でこの種の建議をおこなったのはこれがはじめてである。建議の要旨は次のとおり。

【婦少密の女子パートに関する建議要旨】 ①行政当局はパートタイム雇用が短時間の就労形態をさすもので身分的な区分でないことを明確にする。また身分的な区分でないことの周知徹底にも対策を講じる。

②パートタイマーの労働条件が契約時に明確にされていない場合が多いので、労働基準法、最低賃金法が適正に適用されるよう監督指導を強化する。またパートタイマーの労働条件適正化にも努める。

③行政当局はパートタイマーの職業紹介体制の充実を図る一方、パートタイマーの職業意識高揚、職場適応指導、職業訓練の拡充を行なう。パートタイマーの職業分野もまだ狭いので就労分野の拡大につき啓発指導も必要。

④各種社会保険はパートタイマーにも適用すべきである。さらに行政当局はパートタイマーの総合的な調査研究を行なうとともに、労働条件近代化について適切な指導にも努力する。

厚生省は、七〇年五月、次のとき「昭和四四年度全国家庭児童調査結果」を発表した。同調査は、六九年一〇月、全国二八二地区の八八〇九世帯、一万六二一〇人の家庭にいる児童について訪問面接したもので、核家族で共かせぎ家庭のカギっ子（中学生以下）が推定五〇〇万人近くもいるなど、五年ぶりに児童の状況について調査したものである。

【厚生省「全国家庭児童調査」結果】

①子どものいる家庭 全国二千九百万世帯の五五％に当る千六百万世帯に十八歳未満の子どもがいる。一世帯当りの平均子ども数は一・八人で、三十八年の調査では二・三人、三十九年二人だったのに比べ、さらに減っ

ている。

両親または片親と子どもだけの核家族が八百八十万世帯で、子どもがいる家庭の五四％を占めている。家族構成では、両親と子ども二人の四大家族が四百万世帯で最も多く、次いで両親と子ども一人の三大家族が二百八十万世帯と小家族が多い。

②遊び場と子ども部屋 子どもがいる家庭で遊び場になる庭があるのは二四％で、四軒に一軒。農家は四割に遊び場としての庭があるが、非農家はわずかに二割。また、庭だけでなく、近くの空地や公園、児童遊園などを含めて、「遊び場がまったくない」と答えた家庭が二八・五％もあった。五年前の調査で三四％だったのに比べれば、遊び場はややふえてはいる。子ども部屋のある家庭は四一％で、五年前の調査で四六％あったのに比べて減り、住宅難がさらに深刻化したことを示している。

③共かせぎ家庭の子ども 子どもがいる家庭で、母親が働いているのは五一％だが、未就学児三六％、小学生五六％、中学生六四％と、子どもが大きくなるにつれて働く母の割合がふえる。母の仕事は農林漁業が半分近くを占め、単純労働、販売などが続く。

子どものいる千六百万世帯のうち、父母とも働いている共かせぎ家庭は七百万世帯で、千三百七十万の子どもがいる。核家族では三〇％が共かせぎだが、両親と子どものほかに十八歳以上の同居者がいる家庭では、六一％も共かせぎしている。これは年寄りなどがいるので母親が働きやすいためと考えられる。働く母を持つ未就学児のうち二四％が保育所に、一三％が幼稚園に通っているだけで、残りの六割以上は家で老人やお手伝いがみているのか、近所に預けているのか、放置されているのか明らかでない。

④カギっ子 核家族で、両親が共かせぎ、または片親の家庭でその親が働きに出ている中学生以下のカギっ子は四百八十三万人。これは核家族の子ども（中学生以下）の三人に一人に当る。未就学児は保育所で夕方までみるが、学校から帰った小学生のカギっ子のためには、学童保育を本格的にふやす必要がある。

⑤欠損家庭と出かせぎ家庭 児童のいる家庭のうち五・六％にあたる九十万世帯が母子家庭、父子家庭または両親のいない家庭で、これら「欠損

家庭の子どもは百三十八万人。父や母のいない理由は、父は死別が六割と圧倒的に多いが、母は死別、生別とも四割。子どものいる家庭で過去一年間に通算三ヵ月以上、父または母が出かせぎに出ていたのは三十九万世帯で、農家と非農家が半々である。出かせぎ家庭の子どもは七十五万人にも達し、その影響が心配される。

⑥障害や問題のある子ども 身体障害や精神薄弱などで日常生活に補助が必要な子どもは四十一万人で、その七五%が学齢前の乳幼児。また非行や、問題行動のある子どもは三十万人。情緒障害児は十八万人。これら障害児や問題児で医療や経済面の保護が必要なのは四十六万五千人。

厚生省は、七〇年二月、「国民生活実態調査」(六八年六月実施)の結果を発表した。同調査は厚生行政基礎調査の調査地区のうちから三〇八地区を抽出し、その全世帯一万五〇〇〇世帯、約五万八〇〇〇人を対象にしたもので、とくに一九六〇年、六三年につづけて、六〇歳以上の高齢者約六〇〇〇〇人の生活についても調査して、その健康や所得などさまざまな面でいちじるしく不安定なことをうかびあがらせている。

【厚生省「国民生活実態調査」概要】

①所得 一世帯当りの年間所得は、九十万二千円で、前年比一一・五%の伸び。これを業態別にみると、農家世帯八十八万円(対前年比一二・五%)、非農家世帯九十万六千円(一一・二%)となつて、前年に引続いて農家、非農家の格差が少なくなった。また平均所得が一番多かった兼業農家世帯に自営業者世帯が追いつき、ともに百一万円となった。

②住居 住居の種類別状況は、全世帯の六〇%が持家。年齢別では二十歳代は七〇%まで民営借家と間借りで、持家は二〇%以下。四十歳代で七〇%、五十歳代八〇%。サラリーマンだけについてみると、年間所得百十万円以上の世帯では、半数以上が持家世帯。

③高年者の状況 男女の割合は、男四五%、女五五%。健康状況を本人申告で分類すると、男の六五%、女の六〇%が「元気」と答え、「病気が

ち」「半年以上床につききり」が男一六%、女一七%。市郡別では、郡部より都市部、とくに大都市が「元気」と答えるものの割合が多くなっている。就業率は男六一%、女二五%で、男の六十歳代の就業率は七六%とかなり高く、「病気がち」のもので、四〇%も働いている。男の六二%は「おもな働き手」だが、女は二八%。六十歳以上の男の八割は配偶者がいるが、女の人には四割しか配偶者がいない。この夫婦そろっている人の三八%は「食べていける」、三五%が「どうやら食べられる」と答えているが、配偶者のない者は男の四六%、女の六三%が「たべられない」と答えている。全体でも、「収入なし」「あっても食べられない」と答えたものは五三・九%もある。これらの被扶養状況は、同居の子や孫によるものが八三・六%、生活保護三・八%など。

栄 養

カロリー、タンパク質、ビタミンをどれだけとればよいかという「日本人の栄養所要量」(第83表)が九年ぶりに改訂された。食生活が大きく変化したため、再検討してほしいと厚生省から諮問をうけていた栄養審議会(委員長、島蘭順雄東京医大教授)が、六九年八月の総会で答申することになったものである。「栄養所要量」というのは、それ以下では健康がそこなわれ、という生理的最低必要量に、個人差や環境のちがいなどを考慮した安全率を加味したもので、カロリー、タンパク質、ビタミン、ミネラルについて、年齢別にとるべき量がきめられており、学校や会社の集団給食の献立づくりの目安としてつかわれ、生活保護世帯や社会福祉施設における食費計算の基礎にもなるものである。今回の改訂にあたり審議会が、最近の国民の年齢別平均体位を調べ、一九七〇年の体位基準値を推計したところによると、一〇歳の男子で身長一三五・五センチ、体重三〇・五キロ、同女子一三六センチ、三一・五キロと、前回(一九五七年)の基準値にくらべ身長で約五センチ、体重でも約三キロもふえ、二〇歳では男子が身長四・五セン

第83表 日本人の栄養所要量(1969年8月改訂)

1. カロリーの所要量(1日当り)

年 齢	男 子	女 子
0～2ヵ月	120kg(760)	120kg(690)
1～2	950 (1200)	950 (1100)
5～6	1600 (1550)	1450 (1400)
10～11	2100 (2100)	2050 (2000)
15～16	2800 (2750)	2400 (2350)
20～30	2500 (2500)	2000 (2100)
30～40	2400 (2500)	2000 (2000)
40～50	2300 (2400)	1900 (1950)
50～60	2200 (2300)	1800 (1900)
60～70	2000 (2150)	1700 (1750)
70～	1800 (1850)	1550 (1550)
妊娠後期		2400 (2700)

(単位カロリー、カッコ内は旧所要量、0～2ヵ月だけは体重1kg当りの所要量)

2. タンパク質・ミネラル・ビタミン所要量(1日当り)

栄 養 素	20代男子	20代女子	妊娠授乳婦		
			妊娠 前期	妊娠 後期	授乳 婦
タンパク質(g)	70(70)	60(60)	75	80	85
カルシウム(g)	0.6(0.6)	0.6(0.6)	1.0	1.1	1.1
鉄 (mg)	10(10)	15(10)	15	20	20
塩化ナトリウム(g)	15(15)	15(15)	15	15	20
ビタミンA(IU)	2000(2000)	2000(2000)	2200	2400	3500
ビタミンB ₁ (mg)	1.1(1.3)	0.9(1.1)	1.1	1.2	1.5
ビタミンB ₂ (mg)	1.3(1.3)	1.0(1.1)	1.2	1.3	1.7
ニコチン酸(mg)	20(13)	16(11)	18	20	23
ビタミンC(mg)	60(65)	50(60)	55	60	90
ビタミンD(IU)	—(400)	—(400)	400	400	400

(IUは国際単位、カッコ内は旧所要量、—は未決定)

〔備考〕 栄養審議会調べ。

チ、体重三・五キロ、女子が二・五センチ、一・五キロ向上していることがわかった。そこで、新しい栄養所要量はこの体位の推計値に基づいて決められており、生まれたばかりの赤ちゃんが体重一キロ当たり一日一二〇カロリー、生後六ヵ月が同じく一〇〇カロリーなどとし、現行の「零歳平均一日七六〇カロリー」というのを個人差や月齢別にキメ細かくしてある。また、一〇歳は男二一〇〇カロリー、女二〇五〇カロリー、二〇歳では男二五〇〇カロリー、女二〇〇〇カロリーと現行所要量とほぼ同じであるが、三〇歳以上の男女と妊産婦は実地調査の結果、多少カロリーとりすぎの傾向があるの

で、それぞれ現行より一〇〇～一五〇カロリーずつ所要量を減らしてある。同時に、蛋白質、ビタミンB₁、ビタミンCなども食生活の向上で一般に良質で消化吸収のよいものが摂取されるようになっているので、いくぶん低めに押えられている。

一方、現行所要量より高く決められたのは、鉄分、ビタミンA、ニコチン酸で、鉄分はとくに若い女性や妊産婦のあいだで、最近鉄欠乏性の貧血がふえているところから、現行より一日二～五ミリグラムずつふやし、ビタミンAも乳児期を中心に、一日五〇〇～二〇〇〇国際単位(IU)ずつ高くしてある。また、これが欠乏すると、

皮膚や消化器障害をおこすニコチン酸も現行の値が暫定的なものであったため、新しい研究成果を生かして高く定められている。そのほか、カルシウム、塩化ナトリウム、ビタミンB₂、ビタミンDなどは現行と同じ所要量がそのまま利用されている。

ところで、厚生省は、六九年一月、「昭和四二年度国民栄養調査」の結果を発表して、日本人の食生活は米などの穀類が目に見えて減り、動物性タンパク質や脂肪がふえて、バランスのよい栄養のとり方に近づいてきたが、しかし、カルシウムやビタミンなど微量栄養素が不足し、地域、職業、所得による食事内容の

格差がいちじるしいなど、いくつかの問題点の残されていることを明らかにした。ただし、BHC汚染など、最近注目されている残留農薬による薬害の健康に及ぼす影響についてはなんらふれられていない。すなわち、同調査は全国一二ブロックの一万六五〇〇世帯、約六万八〇〇〇人を対象に、六七年五月現在で実施されたもので、それによると、六七年の日本人の食生活は、一〇年前にくらべて米食中心から副食に比重を移す傾向がすすみ、米、イモ類などが減る一方、野菜、果物、肉、卵、乳類がふえている。また、総カロリーの中で、穀類からとる割合を「穀類カロリー比率」とよび、六〇%以下が望ましいとされているが、六七年にはじめて五八・七%とそれを下回るようになった。また、総タンパク質の中でも、動物性タンパク質の割合を「動物性タンパク質比率」とよび、四〇%以上が目標値だが、この場合も四一・四%とはじめて目標値をこえ、両方とも、好ましい基準に達したものとみられている。しかし、こまかくみると次のような問題も指摘されている。

(1) ビタミン、ミネラル不足、とくにカルシウム、ビタミンA、B₁、B₂などは、七〇年に実現を目ざしている栄養所要量の六〇七割にしか達していない。

(2) 職業別の低水準。国民全体を平均するとよくなっている栄養摂取量も、職業、地域、所得階層別にみると、取り残された部分が少なくない。職業別では、専業農家と日雇労働者とが相変わらず米食偏重で、肉、乳類、野菜、果物が少なく、栄養水準のおくれが目だっている。

(3) 所得階層別格差。この格差はいっそう大きい。一人一ヵ月当りの現金支出額から五つの階層にわけて比較すると、最も支出額

の低い階層では、穀類の割合や動物性タンパク質摂取量がやっと六〇七年前の全国平均ぐらい、肉、乳類、果物などは、支出額が最も高い階層の約三分の一で、収入の差が食卓にはっきりと示されている。

さらに、七〇年一月、社会保障研究所が子供の数と家族の栄養調査の結果についてまとめたところによると、子供が三人に達すると、家族の栄養状態が悪化し、とくに母親の食事内容が目だって低下するという事実が示されている。

同研究所では、子供の成長や、数の増加が家計にどのように影響することになるのかという視点から、一九六五年以来調査してきているが、今回まとめられたのは、六八年九月、静岡県掛川市で行なった栄養調査で、サラリーマン家庭で両親と子供だけという核家族七〇世帯の食生活、食費について三日間こまかく調べたものである。その結果では、第一に、子供が成長するにつれ、また、子供の数がふえるにしたがって、子供一人当りの栄養摂取量も、食費も減少する。とくに、中・高校生になると、伸びざかりに必要な動物性蛋白質や脂肪の摂取量がかえって減るという傾向がみられる。また、一人子、二人子は栄養のとり方にあまりちがいがいが、子供が三人にふえると、全般的な栄養状態の悪化が目だつ。とくに、蛋白質やビタミン、カルシウムなどの摂取量が少なくなり、食品別にみても、牛乳、魚、肉、卵など動物性食品の摂取量が減ってくる。食費についてみると、子供が大きくなるにつれ、子供一人当りの支出額が減り、安くて量の多い質の悪い食品を食べさせている。子供の数と家族員一人当りの栄養状況でも、子供の数がふえるにつれ、貧弱になっている。なかでも、蛋白質、ビタミンCのとり方の減少

がいちじるしく、たとえば、蛋白質摂取量は一人子の家族では一日七五・八グラム、二人子六九・九グラム、三人子六四グラムとなり、これは肉類、野菜、果物のとり方が子だくさんの家族ほど少ないことを示すものである。

この傾向は、食費支出の上で、最も明瞭に現われている。子供の数に関係なく、父親の食事には金をかけ、気をつけているにもかかわらず、母親の食費は子供の食費を下回り、一人子の母親は一日二四四円、二人子二一〇円にたいし、三人子になるとわずかに一三二円、栄養摂取量でも、カロリー必要量が成人男子二三五〇カロリーにたいし、父親は三人子でも二〇〇〇カロリー以上とっているが、母親の場合には、三人子では一七〇〇カロリーあまりしかとっていない。子供三人の母親は、食べるものを切りつめて、子供の成長を補っているということになるのである。

4 主要産業部門の労働者生活

物価上昇の労働者家計に及ぼす影響について考え、あるいはまた、生活そのものの構造と特徴を具体的に明らかにするためにも、労働者自身の手によって、家計簿方式による家計調査もしくは生計費調査を実施することの必要性がますます大きくなっている。そのことによって、公式統計の空虚さを補うことができるわけで、労働

組合中央組織によって主宰された以下の諸調査の結果は、その意味で大いに評価されてよい。

私鉄労働者の生活

私鉄総連の調査結果によって、私鉄・バス労働者の標準世帯（家族構成四人）の家計収入・

支出額を示すと第84表のごとくである。同表で、まず第一に気づくことは、たとえば一九六八年の場合、四人世帯で基準賃金が四万円台であるのに支出総額は七万円をこえており、基準賃金額そのものは全生活費の六〇％にしかあたらず、残りの四〇％を基準賃金額以外の収入に依存しなければ生活が維持できないという点である。しかも、その割合が六五年の六七％から、六八年には六四％へと漸減の傾向をみていることは労働組合としても、労働者自身としても無視しがたいことである。と同時に、不安定な収入部分である基準外賃金は六五年の一五％から一七％へとその比重を高め、内職関係収入も四％から六％に増加している。借金や預貯金の引出し金額も増加の傾向がうかがえる。

一方、消費支出額の実支出全体に占める割合が低下しており、なかでも食料費の切りつめが行なわれているものと思われる。実支出外支出は、六八年の場合、月約一万三〇〇〇余円であり、それが労金の返済、月賦の支払、生命保険の掛金、不時の出費にそなえた月づきの預貯金等にあてられているところを見ると、どんなに余裕のない生活であるかが理解できる。以下、調査結果の要点を摘記すると次のとおりである（私鉄総連「私鉄労働者の生活実態」「総評調査月報」第三四号、一九六九年七月号参照）。

【私鉄総連「私鉄労働者の生活実態」】

①エンゲル係数―第85表は、私鉄の四人世帯の消費支出について、その

第84表 私鉄労働者の標準世帯における生活構造（1世帯1ヵ月当り）

（単位：円）

年 度	1965		1966		1967		1968	
区 分	実 数	構成比	実 数	構成比	実 数	構成比	実 数	構成比
平均世帯人員数	4.00	—	4.00	—	4.00	—	4.03	—
平均有業人員	—	—	—	—	1.4	—	1.5	—
世帯主の平均年齢	—	—	—	—	36	—	36	—
世帯主の平均勤続	—	—	—	—	15	—	14	—
平均消費単位	3.0	—	3.0	—	3.1	—	3.0	—
賃 金 収 入	43,962	83	49,699	84	53,853	82	61,738	83
基準賃金	35,533	67	38,094	65	42,020	64	47,731	64
基準外賃金	8,130	15	11,230	19	11,626	18	13,109	17
その他の賃金	298	1	375	0	207	0	897	1
内職および雑収入	2,212	4	2,912	5	3,974	6	4,654	6
内 職	2,140	4	2,408	4	2,746	4	3,362	4
その他の雑収入	72	0	504	1	1,228	2	1,291	2
実 収 入	46,174	88	52,611	89	57,827	88	66,392	89
実収外収入	4,934	9	5,889	10	8,125	12	7,858	10
借 入 金	537	1	478	1	1,209	2	526	1
貯金引出	3,362	6	3,996	7	4,721	7	5,242	7
その他収入	1,053	2	1,415	2	2,195	3	2,089	3
収入支出総額	52,387	100	58,499	100	65,953	100	74,250	100
消 費 支 出	38,937	74	43,719	74	48,238	73	54,311	73
食料費	17,081	32	19,227	32	20,298	30	22,741	30
住居費	3,168	6	3,353	6	4,204	6	4,729	6
光熱費	2,231	4	2,230	4	2,426	4	2,488	3
被服費	3,337	6	3,401	6	4,245	6	4,517	6
雑 費	13,124	25	15,329	26	17,065	26	19,835	26
非消費支出	5,495	10	5,452	9	5,815	9	6,540	9
実 支 出	44,432	85	49,171	84	54,053	82	60,851	82
実支出外支出	7,954	15	9,329	16	11,901	18	13,398	18
エンゲル係数	43.9	—	44.0	—	42.1	—	41.8	—
消費単位当り食料費	5,617	—	6,409	—	6,548	—	7,580	—
調査世帯数	146	—	126	—	530	—	389	—

第85表 私鉄労働者標準世帯の消費生活構造

区 分	1965年		1966年				1967年				1968年			
	①金 額		①金 額		②対前年 増加額		②÷①		①金 額		②対前年 増加額		②÷①	
	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
消費支出	38,937	(100)	43,719	(100)	4,782	10.7	48,238	(100)	4,519	9.3	54,311	(100)	6,073	11.1
食料費	17,081	(44)	19,227	(44)	2,146	11.1	20,298	(42)	1,071	5.2	22,741	(42)	2,443	10.7
住居費	3,168	(8)	3,533	(8)	365	10.3	4,204	(9)	671	15.9	4,729	(9)	525	11.1
光熱費	2,231	(6)	2,230	(5)	—1	—0	2,426	(5)	196	8.0	2,488	(5)	62	2.4
被服費	3,337	(8)	3,401	(8)	64	1.8	4,245	(9)	844	19.8	4,517	(8)	272	6.0
雑費	13,124	(34)	15,329	(35)	2,205	14.3	17,065	(35)	1,736	10.1	19,835	(36)	2,770	13.9

【備考】 本表は私鉄の4人世帯についての比較である。

第86表 私鉄労働者消費支出の総理府家計調査との比較

区 分	1965年				1966年				1967年				1968年			
	①	②	③	③÷①	①	②	③	③÷①	①	②	③	③÷①				
	私 鉄	総理府	(①-②)		私 鉄	総理府	(①-②)		私 鉄	総理府	(①-②)					
消費支出	38,937	50,617	-11,680	-29.9	43,719	54,251	-10,532	-24.0	48,238	58,643	-10,405	-21.5	54,311	66,311	-12,000	-22.0
食料費	17,081	19,082	-2,001	-11.7	19,227	20,024	-797	-4.1	20,298	21,388	-1,090	-5.3	22,741	22,428	313	1.3
住居費	3,168	5,453	-2,285	-72.1	3,533	5,345	-1,812	-51.7	4,204	5,807	-1,603	-38.1	4,729	9,042	-4,313	-91.2
光熱費	2,231	2,174	57	2.5	2,230	2,356	-126	-5.6	2,426	2,460	-34	-1.4	2,488	2,599	-111	-4.4
被服費	3,337	5,345	-2,008	-60.1	3,401	6,010	-2,609	-76.7	4,245	6,636	-2,391	-56.3	4,517	7,294	-2,777	-61.4
雑費	13,124	18,563	-5,439	-41.4	15,329	20,516	-5,187	-33.8	17,065	22,352	-5,287	-30.9	19,835	24,949	-5,114	-25.7

【備考】 1) 本表は4人世帯についての比較である。
2) 総理府の数字は、各年10月の5万以上の都市勤労者世帯の金額である。

第87表 私鉄労働者の生活内容についての調査結果

(単位：%)

質 問 項 目	1966年	1967年	1968年
基準賃金だけでなんとか生活できる世帯	0	4	4
基準外賃金で補っている世帯	39	40	45
基準外や、休日労働をもってしてもおいつかない世帯	56	51	40
無 記 入	5	5	11
なにはおいても、食料費だけは確保している世帯	47	46	50
他の必要な支出に、食料費のおされがちな世帯	18	16	15
賃金が少ないから、生活費全体が押えられるため食料費も充分でない世帯	25	37	35
無 記 入	10	1	0
職場の慰安会などで1泊旅行をした	60	62	53
個人または友人と1泊旅行をした	30	34	29
家族づれで1泊以上の旅行をした	35	41	33

〔備考〕 1968年の数字は3～5人世帯、349世帯についての調査結果である。

構成（エンゲル係数）と増加をみるために一九六五年から比べてみたものです。

三年前の標準世帯（四人世帯）の消費支出額は三万円台であったのが、五万円台になってしまった。三年間に一万五千円も消費生活費が拡大しているのです。一年平均五千円ずつ消費支出が拡大しています。一九六八年には、前年に比べて六千円以上拡大しました。今年もまたこれ以上に拡大するでしょう。支出項目別に消費支出に対する割合をみると、食料費のしめる割合が次第に減少し、雑費のしめる割合が増加している。保健医療費、理容衛生費、交通通信費、教養娯楽費、たばこ、などの値上げに押えられて食料費が思うようにとれていません。住居費、光熱費、被服費の消費支出に対する割合はほとんど変化していません。

消費支出に対する食料費のしめる割合はエンゲル係数として、その割合が減少するに従って生活水準が向上しているものとされているが、この法則には一つの条件があることを忘れてはならない。食料費の価格や一般物価が変動しないことを条件としているのです。私鉄の場合、食料費に対する支出額が増加して、消費支出に対する割合（一九六五年の四四％から一九六八年には四二％に低下した）は食生活水準が向上したことになるります。ただし物価が変動しないことを条件としての話しであって、実際には栄養分析の結果明らかになったように、食料費が増加しても摂取量が減少しているということは、食料費が増加しても食生活水準は向上してないこととなります。ほんとうに食生活の水準を向上させるには、まだまだ沢山の食料費が必要であり、もしそのように食料費を増加させても、なおエンゲル係数を低く押えるには、まだまだ多額の収入が必要となる。このことを逆にいうと、賃金（収入）が少ないから、食料費が押えられているということとなります。第86表は、私鉄の消費支出と一般世間並みの消費支出を一九六五年から比較したものです。わたしたちの生活費はどんどん拡大しているが、一般水準にはまだ追いつけないことが明らかです。一般消費生活水準より一万円以上低く、この格差額はこの数年ほとんど縮小されていません。食料費はようやく世間並みの水準に達しています。

②生活をとる条件―消費支出の構造を数字的にみてわかるとおり、

わたしたちの生活水準は貧困といわれるような状態にあります。そのことをわたしたちの仲間はどう受けとっているか、またその生活内容を具体的に調べてみたのが第87表です。経済的な条件を意識的にどう受けとめているか？ 表の生活費の関係では、基準賃金だけでなんとか生活できると答えた世帯が四％です。運転士さんの世帯の中に五世帯あったのでその生活内容を調べてみると、基準賃金でなんとか生活できると答えながら二万円近くの時間外賃金を稼いでいる世帯が二世帯、内職収入が一万円前後の世帯が二世帯、株をもっている世帯が一世帯あった。この五世帯について成人一人当たりの食料費をみると一月当たり六、五〇〇円で、ある世帯では一月当たり四、六〇〇円と低く、食生活についての質問の中では「賃金が少ないから食料費も充分でない」と答えています。だからこの四％の世帯は、現状の基準賃金で生活はしているが、その基準賃金と内職や基準外賃金などとあわせて生活しているのであることがあきらかであり、基準賃金が高くて、それだけで食生活も満足にできるような状態にはありません。このようにみれば全世帯が基準賃金だけで生活できない状態にあることがあきらかです。基準外賃金を稼いでもおいつかない世帯が、一九六六年の五六％から四〇％に減少しているが、反対に無記入が五％から一〇％に増加しています。基準外で補うだけでなく、内職収入や預金の引き下げなどもあわせて収入の補いをしないと生活できない世帯が増加しているとみることができます。食料費の圧迫されがちな世帯が全体の五〇％で、とくに賃金が少ないから食料費も不充分であると訴えている世帯が三五％もあり、家計簿の分析結果や栄養分析の結果を正確に裏づけするものです。

国鉄労働者の生活

国鉄労働組合は、一九五五年に調査部発足以来、賃金闘争の一環として、毎年国鉄労働者の生活実態調査を実施してきていた。第一次から第四次調査まで、アンケートによる方法が中心で、その間に直接聞き取り調査も二回行なわれた。一九六三年にいたって、組合独自の生計費調査を実施することについて提案が行なわれ、翌六四年、さらに六五年、六六年

と三カ年間にわたって、全国の組合のうちから五〇世帯が選ばれて、同調査がつづけられた。

実施しはじめた段階では一応試行であって、対象を一〇〇〜一五〇世帯に拡大することが考えられていたが、実際には予算上の制約もあり、六六年をもって中断された。そこで、調査部としては、その調査の打ち切りによって、国鉄労働者の生活がとらえられないことは問題であるとして、六七年度にはいって、再びアンケートによる生活意識調査を実施するとともに、大都市居住労働者の生活実態を明らかにするという主旨で、職場に調査委員を指定し、調査の目的や方法などについて学習し、一人五世帯を受け持って聞き取り調査を行なうということになった。とくに、東京地方本部新橋支部に集中して行なわれた聞き取り調査では、あらかじめ対象職場に家計簿を配布し、一カ月間の記入を依頼することによって、実情の把握に役だてられた（本『年鑑』第三九集、一五〇ページ以下参照）。

さらに、国鉄労組本部では、過去一〇年間にわたる生活構造の「ゆがみ」を明らかにするという主旨で、六八年十一月、第二次生活実態調査（一九五八年実施）と同じ方法、標識で調査を実施し、比較分析を行なっている。同調査の結果概要は次のとおり（国鉄労働組合「国鉄労働者の生活——この一〇年間にどう内容がかわったか——」、『総評調査月報』第三三号、一九六九年六月号掲載参照）。

（注）今次調査の対象職場は、一九五八年に実施した第二次調査と概ね同一である。第二次調査では対象人員七八二人、集約人員六六一人、回収率八四・五％となっていたが、今次調査では対象人員八四九人、集約人員五五九人、回収率六五・六％であった。

【国労「国鉄労働者の生活内容の変化」】

（1）国鉄労働者は内職で収入を支えている——今次調査では、その調査対

象が賃金の面で上位にあるものが多かった。五万五〇〇〇円以上が四二・四％、五万円以上五万五〇〇〇円以下が一五・七％と上位の層があわせて五八・一％にも及んでいた。したがって、生活内容もおのずから比較的安全しているとみななければならないのに、決してそうでなかったことに注目する必要がある。まず、国鉄からの賃金だけで生活していると回答したものが一〇年前の一九五八年には四三・七％であったが、今次調査では五・二％減少して三八・五％であった。この間の物価の上昇のために、国鉄からの賃金だけでは、とうてい生活ができなくなっていることを示すものといえる。こうした本人の賃金収入を補うために、農業収入があるというものが一〇年間に約五％減少しているのに対し、内職収入があるというものが一四・六％も増加している。また、本人の賃金収入と賃金外収入との関係では、四万円台層、五万円～五万五〇〇〇円層で、国鉄以外の収入に依存する割合が極めて高い。そこで、国鉄からの賃金収入をみると、五八年には一人平均一万九千九百三十三円だったが、今次調査では五万四千四百一十二円であったから約二・七八倍ということになる。ただし、これもあらかじめふれたように、対象が賃金面で上位のものが多かったことが考慮される。また一〇年間の物価上昇分を差引くと一・七倍となり、国民総生産の四・四六倍、名目個人消費支出の三・七倍に比較して、いかに国鉄労働者の賃金が低くおさえられているかがわかる。さらに、以上の低賃金に輪をかけてるように賃金の諸控除が大きく、総額の三〇％に及んでいる。したがって、労働者の手にする家計費は給料の六九％程度にしかすぎない。

(2) 一人一日一七六円の食費——食生活についてみると、一〇年間に約一二％のびたことになっているが、エンゲル係数は平均で五〇・二％、一人一日当りの食費は一七六円である。エンゲル係数を賃金収入別にみると、収入三万円以下の場合では、八一・七％で、収入の殆どが食費になってしまっているのである。三万五〇〇〇円層でも五六・八％となっているし、五万五〇〇〇円以上の層でも四〇％をこえている。

一人一日平均の食費について、家族構成別にみた場合、三人家族では三五〇円であるが、家族が多くなるにつれて大幅にへって、四人では一九八円、六人では一一八円、七人になると九三円という食生活の水準である。

こうした低い食生活のため、米の消費量が異常に高く、全体の七六・五％を米に依存しており、五八年度の七二・六％よりも高くなっている。これは、一般的な最近の食生活とは逆傾向であることを示すものである。生計費の赤字世帯は、五八年には全体の四九・九％であったものが、今次調査では四五・五％で若干減少してはいるものの、内職収入などの著しい増加を考えると、赤字生計はむしろ拡大の傾向にあるものといわざるをえない。

(3) 九二・三％は借金を背おっている——借金についてみると、平均で一九万三千六七八円となっており、全体の九二・二％のものが借金ありと回答していた。このうちには、勿論、一部で住宅資金貸付、労金貸付などがふくまれているのであるが、金額が大きい点からいって、直接生計と結合した借金はその半分程度と考えてよい。したがって生計のためにできた借金は一世帯平均して八万円～九万円とみてそう大きな誤りではないであろう。借金の内容についてみると、月賦三七・六％、父母三〇・八％、共済組合二四・四％、労金二・一％などが多く、それだけでもすでに一一三・一％になり、この結果をみても一人二つ以上の借金をしていることが明らかである。

化学労働者の生活

次にかかげるのは、合化労連が、東京を中心とする組合員を対象として、一九六九年一月に家計調査を実施した際、その調査票に付記された主婦たちのナマの声である。

それぞれ世帯主の年齢や家族構成にちがいがあっても、物価高、教育費、医療費の増高、重税の圧力のなかで、日々の生活のやりくり、苦しさ、不安感は少しもかわらないこと、物価抑制と大幅賃上げを切実に求めていることがわかる（「化学労働者のこんにちの生活——合化六九年家計調査結果報告(1)」、合化労連機関誌『月刊合化』、一九七〇年二、三月合併号掲載による）。

【三人家族の場合】

△事例一V 旭電化労組組合員、年齢三〇・八歳、現場（交替勤務者）、家族数—夫婦と子供五歳の三人、税込み賃金月額六万〇〇七七円（うち基準内四万八七五〇円）、手取り月収四万一五〇〇円、社宅居住。

毎日のように耳にする値上がりという言葉、実際に一〇月にはいり、わが家も牛乳代二二円が二四円に、新聞代六六〇円が七五〇円（一月から）、お米もまともに配給米を購入していると主人も子供も食欲のない有様、そのためヤミ米をおかず代をへらしても買うことにしている。配給米がいまいしおいしければと思う。

先日乾物やゆき罐詰を買おうとすると、すべて値上がりしているとのこと、今年はサンマも手がでない高値で、どの位の収入の人たちがサンマを口にしているのかと、せつかくの秋の味覚も遠目にみて溜息のする思い。この高値だと今年は口にすることはできないでしょう。せめて他のものの値上げをおさえることはできないかしら。また、毎日新聞面にでているチクロという恐ろしい物質が加工食品の大半につかわれているとのこと、使用中止はありがたいが、そのハネ返りでまた値上げ、気の遠くなりそうな思いです。

先日「残業があると助かる」といったら、残業もせずもちろんアルバイトなど暮らしてゆける給料をかくとくするために、組合にいて働いているんだと叱られました。が、実際、現在の給料と物価上昇の不釣り合いを考えると、絶対にいつてはならないことが、つい口にててしまいました。

【五人家族の場合】

△事例二V 日産化学労組組合員、年齢四四・八歳、事務（日

勤者）、家族数—夫婦と子供九歳、六歳、六歳の五人、税込み賃金月額九万二五二九円（うち基準内六万七六一四円）、手取り月収七万四二〇〇円、社宅居住。

今月は思いがけなく、主婦である自分自身の健康をそこねてしまった。風邪から右の耳の中耳炎を併発し、なかなかおらず本当に困った。医療費も四〇〇〇円ばかりとんでしまったし、家中の整理もはかどらず、すべてにマイナス面がでてくる。本当に家族の健康と同じに、自分の身体もよく管理せねばとつくづく感じさせられた。実家の母が一ヵ月ばかりきてくれて、ふとんの手入れ、新調、衣類の手入れなどすっかりしてくれたので本当に助かった。これでこの冬の準備ができて気持ちが落ちつき、身体の無理をせずに安心できる。ところで、本当に幼稚園の月謝は高いと思う。二人分同時に払うので大変だとは覚悟していたが、諸物価の値上がりがくわって毎月の家計のやりくりに頭をつかう。こうしたなかで、児童手当が支給されるという新聞記事なので、わが家は少しははげみがでた。わが家に直接関係がなくとも、老人手当も上がるという新聞記事にも心あたたまる思いがする。

△事例三V 日本化学労組組合員、年齢四四・八歳、現場（交替勤務者）、家族数—夫婦と子供一七歳、一七歳、一〇歳の五人、税込み賃金月額九万〇一〇九円（うち基準内六万六九四二円、手取り月収七万五〇〇〇円、持家居住）。

第88表は、私なりにつくってみたわが家の支出内訳です。

△事例四V 大阪住友化学労組組合員、年齢四八・一歳、技術（日勤者）、家族数—夫婦と子供一五歳、一三歳、一二歳の五人、

第88表 化学労働者の生活 (1969年10月)

区 分	金 額	区 分	金 額
主 食	8,249円 (450)	医 薬 代	4,985円
副 食	16,767	住 居 備 品	3,492
調 味 料	1,621	被 服	1,500
嗜好 品	5,824 (925)	教 養 娛 楽	1,160
光 熱	1,291	教育(含子供小遣)	17,380
保 健 衛 生	2,408 (90)	交 際	620
		保 險	4,575
		主 人 こ ず か い	7,900
		そ の 他	415

【備考】 1) 主食には長男給食， 外食費をふくむ。
 2) カッコ内はもらいものの見積額。
 3) 前月からの繰入金 1,930円
 収 入 79,000
 計 80,930
 支 出 78,187
 差 引 2,743

税込み賃金月額八万八〇六二円（うち基準内七万一九八二円）、手取り月収七万七〇七九円、社宅居住。
 子供が右足骨折したので、パートで働いていたのを退職、主人の給料だけでは家計の苦しさを痛感した。それに一週間の入院、病院への往復タクシー代などが思わぬ支出となった。給料とりのわれわれは、不意の支出が大いにこたえることを思い、家族の健康についてあらためて考えさせられた。今月は衣料費が全然支出となっていない。一二月の一時金でずっと支出となる見込み、米も値上がりがハゲしいので五日に一日はうどん、焼そばで補って

四三キログラムいるところ七キログラム節約した。寒い季節でもあったので幸いに子供たちによるこぼれている。毎日市場へもってゆく財布のなかに一〇〇〇円一枚入れてもってゆき、なるべくそのはんいで副食を考える。お弁当も三ついるので頭が痛い毎日である。三年余り主婦の給料も家計にはいっていたのに、今月はなく、その頃の習慣がぬけなかったので、大きく赤字をつくってしまった。五人家族ではそうぜいたくな献立と思わないが、来年度（一二月はだめ、正月用品などで）はもう少し工夫して赤字をおさえてみよう。

【四人家族の場合】

△事例五V カーバイト（魚津）労組組合員、年齢三〇・六歳、現場（交替勤務者）、家族数―夫婦と子供五歳、二歳の四人、税込み賃金月額五万一四四二円（うち基準内三万九三一九円）、手取り月収三万七二二三円、社宅居住。

わが家は夫婦の生家が農家なので、米をよくもらってたべている。それでも生活が苦しいのは、どうしようもないような気がする。たべもので食費をへらせば、やせた主人や子供また近所で一番やせている私も、こんどは病気になるぬともかぎらない。昨年あたりは本当に道具を買いそろえるのに苦しく、一食かんづめ一つ、ダイコンを煮てたべる生活をした。でもやはり体がよわって、主人などは三、四日寝てしまった。そのときはつましくしていたので、三〇〇〇円ずつ貯金していたが、いまは貯金するのにも無理をして病気にでもなれば、かえって困るので、目下体力をつくることにしている。サラリーマンは体あっての資本だと思い、お金のゆるすままつかって生活しています。夫婦共稼ぎまで貯金

はあきらめています。

5 標準生活費

最低生活費もしくは標準生計費の算出方法には、通常、ローントリー方式（マーケット・バスケット方式というのもこのうちにふくまれる）とエンゲル方式の二つがある。前者は「生活費の各費目毎に、最低生活維持に必要とされる品目、物量を計算し、それぞれの市場価格によって貨幣換算してつみあげる」という方式である。後者は必要熱量、栄養量を基礎にした物量の確定を、食料費についてだけ行ない、そうして出されたいわば理論食料費と同額の食料費支出を行なっている世帯の実態生計費から生活費の全体を算出するという方式である。現在発表されているものうち、人事院、各県人事委員会の標準生計費と総評の理論生計費は前者の、厚生省の生活保護基準は後者の代表例である。

人事院の標準生計費

これは、現在争議権を奪われている国家公務員の給与改訂の参考資料として算出され、とどまるものではなく、公共企業体等の労働組合に組織されている労働者をはじめ、多くの組織労働者の賃上げにも大きな影響を与える性格をもっている。一九六九年の世帯人員別生計費では、四人世

帯（東京）で六万七〇二〇円となっている（第90表）。

総評の理論生計費

総評では「新しい理論生計費」（一九六三年一月基準）に引きつづき、「单身・三人世帯の

理論生計費」（一九六四年基準）「单身・三人・五人世帯の理論生計費」（一九六六年一月基準）、そして最近新たに一九六九年四月基準で「单身・二人・四人世帯の理論生計費」を発表した。それは、たんに「食べてねて、生きてゆけるだけの最低生存費」ではなく、東京における「一般的生活様式にもとづいた標準的な生計費」であり、「標準的な」という言葉の意味は、現在の生活環境において、どうしても必要だと考えられる生活内容、つまり「社会進歩の現段階に相応する生計費」であるとされている（第91表）。

その場合の生活の大まかな指標としては、次のようなものが考えられている。

- (1) 住宅——公団アパート单身者1DK、二人世帯2DK、四人世帯3DK。
- (2) 食物（一ヵ月当り）——主として厚生省「日本人の栄養所要量」に準じ、多少の改善が行なわれている。総カロリー摂取量は成人男子（二〇—二九歳）で二六三〇カロリー。
- (3) 衣類——单身者で背広冬・夏二種類を三年に一着、レインコート・ジャンパー・オーバー各三年に一着、替ズボン三年に二着。二人・四人世帯の場合も一人当り同程度。
- (4) 家具・耐久消費財——单身者でテレビ、携帯ラジオ、洋服ダンス、アイロン、本箱、石油ストーブ、小型電気洗濯機、扇風機、ヘアードライヤー、小型冷蔵庫。二人世帯はこれにカラーテレビ、脱水機付電気洗濯機、鏡台、食堂セット、ガス湯沸器、ベ

第 89 表 人事院の標準生計費（1969年 4 月）

その 1 東京における独身男子（18歳程度）標準生計費

区 分		金 額 等	備 考
独身男子 1 人 1 日当 たり基準カロリー		カロリー 2,820	厚生省「国民栄養調査成績」および栄養審議会の算定にかかる「日本人の栄養所要量（昭和 45 年）」を参考として、従来どおり 2,820 カロリーとした。
独身男子 1 人 1 日当 たり食料費		円 305.74	家計調査、国民栄養調査における食品の摂取状況を参考として作成したマーケット・バスケットに家計調査における昭和 44 年 4 月の実効価格を用いて算定した。
月 額	食 料 費	円 9,300	食料費は、上欄の金額に $\frac{365}{12}$ 日をかけて算定した。 食料費以外は、総理府統計局家計調査における昭和 44 年 4 月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日、世帯人員を 4 人に調整したもの）に、費目別世帯人員数別換算乗数をかけて算定した。
	住居・光熱費	4,680	
	被 服 費	1,740	
	雑 費	6,190	
合 計		21,910	

その 2 世帯人員数別標準生計費
（東 京）

区 分	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	円 9,300	円 16,560	円 22,820	円 27,720	円 31,290
住 居・光 熱 費	4,680	7,950	9,800	10,240	10,470
被 服 費	1,740	3,350	4,840	6,200	7,430
雑 費	6,190	13,230	18,500	22,860	26,340
合 計	21,910	41,090	55,960	67,020	75,530

（全 国）

区 分	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	円 8,200	円 14,550	円 19,800	円 23,710	円 26,270
住 居・光 熱 費	3,820	6,340	7,570	7,860	7,950
被 服 費	1,530	2,830	3,890	4,720	5,310
雑 費	5,570	12,090	16,120	18,810	20,160
合 計	19,120	35,810	47,380	55,100	59,690

〔備考〕 世帯人員数 1 人欄の額は独身男子（18歳程度）の額である。

第90表 厚生省の生活保護基準による最低生活保障水準の具体的事例（4人世帯の例）

項 目	夫(35歳) 日雇妻(30歳)		長男(9歳) 長女(4歳)	
	1968年度当初		1969年度	
	1級地	4級地	1級地	4級地
世帯当たり	円 35,785	円 24,665	円 37,840	円 27,739
1人当たり	8,446	6,166	9,460	6,935
(内訳)				
生活扶助	26,500	19,345	29,945	21,859
第1種類	21,060	15,375	23,610	17,235
第2種類	5,440	3,970	6,335	4,624
(冬期加算, 年平均月額)	(275)	(200)	(300)	(219)
各種加算				
教育扶助	365	365	395	395
学用品費等	実費	実費	実費	実費
学校給食費, 教材代等	"	"	"	"
交通費				
住宅扶助	2,800	1,300	2,800	1,300
労働基礎				
基盤	4,120	3,655	4,700	4,185
労働組合	実費	実費	実費	実費
交通費等	"	"	"	"

〔備考〕（ ）内は再掲。

第91表 総評の理論生計費（1969年4月）

費 目	単身者世帯	2人世帯	4人世帯
	円	円	円
食料費	12,977	26,894	61,487
住居費	10,800	14,400	17,000
水道光熱費	1,711	3,301	4,789
家具什器費	2,685	6,808	9,216
被服身回品費	6,801	12,653	21,763
保健衛生費	1,408	3,518	5,274
教育費	—	—	9,957
教養娯楽費	6,340	5,043	8,774
交通通信費	1,003	2,678	4,410
職業費その他	10,500	19,533	23,233
消費支出計	54,225	94,828	165,903
預貯金(含生保)計	2,620	16,500	22,300
合計	56,845	111,328	188,203
非消費支出計	9,500	33,500	約 49,000
非総計	66,345	144,828	237,803

〔備考〕 1) 職業費の内訳は、たとえば単身者の場合、次のとおり。昼食代5,000円、小遣2,500円、喫茶店など3,000円計10,500円。

2) 預貯金については、6年間に結婚資金として約20万円を貯蓄。

ツド、電話。四人世帯では、さらに大型電気冷蔵庫、小型テレビ、スタンドピアノ、ミシンが加わった程度。

(5) 雑費——単身者で旅行は年二回、一回約八〇〇〇円、映画・演劇は月二回、スポーツ見物二ヵ月一回、雑誌は月刊誌・週刊誌各一冊ずつ、単行本新書一冊、ウクレレ一台。二・四人世帯は旅行年一回、教育費は四人世帯長男は都立高校、長女は区立中学二人で月約一万円。

厚生省の生活保護基準

生活保護法の適用をうける場合、基準となる生計費をいい、この最低生活水準を

下回るものにたいしては、所得補充が行なわれるたてまえになっている。第90表によると、東京など一級地の生活保護標準世帯（夫婦と子供二人の計四人）にたいする一九六九年度支給額は月額二万九千九百五十円となっている。

6 国民生活と都市公害

——生活環境および諸条件の悪化

一九六〇年代後半の国民生活の特徴は、激しい物価の上昇や人間環境の荒廃など、いわゆる「高度成長」のひずみがいちだんと深刻さをましたことである。経済企画庁の「昭和四五年度国民生活白書」においても、一人当り国民所得と消費者物価の上昇、個人消費支出と社会資本の立遅れ、鉱工業生産と亜硫酸ガスなどの非両立的な関係について指摘されているが、それにしては、生活行政がこういうに国民の側を向いていない、本気で問題の処理にあたろうとする姿勢に欠けているという批判がたえない。国際連合当局が毎年公表する「世界経済調査報告」は、世界の「生活白書」というべきもので、七〇年五月に出された同報告は、各国国民の生活水準を国民総生産（GNP）中心にはかったものであったことが批判されたため、あらためて、低開発国事情の分析に重点をおきかえ、まとめられた内容でも、GNP世界第三位のわが国にたいして、住宅事情や公共

施設の不備などの側面から手きびしい批判が加えられていて注目される。

物価問題にかぎらず、住宅対策、危険食品や欠陥商品への対策、さらには租税政策にいたるまで、国民の不満はうっ積している。とくに、公害問題に関しては、「最大の便益、最小の障害」などといったような、企業優位の発想法の下では、人命尊重の対策も一歩もすすみえない。経済大国への驚異的な成長に目を奪われている間に、わが国は恐るべき「公害列島」と化しつつある。国民は最小の障害つまり人命尊重のためには、便益は極端な場合ゼロでもかまわない心境であるといってもよい。「公害病患者」と認定された人は、一九七〇年六月現在全国で一五九六人、大気、水の汚染、騒音、地盤沈下等々国民の生活をとるまく公害の実情はまことに深刻・多様である。この公害先進国の佐藤首相は「公害は必要悪と申すべきもの」といいきっているが、「生ぬるい政府、自治体の公害対策と企業の横暴」に立ち上がった公害反対の住民運動が、着実にひろがりはじめている。

こうした事情を背景にして、七〇年五月東京都は、革新都政の立場から、初の公害報告書「公害と東京都」を発表し、公害戦争に都民運動の盛上りをよびかけた。それは、日ごと月ごとに悪化する東京の公害はいまや「都民の健康を守るにはギリギリの段階にきている」とし、国や企業の対策の立遅れを追及する一方、都自体の責任の大きさを指摘しつつ、とくに国にたいし、規制権限を地方自治体へ委譲するよう強く迫ったものである。同報告書の要旨は次のとおり。

【東京都「公害と東京都」要旨】

一、襲ってくる公害 公害は人為による生活環境の侵害である。台風や地震など自然の災害とは厳格に区別しなければならない。公害が人為の環境侵害である限り、人力によって必ず防止できるという確信を持つことが大事である。

公害は経済の高度成長と自動車数増加の副産物である。とくに、一九六〇年を境に、発電用・工業用燃料が石炭から石油に変わり、自動車があるところから大量に増加し、同時に都市における大気の高濃度汚染が発生しはじめた。東京の生活環境は、人間の健康保護に必要なギリギリのところになっていく。大気汚染との関係で注目されている慢性気管支炎有症率は、都区職員を対象とした調査などから五・二%と推定される。ロンドンの二五・七%、アメリカ東部海岸諸都市二二・二%と比べて少ないが、診断の基準が違うので明確に比較できない。この有症率を都人口にあてはめると、五十二万人が健康低下をきたしていることになる。

二、公害の現状

A 大気汚染

①東京の汚染の経緯—東京で、ばい煙が社会問題になったのは、ばい煙防止条例が制定された一九五五年ごろ。それまでは都心のビル暖房による黒煙で、冬だけの現象だったのが、一九六二年ごろから都内の重油消費量が急増するに伴い、季節を問わず亜硫酸ガス汚染がひどくなり、黒煙・すすの汚染から浮遊微粒子・亜硫酸ガスに代表される暖房・産業の複合汚染が問題となってきた。

丸の内付近の亜硫酸ガス濃度(年間平均値)は、一九三八年当時〇・〇五PPMだったが、一九六八年〇・〇六PPMとなり、この三十年間で十倍以上にふえた。現在では、これに自動車排気ガス汚染が加わり、大都市特有の「光化学スモッグ」がひろがりつつある。

②亜硫酸ガスの高濃度汚染—一時間平均値で〇・一PPMという高濃度汚染の出現時間数が年々多くなっている。一九六三年の大田区糀谷保健所での測定では、〇・一PPM以上という高濃度汚染は、年間測定時間の六%強、三百三十四時間だったが、一九六八年には同三〇%、二千四百八十六時間となった。

③東京の上空の汚染—昨年二月から、東京タワーで、世界でも初めての高さ別亜硫酸ガス測定を始めた。その結果、東京の上空は地上と同じかそれ以上によごれていることがわかった。高度別では百二十五メートル層が最もひどく、同平均〇・一一〇・一二PPMで一時間の最高値は〇・七PPMにも達した。次いで二百二十五メートル層が高く、地上に近い二十五メートル層がいちばん低く、百二十五メートル層の三分の一程度の濃度だった。また、南ないし南南西の風で高濃度になることから、高濃度の亜硫酸ガスが都の行政区を越え、かなり上空を東京湾沿岸地帯から運び込まれているという推定が裏付けられた。これは東京の大気汚染が隣接県に強い影響を与えたり、受けたりすることを物語るもので、行政区を越えた広域政策の必要性を示すものである。

④自動車排気ガス—都庁前の大気汚染総合測定点で測定した一酸化炭素濃度から、一時間値一〇PPM以上の高濃度の出現時間をみると、一九六六年に全測定時間の一二・一%だったものが、年々ふえ続け、昨年は同五四%に達した。

⑤オキシダント濃度(主としてO₃||オゾン)—新宿区の都立衛生研究所での昨年の測定結果をみると、年平均値は〇・〇四五PPMと低いが、日射の強い七月の月平均値は〇・一〇四PPM、一時間平均値では最高〇・二八PPMを記録した。オキシダントは光化学スモッグの代表的な汚染源で、アメリカの調査では「目に対する刺激は〇・一五PPM以上でしだいに現われ、〇・二五PPM以上では明らかに認識される」といわれるが、東京のオキシダント濃度もかなり深刻になっているといえよう。なお、ロサンゼルスではオキシダントの高濃度時に警報を発令しているが、一九六六年には〇・八二PPMに達したことさえあった。

⑥防止対策—自動車を含む輸送機関の取り締まり権限は知事にはない。都が、これまでやれたことは、都庁関係の車に排気ガス浄化装置を取りつけたり、毎月十日の交通安全日に大原など三カ所の交差点で一酸化炭素濃度が一五PPM以上になった時、迂回協力を求めている程度。国は、こんご都市交通体系を排気ガス防止の観点からは正していくという困難な課題に取り組まなければならないが、都としても、自動車の通行禁止区域の設

定、汚染の著しい場合に都内への乗り入れ車を制限するなどの事項を警視庁と協力して検討しなければならない。亜硫酸ガス濃度を減少させる的確な方法は、重油中の硫黄分を少なくすることだが、技術的・経済的に困難が多い。しかし、環境基準以下だった一九六四年当時の空気を取り戻すためには、一時間当たり何立方メートルの亜硫酸ガス放出量ならよいかを、東京や隣接各県ごとに決め、それ以下におさえる方法を考えなければならない。

B 水質汚濁

①河川の汚濁―都内のおもな河川について、昨年の調査から汚濁状況をBOD（生物化学的酸素要求量）でみると、多摩川の上流域（秋川を含む）、浅川の上流域、江戸川のほかは、いずれも汚濁がひどく、通常、魚が住むことができるBOD限界値5PPMを上回っている。

BOD一〇PPM（悪臭限界）を上回る河川をよごれの順位で示すと、①綾瀬川中流②旧中川③目黒川④石神井川⑤綾瀬川下流⑥神田川⑦隅田川中流⑧新河岸川⑨隅田川下流⑩中川中流。このうち隅田川は、浮間処理場の建設や利根川の水の導入などによって、目下、水質好転の途上にあるが、上流部の埼玉県や北多摩郡の都市化の進展によっては決して油断できない。一方「清流」といわれた多摩川は、この五年間に、二倍から三倍も汚濁が進行、下流で七・一PPMとなっている。

②防止対策―最も基本的な対策は公共下水道の整備だが、この立ち遅れが目立ち、現在、下水道処理人口は区部で四〇・八%、三多摩で六・八%に過ぎない。都では、区部については一九七八年に普及率一〇〇%を目ざしている。一方、工場排水の規制については、紙・パルプ製造業、鉄鋼業など規模の大きいものの規制権限は国に残されており、早急に知事に権限を委譲すべきである。

C 騒音・振動

①地域別の騒音分布―一九六五、一九六八年に行なわれた都内の用途地域別測定によると、騒音の平均値は住居専用地区五〇ホン、住居地域五一ホン、商業地域六三ホン、準工業地域六一ホン、工業地域六三ホンで、多くは交通騒音に支配されている。夜間の睡眠の妨げにならない四五ホン以

下になる時間は住居地域でやっと九時間、準工業地域七時間、商業地域で平均して午前一時から六時までの五時間しかない。

②防止対策―最も重視しなければならないのは交通騒音。車両自体の改良、整備のほか、こんごの道路建設にあたっては、交通量と騒音分布を予測し、緩衝地帯を設置すべきである。また、車両の音量の規制基準は車種別に規制を強化し、木造家屋が多く防音効果が劣るわが国の実態からみて、外国の基準よりきびしくしなければならない。なお、振動については現在、法律的な規制がなく都道府県の規制も統一して行なわれていない。

D 地盤沈下

地盤沈下は昭和初期から始まったが、その後も地域を拡大している。年間沈下量一・二センチ以上の地盤沈下地域は、江東、荒川以東、城北の三地区を中心に三百九平方キロ。区部面積の五四%に相当する。

沈下量も全体的に増加の傾向にあり、一九六六年に地下水汲上げの全面規制でいったん沈下量が漸減した江東地区も翌年から再び沈下がふえる傾向を示している。地盤沈下は東京だけでなく、近県地区にも拡大しており、広域的な観測、調査を行なうとともに、効果的な対策を開発しなければならない。

三、公害防止のために

A 公害防止の基本的方向

①産業公害の規制―公害発生の可能性をもつ企業・施設を、直接の公害行政担当者（都や区市町村）が掌握するために、届け出制度を確立する必要がある。次に、規制基準は、全国一律でなく地方地方により、たとえば大気汚染が進んでいるところと、あまり進んでいないところで異なるべきだ。同じ一本の煙突でも排出有害物質の量の多いものは、きびしくするというキメの細かさが必要である。

しかし、原則として各企業自身による公害の自粛規制を期待し、それを援助し、勧告や話し合いをしても違反を重ねる場合にのみ厳罰でのぞむ態度をとりたい。

②公害対策の費用負担―第一に公害を防ぐための技術を研究し開発する費用は、国が負担し、開発された技術の情報を企業に紹介するのは都の負

担となる。第二に、その技術を採用して施設改善する費用は企業が負担すべきである。零細中小企業には融資、税制などで優遇措置を講ずる必要があるが、防除費用の発生者負担の原則を確立しなければならない。

第三に、被害の側を守る費用、たとえば騒音防止壁や工場と住宅との間の緑地づくりなどは、関係企業と国・自治体の実情に応じて支出する。第四に被害者の救済費用は因果関係が明らかなら、もちろん原因者負担。そうでない場合は、国・自治体が援助すべきだ。

③市民運動—公害戦争の勝利をささえるものは都民である。都民の世論・支持がなければ、この戦争には勝てない。このためには、各種公害についての真相や調査結果をできるだけ広く知らせるべきだ。都のあらゆる種類の民間団体に訴え、協力を頼み、公害行政を弾力的に運営しよう。「野鳥を楽しむ会」「俳句の集まり」「老人クラブ」といった団体も大いに活動してもらえはすだ。東京のロータリーやライオンズといったクラブが、隅田川浄化に乗り出したら、大きな成果が上げられるだろう。

B 公害に関する法律と条例

①公害と法—私法の分野で問題になるのは、損害賠償その他の民事上の救済を求めることだが、因果関係を立証することが困難で、その場合はお手上げになる。第二に刑法で、公害に関する罪の新設が検討されているが、これもめんどろな科学的調査が必要で、現在の警察・検察機構がどこまで本腰を入れるか疑問である。そこで、行政法的規制が最も適切となるが、今日の強大な行政権行使者は、むしろ社会悪を助長している責任がなだらうか。公害の多くは政府の高度成長政策、地域開発政策の結果として生み出されたことは争えない事実だ。

②法律と条例—法律の規定と条例の規定で抵触した場合、前者が優先することは当然。ただ問題は、この明白な原理が不当に拡張されて適用されていることだ。たとえば条例がその地方の特殊性に応じ大気汚染防止法による排出基準よりきびしい基準をつくることは許されないという見解があるが、これは財産権や営業権を条例で制限できないとする考え方を公害に対する規制にまで及ぼした誤った法律優位論だ。公害は新しい問題であり、新しい対処の仕方が必要であらう。

また、朝日新聞社は、一九七〇年六月二三日の時点で、全国の通信網を通じて日本列島の公害・汚染状態について調査した。その結果、①公害は大都市や工業地帯ばかりではなく、地方の都市や農村にまで広がっている、②慢性気管支炎などの公害病と、その前期症状が、各地で集団的に発生しつつある、③川の汚染が急速にすすみ、とりわけカドミウムによる汚染が目だつなど、日本全体が「公害の先進的実験場」といった様相であること、また、そうした環境破壊に対し、住民の健康と生活を守る運動が局地的ではあるが高まりつつあることについて次のように報道している（一九七〇年六月二十九日付「朝日新聞」）。

【朝日新聞の公害報告】

公害健康被害救済特別措置法で「公害病患者」に認定された人は、水俣病、第二水俣病（新潟県阿賀野川の有機水銀中毒）、富山県のイタイイタイ病、四日市ぜんそく、川崎市と大阪市西淀川区の呼吸器病など、六地域ですでに計千五百九十六人にのぼる。認定患者とは別に、次の地域でも、公害病とみられる人たちがふえてきている。札幌市では冬季暖房の亜硫酸ガスによる子どものぜんそくがふえ（同市医師会調べ）、室蘭市では新日鉄、日本製鋼所、富士セメントなどの工場による大気汚染で高齢女性の死亡率が高くなった（北海道大公共衛生教室発表）。福島県いわき市小名浜では日本水素小名浜工場のコークス工場からの炭じん・ススで乳幼児にもぜんそく症状がみられ、川崎市の臨海工業地帯では二千人が気管支ぜんそくを訴えている。製紙工場が多い静岡県富士市では小学生の小児ぜんそく被患率が高く、化学・鉄鋼工場が集中している名古屋南部工業地帯では子どもの間に「柴田ぜんそく」が発生している。尼崎市では四十歳以上の男子の慢性気管支炎有症率が、地区により一五・四%（尼崎医師会調べ）と全国最高を記録。このほか、新潟市で「山ノ下ぜんそく」、富山市で「岩瀬ぜんそく」、高岡市で「吉久ぜんそく」、宇部市で「宇部ぜんそく」など、それぞれの地名を冠した呼吸器病で苦しむ住民がふえている。

新日鉄・三菱化成・住友金属などの工場群がある北九州市では、市医師会が市内の全小・中学生を対象に調査したところ、ぜんそく症状の子どもが小学生の四・八％、中学生の一・九％もいた。新産業都市大分・鶴崎地区では、工場近くの小学校でノドの病気にかかりやすい子どもが多くなり、公害の影響が始めた。

一方、有機水銀中毒で多数の死者と患者を出したチッソ水俣工場ではガス・ばいじんの排出もひどい。水俣病対策市民会議では「有機水銀中毒に目をうばわれて有毒ガスの方を見過ぎていた」と、ガス対策に乗出している。

富山県の神通川流域、黒部市、群馬県安中市、長崎県の対馬でカドミウム汚染による死者や患者が出ているが、このほか、▽ペンケ川（北海道上川支庁下川町）▽八戸湾（青森県）▽宮古湾（岩手県）▽小坂川（秋田県鹿角郡）▽鉛川（宮城県）▽吉野川（山形県南陽市）▽宮田川（日立市）▽渡良瀬川（群馬、栃木）▽福井県大野郡和泉村の水田▽木曾川支流の中津川、新境川（岐阜県）▽梯川（石川県小松市）▽大谷川（同県石川郡鶴来町）▽洞海湾（北九州市）▽那珂川、御笠川（福岡市）△大牟田川（大牟田市）▽奥嶽川（大分県大野郡）の各流域などで、カドミウム汚染が問題になっている。これらのほとんどは汚染源の企業がはつきりしており、公害というよりは「私害」の色彩が強い。

水俣病、第二水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそくの現地では、いずれも公害と戦う住民運動が根をおろしはじめ、公害発生企業を相手に「公害裁判」が進行中。福島県いわき市では住民と企業の間で初めて公害防止協定が成立したが「ほんとうの運動はこれから……」という。仙台市では、新仙台火力発電所の建設をめぐる、東北電力との間に「いわき方式」の協定を結ぼうという住民の動きが出てきた。さらに、福島県喜多方市の「生活環境を守る婦人会」、「川崎から公害をなくす会」、「京浜に青空を取戻す会」、高知の「浦戸湾を守る会」、山口県の宇部市と南陽町、北九州市、臼杵市などでも住民運動が高まり、全国的な連絡組織もつくられつつある。

【参考資料】(1)山口良行「物価問題の新局面」（『資金と社会保障』、五二二号、七〇年二月中旬号）、(2)布施好夫「戦後の経済発展と『生活不安』の増大」（同上、五〇〇号）、(3)総評春闘共闘委員会『現代労働者の生活構造』（一九七〇年一月刊）、(4)総評調査部『单身・二人・四人世帯の理論生計費』（六九年二月刊）、(5)芥川明夫「高度成長と労働者の生活実態」（雑誌『社会主義』三四号、七〇年三月号）、(6)野村かつ子「豊かさのなかの不安―高度成長下の労働者家計―」（『月刊総評』一五〇号、六九年二月）、(7)「物価・インフレ・円の切上げ―参議院予算委員会における木村禎八郎議員の質問と答弁」（『労働経済旬報』No七八五と六、七〇年四月下旬、五月上旬号）。

VI

農家の状態と農民の

生活

概要□農家と農業従事者——農家・農家人口
および農業従事者・農家人口と農家数／経営
規模別農家数／専兼業別農家構成／農家兼業
の種類／農業従事者／農家人口の移動・農家
人口の社会的移動／男女別・年齢別・移動形
態別農家人口の増減／農家人口の職業移動／
出かせぎ移動／農家子弟学卒者の動向・農家
子弟学卒者の進学・就業状況／農家子弟学卒
者の就職状況／農家経済と農民生活——農家
の生計費・資料／農家経済と所得／農林業賃
金／農家生計費の推移／農家と都市勤労者の
生計費／農家の食生活／農家の保有する耐久
消費財／農民の栄養状態・農民の栄養摂取量
／食品群別農民栄養構成／所得階層別農民栄
養状態

概

要

一、一九五五年いらい急速に減少しつづけてきた農家人口と農業従事者の数は、一九六八年においていっそう減少した（ただそれらの減少率は最近やや鈍化しているが）。総人口にたいする農家人口の割合は二七％を割り、総就業人口にたいする農業就業者のそれは二〇％となった。農業就業者のうち主として農業部面で労働する基幹的農業従事者数は九〇三万人となった。このように農業労働力の量的減少がすすむとともに、その老齢化・女性化というかたちで質的劣弱化が進行しつつある。

一、農家数も減少して五三五万戸となり、一戸当り世帯員数も減少した。農家の階層分化はすすんでいる。北海道をのぞく都府県では一九六八年、経営耕地一・五ヘクタール以上層の農家が増加し、それ以下の階層は減少した。〇・五ヘクタール未満の最下層が微増したのを例外として、一・五～二ヘクタール層を軸にして、それ以下の中・下層農家は全般的に減少している。下層農家の減少は主として都市近郊や山村へき地における零細兼業農家が土地を売り、または村を捨てて離農し賃労働者化した結果である。

一、農家の兼業化はなお進行し八〇％に達した。とくに農業に従として経営する第二種兼業農家（その多くは実質的プロレタリア家族）

はますます増加した。平均的にみれば、農家一戸に一人以上の兼業従事者がおり、その約八割は賃労働兼業従事者である。

一、一九六九年中に農家より他産業部面に就職した者は八〇万人、他産業を離職して農家に帰った者は二〇万人で、職業移動によって一年間に農家世帯員は六〇万人の純減少となった。農家世帯員の就職による純減少は五五年いらい一貫した傾向であるが、この数年、その減少率は鈍化している。農家子弟の進学率の上昇、農業労働力の一般的不足によるものである。

一、農家世帯員の産業就職者は新規学卒者を中心とする若年労働力で、就職先は製造業が最も多く、商業・サービス業および建設業がこれについている。最近の特徴的な傾向としては、男子・世帯主の農業従事者の職業流出が鈍化し、これに代わって農家の女子世帯員の産業就職者が増加していることである。とくに女子就職者の通勤型勤務が増加している。またこの数年減少してきた「出かせぎ者」は六九年においてふたたび増加した。一九六九年に中学以上の学校を卒業した農家子弟中、他産業に就職した者は四八万人であった。

農家出身の新規学卒就職者数は一九六五年の五二万人をピークに年々減少してきた。それでも全国の新規学卒就職者総数のうち、農家子弟のしめる割合は、「中卒」「高卒」とも四〇%前後で、農家は労働市場におくりこまれる新規労働力の有力な給源をなしていることに変わりはない。卒業学校別にみると、「高卒」の比率は年々上昇し（六九年六四%）、「中卒」は低下している。就職先をみると、「高卒」は商業・サービス業等に多く、「中卒」は重化学工業部面の製造業に多い。農家子弟の新卒者で自家農業に就業した者は前年よりさらに減少し、わずか四万八〇〇〇人である。

一、一九六七年度の農家経済は、米の豊作や生産者価格の上昇等による農業所得の増加と賃金等兼業所得の増加によって好転し、経済収支に若干の余剰が生じた。農家所得の増加にともない生計費は前年にくらべ一八%増大した。費目別に生計費をみると、保健・教育・文化費、雑費や臨時費などの伸び率が大きく、家財費をふくむ住宅費が増加した。このように農家の生計費は増加し内容も改善されつつあるが、世帯員一人当りの生計費でみると、なお都市勤労者の八七%にすぎない。農民の食生活の内容をみても、その労働に適合した食事にはほど遠い状態である。

一、農民の栄養摂取状態は、熱量その他いずれも前年よりよくなっているが、国民栄養基準量にくらべるとほとんどそのレベル以下で、とくに動物性蛋白質の摂取量においてはきわめて劣悪である。それも農家の下層においていちじるしく劣っている。

1 農家と農業従事者

1 農家・農家人口および農業従事者

農家人口と農家数 一九五五年いらい急速度をもって減少してき

第92表 農家人口と農家数の推移（全国）

項目 年齢	農家人口	同 指 数	総人口に 対する農家人 口の割合	男女別農家 人口割合		農 家 数	同 指 数	農家1戸 当り人数
				男	女			
1960年12月	千人 33,732	114.1	% 36.2	% 48.8	% 51.2	千戸 5,985	107.4	人 5.66
65 "	29,559	100.0	30.1	48.6	51.4	5,576	100.0	5.30
66 "	28,638	96.9	28.9	48.5	51.5	5,500	98.6	5.21
67 "	27,904	94.4	27.8	48.5	51.5	5,419	97.2	5.15
68 "	27,212	92.1	26.8	48.5	51.5	5,351	96.0	5.09

- 〔備考〕 1) 例外規定農家は含まない。
 2) 66年の農家人口には北海道の一部地域の人口が除かれている。
 3) 昨年版『年鑑』の66年の農家数（5,498千戸）と本表のそれと異なるのは、未調査農家2,000戸を含めたからである。
 4) 60年の農家人口は奄美大島分が除かれている。
 5) 農林省統計調査部昭和43年度「農業調査結果報告書」（総括編，1970年2月刊）および経済企画庁「経済要覧」（70年版）より作成。

た農家人口は、六八年においても絶対的相対的に減少した。農家人口の総人口にたいする割合は二七%を割った（第92表）。農家数もひきつづき減少し、一戸当り人口も減少した。しかし、農家人口の減少率にくらべると農家数のそれはなおゆるやかである。これが専兼別農家構成にどのように反映しているかはのちにのべる。表示はしないが地域別にみると、農家減少率の高いのは北海道（三・八%）であり、低いのは東北（〇・四%）、関東および東山（一・〇%）、北陸（一・一%）等である。

第93表 経営耕地規模別農家数の推移（都府県）

（単位：1,000戸，%）

			総 数	0.5 ha未満	0.5～1 ha	1～1.5 ha	1.5～2 ha	2 ha以上
農 家 構 成 比 数	1965年12月1日①		5,386 (100.0)	1,995 (37.0)	1,735 (32.2)	954 (17.7)	426 (7.9)	276 (5.1)
	66 "	②	5,317 (100.0)	1,978 (37.2)	1,705 (32.0)	938 (17.7)	416 (7.8)	280 (5.3)
	67 "	③	5,243 (100.0)	1,953 (37.2)	1,661 (31.7)	925 (17.6)	414 (7.9)	289 (5.5)
	68 "	④	5,181 (100.0)	1,954 (37.7)	1,609 (31.5)	906 (17.5)	415 (8.0)	297 (5.7)
増	②－①		△69	△17	△30	△16	△10	4
減	③－②		△74	△25	△44	△14	△2	9
数	④－③		△62	1	△52	△19	1	8

- 〔備考〕 1) 2種農家は0.5 ha未満層に含まれている。
 2) カッコ内は構成比である。以下同じ。
 3) 各数値と総計が一致しないのは四捨五入の関係による。以下同じ。
 4) 前掲「農業調査結果報告書」より作成。

第94表 専兼業別農家数の推移（全国）
（単位：1,000戸，％）

	総農家数	専 業	兼 業		
			計	第1種兼業	第2種兼業
1960年12月1日	5,985 (100.0)	1,853 (31.0)	4,132 (69.0)	1,890 (31.6)	2,242 (37.4)
65年 "	5,576 (100.0)	1,149 (20.6)	4,428 (79.4)	1,934 (34.7)	2,494 (44.7)
66年 "	5,500 (100.0)	1,151 (20.9)	4,347 (79.1)	1,833 (33.3)	2,514 (45.7)
67年 "	5,419 (100.0)	1,151 (21.2)	4,268 (78.8)	1,679 (31.0)	2,589 (47.8)
68年 "	5,351 (100.0)	1,071 (20.0)	4,279 (80.0)	1,666 (31.1)	2,613 (48.8)

【備考】 1) 1966年の総農家数には未調査農家約2,000戸が含まれる。したがって内訳とは一致しない。
2) 前掲資料より作成。

専兼業別農家構成が、日本経済の高度成長をはじめた一九五五年から、農家兼業化は一貫して急速に進行して今日にいたった。しかし兼業化のテンポおよび深度は六五年に一応の限度に達し、その年以後は八〇％台を前後している（第94表）。しかし、これを

経営規模別農家数 北海道をのぞく都府県の経営面積広狭別農家数の推移は第93表に示すとおりである。本表によれば一九六五年いらい経営耕地二ヘクタール以上層は相対的に増加し、これ以下の階層は全般的に減少している。ただ六八年には一・五〜二ヘクタール層と〇・五ヘクタール未満層がわずかに増加した。しかし、一般的傾向として一ヘクタール未満の零細農家の減少がいちじるしい。このような一・五〜二ヘクタール層を基軸として、零細下層農家の全般的落層傾向は一九六七年以来の農民層分化・分解の特征的傾向である。

第95表 一種農家の兼業種類別農家数（全国）

		総 数	専 業	兼 業					
				計	雇 わ れ 兼 業				自営兼業
					小 計	恒常的勤務者	出 せ か ぎ	人夫・日雇い	
農 家 数 (千戸)	1965年①	3,833 (100.0)	1,471 (38.4)	2,362 (61.6)	1,867	1,024	171	672	496
	66年②	3,813 (100.0)	1,481 (38.8)	2,332 (61.2)	1,922	1,011	165	746	410
	67年③	3,782 (100.0)	1,493 (39.5)	2,289 (60.5)	1,902	1,080	140	682	387
	68年④	3,652 (100.0)	1,373 (37.6)	2,279 (62.4)	1,905	1,062	151	692	374
構 成 比 (%)	1965年			100.0	79.0	43.4	7.2	28.4	21.0
	66年			100.0	82.4	43.3	7.1	32.0	17.6
	67年			100.0	83.1	47.2	6.1	29.8	16.9
	68年			100.0	83.6	46.6	6.6	30.4	16.4
対 前 年 増 減 (千戸)	②－①	△ 20	10	△ 30	55	△ 13	△ 6	74	△ 86
	③－②	△ 30	12	△ 42	△ 19	70	△ 25	△ 64	△ 23
	④－③	△130	△120	△ 10	3	△ 18	11	10	△ 13

【備考】 1) 自営林業の範囲が1965年に一部変更されているため、「自営兼業」は連続しない。
2) 「自営兼業」は林業，漁業，製造業，その他である。
3) 各年とも12月1日現在の調査によるもの。
4) 資料は前掲「農業調査結果報告書」（昭和43年度）。

第一種・第二種の兼業種類別にみると、第一種にくらべ第二種兼業の増加傾向は六五年以降もいぜんとして進行している。これは、資本主義の小農的農業への商品経済的影響の深化を示す以外のなにものでもない。同時にこの影響の深化にかかわらず、農民層の階層分化が上下両極への階級分解を伴わず、上限は富裕自作農、下限は零細農から半農半プロ的兼業農家の増加となって現われているのである。

農家兼業の種類

第95表は一種農家（都道府県〇・五ヘクタール以上、北海道一ヘクタール以上を経営する農家）の兼業の種類を示している。一九六五年いらい、自営兼業の減少、雇われ兼業（年間三〇日以上賃労働兼業）の増加傾向が一貫している。後者のなかでは「恒常的勤務者」が最大の比重をしめ（六八年四七％）、ついで「人夫・日雇」が大きい（三〇％）。

農業従事者

農業就業者数は六八年末現在で一〇一三万人で、国内総就業者数にたいする比率は二〇％となった。男女別にみると男子の比重はますます低下し、六八年末では四〇％になった（第96表）。次に農業就業者全体のうち、農業を主として労働している「基幹的農業従事者」を年齢別・男女別にみると次のとおりである（第97表）。すなわち、①基幹的従事者数は六八年末で九〇三万人、これは前年にくらべ二五万人の減である。②とくに三九歳以下の青壮年層の減少が顕著で、これにたいし六〇歳以上の老年層は逆に増加している。③男子は一貫して減少しているが、女子は六七年には前年にくらべ増加したのに、六八年には減少に転じた。いずれにしろ、基幹的な農業労働力の量的減少と質的劣弱化（老齢化・女性化）の傾向が進行している。

第96表 農業就業人口

（単位：10,000人）

		総就業人口	農業就業人口					
			計		男	女	男女比（％）	
			実数	総就業人口に対する割合（％）			男	女
実数	1965年	4,730	1,143	24.2	462	670	40.4	59.6
	66年	4,827	1,100	22.8	443	657	40.3	59.7
	67年	4,920	1,058	21.5	428	630	40.4	59.6
	68年	5,002	1,013	20.3	408	605	40.3	59.7
対前年比	実数	1966年	97	△ 42	△ 19	△ 23		
		67年	93	△ 42	△ 15	△ 27		
		68年	82	△ 45	△ 20	△ 25		
	増減率％	1966年	2.1	△ 3.7	△ 4.1	△ 3.4		
		67年	1.9	△ 3.8	△ 3.4	△ 4.1		
		68年	1.7	△ 4.3	△ 4.7	△ 4.0		

〔備考〕 資料は前掲昭和43年度「農業調査結果報告書」。

第97表 年齢別・男女別基幹的農業従事者数（全国）

（単位：1,000人，％）

			総 数	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
実 数	総 数	1966年	9,376	185	1,110	2,267	2,201	1,852	1,761
		67年	9,286	171	1,043	2,132	2,218	1,872	1,851
		68年	9,032	158	984	1,964	2,201	1,828	1,897
	男	1966年	3,966 (42.3)	111 (60.0)	403 (36.3)	827 (36.5)	799 (36.3)	775 (41.8)	1,050 (59.6)
		67年	3,868 (41.6)	104 (60.1)	378 (36.2)	745 (35.0)	793 (35.7)	769 (41.0)	1,079 (58.3)
		68年	3,784 (41.9)	95 (68.8)	363 (36.9)	697 (35.5)	792 (36.0)	741 (40.5)	1,096 (57.8)
	女	1966年	5,410 (57.7)	75 (40.0)	706 (63.7)	1,440 (63.5)	1,401 (63.7)	1,076 (58.2)	711 (40.4)
		67年	5,419 (58.4)	67 (39.2)	665 (63.8)	1,386 (65.0)	1,425 (64.3)	1,103 (58.9)	772 (41.7)
		68年	5,248 (58.1)	63 (39.9)	621 (63.1)	1,267 (64.0)	1,409 (64.0)	1,087 (59.5)	801 (42.2)
構 成 比	総 数	1966年	100.0	2.0	11.8	24.2	23.5	19.8	18.8
		67年	100.0	1.8	11.2	23.0	23.9	20.2	19.9
		68年	100.0	1.7	10.9	21.8	24.4	20.2	21.0
	男	1966年	100.0	2.8	10.2	20.9	20.1	19.5	26.5
		67年	100.0	2.7	9.8	19.3	20.5	19.9	27.9
		68年	100.0	2.5	9.6	18.4	20.9	19.6	29.0
	女	1966年	100.0	1.4	13.0	26.6	25.9	19.9	13.1
		67年	100.0	1.2	12.3	25.6	26.3	20.4	14.2
		68年	100.0	1.2	11.8	24.1	26.9	20.7	15.3

【備考】 1) カッコ内の数値は総数に対する男女別割合。

2) 資料は前掲「農業調査結果報告書」。

2 農家人口の移動

農家人口の社会的移動

一九六九年の一年間に、
農家人口（世帯員）は六九

万人の増、一三三万人の減を記録し、差引き六四万人の純減少となつた。これは六九年一月一日現在の人口数にたいし二・四％にあたる減少である（第98・99表参照）。

（注）一、「移動」とは、農家世帯員の増減をいうのであるが、農家数そのものの増減にともなう世帯員の増減をもふくんでいる。ただし「出かせぎ移動」や雇人の増減はふくまない。

二、本『年鑑』第四〇集（七〇年版）一七八～一八三ページにかかげられた諸統計表中の一九六八年の数字と、以下第97～100表中の六八年の数字には一致しないものがある。これは、七〇年版で集録した六八年の数値は未確定概数であり、第98～101表中の数値はその後農林省統計調査部によって修正確定された数値で、そのために生じた不一致である。

さて第98・99表によって、この六九年一年間の農家人口の社会的移動をみると次のようである。

①減少人口は前年より三万人増加したが、その原因は主として「農家の減少による」ものである。

第98表 農家人口の移動 (単位：100人、%)

項 目 年 次	増 加 人 口 ①							減 少 人 口 ②								
	総 数	社 会 的 異 動					自然的 移 動	総 数	社 会 的 異 動					自然的 移 動		
		離 職 転 入	勤 務 者 の 転 入	縁 事 転 入	その他 の 転 入	農家の 増による			出 生	就 職 転 出	勤 務 者 の 転 出	縁 事 転 出	その他 の 転 出		農家の 少 減による	死 亡
実 数	1965年	8,024	1,005	815	1,310	1,170	624	3,100	15,387	4,105	1,150	2,305	2,471	2,668	2,688	
	66年	6,428	975	759	1,257	1,089	351	1,997	13,906	3,835	1,045	2,129	2,409	1,938	2,550	
	67年	7,193	852	784	1,242	1,067	385	2,863	13,833	3,709	1,114	2,094	2,474	1,849	2,593	
	68年	6,865	846	785	1,212	1,141	347	2,533	13,008	3,381	1,018	1,971	2,353	1,761	2,523	
69年	6,887	733	830	1,187	1,255	389	2,493	13,329	3,270	1,076	2,046	2,405	2,193	2,339		
構 成 比	1965年	100.0	12.5	10.2	16.3	14.6	7.8	38.6	100.0	26.7	7.5	15.0	16.1	17.3	17.5	
	66年	100.0	15.2	11.8	19.6	16.9	5.5	31.1	100.0	27.6	7.5	15.3	17.3	13.9	18.3	
	67年	100.0	11.8	10.9	17.3	14.8	5.4	39.8	100.0	26.8	8.0	15.1	17.9	13.3	18.7	
	68年	100.0	12.3	11.4	17.7	16.6	5.1	36.9	100.0	26.0	7.8	15.2	18.1	13.5	19.4	
69年	100.0	10.6	12.1	17.2	18.2	5.6	36.2	100.0	24.5	8.1	15.3	18.0	16.5	17.5		
対前年増減	1966年	△ 1,596	△ 30	△ 56	△ 53	△ 81	△ 273	△1,103	△ 1,481	△ 270	△ 105	△ 176	△ 62	△ 730	△ 138	
	67年	765	△ 123	25	△ 15	△ 22	34	866	△ 73	△ 126	69	△ 35	65	△ 89	43	
	68年	△ 328	△ 6	1	△ 30	74	△ 38	△ 330	△ 825	△ 328	△ 96	△ 123	△ 121	△ 88	△ 70	
	69年	22	△ 113	45	△ 25	114	42	△ 40	321	△ 111	58	75	52	432	△ 184	

【備考】 1) 出かせぎ移動（1～6ヵ月間）は含まない。
2) △印は減少を示す。以下同じ。
3) 「その他」には家族の転出入を含む。
4) 資料は農林省統計調査部「農家就業動向調査結果概要」。

第 99 表 農家人口の移動形態別純増減数 (単位：100人)

項 目 年 次		純 増 減 (①-④)						
		総 数	社 会 的 移 動					自 然 的 動 出 死 生 亡
			離職転入 就職転出	勤務者の 転入転出	縁 事 転 入 転 出	その他の 転入転出	農家の増 減による	
実 数	1965年	△ 7,363	△ 3,100	△ 335	△ 995	△ 1,301	△ 2,044	412
	66年	△ 7,478	△ 2,860	△ 286	△ 872	△ 1,320	△ 1,587	△ 553
	67年	△ 6,639	△ 2,856	△ 330	△ 852	△ 1,407	△ 1,464	270
	68年	△ 6,143	△ 2,535	△ 233	△ 759	△ 1,212	△ 1,414	10
	69年	△ 6,442	△ 2,537	△ 246	△ 859	△ 1,150	△ 1,804	154
構 成 比 (%)	1965年	100.0	42.1	4.5	13.5	17.7	28.8	△ 5.6
	66年	100.0	38.2	3.8	11.7	17.7	21.2	7.4
	67年	100.0	43.0	5.0	12.8	21.2	22.0	△ 4.1
	68年	100.0	41.3	3.8	12.4	19.7	23.0	△ 0.2
	69年	100.0	39.4	3.8	13.3	17.9	28.0	△ 2.4
対 前 年 増 減	1966年	△ 115	240	49	123	△ 19	457	△ 965
	67年	839	4	△ 44	20	△ 85	123	823
	68年	496	321	97	93	195	50	△ 260
	69年	△ 299	△ 2	△ 13	△ 100	62	△ 390	144

〔備考〕 1) 出かせぎ移動は含まない。
2) 資料は前表に同じ。

第 100 表 農家人口の男女別・年齢別・移動形態別純増減数 (1968年) (単位：1,000人)

項 目 年 齢		総 数 (増加人 口-減少 人口)	社 会 的 移 動						自然的移動 (出生- 死亡)
			離職転入 - 転出	勤務者転 入- 転出	家族転入 - 転出	縁事転入 - 転出	その他 の転入 - 転出	農家の増 加- 減少	
男	総 数	△ 317.4	△ 137.4	△27.5	0.7	△ 7.3	△80.1	△66.9	0.8
	15歳未満	97.9	△ 13.3	0.1	0.5	△ 8.8	△ 5.3	△13.9	129.7
	15～19歳	△ 196.3	△ 126.0	△ 2.4	0.1	△ 0.2	△58.3	△ 8.3	△ 1.4
	20～24歳	△ 15.6	△ 3.0	△ 4.5	0.3	△ 1.6	0.7	△ 6.2	△ 1.3
	25～29歳	△ 27.3	2.2	△12.6	0.0	△ 4.8	△ 8.4	△ 3.2	△ 0.5
	30～34歳	△ 10.7	0.2	△ 1.9	△ 0.1	△ 1.0	△ 3.1	△ 2.8	△ 1.9
	35～59歳	△ 51.2	2.3	△ 6.2	0.1	0.0	△ 4.7	△19.0	△ 23.7
	60歳以上	△ 113.6	0.0	0.0	0.0	0.1	△ 0.8	△13.3	△ 100.1
女	総 数	△ 296.9	△ 116.2	4.2	0.4	△68.7	△42.4	△74.5	0.2
	15歳未満	△ 85.4	△ 17.1	0.4	0.3	0.5	△ 4.3	△12.8	118.4
	15～19歳	△ 153.6	△ 111.0	2.0	0.2	△ 3.7	△32.8	△ 7.6	△ 0.6
	20～24歳	△ 40.5	12.1	2.9	0.0	△50.7	0.2	△ 4.5	△ 0.5
	25～29歳	△ 19.2	1.2	△ 0.7	0.4	△13.8	△ 2.4	△ 3.1	△ 0.9
	30～34歳	△ 7.6	△ 1.0	△ 0.2	0.8	△ 1.3	△ 1.0	△ 4.1	△ 0.9
	35～59歳	△ 48.0	△ 0.5	△ 0.2	△ 1.2	0.1	△ 2.1	△26.1	△ 18.0
	60歳以上	△ 113.5	0.1	—	△ 0.2	0.2	△ 0.1	△16.3	△ 97.3

〔備考〕 1) △印は減少を示す。以下の表も同じ。
2) 農林省統計調査部昭和43年「農家就業動向調査報告書」(1970年3月刊)の統計より作成。

②人口の純減少を移動形態別にみると、社会的移動はいずれも減少となっているが、とくに減少の大きかったものは「職業移動による」もの（全体の三九％）と「農家の増減による」もの（二八％）である。「その他の転出入による」もの（二八％）がこれについているが、このなかには、就学のための学生の転出や入院のための病人の転出入などがふくまれている。全般的にみてこの年の大きな特徴は、農家数そのものの減少にもとづく人口減が前年より増加したことである。

男女別・年齢別・移動形態別農家人口の増減

次に一九六八年中の農家人口の純増減数を男女別・年齢別にみよう（第100表）。

①男子の減少数は三二万人、女子のそれは三〇万人で、男子が女子より若干多い。②これを年齢別にみると、男女ともに一五～一九歳層の減少が最も多く、これを移動形態別に観察すれば、中心は職業移動によることがわかる。すなわち、男女ともに離職転入者より就職転出者が圧倒的に多いためである。③これにたいし女子二〇～二四歳層に人口減少が多いのは、主として縁事転出者が縁事転入者を超過したことによっている。最近では、女子が結婚して非農家世帯員になると、その多くの者が「共かせぎ」のかたちで雇用関係にはいってゆくことを考えれば、縁事転出も実質的にはなかば就職転出の意味をもっているとみられる。④また、三五～五九歳層では、男女とも農家の減少にともなう人口減少が目だっている。⑤全体として人口移動形態をみると、男女ともに職業的移動による減少が最も多く、これについて男子は「その他の転入」（就学等）による減少が、また女子では縁事関係と農家数の変動にともなう減少が多い。

農家人口の職業移動

前掲「農家就業動向調査結果概要」（農林省、一九七〇年五月刊）によって、一九六九

年中の農家人口の職業移動を概観すれば次のとおりである。

(1) 他産業へ（六ヵ月以上の予定で）就職して流出した者は八〇万人、他産業から離職して還流した者は二〇万人、差引き流出超過は五九万人であった。この流出超過数は六五年六二万人、六六年五九万人、六七年六一万人、六八年五八万人であった。

(2) 就職者の勤務形態をみると、「通勤」型が五九％、「転出」型が四一％で、近年この「通勤」型流出者の比重が高まっている。

(3) 就職者は新規学卒者を中心とする一九歳以下の若年層が大半をしめている（六七％）。これを前年にくらべると、女子の二〇～三四歳層および三五歳以上層の通勤形態による就職がとくに増加している。また、一九歳以下若年層の職業流出数は前年にくらべると減少しているが、これは進学率の高まりと新規学卒者数そのものの減少によるのである。こういう事情のなかで、女子二〇歳以上層の通勤型就職者が増加したことは、他産業がその一般的労働力不足を農家女子の雇用によって補いつつある事実の現われとみられよう。

(4) 就職者の就職先は、製造業が最も多く（全体の四二％）、これについて卸・小売業（一七％）、サービス業（二三％）、建設業（一一％）等がある。製造業のうちでは、機械工業が一四％（主として男子）、繊維工業が一一％（主として女子）で、この両者は前年にくらべ若干その比重を高めている（本『年鑑』第四〇集一八〇ページ参照）。なお、建設業は前年にひきつづき減少した。

(5) 他産業を離職して還流した者は前記のとおり二〇万人であるが、これは近年減少の傾向にある。離職者のうち「通勤」型勤務者

が六四％であるが（この比重は前年にくらべ高まっている）、これでも「転出」型勤務者にくらべると「通勤」型は農家との結びつきがなお濃厚な労働者であることを示している。

(6) 離職後における農家での就業状態をみると、「農事その他」が四三％、「農業が主」となった者四二％、「自営業が主」となった者一六％である。また彼らの離職先を産業別にみると、製造業が最も多く（全体の三三％）、建設業、卸・小売業、サービス業等の順となっている。

出かせぎ移動

農家世帯員が一〇六ヵ月の予定で家を離れて働く「出かせぎ」は、一九六一年以降激増して社会問題となったが、その実数は官庁調査の不備や捕捉困難なせいもあって、これまでのところ正確な統計は作成されていない（出かせぎ者にかんする調査資料については本『年鑑』第三八集を参照されたい）。以下、農林省の前掲昭和四四年「農家就業動向調査結果概要」の報ずるところに従って、一九六九年中の出かせぎ移動について摘記しよう。

一九六九年中の出かせぎ者総数は二八万人で、これは過去における出かせぎ者数最高の六三年（三〇万人）に近い数となった（第101表）。年齢別にみると出かせぎ者のうち三五歳以上が六〇％をしめ、ついで二〇～三四歳層が三一％で、若年層は少ない。また彼らのうち五二％が農家の世帯主で、これについて「あつぎ」が多い。統計表はかかげないが、出かせぎ先は建設業が最も多く（全体の五八％）、製造業（二八％）その他となっている。

建設業出かせぎ者数は六八年までは横ばいをつづけてきたが、六九年には三万人増加した。また、製造業出かせぎ者数は年々その比重を増大させつつある。すでに本『年鑑』第三九集でも記録したよう

第101表 出かせぎ者数の推移

（単位：100人，％）

		総 数	男 女 別		年 齢 別			男の世帯上の地位別		
			男	女	19歳以下	20～34	35歳以上	世帯主	あつぎ	その他
実 数	1965年 ①	2,302	2,130	172	243	923	1,137	1,056	922	152
	66年 ②	2,353	2,183	170	263	834	1,257	1,142	891	151
	67年 ③	2,187	2,019	168	271	687	1,228	1,112	786	120
	68年 ④	2,359	2,190	169	269	719	1,371	1,205	853	133
	69年 ⑤	2,769	2,572	197	250	849	1,670	1,451	951	169
構 成 比	1965年	100.0	92.5	7.5	10.6	40.1	49.5	49.6	43.3	7.1
	66年	100.0	92.8	7.2	11.2	35.4	53.4	52.3	40.8	6.9
	67年	100.0	92.3	7.7	12.4	31.4	56.1	50.8	35.9	5.5
	68年	100.0	92.8	7.2	11.4	30.5	58.1	51.1	36.2	5.6
	69年	100.0	92.9	7.1	9.0	30.7	60.3	52.4	34.3	6.1
対前年増減	②－① ⑥	51	53	△ 2	20	△ 89	120	86	△ 31	△ 1
	③－② ⑦	△ 166	△ 164	△ 2	8	△ 147	△ 29	△ 30	△ 105	△ 31
	④－③ ⑧	172	171	1	△ 2	32	143	93	67	13
	⑤－④ ⑨	410	382	28	△ 19	130	299	246	98	36
対前年増減率	⑥／①	2.2	2.5	△ 1.2	8.2	△ 9.6	10.6	8.1	△ 3.4	△ 0.7
	⑦／②	△ 7.1	△ 7.5	△ 1.2	3.0	△ 17.6	△ 2.3	△ 2.6	△ 11.8	△ 20.5
	⑧／③	7.9	7.8	0.6	△ 0.7	4.7	11.6	8.4	8.5	10.8
	⑨／④	17.4	17.4	16.6	△ 7.1	18.1	21.8	20.4	11.5	27.1

【備考】 資料は前掲「農業就業動向調査結果概要」。

第102表 農家子弟学卒者の男女別進学・就業状況 (1969年3月卒)

(単位: 1,000人, %)

		総 数	進 学	就 業				業		その他	農業 就業 率 %
				計	就 職			自 営 業			
					転 出	通 勤	小 計	農 業	農業以外		
総 数	総数	1,216.8 (100.0)	643.6 (52.9)	536.0 (44.0)	258.2 (21.2)	221.2 (18.2)	479.4 (39.4)	47.6 (3.9)	9.0 (0.7)	37.2 (3.1)	8.3
	男	620.3 (100.0)	332.9 (53.7)	274.1 (44.2)	136.2 (22.0)	98.4 (15.9)	234.6 (37.8)	33.6 (5.4)	5.9 (1.0)	13.2 (2.1)	11.7
	女	596.5 (100.0)	310.6 (52.1)	261.9 (43.9)	121.9 (20.4)	122.8 (20.6)	244.7 (41.0)	14.1 (2.4)	3.1 (0.5)	24.0 (4.0)	4.9
中 卒	総計	663.8 (100.0)	512.1 (77.1)	144.0 (21.7)	95.1 (14.3)	33.3 (5.0)	128.3 (19.3)	13.3 (2.0)	2.4 (0.4)	7.7 (1.2)	8.8
	男	339.5 (100.0)	263.5 (77.6)	72.7 (21.4)	43.3 (12.8)	19.1 (5.6)	62.4 (18.4)	8.5 (2.5)	1.8 (0.5)	3.3 (0.9)	11.2
	女	324.3 (100.0)	248.6 (76.7)	71.3 (22.0)	51.7 (15.9)	14.1 (4.3)	65.9 (20.3)	4.8 (1.5)	0.6 (0.2)	4.4 (1.4)	6.3
高 卒	総計	486.2 (100.0)	121.9 (25.1)	342.0 (70.3)	145.6 (29.9)	160.2 (32.9)	305.8 (62.9)	31.6 (6.5)	4.6 (0.9)	22.4 (4.6)	8.7
	男	245.6 (100.0)	61.7 (25.1)	174.7 (71.1)	81.8 (33.3)	66.5 (27.1)	148.3 (60.4)	23.4 (9.5)	3.0 (1.2)	9.1 (3.7)	12.7
	女	240.6 (100.0)	60.1 (25.0)	167.2 (69.5)	63.8 (26.5)	93.7 (38.9)	157.4 (65.4)	8.2 (3.4)	1.6 (0.7)	13.2 (5.5)	4.5
農 高 卒	総計	50.5 (100.0)	6.0 (11.9)	43.1 (85.3)	14.1 (27.9)	13.3 (26.3)	27.4 (54.3)	15.3 (30.3)	0.4 (0.8)	1.5 (3.0)	34.4
	男	36.9 (100.0)	4.0 (10.8)	32.4 (87.8)	9.2 (24.9)	9.0 (24.4)	18.2 (49.3)	13.8 (37.4)	0.4 (1.1)	0.6 (1.6)	41.9
	女	13.6 (100.0)	2.0 (14.7)	10.8 (79.4)	4.9 (36.0)	4.3 (31.6)	9.2 (67.6)	1.5 (11.0)	0.1 (0.7)	0.9 (6.6)	12.9
そ の 他 卒	総計	66.9 (100.0)	9.6 (14.3)	50.1 (74.9)	17.6 (26.3)	27.8 (41.6)	45.4 (67.9)	2.7 (4.0)	2.0 (3.0)	7.1 (10.6)	4.7
	男	35.2 (100.0)	7.7 (21.9)	26.7 (75.9)	11.1 (31.5)	12.8 (36.4)	23.9 (67.9)	1.7 (4.8)	1.1 (3.1)	0.8 (2.3)	6.2
	女	31.6 (100.0)	1.9 (6.0)	23.4 (74.1)	6.4 (20.3)	15.0 (47.5)	21.4 (67.7)	1.1 (3.5)	0.9 (2.8)	6.4 (20.3)	3.7

- 〔備考〕 1) 「その他卒」とは大学、短大、各種学校の卒業生である。
 2) 卒業生は卒業前「通学が主」であったものだけである。
 3) 「高卒」には「農高卒」も含まれている。
 4) 「その他」は家事、育事、病気、受験準備等である。
 5) カッコ内は構成比である。
 6) 前掲「農家子弟の新規学卒者の動向」より作成。

第103表 農家子弟学卒者の農業就業状況

(単位：1,000人，%)

	農 業 就 業 者 総 数			中			卒			高			卒		
	総 数	男		女	計	男		女	総 数	男		女			
		小 計	あとつぎ			小 計	あとつぎ			小 計	あとつぎ				
実数・構成比 1967年3月卒① 1968年3月卒② 1969年3月卒③	64 (100.0)	39 (60.9)	26 (40.6)	25 (39.1)	24 (37.5)	13 (20.3)	6 (9.4)	11 (17.2)	36 (56.3)	24 (37.5)	19 (29.7)	12 (18.8)			
	61 (100.0)	44 (72.1)	33 (53.3)	17 (27.9)	19 (30.8)	12 (19.8)	7 (11.1)	7 (11.0)	37 (61.0)	28 (46.2)	23 (38.0)	9 (14.8)			
	48 (100.0)	34 (70.8)	23 (48.9)	14 (29.2)	13 (27.9)	9 (17.9)	4 (8.8)	5 (10.1)	32 (66.4)	23 (49.2)	18 (37.4)	8 (17.2)			
対前年 増減率	②－① △ 3 △ 13	5 △ 10	7 △ 10	△ 8 △ 3	△ 5 △ 6	△ 1 △ 3	1 △ 3	△ 4 △ 2	1 △ 5	4 △ 5	4 △ 5	△ 3 △ 1			
対前年 増減率	②－①/① △ 4.8 △22.0	11.5 △22.8	23.6 △28.3	△30.7 △19.0	△21.3 △29.3	△ 4.0 △29.8	19.3 △38.2	△40.7 △28.4	3.0 △15.1	17.5 △17.0	24.1 △23.3	△25.0 △ 8.9			
農業就業率	1967年3月卒 9.9	11.9	18.9	7.9	11.8	12.2	18.3	11.3	9.1	12.0	19.3	6.1			
農業就業率	1968年3月卒 9.7	13.7	22.6	5.5	10.6	13.6	23.6	7.6	9.4	14.1	22.7	4.6			
農業就業率	1969年3月卒 8.3	11.7	18.5	4.9	8.8	11.2	19.0	6.3	8.7	12.7	19.7	4.5			

【備考】 1) 農業就業者総数には「その他卒」が含まれる。
2) 農業就業率とは進学を除いた卒業者に対する農業就業者の割合である。
3) 前掲「農家子弟の新規学卒者の動向」より作成。

に、出かせぎ者は東北地方からのものが最も多く、北陸・南九州がこれについている。ただ前年にくらべ東北の二万人増、南九州の一万人増が目だっている。

3 農家子弟学卒者の動向

農家子弟学卒者の進学・就業状況

一九七〇年四月刊行の農林省統計調査部「農家子弟の新規学卒者の動向」(昭和四四年三月卒業者の四月末調査結果)によると、一九六九年三月の学卒者総数は一二二万人で、前年にくらべ八万人(六・一%)減少した。このうち「中卒」は六六万人で五万人(六・四%)の減少、「高卒」は四九万人で前年比四万人(六・七%)の減少を示し、その他は前年と変わらない。

なお、全国の学卒者総数中農家子弟のしめる割合は、「中卒」三八%、「高卒」は三三%で、農家数・農家人口が毎年減少しているにかかわらずこのように高い割合をしめているのは、農家人口の年齢構成の影響によるためである。

第102表は六九年三月卒業の農家子弟の進学・就業状況を示す。以下その概要を摘記すれば、――

(1) 卒業者のうち他産業に就職した者は四八万人である。一九六五年の五二万人をピークに就職者は年々減少傾向をたどってきたのであるが、進学者をのぞく卒業者のなかで就職者のしめる割合は、前年までの八〇%程度にたいし、本年は八四%に高まった。

(2) 就職者のうち、「転出」勤務者が五四%で「通勤」勤務者を上回っているが、近年この差はしだいに縮小する傾向にある。

(3) 学校別にみると「高卒」の比率は年々上昇し、本年は六四%、新規学卒労働力の大半をしめている。勤務形態別の特徴としては、「中卒」とくに女子に「転出」型が多く、「高卒」とくに女子に「通勤」型が多い。

(4) 六九年三月の卒業生で自家農業に就業した者は四万八〇〇〇人足らず、前年にくらべ一万三〇〇〇〇人の減少である。これは農家子弟卒業生総数のわずか四% (前年は五%)、農業就業率は八% (前年一〇%) である (第103表)。

農家子弟学卒者の就職状況

最後に他産業への就職状況を示すと(第104表)次のとおりである、――

(1) 就職先の産業では製造業が最も多く(全体の八四%)、商業、サービス業がこれについており、これら三部門で全体の八〇%ちかくをしめている。製造業では男子就職者は化学・金属・機械工業に多い。これは、近年の日本産業の重化学工業化過程に照応する現象で、重化学工業と建設業への農家子弟就職者の増大はとくにこの数年来の顕著な傾向である。これにたいして女子は商業、サービス業への就職が多く、製造業では繊維工業へ就職する者が多い。

(2) 学卒別にみると、「中卒」は製造業への就職が多く(全体の六〇%)、他方、「高卒」では商業・サービス業への就職割合が「中卒」にくらべると大きい。これはとくに女子についていえるのであるが、「高卒」男子はやはり製造業への就職者の比重が大きい。

なお、全国の新規学卒就職者総数のうち、農家子弟のしめる割合

第104表 農家子弟学卒者の就職状況 (1969年)

(単位：%)

	総 数	就職形態		主 な 就 職 先 の 産 業							
		転出	通勤	建設業	製 造 業			卸・小 売 業	運 輸 通信業	サービ ス 業	その他
					計	繊維	化学・ 金属・ 機械				
総 数	100.0 (479千人)	53.9	46.1	6.5	43.5	11.3	24.2	19.1	4.6	16.4	9.9
男	100.0 (235 ")	58.1	41.9	11.9	44.5	2.5	33.0	15.0	5.9	10.8	11.9
女	100.0 (245 ")	49.8	50.2	1.3	42.7	19.7	15.8	23.0	3.3	21.8	7.9
中卒計	100.0 (128千人)	74.1	26.0	12.5	59.5	27.0	24.4	8.8	2.5	14.9	2.0
男	100.0 (62 ")	69.4	30.6	25.3	49.8	3.5	36.9	10.1	2.7	8.7	4.0
女	100.0 (66 ")	78.5	21.4	0.5	68.6	49.5	12.7	7.6	2.3	20.6	0.2
高卒計	100.0 (306千人)	48.6	52.4	3.9	38.8	5.5	25.0	23.9	5.7	14.6	13.1
男	100.0 (148 ")	55.2	44.8	6.2	43.5	2.2	32.5	17.1	7.5	10.1	15.6
女	100.0 (157 ")	40.5	59.5	1.7	34.4	8.6	17.9	30.3	3.9	18.8	10.9

- 〔備考〕 1) 総数には「その他卒」を含む。
2) 「その他」は農林漁業、鉱業、金融保険業、不動産業、電気ガス水道業、公務、不詳を含む。
3) カッコ内の数は実数である。
4) 資料は前表に同じ。

は「中卒」「高卒」とも四〇%前後で、農家人口の減少にかかわらず、農家子弟はいぜんとして資本主義的労働市場における有力な新規労働力供給源となっていることがわかる。

2 農家経済と農民生活

1 農家の生計費

資 料 農林省統計調査部は毎年「農家生計費統計」を公表しているが、一九六六年度の報告書はそれ以前のもの

のにくらべ、内容に相当の変化があったことは本『年鑑』第三九集（一九六九年版）一八六ページで指摘したところである。したがって、六六年度以前と以後の統計数字のあるものはそのまま直接に連続しなくなっているのであるが、だいたいの推移・傾向をたどるところとは可能である。また、われわれは本『年鑑』第四〇集では農家生計費と農民の栄養状態について記録しなかったのであるが、それは官庁統計の公刊時期のおくれにより、編集の間に合わなかったためである。

以下の記述は昭和四二年度「農家生計費統計」（農林省統計調査部

第105表 農家経済の収支（全国1世帯当り平均）

（単位：1,000円）

区 分	農 家 所 得			租税 公課 諸負 担	税引 農家 所得	被贈 扶助 等の 収入	可処分 所 得	家族 家計 費	農家 経済 余剰	分 析 指 標			
	計	農業 所得	農外 所得							平均 消費 性向	家計費 に占める 割合	購入総 額に占める 割合	
実 額	1963年度	582.2	287.0	295.2	44.5	537.7	56.7	594.4	513.3	81.1	% 86.4	% 76.1	% 24.8
	64年度	663.7	315.2	348.5	51.2	612.5	64.8	677.1	579.6	97.7	85.6	77.5	24.9
	65年度	754.1	354.4	399.7	58.8	695.3	71.0	766.3	650.7	115.6	84.9	78.4	24.8
	66年度	856.7	399.2	457.5	69.7	787.0	82.7	869.7	718.1	151.6	82.6	79.5	24.6
	67年度	1,029.1	490.4	538.7	84.0	945.1	97.4	1,042.5	849.1	193.4	81.4	78.4	24.5
対前年増減率(%)	1963年度	11.0	6.0	16.4	△4.9	12.6	30.0	14.0	11.9	30.2			
	64年度	14.0	9.8	18.1	15.1	13.9	14.3	13.9	12.9	20.5			
	65年度	13.2	12.4	14.7	14.8	13.5	9.6	13.2	12.3	18.3			
	66年度	13.6	12.6	14.5	18.5	13.2	16.5	13.5	10.4	31.1			
	67年度	20.1	22.8	17.7	20.5	20.1	17.8	19.9	18.2	27.6			

〔備考〕 1) 家族家計費は、全世帯員の生計費から、年雇・下宿人等の同居人に対して支給したまかないの食費を控除した家族員の生計費額である。

2) 資料は農林省統計調査部「昭和42年度農家生計費統計」（昭和44年10月刊）。

一九六九年一〇月刊）によるのであるが、この年度について同報告書の序はのべている。「米の豊作に恵まれたうえに、九・二パーセントに上る米価の引上げをはじめ、農産物価格が一般に好況で、農家所得が前年に比べて一八・二パーセントという大幅な伸びを示した年である。最近における米の供給過剰と米価据置きムードの高まりは、農家経済と農家の消費支出に大きな影響を及ぼさずにはおかないであろう。この統計から読みとれる農家家計の好調は、このような深刻な米問題の生ずる直前の輝きであることを、忘れてはならない」。

農家経済と所得

一九六七年度の全国一戸当り平均所得は一〇三万円、前年度にくらべ二〇％増であった（第105表）。この大幅増加の主たる要因は、米の豊作と生産者米価の上昇、その他の農産物価格の一般的騰貴による農業収入の増加と、労賃等兼業収入の増加である。農業所得は前年にくらべ二三％、農外所得は一八％とそれぞれ増加した。

生計費の源泉となる可処分所得（農家所得＋被贈扶助収入－租税公課諸負担）は前年より二〇％伸びて一〇四万円となった。そして、家族の生計費は一八％増加して総額八五万円、農家経済余剰（可処分所得－家計費）は前年比二八％と大幅に増加して一九万円となった。右の数字はいずれも物価上昇を考慮しない名目的なものであるが、それでも前年にくらべ農業所得、経済余剰の伸び率は大幅で、生計費も相当増加した事実は注目すべきである。

農林業賃金

農家所得のなかば以上をしめる農外所得は、その大部分が農外の賃金俸給である。農業と林業においては賃労働兼業の機会がきわめて限られており、しかもそこで得られ

第106表 主要産業と農林業賃金比較

(単位：1日当り円)

		全産業	製造業(男女総合)		農業臨時雇い		林業臨時雇い(男)	
		(男女総合)	常雇	日雇い	男	女	伐木・造材	集材・運材
実数	1960年	1,007	935	421	382	314	608	629
	65年	1,668	1,550	737	853	688	1,257	1,296
	66年	1,869	1,739	782	934	756	1,364	1,399
	67年	2,073	1,964	892	1,037	849	1,535	1,567
	68年	2,368	2,272	1,012	1,241	1,033	1,729	1,780
指数	1960年	60.4	60.3	57.1	44.8	45.6	48.4	48.5
	65年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	66年	112.1	112.2	106.1	109.5	109.9	108.5	107.9
	67年	124.3	126.7	121.0	121.6	123.4	122.1	120.9
	68年	142.0	146.6	137.3	144.1	145.6	137.5	137.3

- 〔備考〕 1) 産業労働賃金は歴年平均、農林業賃金は会計年度平均。
 2) 産業労働賃金は、従業員規模30人以上の事業所の平均。
 3) 農業労働賃金はまかない費を含まない。
 4) 農林省統計調査部編1965年および70年版「ポケット農林水産統計」より作成。

第107表 農家の費目別生計費（全国1世帯当り平均）

(単位：1,000円)

区 分		生計費 総 額	飲食費	たばこ	被服費	家計光 熱費・ 水道料	住居費	保健・ 教育・ 文化費	雑 費	臨時費
実 績	1963年度	515.4	192.2	8.2	56.9	24.1	79.3	76.8	54.9	23.0
	64年度	580.2	211.9	8.5	61.4	26.4	93.1	89.4	64.9	24.6
	65年度	652.5	234.0	9.1	69.2	29.7	102.6	105.1	77.0	25.8
	66年度	718.7	252.0	10.0	74.4	32.7	113.8	119.9	85.7	30.2
	67年度	849.7	282.2	10.8	87.0	36.7	142.0	137.7	110.5	42.8
対減 前率 年(%) 増	1963年度	12.0	9.6	9.3	9.6	9.0	11.9	15.3	19.9	13.3
	64年度	12.6	10.2	3.7	7.9	9.5	17.4	16.4	18.2	7.0
	65年度	12.5	10.4	7.1	12.7	12.5	10.2	17.6	18.6	4.9
	66年度	10.1	7.7	9.9	7.5	10.1	10.9	14.1	11.3	17.1
	67年度	18.2	12.0	8.0	16.9	12.2	24.8	14.8	28.9	41.7
構 成 比 (%)	1963年度	100.0	37.3	1.6	11.0	4.7	15.4	14.9	10.6	4.5
	64年度	100.0	36.5	1.5	10.6	4.6	16.0	15.4	11.2	4.2
	65年度	100.0	35.9	1.4	10.6	4.6	15.7	16.1	11.8	3.9
	66年度	100.0	35.1	1.4	10.4	4.5	15.8	16.7	11.9	4.2
	67年度	100.0	33.2	1.3	10.2	4.3	16.7	16.2	13.1	5.0

- 〔備考〕 1) 生計費総額は、家族員・年雇・下宿人等の同居人を含む全世帯員の生計費額である。
 2) 資料は前掲「農家生計費統計」。

る賃金は農外の恒常的賃労働収入にくらべると非常に低い。

第106表は一九六〇～六八年における製造業賃金と農林業賃金を比較したものであるが、各年とも農業臨時雇賃金は製造業（従業員三〇人以上）常雇賃金のほぼ半分に相当している。ただ、近年農村労働力不足を反映して、とくに田植え・稲刈り労賃が上昇した結果、農業臨時雇賃金は非農業の日雇賃金をいくぶん上回る上昇を示している。

農家生計費の推移

農家生計費の費目別内容の推移をみると（第107表）、六七年度にあっては前年度にくらべ各費目ともに増加しているが、なお次の点が注目をひく。すなわち、①保健・教育・文化費、雑費、臨時費等の伸び率が相対的に大きく、②住居費（家財・家具費をふくむ）も大幅に増加している。これは家庭電気製品や自動車等の耐久消費財の普及にともない、それらの費用と住宅の改善修理がすすんでいる事実を反映するものである。また、雑費や臨時費の増大は、結婚や新築祝いなど臨時の支出が増加したことによるものと推定される。③飲食費の伸び率は相対的に小さく、実額にして二八万円。エンゲル係数もひきつづき低下して三三・二となった。農家の食品消費状況についてはのちにのべる。

農家と都市勤労者の生計費

人口五万人以上の都市勤労者平均一世帯当り生計費と、農家一世帯当り生計費を比較したものが第108表である。れによると一九六七年度には、都市勤労者七六万円にたいし農家八二万円、農家のほうが六万円多い。しかし一人当りの生計費になると逆で、都市勤労者一九万円にたいし農民家族は一六万円、前者の八七％に相当している。近年この開

第108表 農家と都市勤労者世帯の生計費の比較（1967年度）

（単位：1,000円）

区 分		生 計 費 総 額	飲 食 費	被 服 費	家 計 光 熱 費	住 居 費	雑 費
一世帯 当り	農 家 (A)	815.4	282.2	87.0	36.7	107.7	301.8
	都市勤労者 (B)	756.8	261.6	82.2	32.9	85.0	295.1
	%	%	%	%	%	%	%
	A/B	107.7	107.9	105.8	111.6	126.7	102.3
	(参考) 66年のA/B	100.1	104.6	98.7	106.2	114.4	91.8
一人 当り	農 家 (A)	164.1	56.8	17.5	7.4	21.7	60.7
	都市勤労者 (B)	188.7	65.2	20.5	8.2	21.2	73.6
	%	%	%	%	%	%	%
	A/B	87.0	87.1	85.4	90.2	102.4	82.5
	(参考) 66年のA/B	79.7	83.3	78.6	85.5	91.3	72.9

- 〔備考〕 1) 都市勤労者世帯（人口5万以上の都市）は総理府「家計調査」により67年4月から68年3月までの1年間月平均値を12倍して1ヵ年に換算したものである。
 2) 農家世帯は住宅費のうち住宅の減価償却費を差引いたものである。
 3) 資料は前掲「農家生計費統計」。

第109表 農家の主要食品消費量の内訳（全国1人1ヵ年当り平均）

区 分	米	粒食麦	魚介類	肉 類	鶏 卵	牛乳 (180 cc)	食用油	み そ	砂 糖	清 酒	ビール (633 ml)	菓 子	野 菜 類	
消 費 量	1963年度	kg 159	kg 9.4	kg 22.3	kg 3.4	個 123	本 62.2	ℓ 1.9	kg 9.3	kg 4.8	ℓ 5.4	本 3.5	kg 11.3	kg 115.9
	64年度	151	7.0	22.6	3.6	150	64.2	2.0	8.8	5.4	5.9	4.1	13.7	109.0
	65年度	150	6.0	23.5	3.6	149	66.9	2.1	8.4	5.6	5.8	4.3	14.4	108.4
	66年度	148	4.7	25.1	3.6	151	83.7	2.2	8.2	5.9	6.7	5.0	12.9	108.6
	67年度	146	3.8	27.7	4.6	164	89.5	2.3	9.2	6.3	7.3	6.4	15.6	110.2
対前 年 増 減 率 (%)	1963年度	1.9	△19.7	5.7	47.8	9.8	1.8	5.6	1.1	4.3	25.6	29.6	22.8	4.9
	64年度	△ 5.0	△25.5	1.3	5.9	22.0	3.2	5.3	△ 5.4	12.5	9.3	17.1	21.2	△ 6.0
	65年度	△ 0.7	△14.3	4.0	0.0	△ 0.7	4.2	5.0	△ 4.5	3.7	△ 1.7	4.9	5.1	△ 0.6
	66年度	△ 1.4	△21.7	6.8	0.0	1.3	25.1	4.8	△ 2.4	5.4	15.5	16.3	△10.4	0.2
	67年度	△ 1.4	△19.1	10.4	27.8	8.6	6.9	4.5	12.2	6.8	9.0	28.0	20.9	1.5

【備考】 1) △印は減少を示す。

2) 資料は前掲「農家生計費統計」。

きは縮小してきたのであるが、農家経済の好況が喧伝されたこの年でも統計に現われた実状はこのとおりである。費目別にみても農家の生計費支出は勤労者に劣っている。とくに教養娯楽費・教育費をふくむ一人当り雑費をみると、農民の支出は都市勤労者の八三％にすぎず、他の諸費目より両者間の格差が大きい。

農家の食生活

前掲の「農家生計費統計」によって農家の食料消費の状態をみよう。飲食費の伸び率は他の諸費目にくらべ相対的に小さいのであるが、これを内容的にみるとかなりの変化がみられる。全国平均一人一ヵ年当り消費量でみると（第109表）、米麦等穀類の消費は一九六三年いらい減少傾向を示し、これにたいし魚介・肉・鶏卵・牛乳など動物性蛋白食品の消費は増加傾向を示している。とくに一九六七年度において肉・魚介類の消費の伸びがいちじるしい。また、ビール・菓子等の増加も目だっている。これらの傾向は、生計費の増加にともない農民食生活の内容改善を示すもので、いわゆる農村生活の都市化傾向を反映するものである。

農家の保有する耐久消費財

農家の住居費の増大は耐久消費財の増加にささえられているのであるが、その主要品目の普及状況をみると（第110表）、自転車などの普及率も増加傾向をたどり、とくに一九六八年にその普及率は急速に伸びた。この年三月現在で、シン・テレビはほぼ一〇〇％、電気洗濯機・電気こたつは九〇％、トランジスタラジオや電気がまも七〇～八〇％程度普及している。これにたいしてステレオや乗用車の普及率の伸びは近年急速であるが、まだ都市にくらべるとその普及率は低い。

第110表 農家の主要耐久消費財の保有状況（全国100世帯当り）

（単位：台）

区 分	電 気 冷蔵庫	電 気 が ま	電気そ うじ機	ミシン	扇風機	電気井 戸ポン プ	電気せ んたく 機	テ レ ビ	
								白 黒	カラー
1963年3月末	10.0	27.8	5.5	72.7	23.1	26.7	40.7	70.8	
64年 "	17.1	32.9	8.0	78.5	31.0	29.8	50.6	85.0	
65年 "	27.2	36.6	11.3	82.2	41.2	31.1	63.6	93.6	
67年 "	49.2	45.1	18.7	86.3	60.2	41.0	76.3	99.1	
68年 "	68.9	71.8	33.2	96.8	77.3	44.1	87.9	103.7	2.0

区 分	ス テ レ オ	トランジ スター ラジオ	オ ル ガ ン	カ メ ラ	電 気 こたつ	ストー ブ 類	自転車	スクーター、 オートバイ	四 輪 自動車
1963年3月末	3.6	21.4	3.5	24.3	43.4	10.9	134.6	31.7	2.7
64年 "	5.0	25.0	4.5	27.3	47.7	15.6	153.1	44.7	4.3
65年 "	6.8	30.9	5.9	33.5	53.9	20.7	159.2	52.7	6.7
67年 "	10.9	41.2	8.3	41.2	67.5	39.3	158.0	60.6	13.3
68年 "	17.1	※84.0	12.4	59.3	90.6	67.5	—	—	—

【備考】 1) ※印のトランジスターラジオの68年3月末はラジオ類のすべてを含む。

2) 資料は前表に同じ。

以上、生計費統計でみるかぎり、農家の生活内容は一九六七年度において相当に向上したといえるのであるが、右はすべて調査農家全国一戸当り平均の状態を示すもので、これを農家の所得階層別に観察すると、その間に相当の格差がみられる。すなわち、平均以下の階層では、生活費総額はもとよりその費目別内訳においても、右にのべたところより劣悪な状態であることはいうまでもない。また、生計費統計の数字だけで農家の実質的生活内容が何割向上したと断定することも危険である。農業労働災害や工場の吐き出すカドミウムその他の有毒物質による健康破壊が進行している事実をもあわせて考慮する必要がある。

2 農民の栄養状態

農民の栄養摂取量

農林省は農家経済調査の一環として行なっている農家生計費調査の結果から、農民が毎日摂取した食料を食品別に分類集計し、食品別消費量と栄養素別摂取量を取りまとめた「農民栄養統計」を公表している。以下、一九六九年七月刊行の同報告書昭和四二年度版にかかげられた統計により、農民の栄養状態を概観しよう。

第III表によれば、一九六七年度における農民一人当り（全調査農家平均）栄養摂取量は、熱量二四四二カロリー、蛋白質七〇グラム、脂質二八グラム、カルシウム四七七ミリグラム、ビタミンC九六ミリグラムで、いずれも前年にくらべ二ないし九%増加した。六三年

第111表 農民の栄養摂取量（全調査農家1人1日当り平均）

区 分	熱 量	蛋白質	脂 質	カルシ ウ ム	食 塩	ビタミ ン A	ビタミ ン B ₁	ビタミ ン B ₂
1963年度	Cal 2,404	g 66.8	g 22.5	mg 427	g 20.8	I.U 1,181	mg 1.00	mg 0.89
64年度	2,354	65.2	23.4	432	19.7	1,209	0.97	0.85
65年度	2,434	67.7	25.8	442	20.1	1,157	0.99	0.80
66年度	2,377	66.8	26.4	442	20.6	1,209	0.91	0.86
67年度	2,442	69.5	27.5	477	21.7	1,235	0.98	0.89
対比 (67/66)	102.7	104.0	104.2	107.9	105.3	102.2	107.7	103.5

区 分	ビタミ ン C	参 考						1人1 日当り 食 費
		動物性 蛋白質	蛋白質に 占める動 物性蛋白 質の割合	熱 量 に 占 め る 割 合				
				穀 類	いも類	計	魚介肉 卵乳	
1963年度	mg 94	g 15.4	% 23.1	% 68.2	% 2.2	% 70.4	% 5.3	円 97
64年度	96	15.8	24.2	65.6	2.4	68.0	5.7	110
65年度	88	17.2	25.3	64.1	1.8	65.9	5.9	124
66年度	90	17.7	26.5	64.5	1.7	66.1	6.4	136
67年度	96	19.3	27.8	62.9	1.4	64.3	7.0	156
対比 (67/66)	106.7	109.0	—	—	—	—	—	114.7

〔備考〕 資料は農林省統計調査部編昭和42年度「農民栄養統計」（1969年7月刊）。

第112表 農民栄養摂取量と基準量の比較（全調査農家1人1日当り平均）

区 分	熱量	蛋 白 質	脂質	カル シ ウ ム	ビ タ ミ ン A	ビ タ ミ ン B ₁	ビ タ ミ ン B ₂	ビ タ ミ ン C	蛋白質に 占める動 物性蛋白 質の割合	熱量に 占める 穀類の 割合
67年度農民摂取量(A)	Cal 2,442	g 69.5	g 27.5	mg 477	I.U 1,235	mg 0.98	mg 0.89	mg 96	% 27.8	% 62.9
日本人の基準量(B)	2,300	75.0	38.0	660	1,900	1.20	1.20	63	39.9	59.7
(A)／(B)	106.2	92.7	72.4	72.3	65.0	81.7	74.2	152.4	—	—

〔備考〕 1) 基準量は国民栄養審議会の決定によるもの。

2) 資料は前表と同じ。

以降の推移をみるとどの品目も漸増傾向をたどっている。なかでもわが国では一般に摂取量の不足している動物性蛋白質・カルシウム・ビタミンなどが増加しつつあることは注目されてよい。

しかし、このように改善されつつある栄養摂取状態も、農民の労働量や労働強度に適応した合理的基準に達しているかという点、決して満足すべきものとはいえない。たとえば、国民栄養審議会の決定した栄養基準量とくらべてみると、基準量以上にとっているものは熱量とビタミンCだけで、他の栄養素はすべてこの基準量におよばない。たとえば脂質・カルシウムは基準量の七三%以下、ビタミンAは六五%以下である。また、蛋白質のなかで動物性蛋白質摂取量のしめる割合は、基準量では四〇%以上とされているのに、農民の摂取量はわずか二八%にすぎない(第112表)。

食品群別農民栄養構成

農民の栄養摂取の給源を食品群別にみると、米麦やいも類など澱粉食料のしめる割合は年々低下しているが、しかし現状ではなお摂取量の大部分はこれに依存している。すなわち熱量では六四%を穀類・いも類からとっている。蛋白質給源のなかば以上はこれら穀類・いも類である。魚介類・肉卵等の摂取は増加傾向にあるが、その量はきわめて少なく、「全体としては、なおでん粉質食料が農家の主要な栄養摂取源となっている」(前掲報告書)。

所得階層別農民栄養状態
第113表によって農民の栄養摂取量を所得階層別に観察する

第113表 所得階層別にみた栄養摂取量 (1967年度1人1日当り)

区 分	熱 量	蛋白質	脂 質	カルシウム	食 塩	ビタミン A	ビタミン B ₁	ビタミン B ₂
	Cal	g	g	mg	g	IU	mg	mg
30 万円未満	2,520	69.0	25.8	452	19.6	1,293	0.98	0.86
30 ～ 50	2,366	67.2	25.8	452	21.6	1,202	0.96	0.85
50 ～ 70	2,324	65.5	24.6	433	20.1	1,086	0.91	0.81
70 ～ 90	2,417	68.1	27.4	463	21.2	1,206	0.95	0.85
90 ～ 110	2,443	69.8	27.7	487	22.1	1,210	0.95	0.88
110 ～ 130	2,466	70.5	28.0	487	21.0	1,268	0.98	0.88
130 ～ 150	2,508	71.3	28.1	495	22.4	1,296	1.00	0.92
150 万円以上	2,488	72.4	29.5	503	22.5	1,311	1.01	0.90

区 分	ビタミ ン C	参 考						1 人 1 日 当 り 食 費
		動物性 蛋白質	蛋白質に 占める動 物性蛋白 質の割合	熱 量 に 占 め る 割 合				
				穀 類	いも類	計	魚介肉 卵乳	
	mg	g	%	%	%	%	%	円
30 万円未満	93	17.8	25.7	67.7	1.6	69.3	6.3	146
30 ～ 50	95	17.5	26.1	64.9	1.6	66.5	6.3	142
50 ～ 70	88	17.1	26.1	65.7	1.6	67.3	6.3	139
70 ～ 90	95	18.3	26.8	63.8	1.5	65.3	6.7	149
90 ～ 110	94	19.5	27.9	61.5	1.5	63.0	7.0	158
110 ～ 130	97	20.2	28.6	63.2	1.3	64.5	7.2	157
130 ～ 150	101	19.7	27.6	62.1	1.3	63.4	7.0	163
150 万円以上	99	21.5	29.7	60.5	1.3	61.8	7.7	166

〔備考〕 資料は前表に同じ。

と次の点が指摘できる、――

(1) 熱量については所得と摂取量とのあいだにそれほど顕著な相関関係はみとめられない。三〇万円未満層が最も多くの熱量をとっているし、一五〇万円以上層でもそれほど多量の熱量を摂取しているとはいえない。

(2) これにたいし、蛋白質・脂質・カルシウム等についていえば、所得の大きいほど摂取量も多くなっており、所得の高い農家ほど栄養状態がよくなっている。

(3) 栄養摂取源についてみると、低所得層ほど熱量中にしめる穀類の割合は高くなっており、動物性蛋白質食品の割合は逆に低い。さらに、蛋白質中にしめる動物性蛋白質の割合も、所得の高い階層ほどその割合が高い。

以上にみられるように、農民の栄養状態は質的にみると所得の大小によってかなりの格差がある。

【参考資料】 (1) 農林省統計調査部編 「農業調査結果報告書」(総括編、昭和四三年度) 一九七〇年二月刊、(2) 同 「農家就業動向調査報告書」(昭和四三年度) 一九七〇年三月刊、(3) 同 「農家就業動向調査結果概要」(昭和四四年一・二月) 一九七〇年五月刊、(4) 同 「農家子弟の新規学卒者の動向」(昭和四四年三月卒業者の四月末調査結果) 一九七〇年四月刊、(5) 同 「農家生計費統計」(昭和四二年度) 一九六九年一〇月刊、(6) 同 「農民栄養統計」(昭和四二年度) 一九六九年七月刊